

令和7年度

環境の状況及び環境保全の
施策に関する報告

Environment of Kitakyushu City 2025 / contents

004 はじめに

- 004 北九州市の環境行政のあゆみ

006 特集

脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現に向けた取組

- 006 1 国連主導の「脱炭素」に関するイニシアティブ「24/7CFE Compact」に加盟
006 2 「北九州トライアングルモデル」の構築
007 3 水素等拠点形成に向けてサプライチェーン構築実現可能性調査を開始

循環経済(サーキュラーエコノミー)システムの構築に向けた取組

- 007 4 市民1人1日イチゴ1個分(約30g)ごみ減量大作戦
008 5 市民が分別したプラスチックが「教室机の引き出し」に大変身!

生物多様性の増進に向けた取組

- 008 6 響灘ビオトープが生物多様性保全エリアとして国連の国際データベース(OECM)に登録

環境国際ビジネス拠点化の推進に向けた取組

- 009 7 日本「初」低炭素都市国際フォーラムの開催

その他のトピック

- 010 8 改正気候変動適応法への対応
010 9 PCB廃棄物処理に関する国からの感謝状贈呈について
011 10 北九州市災害時トイレ確保・管理計画の策定

012 第1章

脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現

012 核となる計画

- 012 1 北九州市環境未来都市
013 2 グリーンアジア国際戦略総合特区
013 3 北九州市地球温暖化対策実行計画
014 4 市域の温室効果ガス総排出量

015 基本施策1 エネルギーの脱炭素化

- 015 1 再生可能エネルギーへの取組
016 2 北九州市地域エネルギー政策の推進
016 3 脱炭素先行地域への選定
017 4 「グリーンエネルギーポートひびき」事業の推進
018 5 風力発電に係る人材育成への取組
018 6 北九州次世代エネルギーパーク
019 7 北九州市の水素に関する取組

021 基本施策2 イノベーションの推進

- 021 1 北九州市環境産業推進会議
021 2 環境未来ビジネス創出助成
021 3 北九州市中小企業の3E-Action(創エネ・省エネ・蓄エネ)応援事業

- 022 4 北九州GX推進コンソーシアムの設立

- 022 5 産学連携による技術開発の推進

023 基本施策3 脱炭素型ライフスタイルの推進 低炭素なまちづくり

- 023 1 北九州市低炭素まちづくり計画の策定
023 2 脱炭素社会を実感できるまちの整備
024 3 住宅・建築物(ZEH・ZEB)の省エネ化の推進
024 4 北九州市健康省エネ住宅「kitaQ ZEH」の普及
025 5 市民センターZEB化改修事業
025 6 城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業

認定制度

- 026 7 エコアクション21の認証・登録の支援
026 8 北九州市建築物総合環境性能評価制度の普及促進

公共施設における率先事例

- 027 9 市役所の温室効果ガス排出量
027 10 市役所の取組事例
027 11 学校施設太陽光発電導入事業

029 基本施策4 ゼロカーボン・ドライブや持続可能な公共交通ネットワーク等の推進

- 029 1 北九州市環境首都総合交通戦略の推進
029 2 モーダルシフトの推進
030 3 北九州港のカーボンニュートラルポートの形成を目指す取組
030 4 自動車からの温室効果ガスの削減

032 第2章

循環経済(サーキュラーエコノミー)システムの構築

032 基本施策1 家庭ごみの減量・リサイクルの推進

032 基本施策2 事業系ごみの減量・リサイクルの推進

- 032 1 第2期北九州市循環社会形成推進基本計画
032 2 ごみの減量化・資源化の取組
034 3 北九州市プラスチックスマート推進事業
035 4 プラスチック資源一括回収事業
035 5 ごみ処理の現況
042 6 ごみ処理経費
043 7 産業廃棄物の適正処理の推進
044 8 北九州市建設リサイクル資材認定制度

046 基本施策3 循環経済システムを支える基盤を活かした「地消・地循環」の推進

- 046 1 北九州エコタウン事業
049 2 古着の分別・リサイクル事業
050 3 食べものの「残しま宣言」運動の推進
050 4 小型電子機器等の再資源化促進事業
051 5 家庭系廃食用油回収事業
051 6 エコテクノの開催
052 7 九州環境技術創造道場

053 基本施策4 サーキュラーエコノミーの社会実装の推進

- 053 1 太陽光発電パネルのリサイクル
053 2 北九州市サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業費補助金
053 3 サーキュラーエコノミー推進に向けた業界団体との連携
053 4 環境スタートアップ集積促進事業

054 第3章 生物多様性の増進と環境保全の推進

054 核となる計画

- 054 1 北九州市生物多様性戦略

055 基本施策1 自然の適切な保全と回復

- 055 1 自然環境の現況
- 055 2 重要種の確認
- 055 3 「曽根干潟保全・利用計画」の策定と実施
- 056 4 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想
- 057 5 環境首都100万本植樹プロジェクト
- 057 6 自然環境保全活動支援事業
- 057 7 自然環境の保全と都市部の緑の創出
- 062 8 親しみのある河川の整備
- 064 9 臨海部の整備
- 065 10 里地里山の保全と利用
- 066 11 放置竹林対策
- 066 12 特定外来生物対策
- 067 13 鳥獣被害対策

068 基本施策2 自然を活用した多様な課題の解決

- 068 1 森林環境の保全
- 068 2 中山間地域・生産環境の保全
- 068 3 水産環境の保全
- 069 4 漁業振興の推進
- 069 5 有機農業の推進
- 070 6 グリーンインフラを活用したまちなかの防災・減災機能の強化

071 基本施策3 自然を大切にする価値観の形成

- 071 1 自然とのふれあいの推進
- 071 2 地産地消の推進
- 072 3 自然環境に関する情報発信
- 072 4 農業体験を通じた食農教育の推進
- 073 5 道路サポーター制度による道路清掃、花植え活動

074 基本施策4 都市環境の保全

- 074 1 北九州市公害防止条例
- 074 2 公害防止計画
- 074 3 大気環境の保全
- 079 4 水環境の保全
- 084 5 土壌汚染対策
- 085 6 騒音・振動対策
- 088 7 悪臭対策
- 089 8 工場・事業場における環境保全対策への取組の推進
- 089 9 公害に関する苦情・要望
- 090 10 環境影響評価制度
- 091 11 北九州市環境配慮指針

092 基本施策5 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

- 092 1 PRTR制度
- 092 2 化学物質対策
- 096 3 PCB処理事業
- 098 4 保健環境研究所における検査・研究
- 100 5 公害健康被害の補償と予防

104 第4章 環境国際ビジネス拠点化の推進

- 104 1 これまでの海外からの高い評価
- 104 2 諸外国の都市別環境協力実績
- 105 3 アジアの人材育成拠点形成

アジア規模での脱炭素社会実現に向けた取組

- 106 4 アジアカーボンニュートラルセンター
- 108 5 アジア・グリーン共創ハブ推進事業
- 109 6 関係機関との連携
- 111 7 海外水ビジネスの推進

114 第5章 市民の力でまちの環境力を高める

114 基本施策1 環境活動と地域活性化の好循環

- 114 1 環境活動を行う市民・市民団体への支援・助成
- 115 2 環境活動に関する各種表彰
- 116 3 まち美化に関する啓発
- 117 4 市民との協働による景観づくり
- 118 5 歴史的建造物の保存と活用

119 基本施策2 優れた環境人材の育成

- 119 1 「持続可能な開発のための教育(ESD)」の推進
- 120 2 北九州市環境みらい学習システム「ドコエコ！」の推進
- 120 3 北九州市環境首都検定の実施
- 121 4 環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進
- 121 5 北九州子どもエコクラブ活動の推進
- 122 6 北九州エコメカアイデア・コンクールの実施
- 123 7 環境教育副読本による環境学習の推進
- 123 8 SDGs環境アクティブ・ラーニングの実施
- 124 9 環境修学旅行の取組

125 基本施策3 環境国際協力・環境ビジネス等を通じたアジア地域への貢献

125 基本施策4 環境に配慮した行動の推進

- 125 1 北九州エコライフステージ
- 125 2 あらゆる主体による環境政策への参加の推進
- 126 3 ていたんポイント事業
- 126 4 テコ活
- 126 5 Kitag Zero Carbonプロジェクト
- 126 6 「ていたん&ブラックていたん」を活用した広報戦略
- 127 7 環境情報の収集・整備・提供
- 127 8 モラル・マナーアップの推進
- 128 9 ごみの減量化・資源化に関する啓発
- 129 10 北九州市のSDGsの取組
- 129 11 国連によるSDGsに関する国際会議「ハイレベル政治フォーラム」への参加
- 130 12 OECD「SDGs推進に向けた地域的アプローチ」プロジェクト

環境分野の主な連携協定

- 131 SDGsに関する企業との連携協定
- 131 脱炭素社会の実現等に向けた企業・大学との連携協定

134 資料編

環境行政の体制

- 134 1 環境行政組織
- 136 2 施設概要
- 138 3 予算
- 140 4 環境に関連する市の主な支援制度等

用語解説

141

はじめに

北九州市の環境行政のあゆみ

(1) 公害の克服

北九州市は、明治34年の官営八幡製鐵所の操業開始以降、化学、窯業、セメント、電力などの工場が進出し、四大工業地帯の一つとして我が国の経済成長に大きく貢献してきました。しかしながら、昭和30年代半ばから昭和40年代半ばにかけての急激な経済発展の過程で、大気汚染や水質汚濁などの公害をもたらすことになりました。

このような深刻な状況の中で、行政においては、昭和46年に「北九州市公害防止条例」の制定、昭和47年に「北九州地域公害防止計画」の策定と、公害防止に関する各種施策を実施していきました。これに加え、市民・事業者・行政などの関係者が一体となって精力的かつ総合的な取組を実施したことにより、昭和50年代後半には公害問題は劇的に改善されることとなりました。



昭和35年

現在

(2) 快適環境都市の創造

公害を克服した昭和50年代後半から、政策の重点は公害対策から快適な都市環境の創造へと移っていきました。

北九州市は、平成5年に、快適な環境づくりに顕著な功績のあった自治体に対して表彰される「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」を受賞、全国的に「快適環境都市・北九州」として高い評価を受けました。

北九州市では、平成8年に「アジェンダ21」の地域版（ローカルアジェンダ）を策定、さらに平成12年には、「北九州市環境基本条例」を制定し、地球環境保全を含む環境保全に関する取組も総合的・計画的に推進しています。

(3) 環境国際協力の推進

北九州市では、産業公害を克服する過程で培われた環境保全技術等を、公害問題に苦しんでいる開発途上国に役立ててもらおうと、昭和60年代から他の自治体に先駆けて、環境国際協力を実施してきました。このような取組は、UNEP グローバル500賞（平成2年）、国連地方自治体

表彰（平成4年）を受賞するなど、国際的にも高い評価を受けることとなりました。

平成8年には、友好都市である中国・大連市との環境協力において、わが国で初めて地方から提案されたプランが政府ODAに位置付けられ、同市の大幅な環境改善に繋がりました。このような成果が国際的にさらに評価され、平成14年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、サミットの合意文書である「実施計画」に、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における都市の環境改善を国際的に支援する仕組みである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が明記されました。

平成22年に「アジア環境都市機構」を創設し、より効果的な効率運営を図るとともに、平成16年に設立された「東アジア経済交流推進機構」とも連携しながら、様々な取組を実施しています。

また、PM2.5をはじめとする大気汚染が深刻化するなか、平成25年に開催された「第15回日中韓三カ国環境大臣会合」の合意に基づき、大気改善をはじめとする課題解決のため、関係都市との環境協力を積極的に取り組んでいます。

さらに、平成22年6月に開設した「アジア低炭素化センター（現 アジアカーボンニュートラルセンター）」では、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めています。

(4) 循環型都市づくり

北九州市では、環境保全施策に取り組んできた一方、ものづくりの幅広い裾野を持つ産業技術の集積を活用して、「あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること（ゼロ・エミッション）」を目指し、資源循環型社会の構築を図る先駆的な取組も進めてきました。

その中でも、平成9年7月に全国第一号として国の承認を受けたエコタウン事業は、「産業振興施策」と「環境保全施策」を統合した独自の地域政策として、積極的に環境に配慮した産業都市づくり、持続可能な社会の実現に向け、多くの成果をあげてきました。

また、エコタウン事業第2期計画を策定（平成14年8月）、対象エリアを市域全域に拡大（平成16年10月）し、従来の環境・リサイクル産業の集積に加え、リユース事業などの新たな環境産業の誘致、既存産業インフラ等を有効活用する事業の創出、ものづくりの段階での環境配慮促進など新たな事業を進めています。

他方、市民の日常生活においても、発生抑制、再使用、再資源化といった「循環型」を目指し、平成10年7月の家庭ごみ有料指定袋制の導入以来、平成16年10月の

事業系ごみ対策、平成18年7月の家庭ごみ収集制度の見直しなど具体的な施策を展開してきました。

平成23年に「循環型」の取組に「低炭素」と「自然共生」を加えた「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、令和3年には新たにSDGsの実現と脱炭素社会を見据えた「第2期北九州市循環型社会形成推進計画」を策定し、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を推進しています。

(5) 環境首都グランド・デザインの策定

地球規模で進んでいる環境問題の解決に向けて、日々の暮らし方、産業活動や都市づくりのあり方などを、環境の視点から見直すと同時に、多くの人々と情報を共有し、お互いに理解し協力しあうことが必要です。

北九州市では、市民・NPO、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して、幅広い視点から環境保全の取組を推進するため、「環境首都グランド・デザイン」(平成16年10月)を策定しました。この環境首都グランド・デザインでは、「真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」という基本理念のもと、「共に生き、共に創る」(社会的側面)、「環境で経済を拓く」(経済的側面)、「都市の持続可能性を高める」(環境的側面)の3つの柱を掲げています。平成19年10月には、「環境首都グランド・デザイン」を具体化する行政計画として、「北九州市環境基本計画」を策定しました。

(6) 環境モデル都市・環境未来都市・グリーン成長都市としての取組

北九州市は、平成20年7月に、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に全国第一号として選定されました。平成21年3月には、「北九州市環境モデル都市行動計画(北九州グリーンフロンティアプラン)」を策定し、現在は、令和3年策定の「北九州市地球温暖化対策実行計画」において、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組の一層の推進を図っています。

平成23年12月には、わが国及び世界が直面する地球温暖化、資源・エネルギーといった環境問題に加え、人口減少や超高齢化など社会的な課題に他都市に先駆けて取り組む「環境未来都市」にも選定されました。平成24年5月には「北九州市環境未来都市計画」を策定し、適宜改定を加えながら、「環境」、「超高齢化」、「国際化」などの課題に取り組み、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指しています。

同じく平成23年12月には、国の総合特区の第一次指定として、北九州市及び福岡県、福岡市で共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が国際戦略総合特別区域として選定されました。同選定を踏まえ、「環境」と「アジア」をキーワードに国内外の投資を呼び込み、雇用を創出

し、地域経済を活性化する緑の成長戦略を進めています。

また、経済協力開発機構(OECD)からは、「環境」と「経済」が両立する「グリーン成長都市」に、パリ、シカゴ、ストックホルムと並んでアジアで初めて選定され、平成25年10月には、北九州市のグリーン成長への取組をまとめた「OECD北九州レポート」日本語版が発表されました。このレポートを通じて、北九州市の「市民環境力」を礎とした環境に関する取組が全世界に発信されています。

さらに、「伊勢志摩サミット(平成28年5月)」にあわせて全国各地で開催される閣僚会議のうち、「エネルギー大臣会合」が北九州市で開催され、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」が世界に発信されました。

このように北九州市の取組は、国内外から高い評価を受けています。

(7) 世界の環境首都とSDGsの実現を目指して

平成27年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs)を中核とする、持続可能な開発のための2030アジェンダが全会一致で採択されました。SDGsは、2000年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の理念を取り込みつつ、先進国を含む全ての国々に対する17の目標を設定し、経済、社会、環境の統合を目指すものです。

また、平成27年11月から、新興国や途上国を含む196か国・地域が参加して、「気候変動枠組条約」の第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリで開催されました。その結果、全締約国が、21世紀末までの世界の平均気温の上昇を、工業化前に比べ2度未満に抑える「2度目標」に加え、1.5度以内へ向けて努力するとする目標が明記された「パリ協定」が採択されました。

こうした状況の変化に対応するため、平成29年11月に改定した「北九州市環境基本計画」では、これまでの基本理念を引き継ぎつつ、SDGsを推進していくため、副題を「環境首都・SDGs実現計画」とし、取組を進めていきます。

SDGsの取組については、北九州市は平成30年4月に、アジア地域で初めてOECDから「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」として選定されました。

さらに、平成30年6月には、国の「SDGs未来都市」に選定されています。

今後も、世界の環境首都及びSDGsの実現に向け、市の最大の資源である「市民環境力」を活かしながら、環境・経済・社会の両立を目指していきます。

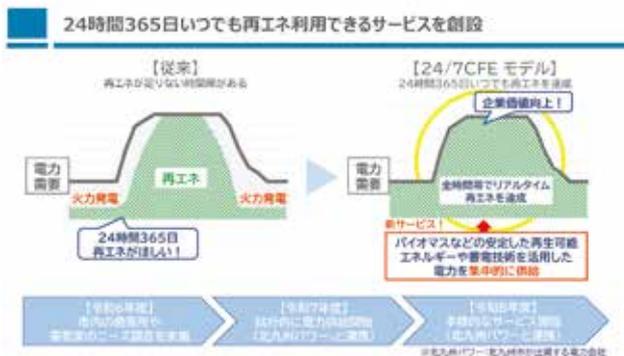
脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現に向けた取組

1 国連主導の「脱炭素」に関するイニシアティブ「24/7CFE Compact」に加盟

(1) 背景・目的

北九州グリーンインパクトの取組の一環として、国連主導の脱炭素に関するイニシアティブである 24/7Carbon Free Energy Compact にアジアの自治体として初めて加盟しました。24/7CFE Compact には、グーグルやマイクロソフト等の大手 IT 企業などが加盟しており、蓄電技術等の活用により脱炭素エネルギーによる電力の同時同量（電力の需要と供給が同じ時に同じ量になっているということ）の達成を目指す国際イニシアティブです。

今後は、北九州市の再生可能エネルギーに関するポテンシャルを活かして、昼夜問わず 24 時間 365 日、いつでも再エネが利用できるサービスを、アジアの自治体として初めて創設することを目指します。これにより、世界最高水準のエネルギーを求める先進企業等の市内への誘致を進めるとともに、サステナブルなエネルギーを利用して地元企業の競争力強化を支援します。



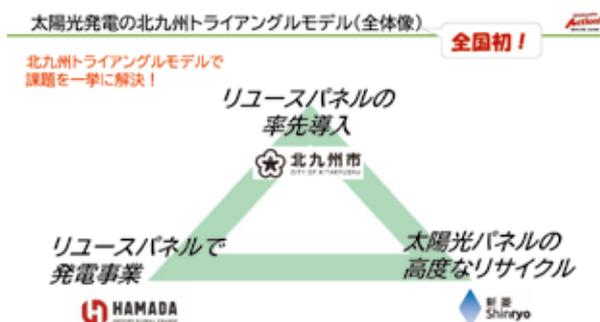
(2) 加盟後の北九州市の取組について

太陽光発電や風力発電などの変動性電源に加えて、ベースロード電源であるバイオマス発電など、多様で豊富な再生可能エネルギーを有する北九州市のポテンシャルを活かして、24/7CFE 対応型の電力メニューの創設に向けて取組を推進します。具体的には、令和 6 年度に需要家となる市内企業や市内再生可能エネルギー事業者のニーズ等の調査を行い、地域新電力である北九州パワーと連携して、令和 7 年度の試行実施を経て、令和 8 年度から本格的に 24/7CFE 対応型電力メニューの供給を開始することを目指します。

2 「北九州トライアングルモデル」の構築

(1) 背景・目的

2012 年から始まった国の FIT 制度(固定価格買取制度)により、太陽光発電の導入が急速に進んできましたが、買取期間の終了に伴う太陽光パネルの大量破棄が大きな課題となっています。こうした中、高度なリユース・リサイクル技術を有している地域企業と北九州市が連携し、まだ使える太陽光パネルをリユースすることで、再生導入と資源循環の課題を一挙に解決する全国初のモデルを構築しました。



(2) 本モデルの詳細

本モデルでは、株式会社浜田が、太陽光パネルのリユース診断や、リユースパネルを活用した電力販売（PPA）の事業展開、株式会社新菱が、リユース診断の結果、リユースできず廃棄される太陽光パネルの高度リサイクルにより貴重な資源回収を行い、北九州市が、公共施設へのリユースパネル PPA の率先導入を実施します。株式会社浜田と株式会社新菱がタッグを組み、リユースとリサイクルの両面から太陽光パネル大量廃棄問題に対して取り組むことで環境負荷の軽減と経済性の両立を実現します。

この「北九州トライアングルモデル」は、他地域にも展開可能な循環型経済の先進事例として注目されており、再生可能エネルギー市場の成長を支える新たな枠組みとなることが期待されています。

3 水素等拠点形成に向けてサプライチェーン構築実現可能性調査を開始

(1) 響灘臨海エリアを中心とした水素・アンモニアの商用サプライチェーン構築実現可能性調査の開始

福岡県水素拠点化推進協議会は、令和5年5月に設立して以降、北九州市響灘臨海エリアを中心とする水素・アンモニア（以下「水素等」）拠点形成に関する検討を進めてきました。

令和6年6月、国支援制度の採択を目指し、検討を更に推進させるため、産学官連携で同地域を中心とした水素等の商用サプライチェーン構築実現可能性調査（以下「本調査」）を開始しました。

本調査では、協議会を通じて確認された現時点での水素等需要ポテンシャル（令和12年時点約9万トン、令和22年時点約70万トン）の実現性を確認するために、協議会員の一部からなる企業連合を中心に、国内外における水素等製造を見据えた輸入・揚陸、貯蔵、脱水素、配給（パイプライン・ローリー）を備えた拠点整備と商用サプライチェーン構築に関する調査を進めています。

(2) 本調査の体制・役割

調査体制	検討内容（イメージ図の番号と対応）
伊藤忠商事株式会社	①海外アンモニア製造・供給 ②廃プラ由来水素製造・供給
ENEOS株式会社	③グリーン水素製造・供給
オリックス株式会社	③グリーン水素製造・供給
九州電力株式会社	①海外アンモニア製造・供給 ④水素混焼発電
西部ガス株式会社	⑤e-methane製造 ⑥水素パイプライン
日本製鉄株式会社	⑦アンモニア混焼発電
日本コークス工業株式会社	②廃プラ由来水素製造・供給 ⑧アンモニア貯蔵・アンモニアクラッキング
日鉄エンジニアリング株式会社	⑥水素パイプライン ⑨アンモニアパイプライン
三井住友信託銀行株式会社	③グリーン水素製造・供給
福岡県、北九州市	協議会事務局

(3) 水素等サプライチェーン イメージ図



循環経済（サーキュラーエコノミー）システムの構築に向けた取組

4 市民1人1日イチゴ1個分（約30g）ごみ減量大作戦

(1) 取組の背景

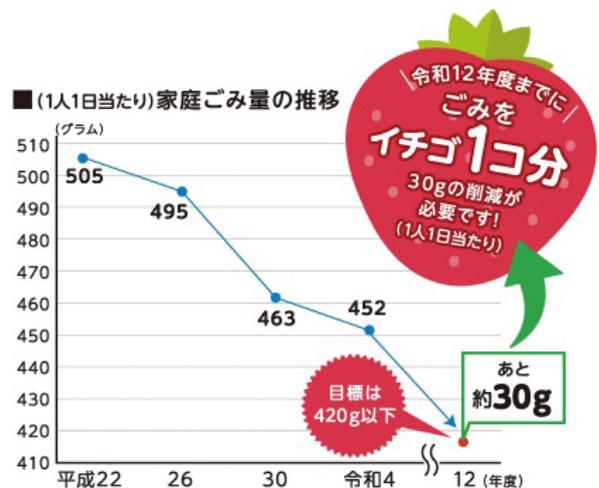
北九州市では、第2期循環型社会形成推進基本計画で、令和12年度の市民1人1日あたりの家庭ごみ量を420g以下にすることを目標に掲げ、様々な対策に取り組んでいます。市民のごみ減量やりサイクルへの協力により、令和4年度には452gまで減少することができました。

しかしながら、目標を達成するためには、まだ約30gのごみ減量が必要です。そこで、ごみ量削減の成果と、目標達成に向けたさらなる協力を分かりやすく市民に伝えるために、1日にイチゴ1個分（約30g）のごみ削減を呼びかける「市民1人1日イチゴ1個分ごみ減量大作戦」と題した啓発活動を展開しました。

(2) 取組の概要

市政だより・SNS・市庁舎でのパネル展示のほか、環境マスコットキャラクターのていたんとイチゴをコラボさせた「イチゴていたん」を登場させた保育園での出前講演や、エコライフステージ2024への出展など様々な場面で啓発を行い、協力を呼びかけました。

今後も、市民一人ひとりが毎日少しずつ、ごみ減量に取り組んでいただけるように啓発活動を継続し、ごみ減量の目標達成に向けて取り組みます。



5 市民が分別したプラスチックが「教室机の引き出し」に大変身!

(1) 取組の背景

北九州市では、限りある資源を有効利用するため、家庭で出るプラスチック製容器包装や製品プラスチックを回収し、リサイクルするプラスチック資源一括回収事業に取り組んできました。

これまで、回収したプラスチックは、新たなプラスチック製品を作る原料など、資源として利用されてきました。しかしながら、リサイクルされた製品が物流用パレットやタイヤ止めなどの市民生活に身近なものではないことから、どのようにリサイクルされているか分かりにくい状況でした。そこで、リサイクル事業者や小売事業者と協働し、市民に分かりやすいリサイクルの実現を目指した検討を始めました。

(2) プラスチックの「地消・地循環」

関係者で検討を重ねる中で、将来を担う子ども達にリサイクルを実感してもらえる商品を作りたいという想いから、小学生向けの「教室机の引き出し」を商品化することにしました。この取組は、市民が分別したプラスチックが市内でリサイクルされ、市民生活に戻る『地消・地循環（市内で発生したごみを市内でリサイクル、商品化、販売し、市民が再び使用する循環の仕組み）』を実現した全国初の事例です。

今後、分別したプラスチックが身近な商品に生まれ変わることを広く発信し、プラスチック回収量の増加につなげるとともに、「地消・地循環」の好事例を増やしていきます。



生物多様性の増進に向けた取組

6 響灘ビオトープが生物多様性保全エリアとして国連の国際データベース (OECM※1) に登録

(1) 登録の経緯

響灘ビオトープは、令和5年10月、生物多様性の価値が国（環境省）に評価され、「自然共生サイト※2」に認定されました。その後、令和6年8月には、環境省を通じて、響灘ビオトープの全域（約41ha）がOECMとして、国連の国際データベースに登録されました。これは、日本から初めての登録（日本からは159箇所が登録）で、響灘ビオトープは福岡県では唯一のエリアです。

これにより、響灘ビオトープが、COP15で世界目標として定められた「30by30※3」の達成に資するエリアとして正式に登録されました。



響灘ビオトープ

※1：OECM (Other effective area-based conservation measures)

国立公園等の法令による保護地域以外で、生物多様性保全に資する地域のこと。企業の森、ビオトープ、里地里山等、多様な場所が該当する可能性がある。

※2：自然共生サイト

国が民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を認定する制度。認定後は、法令による保護地域を除いた部分がOECMとして国際データベースに登録される。

※3：30by30 (サーティーバイサーティー)

生物多様性条約第15回締約国会議 (COP15) で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や、国の戦略である「生物多様性国家戦略2023-2030」に盛り込まれた目標で、2030年までに陸域と海域の30%以上の保全を目指すもの。

(2) 響灘ビオトープの生物多様性の価値

響灘ビオトープの生物多様性の価値として、自然共生サイトの認定及びOECM登録時に、

- ①自然環境学習拠点として機能し、800種もの多様な動植物からなる健全な生態系が存在していること
- ②ベッコウトンボやチュウヒ等の絶滅危惧種が生息生育していること
- ③環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されるなど、生物多様性保全上の重要性が認められ

ていること

④越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、地域の動物の生活史にとって重要な場等の価値を有していることが認められています。



チュウヒ



ベッコウトンボ

環境国際ビジネス拠点化の推進に向けた取組

7 日本“初”「低炭素都市国際フォーラム」の開催

国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、韓国仁川広域市、北九州市主催、公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）、JICA九州共催による「第4回低炭素都市国際フォーラム」を令和6年10月8日に北九州市にて開催しました。

(1) 背景・目的

北九州市の再エネ導入や水素、資源循環など脱炭素につながる先進的な取組や長年の環境国際協力・環境国際ビジネスの取組などが評価され、日本で初めての開催となりました。18か国から約100人が参加し、持続可能で低炭素な都市の実現に向けて、課題や解決策について情報共有を図りました。



第4回低炭素都市国際フォーラム

(2) 市内視察の実施

また会議翌日9日には、海外からの参加者に対してタカミヤ環境ミュージアムなど本市の環境関連施設の視察ツアーを実施しました。



8 改正気候変動適応法への対応

(1) 改正気候変動適応法の背景・概要

熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が令和5年4月に改正され、令和6年4月に施行されました。

改正法では、「熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）」、市町村長による「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」及び「熱中症対策普及団体」の指定の制度等が新たに創設されました。

北九州市では、関係部局が連携して熱中症対策を円滑に推進していくため「北九州市熱中症対策推進連絡会議」を設置し、市民の熱中症被害の低減に向けた情報発信等に取り組んでいます。

(2) 熱中症特別警戒アラート

「熱中症特別警戒アラート」は、過去に例のない危険な暑さにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、環境省より発表されます。

ア. 発表基準

翌日の暑さ指数の予測値が、県内の全ての暑さ指数情報提供地点で「35」以上となる場合

イ. 発表時の市の対応

市公式 SNS 等の情報発信ツールを活用するとともに、各局・区の所管団体・施設等を通じて市民に情報発信を行います。

ウ. 市独自の取組

熱中症特別警戒アラートが発表されない場合においても、北九州市唯一の観測地点である「八幡」において翌日の暑さ指数の予測値が「35」以上となる場合は、熱中症特別警戒アラート発表時に準じて市民への情報発信を行います。

(3) クーリングシェルター

北九州市では、熱中症特別警戒アラートの対象日などに、暑さから避難する施設（クーリングシェルター）として、市民センターや市立図書館、生涯学習センター、一部の民間施設を開放します。ご自宅での暑さ対策が難しい場合は、必要に応じて利用をご検討ください。

現在のところ、公共施設 161 施設、民間施設 67 施設、合計 228 施設を「クーリングシェルター」として指定しています（令和7年3月31日時点）。詳細は市のホームページでもご覧になれます。



クーリングシェルター案内ステッカー



市の HP

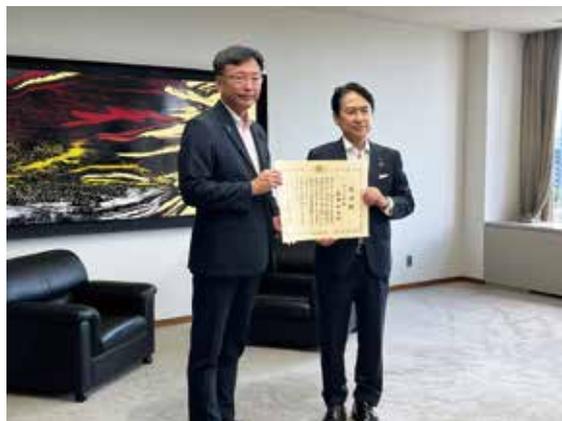
9 PCB 廃棄物処理に関する国からの感謝状贈呈について

(1) 北九州 PCB 処理事業

PCBは、昭和43年に起きた「カネミ油症事件」を契機に、昭和47年に製造・使用が禁止され、保有者にはPCB廃棄物の適正処理が求められることとなりました。当初、PCB処理は民間主導の処理が試みられましたが、候補地周辺住民の理解を得られないことから、約30年間、保有者による保管を余儀なくされ、その後、国主導で処理を行うことになり、平成16年に中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）第1号の施設が北九州市で操業を開始しました。

北九州市は、平成12年に国からPCB処理施設の立地要請を受けて以降、徹底した安全性の確保や情報公開などを求め、国も北九州市の求めに対応してきました。こうした北九州市のリスクマネジメントに関する取組は、全国5か所にある全てのPCB処理施設で採用され、我が国のPCB処理をけん引してきました。

国が北九州市にPCB処理施設の立地を要請してから、2度の期間延長を経て、令和6年3月末に、23年に及んだ処理事業が終了し、同年8月、これまで市民や議会からご理解いただいたことに対し、環境大臣から感謝状が贈呈されました。



◆処理実績

項目	処理実績
変圧器	2,801台
コンデンサー	58,950台
安定器及び汚染物等	10,256t

令和6年3月末時点

(2) 今後の対応

事業終了後、施設は解体撤去を行います。施設の解体については、順次、設備の内側に付着した PCB を洗浄し、安全に除去分別した上で行うことになっています。

すべての解体撤去が完了するのは、令和 12 年頃の予定です。北九州市としては、施設の解体撤去が安全かつ確実に完了するよう、引き続き監視指導していきます。

10 北九州市災害時トイレ確保・管理計画の策定

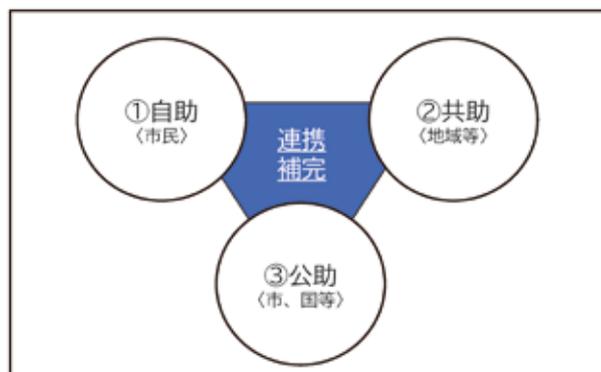
(1) 策定の目的

これまで日本各地で災害が発生した際、建物や上下水道施設の被災等により、水洗トイレが機能なくなり、トイレが不足すること等で、衛生面や被災者の健康面など様々な問題が発生してきました。

そこで、こうした事態を防ぎ、災害時でも誰もが安心して快適に利用できるトイレ環境を確保するために、災害時におけるトイレの確保や管理に関する計画を取りまとめ、対策を推進します。

(2) 基本理念

災害時に速やかに必要なトイレを確保し、安全・安心で快適なトイレ環境を構築するためには、行政による「公助」のみならず、市民による「自助」や地域、企業等の「共助」も含め、市全体で課題を認識・共有することが必要です。また平時からの備えも含めて各々がその役割を果たしつつ、連携・補完しながら、災害時のトイレ対策に取り組むことへの重要性を掲げています。



(3) 目標数と確保状況

北九州市の公的備蓄の考え方を踏まえ、小倉東断層を震源とした M6.9 の地震による被害想定に基づき、避難者（約 22,000 人）が 3 日間生活できることを想定し、備蓄を進めています。

目標数としては、携帯トイレが 66,000 セット、仮設トイレ等が 440 基と定めています。

令和 7 年 2 月時点で、携帯トイレが 72,740 セット、仮設トイレ等が計 1,604 基（※連携協定供給分を含む）と、目標数を確保できている状況です。

(4) 今後の課題

①「自宅や地域等での災害用トイレの備蓄に関する啓発」

災害時に自宅のトイレが使えなくなった場合等に備えて携帯トイレを備蓄するなど、日頃の備えの重要性を市民に対して広く啓発していく必要があります。

②「洋式トイレの増など備蓄トイレの充実」

高齢者や障がい者等の利用を踏まえて、洋式トイレとして利用できる災害用トイレを増やすことにより、備蓄トイレの充実を図ります。

第1章 脱炭素（カーボンニュートラル）社会の実現



核となる計画

1 北九州市環境未来都市

(1) 環境未来都市について

「環境未来都市」は、21世紀の人類共通の課題である環境や超高齢化対応などに関して、技術・社会経済システム・サービス・ビジネスモデル・まちづくりにおいて、世界に類のない成功事例を創出するとともに、それを国内外に普及展開することで、需要拡大、雇用創出等を実現し、究極的には、我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現を目指すものです。

その実現に当たっては、国内外に広く開かれたオープンソースイノベーションを前提とし、コンセプト形成、要素技術やシステムの検討・開発、実践などの各段階で、国内外の経験を共有しながら知のネットワーク化を進め、国内外への普及展開を図っていきます。



環境未来都市のイメージ

環境未来都市の公募に対して、全国から30件の提案があり、北九州市提案の「北九州市環境未来都市」を含む11件が選定されました。

この選定により、関連する事業について、国から予算の集中的支援や規制・制度改革など様々な支援が得られます。

(2) 「北九州市環境未来都市」で目指す姿

北九州市環境未来都市では、「地域や都市（まち）の中で人が輝く、賑わい・安らぎ・活力のあるまち」をコンセプトに、環境、超高齢化対応、国際環境ビジネスなど様々な取組を進めることで、市民が中心の「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」の実現を目指します。



北九州市環境未来都市のイメージ

また、北九州市が提案した取組を実施することにより、

- ①再生可能エネルギーの導入やスマートコミュニティの取組などにより、地域でエネルギーを創り効率的に使うまち
- ②市民に身近な場所で健康づくりや多世代交流などの事業を通じて、元気な高齢者が増え、子育てしやすいまち
- ③アジア低炭素化センター（現 カーボンニュートラルセンター）を核として都市インフラの海外展開などにより、環境ビジネスの拠点となるまち

を創造し、他都市に先駆けて、「環境」や「超高齢化」に対応する未来の都市のあり方を示していきます。



取組例：まちの森プロジェクト

2 グリーンアジア国際戦略総合特区

(1) 総合特区について

「総合特区」は、成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口として、先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に、国と地域の政策資源を集中する制度です。

その特徴として、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、国がオーダーメイドで総合的に支援することとしており、規制の特例措置だけでなく税制・財政・金融上の支援措置が盛り込まれています。

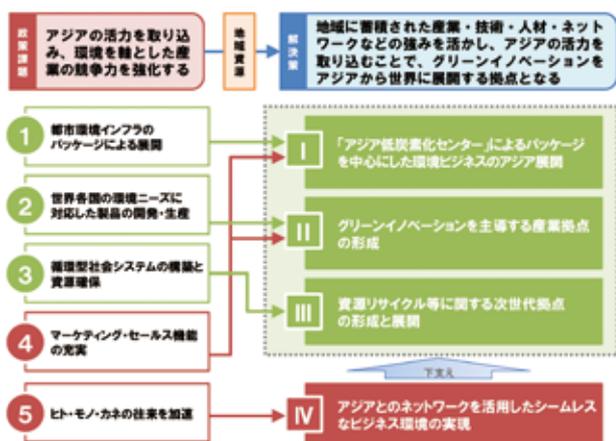
北九州市は、福岡県、福岡市と共同提案した「グリーンアジア国際戦略総合特区」に指定されました。

北九州市においては、本制度を最大限活用することで、「環境」と「アジア」をキーワードに国内外の投資を呼び込み、雇用を創出し、地域経済の活性化を加速していきます。

(2) 北九州市の取組

北九州市では、国の支援措置に加え、固定資産税の課税免除、技術開発、企業立地促進のための財政支援制度等も設けています。

これらの支援措置が呼び水となり、これまでに設備投資は、福岡県全体で約 4,870 億円、また、県全体で約 3,020 人の雇用を創出しました。



課題解決のための方策

3 北九州市地球温暖化対策実行計画

(1) 計画改定の背景

北九州市はこれまで、平成 28 年に策定した「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市計画」に基づき、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進してきました。また、令和 2 年 10 月には、「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和 3 年 6 月には「気候非常事態宣言」を行いました。

同計画の最終年度を迎えるにあたり、最新の国内外の動向や科学的知見を踏まえながら、脱炭素社会の実現を見据えた温室効果ガスの削減目標や具体的な取組を定め、地球温暖化対策をこれまで以上に加速させるため、令和 3 年 8 月に「北九州市地球温暖化対策実行計画」を改定しました。

(2) 計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間。

(3) 計画の目標

- ① 2050 年の目指すべき姿（ゴール）
市内の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す
- ② 2030 年度の達成目標
温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 47% 以上削減

(4) 北九州市が目指す 2050 年の脱炭素社会

「Ⅰ：エネルギーの脱炭素化」「Ⅱ：イノベーションの推進」「Ⅲ：ライフスタイルの変革」「Ⅳ：気候変動に適応する強靱なまち」を同時実現する北九州モデルを構築し、国内外に展開することで、「Ⅴ：国際貢献」という方向性で、2050 年の脱炭素社会を目指すこととしています。



4 市域の温室効果ガス総排出量

令和4年度の市域内の温室効果ガス排出量は、前年度から2.2%増の14,112千トン（二酸化炭素換算）でした。

前年度から増加した要因としては、主に電力の二酸化炭素排出係数が悪化したことにより、電力の使用に伴う二酸化炭素排出量が増加したこと等があげられます。

◆市域内の温室効果ガス排出量(部門別)

単位：千トン

区 分	2013年度 (平成25)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	前年度比	2013年度比 (平成25)	
二酸化炭素	家庭部門	1,509	790	748	880	793	1,027	+29.6%	▲31.9%
	業務部門	2,003	1,281	1,339	1,309	1,201	1,351	+12.5%	▲32.5%
	運輸部門	1,968	1,676	1,659	1,612	1,524	1,541	+1.1%	▲21.7%
	産業部門	11,661	9,804	9,494	7,883	8,089	8,083	▲0.1%	▲30.7%
	エネルギー転換部門	406	377	425	409	421	405	▲3.7%	▲0.2%
	廃棄物の原燃料使用等	134	130	139	149	151	136	▲9.9%	+1.8%
	工業プロセス	1,287	1,166	1,096	1,048	1,093	1,047	▲4.3%	▲18.7%
廃棄物	306	297	281	278	267	254	▲4.7%	▲17.1%	
二酸化炭素合計	19,274	15,520	15,181	13,569	13,538	13,845	+2.3%	▲28.2%	
メタン	45	33	31	31	31	29	▲4.9%	▲34.8%	
一酸化二窒素	44	40	40	39	39	39	▲1.4%	▲12.1%	
フロンガス等	138	186	194	201	204	199	▲2.1%	+44.0%	
温室効果ガス合計	19,501	15,779	15,446	13,840	13,812	14,112	+2.2%	▲27.6%	

注：1 端数処理により合計及び百分率の値が一致しない場合がある。

2 算定基礎としている各種統計データの遡及修正、使用するデータの変更等により、過年度の値が変更される場合がある。

3 2013年度：「北九州市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）における基準年。

基本施策 1 エネルギーの脱炭素化

1 再生可能エネルギーへの取組

■再生可能エネルギーについて

再生可能エネルギーとは、太陽光、太陽熱、風力、波力・潮力、流水・潮汐、バイオマスなど、一度利用しても、比較的短期間に再生が可能であるため、適切に利用すれば、枯渇の恐れがなく、ほぼ無限に利用可能なエネルギー資源のことです。

北九州市では、太陽光発電をはじめとする公共施設への率先導入のほか、洋上風力発電の実証実験の実施など、再生可能エネルギーの利用を推進しています。

北九州市の風力発電導入量は36,290kWで政令市第1位、太陽光発電導入量も327,441kWで政令市第4位となっています。(いずれも令和6年度末最新データ、資源エネルギー庁FIT情報公表用ウェブサイトより算出)

北九州市内における主な新エネルギー導入実績



2 北九州市地域エネルギー政策の推進

(1) 背景

北九州市は、これまで環境モデル都市・環境未来都市として、低炭素社会づくりの視点から省エネルギー・再生可能エネルギーを中心に取組を進めてきました。

しかし、東日本大震災を境に、我が国のエネルギーを取り巻く状況は大きく動いており、市民生活や地域活動といった地域を支える観点から、低炭素で安定したエネルギーの供給についても、市として取り組むこととしました。

(2) 目標

北九州市の持つ再生可能エネルギーや高効率火力発電の立地ポテンシャル、スマートコミュニティの実証を通じたエネルギーを賢く使う省エネの知見などを活かし、低炭素で安定したエネルギーを供給することを目的としています。省エネルギー、再生可能エネルギー・基幹エネルギーの創出拠点の形成、低炭素で安定した賢いエネルギー網の構築を3つの柱とし、地域の成長を支える地域エネルギーの拠点の形成とともに、それを活用した最先端のモデルの構築を図ることを目指しています。



(3) これまでの取組

- ・東日本大震災後、平成23年度から検討着手。
- ・平成24年度は、地域エネルギーのあり方を検討。
- ・平成25年度は、地域エネルギー推進会議を設置し、方向性について、意見、助言を収集。加えて、火力部会・風力部会も開設。火力部会では公募により20社が参加。
- ・平成26年度は、「洋上風力発電・高効率火力発電の立地促進」「地域エネルギー会社の検討」の2つを柱として取組を実施。
- ・平成27年度は、洋上風力発電・高効率火力発電の立地促進に取り組むとともに、地域新電力会社である「㈱北九州パワー」を設立し、平成28年度から電力供給を開始。
- ・令和4年度に、国から「脱炭素先行地域」に選定され、太陽光パネル等を第三者所有方式で導入する「再エネ100%北九州モデル」を活用し、安定的かつ安価な再エネを公共施設及び響灘地区の民生部門へ導入開始しました。
- ・令和5年度は、国から「重点対策加速化事業」に採択され、市内中小企業などへ「再エネ100%北九州モデル」の展開を開始しました。

(4) 令和6年度取組

「脱炭素先行地域事業」として、公共施設等へ太陽光発電設備及び蓄電池を24施設に導入しました。

また、「重点対策加速化事業」として、市内中小企業3社へ太陽光発電設備を導入しました。

このほか、全国初の太陽光パネルの大量廃棄問題を解決し再エネ導入を加速する「北九州トライアングルモデル」を構築し、さらには、アジア自治体として初めて国連主導の「脱炭素」に関するイニシアティブである“24/7 Carbon Free Energy Compact”に加盟するなど、脱炭素の取組の加速化を図りました。

㈱北九州パワーは、本市ごみ焼却場で発生した電力を主な電源としており、電気事業者別の二酸化炭素排出係数が低く、エネルギーの地産地消とともに、二酸化炭素排出量の削減に寄与しています。また、㈱北九州パワーの電力供給施設は令和4年度末時点、公共施設629件、民間施設60件となり、自治体新電力会社の中で、電力販売量が全国60社中1位でした。

地域エネルギー拠点化推進事業概念図



3 脱炭素先行地域への選定

(1) 脱炭素先行地域の選定

令和4年4月26日、北九州都市圏域と連携した北九州市の提案内容が、地域特性に応じた脱炭素に先行的に取り組む地域として、国（環境省）から『脱炭素先行地域』に選定されました。

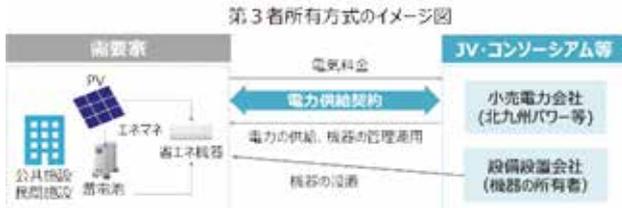
脱炭素先行地域とは、地域の再生可能エネルギーを最大限に活用して、2030年（令和12年）までに、民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門等その他の温室効果ガス排出削減についても、国の2030年度（令和12年度）目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

国は、2025年度（令和7年度）までに、少なくとも100カ所の創出を目指しています。

(2) 北九州市の提案内容

北九州都市圏域18市町で連携を図り、公共施設群と北九州エコタウンのリサイクル企業群において、第三者所有方式を活用して太陽光パネル（PV）等を導入することで、

最速かつ最大の再エネ導入モデルの構築を目指します。



計画期間：令和4年度から約5年間
再エネ導入量：圏域全体で最大約37MW

4 「グリーンエネルギーポートひびき」事業の推進

(1) 事業の目的

令和7年（2025年）に策定された第7次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーが主力電源に位置付けられており、中でも洋上風力発電はその切り札として、今後さらに普及・拡大していくことが期待されています。

一方、北九州市では、平成23年（2011年）から「グリーンエネルギーポートひびき」事業に取り組み、北九州市から全国、更には東アジアに向け、多様なサービスを提供する風力発電関連産業の「総合拠点」の形成を目指しています。この取組を通じて、地域経済の発展及び日本のグリーンイノベーションの成長に貢献していきます。

(2) 風力発電関連産業の「総合拠点」とは

北九州市が目指す「総合拠点」は次の4つの機能を備えています。

- ①積出・建設機能：洋上風車を陸上で事前組み立てし、設置海域に向け積み出し設置する機能。
- ②製造産業機能：基地港湾直背後の産業用地に風車部材や風車基礎等の製造産業を集積させる機能。
- ③O&M機能：風車の安定的かつ効率的発電を維持するため、運転監視やメンテナンスサービスを提供する機能。
- ④物流機能：海域に設置する洋上風車の部材の他、響灘地区で製造した風車部材やその原料を搬出入する機能。



(3) 具体的な取り組み状況

平成25年（2013年）に「響灘地区への風力発電関連産業の集積促進に係る公募」を実施し、風力発電のメンテナンス・トレーニングセンターの開設や臨海部における実証用風車の設置を実現しました。

また、平成28年（2016年）には、響灘の港湾区域において、公募を通じて、大規模洋上ウインドファームを誘致しました。最大出力9,600kWの風車が25基設置され、

完成時点では国内最大の洋上ウインドファームとなります。令和5年（2023年）3月から工事が進められており、令和7年度中に運転が開始される予定です。



(4) 今後の展開

令和5年（2023年）～令和12年（2030年）までの中期的展開として、3本の柱を中心に据え、事業を実施しています。

- ①「浮体式」への対応
- ②風車の超大型化への対応
- ③次世代型O&M拠点の形成と人材育成

洋上風車の基礎構造は、現在は「着床式」が主流ですが、今後は水深の深い海域にも対応できるよう風車を浮かせて設置する「浮体式」が主流となります。現在は洋上風車の設置は、領海内に限られますが、設置海域を排他的経済水域（EEZ）にまで広げる法改正が国において進められています。欧州のように遠浅ではなく、かつ、世界第6位の排他的経済水域（EEZ）を有する我が国においては、必然的に「浮体式」の重要性が高くなります。北九州市は、こうした動きに先行して、着床式のみならず、次世代を見据えた、浮体式総合拠点形成も進めていきます。



5 風力発電に係る人材育成への取組

北九州市では、風力発電産業の集積等を見据え、再生可能エネルギーに資する人材育成の一環として、次世代を担う学生から経験豊かな世代の方々が北九州市を訪れ、基本的な講義から専門的な議論まで複数の洋上風力発電に係る研修等を7月～9月に集中的に行う「北九州市洋上風力キャンプ×SDGs」を産学官連携で実施し、人材育成に係る取組をさらに進めました。

この取組は、国や洋上風力発電関連企業の協力のもと、次世代を担う学生が地域や年代を超えて集中的に洋上風力発電を学び交流を図るものです。

6 北九州次世代エネルギーパーク

(1) 背景

次世代エネルギーパークは、太陽光発電や風力発電などの新エネルギーに対する国民理解の増進を図るために、平成18年8月に経済産業省が提唱したものです。

平成19年10月に若松区響灘地区を中心とした北九州市の次世代エネルギーパーク構想が全国6か所のうちの1つとして経済産業省から認定されました。

この構想は、若松区響灘地区等に立地する大型風力発電をはじめとした多種多様なエネルギー関連施設を最大限活用して、エネルギーに対する市民の理解を深めるとともに、ビジターズインダストリーを推進するものです。さらに、若松区響灘地区へのエネルギー関連企業の立地促進も目的としています。

(2) 北九州次世代エネルギーパークの5つの特徴

- ・暮らしを支えるエネルギー供給基地
- ・次世代を担う自然エネルギー
- ・リサイクルから生まれるバイオマスエネルギー
- ・エネルギーの企業間連携（地産地消）
- ・エネルギー利用の革新技術

以上、5つの切り口から捉えた様々なエネルギーの取組がご覧いただけます。

(3) 内容

北九州次世代エネルギーパークは、若松区響灘地区に、大型風力発電や大型太陽光発電、多目的石炭ガス製造技術開発施設、バイオディーゼル燃料製造施設、白島国家石油備蓄基地など、多種多様なエネルギー関連施設が集積していることが特徴です。平成20年3月には、立地企業などによる連絡会を設立して、平成21年7月27日にオープンしました。

ア. エコタウンセンター別館内 展示コーナー

次世代エネルギーパークの総合案内施設として、エコタウンセンター別館内に展示コーナーを整備しています。展示コーナーでは、①エネルギーとは？②エネルギーをめぐる課題③再生可能エネルギー④北九州市の先進的取組⑤未来のために、私たちにできること の5つのテーマに沿って、エネルギーについて体験しながら楽しく学ぶことができます。

イ. エネルギー関連施設への見学案内

子どもから大人まで幅広い世代の市民を対象にした施設見学を毎週月～土曜日に受け入れています。受付は、エコタウンセンターで行っています。

(4) 今後の取組

今後は、エネルギー関連施設の見学案内体制の一層の拡充に取り組みます。



展示コーナー



- 2 エネ・シード(株)
- 3 (株)北九州風力発電研究所
- 4 電源開発(株)
- 5 響灘ウィンドエナジーリサーチパーク(同)
- 6 北九州響灘風力太陽光発電(同)
- 7 ひびきフローティングウィンドパワー(同)
- 8 ひびきウィンドエナジー(株)
- 9 電源開発(株)
- 10 エネ・シード(株)
- 11 大和エネルギー(株)
- 12 エネ・シード(株)

- 13 北九州市
- 14 ひびき灘開発(株)
- 15 (株)エネウィル
- 16 ソラーパワー北九州(株)
- 17 エネ・シードひびき(株)
- 18 HKK&TEK(同)
- 19 北九州 TEK&FP(同)
- 20 (株)高田屋
- 21 エネ・シード(株)
- 22 響灘太陽光発電(同)
- 23 響灘ウィンドエナジーリサーチパーク(同)
- 24 KBCグループホールディングス(株)

- 25 RKB興発(株)
- 26 日本磁力選鉱株式会社
- 28 北九州TEK&FP(同)
- 29 九州・山口油脂事業(協組)
- 30 響灘エネルギーパーク(同)
- 31 (株)響灘火力発電所
- 32 日本コークス工業(株)北九州事業所
- 33 白島国家石油備蓄基地
- 34 ひびきエル・エヌ・ジー(株)
- 35 電源開発(株)若松総合事務所
- 36 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

7 北九州市の水素に関する取組

(1) 背景

水素は、二酸化炭素を発生させない究極のクリーンエネルギーとして注目されています。北九州市では、水素エネルギーを有効活用する水素社会の構築を目指しています。

(2) 水素パイプラインを活用した技術実証

東田地区における水素パイプラインや燃料電池などのインフラや地域の協力体制を活かし、企業の技術実証の支援やPRに取り組んでいます。



水素パイプライン

(3) CO₂ フリー水素の製造・供給実証

響灘地区に集積する太陽光発電や風力発電、市内のごみ発電（バイオマス）などの複数の再エネ設備を有効活用することで、CO₂ フリー水素の低コストなサプライチェーンモデルを構築する実証事業に取り組みました。将来的にシステムを大規模化し、装置価格が国の目標に沿って安くなるなどの条件が整えば、実用可能な価格帯で水素を供給できる可能性を示しました。（環境省委託事業名：既存の再エネを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業）

(4) 水素ステーション

平成 26 年 10 月に小倉北区に岩谷産業（株）による九州初（全国 2 番目）の商用水素ステーションが開所しました。



イワタニ水素ステーション 小倉
(岩谷産業株)

(5) FCV の普及啓発活動について

FCV の普及啓発活動の一環として、市の公用車へ 4 台の FCV を導入するとともに、市内の様々なイベントで FCV の展示や外部給電器を用いた電力供給のデモンストラレーションを実施しています。



FCVの展示の様子

(6) 今後の取組

今後も、将来の水素社会の実現に向けて、また市民の皆さんに水素や燃料電池への理解と関心を高めていただくため、「水素パイプラインを活用した技術実証」や「FCV の普及促進」などの取組を進めていきます。

さらに、水素関連企業や他の自治体と連携して、実証事業の展開や PR、社会実装を見据えた水素を利活用できる拠点形成に積極的に取り組んでいきます。

基本施策 2 イノベーションの推進

1 北九州市環境産業推進会議

(1) 目的

北九州市環境産業推進会議は、脱炭素化に貢献する環境産業のネットワークを構築し、更なる環境産業の振興について“共に考え、共に行動する場”として、平成 22 年 2 月に設立しました。（令和 6 年度末現在 参画企業・団体数 約 520）

(2) 令和 6 年度の取組

総会、各種の情報提供を行いました。

2 環境未来ビジネス創出助成

循環型社会及び脱炭素社会の実現に向け、新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の社会実装、実証研究、フィージビリティスタディ（FS）に対して研究費を助成しています。

令和 6 年度までに、190 件の研究に対して助成を行っています。

■助成率

- ・市内中小企業などが中心となって実施する場合
対象経費の 2 / 3 以内
- ・上記以外…………… 対象経費の 1 / 2 以内

■限度額（1 テーマ 1 年度あたり）

- ・社会実装…………… 500 万円
- ・実証研究…………… 500 万円
- ・フィージビリティスタディ（FS）…………… 200 万円

3 北九州市中小企業の 3E-Action(創エネ・省エネ・蓄エネ) 応援事業

(1) 目的

北九州市では、脱炭素電力化に取り組み、かつ自家消費型太陽光発電設備、蓄電池、トッランナー基準を達成した省エネ機器、電動車（EV、PHEV、PHV）及び V2H 充放電器等を設置する市内の中小企業等に対し、費用の一部を補助する事業を実施しています。

(2) 補助対象機器

- ・再エネ 100%電力関連設備…………… 自家消費型太陽光発電設備、蓄電池、小型風力発電設備
- ・トッランナー基準等のエネルギー関連設備…………… 高効率空調設備、業務用給湯器、高性能ボイラ、変圧器、冷凍冷蔵設備、LED 照明（高天井等の HID ランプ更新に限る）等
- ・電動車 + 充放電器または充電器

(3) 補助対象者

- ア. 中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者（みなし大企業は対象外）
- イ. 中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体のうち、市長が認めるもの（中小企業で構成する組合など）
- ウ. 商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会のうち、市長が認めるもの
- エ. 法人税法第 2 条第 6 号に規定する法人のうち、市長が認めるもの（医療法人、社会福祉法人等）

(4) 補助対象要件

補助金の申請者は次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- ア. 市内にある事業所等に設備を設置すること。
- イ. 工事の施工者、サービスの提供者が市内事業者であること。
- ウ. 補助対象物件が国、県及び関係団体から補助金等を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。ただし、電動車と V2H 充放電器等については他の補助金との併用可とする。
- エ. 市税を滞納していないこと。
- オ. 北九州市暴力団排除条例に抵触しないこと（工事の施工者を含む）。
- カ. 脱炭素電力を受電していること。

(5) 補助対象経費

- ①再エネ 100% 電力関連設備の設置代及び工事費
 - ②トッランナー基準達成等のエネルギー関連設備の設置にかかる設備代及び工事費
 - ③電動車と V2H 充放電器等の設置にかかる設備代及び工事費
- ④①から③に付随する経費のうち最小限必要と認められる経費

(6) 補助率、補助額

- ①②は、補助対象経費の合計額の 3 分の 1 以内、
 - ③は一組当たり 80 万円、単独設置は電動車と V2H 充放電器、急速充電器はそれぞれ 40 万円、普通充電器は 20 万円で全ての合計で 50 万円から 500 万円まで。
※蓄電池と太陽光発電設備をセットで導入する場合のみ
上限 600 万円まで。
- 中小企業基本法に定める小規模企業者の下限はありません。

4 北九州 GX 推進コンソーシアムの設立

北九州市はカーボンニュートラルを成長の機会と捉え、産学官民オール北九州による「北九州 GX 推進コンソーシアム」を設立し、地域企業の GX 推進に向けた様々な施策を実施しています。

(1) 先端テーマ別研究部会

最先端の研究開発・社会実装に向けた部会を設置し、セミナー・勉強会などを開催し「共創」の場を形成しています。

(2) ワンストップ相談窓口

GX に関する相談窓口を設置し、お悩み内容に応じた専門家を派遣し課題解決に向けた伴走支援を実施しています。

(3) GX エグゼクティブビジネススクール

経営層を対象にした GX ビジネススクールを実施しています。講義とワークショップを通して GX に関して網羅的に学び、参加各社はアクションプランを作成し、脱炭素経営の次のステージに向けて動き出しています。

(4) CO₂ 見える化ツールの提供

企業の GX に向けた取組の第一歩は CO₂ 排出量を把握することです。

市内のコンソーシアム会員向けに CO₂ 排出量可視化ツールを無償提供し、CO₂ 排出量の把握促進を行っています。

(5) GX 推進補助金

地域企業の GX ビジネスモデル変革や新ビジネス創出に向けた「GX 推進補助金」を設けました。

自社製品・サービスのカーボンニュートラル、新商品・新サービスの開発、GX 重点分野への進出など、事業化に向けた支援に充てられる補助金となっており、GX で企業価値を高める取組の支援を行っています。

5 産学連携による技術開発の推進

(1) 学術研究都市について

平成 13 年 4 月に「アジアの中核的な学術研究拠点」と「新たな産業の創出・技術の高度化」を目指して創設された北九州学術研究都市では、複数の理工系大学や研究機関、研究開発型企業が集積して、低炭素社会の発展に役立てる環境技術等を中心とした研究活動を展開しています。

◆進出機関数(令和 7 年 4 月 1 日現在)

項目	進出機関数
大学	4
研究機関	12
企業	58

(2) 産学連携による研究開発・研究会

◆実用化研究開発事業

北九州市の産業振興を推進するため、「自動車」「ロボット・AI・IoT」「医療・保健・介護・福祉」「革新的ものづくり」の分野において、実用化が見込まれる新技術・新製品の産学連携による研究開発に対して補助を行っています。

申請者	補助額負担割合	補助額
中小企業者	補助対象経費の2/3以内	補助限度額 500 万円
中小企業者以外	補助対象経費の1/2以内	

◆未来産業イノベーション創出事業

北九州市の新産業の創出を促進するため、「半導体関連産業」「自動車関連産業」「グリーン関連産業」の分野において、未来産業イノベーション創出に資する技術の高度化・製品の実用化を目指す産学連携による研究開発に対して補助を行っています。

申請者	補助額負担割合	補助額
中小企業者	補助対象経費の2/3以内	補助限度額 1000 万円
中小企業者以外	補助対象経費の1/2以内	

◆衛星データ利活用実証・新技術開発事業、宇宙関連機器新技術開発事業

北九州市では、今後成長が見込まれる宇宙関連分野の「衛星データ」を活用した実証や、「衛星データ」及び「宇宙関連機器」の分野における新技術の産学連携による研究開発に対して補助を行っています。

申請者	補助額負担割合	補助額
中小企業者	補助対象経費の2/3以内	補助限度額 500 万円：複数企業によるグループ申請、企業と大学によるグループ申請 200 万円：企業単独申請
中小企業者以外	補助対象経費の1/2以内	

◆主な研究会

研究会名	内容
ひびきの AI 社会実装研究会	地域や企業と連携しつつ、スマートな町づくりや社会システムづくり、あるいは企業の統轄的技術力強化のため、人工知能技術の動向及び応用分野のニーズや特性を調査し、人工知能技術を地域や企業に導入するとともに、新たな産業創成を模索する活動を行っている。



学術研究都市（若松区）

基本施策 3 脱炭素型ライフスタイルの推進

低炭素なまちづくり

1 北九州市低炭素まちづくり計画の策定

(1) 経緯

平成 24 年 12 月に「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」が施行され、市街化区域内において都市の低炭素化に関する施策を総合的に推進するための計画（エコまち計画）を策定できるようになりました。

そこで、北九州市では都市機能の集約化や公共交通の利用促進など、環境モデル都市行動計画の具体的な施策と連携し、コンパクトなまちづくりを目指す「北九州市低炭素まちづくり計画」を平成 26 年 3 月に策定しました。（平成 29 年 1 月改訂）

(2) 計画区域と集約拠点地域

計画区域は市街化区域全域とします。また、都市機能の集積を図る集約拠点地域は、下図の計 12 箇所とします。



(3) 取組内容

- 都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備に関する事項
- 公共交通機関の利用促進に関する事項
- 貨物輸送の合理化に関する事項
- 緑地の保全及び緑化の推進に関する事項
- 公共施設への再生可能エネルギー導入促進に関する事項
- 建築物の省エネルギー化の推進や性能向上に関する事項
- エコカー等の普及に関する事項

2 脱炭素社会を実感できるまちの整備

(1) 趣旨

北九州市では、都心部を中心に市民が脱炭素社会を見て感じる事ができる取組を進めています。

(2) 主な取組

■環境にやさしい自転車の活用

北九州市では、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「自転車活用推進計画」を令和 3 年 1 月に策定しました。

自転車が安全に道路を通行するための自転車通行空間の形成や、利用特性に応じた駐輪施設の整備等を行い、環境にも経済的にもやさしい自転車の活用を推進しています。



また、主要施策の 1 つであるシェアサイクル事業「ミクチャリ（電動アシスト付き自転車）」は、公共交通の機能補完やまちの回遊性向上、周辺観光の促進を目的に実施しています。令和 3 年 10 月に事業を開始し、市内 53 箇所（令和 7 年 5 月現在）に設置したステーションで、自転車をいつでもどこでも貸出・返却できます。

■北九州の玄関・顔づくり

小倉駅新幹線口では、平成 23 年 8 月に「あさの潮風公園」が完成しており、平成 24 年度には小倉駅小倉城口のペDESTリアンデッキに、ライトスルー型の太陽光発電ルーフを設置するなど、北九州市の玄関口にふさわしい整備を行っています。また、黒崎駅前ペDESTリアンデッキでは、太陽光パネル・LED 照明・ミストを備えたルーフの設置を進めるなど、黒崎地区の利便性の向上や脱炭素なまちづくりを推進しています。

■人が行き交う動線づくり

魚町エコルーフ、勝山橋などの歩行空間で太陽光発電ルーフを整備して、日差しの強い日や雨の日でも快適に歩ける動線をつくり、まちの利便性・回遊性を高めています。



(1) 背景

北九州市の「北九州市地球温暖化対策実行計画」では、温室効果ガスの削減目標と、その目標を達成するための各部門別におけるCO₂削減量や取組の方向性が示されています。

その中で建築物は、『家庭部門・業務部門』に位置付けられており、主な取組の1つに「省エネ住宅・建築物の普及」を掲げています。

当該部門では、CO₂削減目標を達成するための取組として、住宅・建築物のZEH・ZEB化の普及を掲げ、2030年までに新築は100%、2050年までにストック平均ではほぼ100%を目標としています。

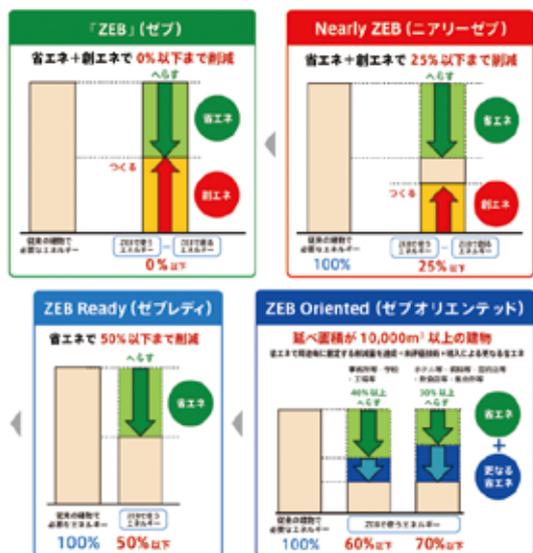
ZEHとは（資源エネルギー庁 HP より）

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。つまり、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということです。



ZEBとは（環境省 HP より）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。ゼロエネルギーの達成状況に応じて4段階のZEBシリーズが定義されています。



(2) これまでの取組

2030年に義務化が予定されているZEH・ZEB基準について、公共建築物においては率先して取り組むこととし、令和3年度から、公共建築物のZEH・ZEB化に向けての取組を進め、令和4年度には、市営住宅のZEH基準での整備を原則化しました。

令和5年度から6年度にかけて、市内初のZEH基準での市営住宅の整備に併せて、自家消費型の太陽光発電のPPA事業に着手するとともに、その他の市有建築物についても、市内初となるZEB基準での新築工事、改修工事のリードプロジェクトに着手しました。

(3) 今後の取組

令和7年度は、市営住宅を除く市有建築物について、省エネ投資により新たな財源を産み出すことができる「新しいZEB」の考え方を導入して「ZEB化設計指針」を策定し、さらなる脱炭素化を推進していきます。

また、住宅・建築物のZEH・ZEB化を推進していくには専門知識を持った技術者の関与が必須であるため、市内の技術者不足を解消できるよう、人材育成等に取り組んでいきます。

4 北九州市健康省エネ住宅「kitaQ ZEH」の普及

(1) 背景

北九州市地球温暖化対策実行計画において、2050年には新築・既存のストック平均ではほぼ100%をZEH水準とすることを目指しています。

この目標を達成するため、国の義務化に先駆けて、健康・コスパ・脱炭素の3つのメリットを効率良く享受できる、より高性能な省エネ住宅を推進します。

(2) これまでの取組

令和5年度に、市独自の省エネ住宅推奨モデルとして北九州市健康省エネ住宅 kitaQ ZEH（キタキューゼッチ）を構築するとともに、住宅業界団体と住宅の脱炭素化に向けた連携協定を政令市で初めて締結しました。あわせて、住宅事業者の技術力向上を目的とした研修を開催しました。

また、市民の方にも広く認識してもらえるよう、リーフレットやマンガを作成し、周知を行いました。

令和6年度は、さらに市民や住宅事業者への普及啓発を図るため、kitaQ ZEH建設の現場見学会を開催しました。

また、八幡西区において、連携協定を締結した住宅業界団体を中心とした7社が、kitaQ ZEHのモデルハウスを建設しました。

kitaQ ZEHとは

健康・コスパ・脱炭素の3つのメリットを効果的に享受できる、ZEHを超える戸建住宅推奨モデルです。

このモデルでは、高断熱・高気密に係る推奨値への適合や、省エネ設備導入などの省エネ化、太陽光発電等を活用

したエネルギー利用の効率化を行うとともに、年間冷暖房費の削減による費用効果の算出等を行うこととしています。

健康のメリットに関しては、断熱性能の向上により、室間温度差が小さくなり、血圧の急激な変化によるヒートショックなどを防止する効果が期待できます。また、気密性能を向上させて計画換気を行うことで、結露の防止と、さらに結露で発生するカビなどによるアレルギーを予防する効果が期待できます。

高性能な省エネ住宅は、新築時や改修時の工事費が高くなりますが、冷暖房費（ランニングコスト）が安くなるため、トータルコストで比較すると、省エネ住宅の方が安くなります。住宅ローンと冷暖房費を合わせた月々の支払いも初月からお得になります。



(3) 今後の取組

kitaQ ZEHなどの省エネ住宅における健康面やコスト面でのメリットを、市民や地元事業者へ周知意識向上を図ります。

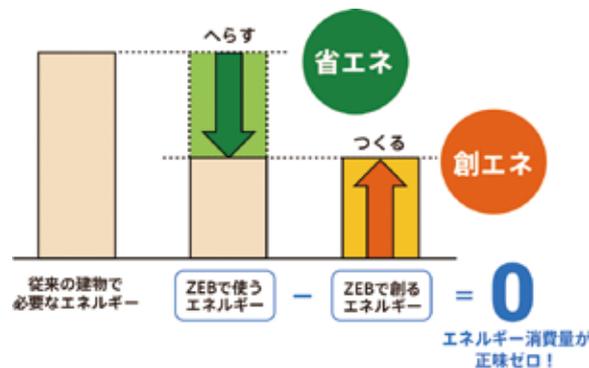
5 市民センター ZEB 化改修事業

(1) 背景・目的

ZEB（ゼブ・Net Zero Energy Building）とは、快適な室内環境を実現しつつ、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

2021年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、建物について「2050年のカーボンニュートラル実現の姿を見据えつつ、2030年に目指すべき建築物の姿としては、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される建築物についてはZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す」ことが掲げられています。

北九州市においては、北九州市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス削減目標（2030年度に2013年度比47%削減）を達成するため、全庁的に市有施設のZEB化が検討されています。



出典：環境省「ZEBとは？」<https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/>

(2) これまでの取組み

松ヶ江北市民センターをモデルとし、2022年度にZEB化にあたり必要な改修内容や経済性、CO₂削減効果等の検討を行い、2023年度には、この基本計画の結果に基づき実施設計を行いました。

これらを経て、2024年度にZEBの達成に向けて、照明のLED化、高効率の空調設備への更新、太陽光パネルの設置等の改修工事を行いました。

6 城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業

(1) 概要

JR城野駅北側の未利用国有地やUR城野団地を中心とする城野地区（19ha）において、エコ住宅や創エネ・省エネ設備誘導、エネルギーマネジメントによるエネルギー利用の最適化、公共交通の利用促進など、様々な低炭素技術や方策を総合的に取り入れてゼロ・カーボンを目指した住宅街区を整備しました。

なお、基盤整備は、UR都市機構が土地区画整理事業を実施し、住宅等の上物整備は民間による開発が進められました。



城野ゼロ・カーボン先進街区

※戸数：約634戸（戸建：約227戸、集合：407戸）

(2) これまでの経緯

平成24年度	土地区画整理事業及び駅前広場等の着手
平成25年度	保留地販売
平成26年度	財務省用地の販売 タウンマネジメント組織（一般社団法人城野ひとまちネット）設立
平成28年春	まちびらき
平成28年度	土地区画整理事業の完了

7 エコアクション 21 の認証・登録の支援

市内中小企業者等の環境への取組を促進するため、環境省が策定した環境経営システムである「エコアクション 21」の導入セミナーや、認証・登録に向けた実践講座の支援をしています。

この「エコアクション 21」に取り組むことにより、事業者には事業の効率化、廃棄物の削減や省エネルギー化が図れるほか、企業間の取引要件（環境経営の要請等）に対応できるなどのメリットが期待できます。

令和 7 年 3 月末時点、市内 157 企業が認証・登録されています。（都市別ランキング第 4 位(東京都特別区を除く)）

8 北九州市建築物総合環境性能評価制度の普及促進

(1) 導入の背景

建築物はそのライフサイクルを通じ、エネルギーの消費や廃棄物の発生など、環境に対し様々な影響を与えています。

北九州市では平成 17 年度から、延床面積 2,000 m²以上の公共建築物について CASBEE(建築環境総合性能評価システム)により、環境性能評価を実施してきました。

平成 19 年度には、民間建築物に対しても、建築主が建築物の環境性能を自己評価し「特定建築物環境配慮計画書」を市に届け出る制度を開始しました。

平成 20 年度には、北九州市の地域性を盛り込んだ独自の評価システム「CASBEE 北九州」を活用した届出制度を開始し、令和 7 年度には、建築物の ZEB 到達度を可視化する「ZEB 等評価ツール」による届出を追加しました。

当制度の導入により、建築主の環境に対する自主的な取組を促し、環境に配慮した建築物の整備が促進され、環境保全や持続可能な都市の実現に向けた取組が期待されます。

(2) 北九州市建築物総合環境性能評価制度の概要

ア. 届出の取扱い

届出対象建築物	延床面積 2,000 m ² 以上の新築、増築または改築
使用する評価ソフト	「CASBEE 建築(新築)」 + 「CASBEE 北九州評価ソフト」 または 「ZEB 等評価ツール」
評価結果	「CASBEE 建築(新築)」評価結果 + 「CASBEE 北九州」評価結果 または 「ZEB 等評価ツール」評価結果
届出時期	工事着手の 21 日前

イ. 評価結果の公表

評価結果の概要を市のホームページにて公表します。

建築主のメリットとして、評価を実施し、結果を公表することで、建築物の環境性能を消費者にアピールすることができます。

(3) 今後の取組

環境に配慮した建築物の整備が促進されるよう、今後も北九州市建築物総合環境性能評価制度の普及に取り組めます。

○ CASBEE 北九州の評価結果のイメージ



○ ZEB 等評価ツールの評価結果のイメージ



公共施設における率先事例

9 市役所の温室効果ガス排出量

市役所の温室効果ガス排出量

令和4年度（2022年度）の市役所におけるエネルギー消費による温室効果ガス排出量は、11万3千トンと推計されています。

内訳としては、オフィス・工場等の施設でのエネルギー消費に伴うものが10万5千トン、道路照明・自動車等の施設以外でのエネルギー消費に伴うものが8千トン、二酸化炭素排出量を減少させるために、オフィス・工場等では運用改善等による省エネルギーの推進、道路照明等ではLED化の推進、自動車等では電気自動車の導入やエコドライブの推進を図っています。また、太陽光発電等の導入も推進しています。

◆市役所における二酸化炭素排出量(千トンのCO₂ / 年)

区 分		令和4年度 (2022)
エネルギー 消費分	オフィス等(本庁舎・区役所・市民センター等)	49
	工場等(ごみ焼却工場・浄化センター・浄水場等)	56
	道路照明等	4
	自動車等(公用車・ごみ収集車・消防車・市営バス等)	4

10 市役所の取組事例

(1) 北九州市節電推進本部

ア. 目的と設置

東日本大震災を受け、全国・九州地域において懸念されるエネルギー・電力需給の逼迫に鑑み、北九州市として省エネルギー・節電を推進するため、全庁的な体制として「北九州市節電推進本部」を平成23年6月10日に設置しました。

イ. これまでの取組

(市役所自体の取組)

- ・事務所の照明の間引き、空調時間の削減、パソコン等の省エネ設定
- ・夏季（7、8月）にノー残業マンスの実施
- ・蛍光灯の引き紐スイッチの活用の徹底
- ・高効率空調への更新

(2) 市役所の地球温暖化対策

ア. 主な取組内容

(ア)再生可能エネルギーの取組

- ・再エネ100%電力に切り替える。
- ・太陽光発電等の新エネルギーを導入する。

(イ)省エネルギーの取組

- ・不要な照明はこまめに消灯をする。
- ・使用していない電気製品・器具の電源をこまめに切る。
- ・室内を適正な温度に保つ。
- ・空調設備の維持管理を適正に行なう。

- ・設備の更新時に、高効率・省エネ型機器を購入する。
- ・こまめな節水を行なう。
- ・照明器具をLED照明へ更新する。
- ・毎日の本庁舎の電力使用量等を1階ロビーにて掲示する。
- ・冷水機等不要設備を停止する。
- ・省エネチェックリストにより、各課・各施設における省エネ行動の取組状況を確認する。



照明の間引きや引き紐スイッチの設置

イ. クールビズ・ウォームビズの取組

- ・北九州市では、地球温暖化対策と資源の節約のため、「クールビズ」「ウォームビズ」を推進しています。

日々の気温、それぞれのワークスタイルや仕事環境等に応じて、健康を第一に、エアコンの温度を柔軟に設定いただきつつ、適切なエアコン使用と快適で働きやすい服装の工夫を行っていただくよう、ホームページ等で啓発しています。

ウ. グリーン購入

- ・エコマークやグリーンマーク等の付いた製品を優先的に購入する。

11 学校施設太陽光発電導入事業

(1) 事業の概要

学校施設太陽光発電導入事業とは、市立学校に太陽光発電を導入することにより、環境教育の教材としての活用や二酸化炭素削減など地球温暖化対策、また、地域住民への環境問題の啓発を行うことにより地球温暖化や省エネルギーなどへの関心を高めていく事業です。

(2) これまでの取組

これまで、学校の改築時に合わせて太陽光発電を導入してきましたが、平成21年度に文部科学省が推進する「スクールニューディール」構想の中に、太陽光パネルをはじめとするエコ改修が位置づけられたことにより、積極的な太陽光発電の導入を行い、小学校127校、中学校62校、特別支援学校8校全校に太陽光パネルを設置しています。

(3) 今後の取組

今後は、発電設備の効率的な運用をはじめ、学校施設を利用した自然エネルギーの活用についてさまざまな角度から研究していきます。



太陽光発電設備（出力10kWの設置例）



太陽光発電設備（出力3kWの設置例）



電力モニター

基本施策 4 ゼロカーボン・ドライブや持続可能な公共交通ネットワーク等の推進

1 北九州市環境首都総合交通戦略の推進

(1) 計画の概要

北九州市では、過度のマイカー利用から地球環境にやさしい公共交通や徒歩・自転車への利用転換を図るため、北九州市の都市交通のあり方や短中期の交通施策を盛り込んだ「北九州市環境首都総合交通戦略」を平成20年12月に策定しました。

また、コンパクトなまちづくりをより一層推進するため、「北九州市環境首都総合交通戦略」を基本に、「立地適正化計画」と連携を図りながら、人口減少社会に対応した持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図る「北九州市地域公共交通網形成計画」を平成28年8月に策定しました。

(令和4年3月に「北九州市地域公共交通計画」として改訂)



出典 国土交通省資料をもとに「立地適正化計画」、「地域公共交通計画」を追記

(2) 北九州市が掲げる交通理念と基本方針

■ 北九州市が掲げる交通理念

環境にやさしく安心して移動できるまちを目指して
～使おう公共交通、かしこくマイカー利用～

■ 交通理念の実現に向けた交通施策の基本方針

- 持続可能な公共交通ネットワークの強化・充実
- 利便性の向上・環境にやさしい公共交通の利用促進
- 誰もが使いやすい公共交通の実現
- 公共交通を支える道路環境の充実

(3) 取り組む交通施策

交通理念の実現に向けて、本計画では4つの基本方針に基づく30の交通施策と、そのうち7施策を重点施策として設定しています。

【重点施策】

- ・公共交通幹線軸の強化
- ・幹線に接続するフィーダー路線の充実
- ・異なる事業者間の連携強化
- ・交通結節機能の強化
- ・MaaSの推進
- ・バリアフリー化の推進
- ・おでかけ交通の充実

(4) 計画目標の設定

4つの基本方針を踏まえて、それぞれに対応した計画目標を設定しました。

- 公共交通人口カバー率86%を維持
- 人口10万人あたりの公共交通利用者数3.8万人を維持
- 公共交通に対する満足度66%→70%に向上
- 運輸部門CO₂排出量を約40%削減

(5) 計画の進捗管理

30の交通施策ごとにKPI（重要業績指標）を設定し、毎年度、取組の達成状況の評価を行い、必要に応じて適宜計画の見直しを行っていきます。

2 モーダルシフトの推進

(1) 背景

平成17年2月の京都議定書の発効や平成18年4月の改正省エネ法の施行を受け、運輸・物流部門においては、トラックによる輸送から、CO₂削減効果の高い鉄道輸送や、内航コンテナ・フェリーなどの海上輸送に転換する「モーダルシフト」の流れが加速しています。

北九州市では、内航フェリー輸送の拠点である新門司フェリーターミナルや、鉄道輸送の拠点である北九州貨物ターミナル駅などの物流基盤を整備し、過度にトラック輸送に依存することなく国内輸送ができる体制を整えてきました。特に、内航フェリー等貨物量については、年間約5,900万トンにも及び、モーダルシフトの取組を推進しています。

(2) さらに推進に向けた取組

■ フェリー・RORO ターミナルの機能強化

北九州市には、関東・関西・四国を結ぶフェリーのほか、関東・中部・沖縄方面へのRORO船（貨物を積んだトレーラなどがそのまま乗り降りできる船）が就航しており、フェリーの大型化による輸送能力の向上も相まって、その貨物量は北九州港における全貨物量の半数以上を占めています。

特に令和3年7月1日の横須賀港とを結ぶフェリー航路の就航により、フェリーの貨物量は増加しています。また、令和6年度からは、トラックドライバーの時間外労働規制の適用によるトラックの輸送力不足、いわゆる「2024年問題」に対応するため、モーダルシフトの受け皿となるフェリー・ROROターミナルの機能強化が求められています。

フェリー・RORO船の利便性を高め、環境に優しい船舶輸送をさらに推進するため、フェリー・ROROターミナルの整備・改良を進めていきます。

3 北九州港のカーボンニュートラルポートの形成を目指す取組

(1) 背景

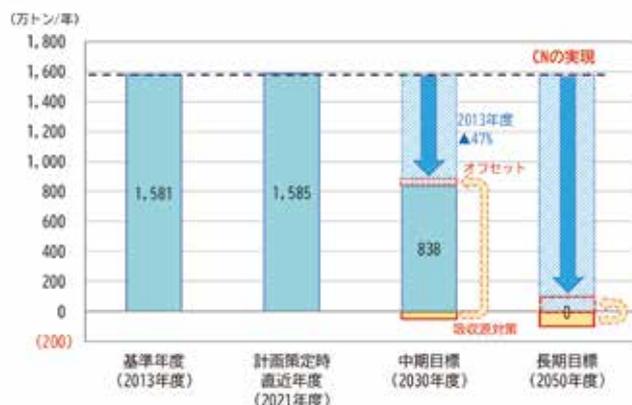
港湾は、日本のCO₂排出量の約6割を占める発電や鉄鋼等の臨海部産業の拠点となっており、国は、港湾における温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする『カーボンニュートラルポート（CNP）』の形成を目指しています。

(2) 北九州港におけるCNP形成の取組

北九州港においては、令和5年3月に「北九州港港湾脱炭素化推進協議会」を設立し、CNP形成を目指して、官民の連携による脱炭素化の取組を定めた「北九州港港湾脱炭素化推進計画」を令和6年2月に策定しました。

ア. 計画の目標

KPI (重要達成度指標)	具体的な数値目標		
	短期(2025年度)	中期(2030年度)	長期(2050年)
KPI 1 CO ₂ 排出量	—	838万トン/年 (2013年度比47%減)	【実質】0トン/年
KPI 2 低・脱炭素型 荷役機械導入率	—	27%	100%
KPI 3 港湾における水素 等の取扱貨物量	—	—	約153万トン/年 (水素換算)

イ. CO₂排出量の削減イメージ

ウ. 計画の取組方針

2050年のCNP形成に向けて「温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する取組」と「港湾・臨海部の脱炭素化に貢献する取組」に関し、

- 公共ターミナル内外の機械や施設の低・脱炭素化の推進
- CO₂の吸収源として期待されているブルーカーボン生態系の造成・再生・保全の促進
- 再生可能エネルギーや次世代エネルギーを利用した電力供給源の確保の推進
- 水素等のサプライチェーンの構築の推進

等に取り組むこととしており、引き続き北九州港のCNPの形成を目指していきます。

4 自動車からの温室効果ガスの削減

(1) 背景

北九州市における自動車保有台数は、60万台を超え、市民生活における自動車への依存度は依然として高い状況にあります。

今後も公共交通機関の利用促進などの取組と併せて、電動車の普及やエコドライブの推進などの対策を総合的に進める必要があります。

(2) これまでの取組と成果

ア. 電動車（EV、FCV等）の率先導入

北九州市では、電気自動車（EV）や、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等の電動車を公用車として率先導入しています。

また、2030年（令和12年）度までに、すべての一般公用車*について、電動車を導入することを目指します。

*一般公用車：塵芥車や救急車、ポンプ車等の特殊車両を除く車両

地球環境にやさしい電動車を市が積極的に導入し、PRすることで、市民や市内企業の認知度向上及び普及促進を図るとともに、公用車における脱炭素化を推進していきます。

令和6年度までに、EV・PHVについては85台、FCVについては4台を導入しています。



市で導入している電動車

イ. 電動車の普及環境づくり



普通充電器

近年、自動車ディーラーやコインパーキングなどでの充電施設の設置が進み、年々増加しています。北九州市も公共施設等13箇所に充電器を設置しています。

今後も、充電箇所の充実を目指し、官民互いに協力しながら電動車の普及環境づくりを積極的に行っていきます。

ウ. ノーマイカーデーの普及促進

過度なマイカー利用を抑制し、環境にやさしい公共交通機関等への転換を促進するため、北九州市は毎週水・金

曜日を「ノーマイカーデー」に設定し、参加企業を募るとともに、啓発活動を実施してきました。

令和6年度末時点で市内94の企業が参加しています。

エ. エコドラ北九州プロジェクト

様々な業種・業態の企業が実践でき、かつ、実効性のある企業内エコドライブ活動を普及するため「エコドラ北九州プロジェクト」を実施しています。

第2章 循環経済（サーキュラーエコノミー）システムの構築



基本施策 1 家庭ごみの減量・リサイクルの推進

基本施策 2 事業系ごみの減量・リサイクルの推進

1 第2期北九州市循環社会形成推進基本計画

北九州市では平成23年に「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型」の取組に「低炭素」と「自然共生」の取組に加え、「持続可能な都市モデル」に向けた先駆的な廃棄物行政を進めてきました。

一方、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化しており、近年では、プラスチックごみや食品ロスの問題の顕在化、自然災害の多発による災害廃棄物の大量発生や感染症の拡大による生活様式など、新たな課題への的確な対応が求められています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、令和3年8月、新たにSDGsの実現と脱炭素社会を見据えた第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画を策定しました。

2 ごみの減量化・資源化の取組

(1) 事業系ごみ対策の強化について

市が処理する一般廃棄物約51万4千トン（平成15年度）に対し、約25万トン（49%）を事業系ごみが占め、市の焼却工場への自己搬入ごみが、平成5年度の約12万1千トンから平成15年度の約19万7千トンへ1.5倍以上に増加しました。

このような状況の中で、平成16年10月から事業系ごみについて以下の対策を実施しました。

○目的

- ・排出事業者の自己処理責任の徹底
- ・事業系ごみの減量化・資源化の推進
- ・ごみ処理経費の削減

○実施内容

- ・事業系ごみの市収集の原則廃止
- ・自己搬入ごみの処理手数料の改定（700円/100kg⇒100円/10kg）
- ・リサイクル可能な古紙、廃木材の市施設への受け入れ廃止
- ・かんびん資源化センターへの自己搬入の廃止

一方で、現在でも、市の焼却施設へ持ち込まれる事業系ごみの中には、リサイクル可能なものや産業廃棄物として処理すべきものなどの搬入不適物の混入も多く、さらなる適正処理と減量化・資源化に向けた取組を行っています。

ア．事務所への適正処理指導

各事業所のごみの分別や処理事業者との契約状況等を確認するため、条例に定める大規模事業所や大量排出事業所持業者（以下、条例対象事業所）や、食品関係の新規営業許可を取得した事業所を訪問し、啓発・指導を行っています。

また、条例対象事業には、毎年度「事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書」の提出を義務付けているほか、廃棄物管理者向けの講習会を実施しています。

イ．焼却工場での搬入指導の強化

焼却工場において、リチウムイオン電池などの搬入不適物が原因と思われる火災の発生や、不適物を隠して搬入する悪質なケースが多く見られることから、令和3年度より職員を増員して搬入指導を強化しています。

また、不適正な搬入が判明した場合は、収集運搬業者だけではなく、業者に処理を依頼した事業者にも連絡し、啓発・指導を行っています。

(2) 家庭系ごみの循環システム構築の取組について

ア．概要

家庭系ごみの減量化・資源化に向け、平成5年以降、ごみ処理の基本理念を「処理重視型」から「リサイクル型」へ転換し、分別対象を順次拡充してきました。

その後、地球全体の資源・エネルギーが限りあるものであることを踏まえ、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）のいわゆる「3R」を基本とする「循環型」、さらに低炭素・自然共生との統合的取組による「持続可能な循環型」へと基本理念を発展させ、大量生産、大量消費、大量リサイクルからの脱却と、資源化物を含むごみの総排出量を抑制する取組を進めています。

イ．家庭系ごみを取り巻く状況と北九州市の取組内容

（●：北九州市、○：国など）

平成4年

- 生ごみコンポスト化容器助成制度の開始 [6月]
- ※平成21年で終了

平成 5 年

- かんびん分別収集の開始 [7 月]

平成 6 年

- 粗大ごみ有料戸別収集の開始 [4 月]
- 古紙集団資源回収奨励金制度の開始 [5 月]

平成 9 年

- 容器包装リサイクル法の一部施行 [4 月]
- 古紙回収用保管庫貸与制度の創設 [4 月]
- ペットボトル分別収集の開始 [11 月]

平成 10 年

- 政令市で初めて、家庭ごみの有料指定袋導入 [7 月] ごみ量が約 6% (約 2 万トン) 減少し、一定の効果を持続

平成 12 年

- 容器包装リサイクル法の完全施行 [4 月]
- 電気式生ごみ処理機購入助成制度の開始 [6 月]
- ※平成 25 年で終了
- 紙バック・白トレイ拠点回収の開始 [7 月]

平成 13 年

- 「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を策定 [2 月] ごみ処理の基本理念を「循環型」とすることを明記
- 家電リサイクル法の施行 [4 月]

平成 14 年

- 蛍光管・色トレイ拠点回収の開始 [7 月]

平成 15 年

- 国が定めた「循環型社会形成推進基本計画」で、国民 1 人 1 日あたりごみ 20% 減量の目標が掲げられる [3 月]
- 「北九州市ごみ処理のあり方検討委員会」から、家庭ごみ処理手数料の見直しとプラスチック製容器包装の分別が必要との提言を受ける [7 月]

平成 16 年

- 集団資源回収の充実・拡充の先行実施 [7 月]

平成 17 年

- 中央環境審議会の意見具申において、一般廃棄物処理の有料化推進と減量効果が得られるような料金設定の必要性が出される [2 月]
- 国が定めた「廃棄物処理法に定める基本方針」に、一般廃棄物処理の有料化推進が明記される [5 月]

平成 18 年

- 「家庭ごみ収集制度の見直し」実施。家庭ごみ手数料の改定、資源化物有料指定袋制の導入、プラスチック製容器包装分別収集の開始、小物金属拠点回収の開始 [7 月]
- 全市共通ノーレジ袋ポイント事業開始 [12 月]

平成 19 年

- PFI 方式により施設整備を進めていた「北九州市プラスチック資源化センター」が稼働 [4 月]
- 国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化

を推進すべきことが明確化されたことを受け、環境省が「一般廃棄物有料化の手引き」を策定 [6 月]

平成 21 年

- 家電リサイクル法の対象商品目に「液晶式・プラズマ式テレビ」「衣類乾燥機」が追加 [4 月]

平成 23 年

- 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定 [8 月]

平成 25 年

- 小型家電リサイクル法の施行 [4 月]
- 小型家電の分別リサイクル事業の開始 [8 月]

平成 26 年

- 古着の分別リサイクル事業の開始 [5 月]
- ふれあい収集の開始 [7 月]

平成 28 年

- 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の改定 [8 月]
- 環境省モデル事業による水銀体温計等（水銀体温計、水銀血圧計及び水銀温度計をいう。以下同じ。）の回収事業の実施 [11 月 - 12 月]

平成 29 年

- 水銀体温計等の拠点回収の開始 [1 月]
- 環境省実証事業によるプラスチック一括回収・リサイクル事業の実施 [11 月]

平成 30 年

- 「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し [3 月]、協定参加 7 事業者の各店舗において、レジ袋の無料配布を中止（有料化） [6 月]

令和元年

- プラスチック資源循環戦略の策定 [5 月]
- 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行 [10 月]

令和 2 年

- 全国一律にプラスチック製買物袋（レジ袋）有料化制度の開始 [7 月]

令和 3 年

- 電池類の分別リサイクル事業の開始 [4 月]
- 「第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定 [8 月]

令和 4 年

- プラスチック資源一括回収実証事業の実施 [2 月]
- 「やってみよう！製品プラスチック回収モデル事業」の実施 [7 月 - 8 月]

令和 5 年

- 充電式電池の分別リサイクル事業の開始 [7 月]
- プラスチック資源一括回収事業の開始 [10 月]

ウ．今後の対応について

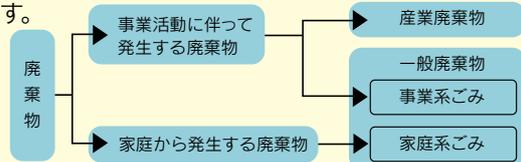
家庭ごみの中には、いまだに分別されずに捨てられる古紙やかんびん、プラスチック製容器包装などの資源化物が少なくありません。

古紙回収の取組を進めるほか、分別方法やリサイクルの効果などを市民にわかりやすく呼びかけるなど啓発・PRを引き続き行い、一層のごみ減量・リサイクルを推進することで、清潔で快適な生活環境の維持・向上と、循環型社会の形成に向け取り組めます。

廃棄物の区分

廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた 20 種類の廃棄物を産業廃棄物とし、それ以外の廃棄物を一般廃棄物と区分しています。「事業系ごみ」とは、一般廃棄物のうち事業活動に伴って生じた廃棄物を指し、「事業系一般廃棄物」ということもあります。

家庭から発生する廃棄物も一般廃棄物ですが、北九州市では「家庭系ごみ」と呼び「事業系ごみ」と区別しています。



(3) グリーン購入の推進

グリーン購入とは、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 13 年 4 月施行）により、国の機関はグリーン購入が義務付けられていますが、自治体は努力義務にとどまっています。

循環型社会のモデル都市を目指す北九州市は、率先して市役所内でのグリーン購入に取り組むため、平成 13 年 10 月に「北九州市環境物品等の調達の推進に関する基本方針（北九州市グリーン購入基本方針）」を策定・実行しています。

なお、九州の自治体及び事業者等で構成する「九州グリーン購入ネットワーク」等の活動を通じて、市民へのグリーン購入の普及促進、環境に優しい商品やサービスを提供する事業者の活動の促進を図っていきます。

3 北九州市プラスチックスマート推進事業

(1) 事業実施の経緯

市プラスチックごみについては、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題があり、それらに対応するため、令和元年 5 月に、国が「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和 4 年 4 月には、「プラスチック資源循環法」が施行されました。

環境首都と SDGs の実現を目指す北九州市としては、国の戦略とも歩調を合わせ、自治体として取り組むべきプラスチックごみ対策として、令和元年度から「北九州市プラスチックスマート推進事業」を開始しました。

(2) 事業の内容

本事業では、これまで取り組んできたレジ袋の削減等の取り組みに加え、「排出削減」、「リユース・リサイクル」、「徹底回収」、「市役所の率先垂範」の 4 つの観点から、総合的なプラスチックごみ対策を実施することとしています。

ア．排出削減

(ア) 指定袋等のバイオマスプラスチック化

令和 2 年度から全ての家庭ごみ用指定袋やまち美化用ボランティア袋の原材料の一部（10%）に、バイオマスプラスチックを導入することにより、石油由来のプラスチックを削減し、環境負荷を低減しました。

(イ) 排出削減等に向けた啓発

市民や事業者にプラスチックごみ問題の現状を理解してもらい、マイバッグやマイボトルの使用、プラスチック製容器包装の分別の徹底などに取り組んでもらうため、プラスチックごみ対策専用ウェブサイトを作成するとともに、「プラごみダイエット協力店」を募集し、その取組を周知しています。



専用ウェブサイト



プラごみダイエット協力店

イ．市役所の率先垂範

職場での分別に加え、業務中のマイボトル・マイカップの使用推進、会議等でのペットボトル提供削減、レジ袋等不要な使い捨てプラスチックの受取辞退など、プラスチックごみ削減に向けて、市役所職員自らが先導的に取り組みました。

4 プラスチック資源一括回収事業

(1) 事業概要

近年、海洋プラスチック汚染や気候変動の原因として、世界的にプラスチックごみ対策の重要性が高まっています。このような中、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、製品プラスチックを含めたプラスチック資源の分別収集に努めることが市町村に求められました。

そこで、北九州市では、令和3年度及び令和4年度に実施した実証事業を踏まえて、令和5年10月から「プラスチック製容器包装」と「製品プラスチック」を一緒に回収する「プラスチック資源一括回収事業」を開始しました。市民の皆様のご協力のもと、回収量は令和4年度7,411トンから令和6年度は7,789トンに増加しました。

(2) リサイクル計画の認定

北九州市では、プラスチック資源一括回収事業の開始を受け、市内で収集した製品プラスチックを、市内でリサイクルする計画（再商品化計画）を作成しました。この計画について、令和6年3月に九州では初めて（政令指定都市では、仙台市に続き2番目）環境大臣及び経済産業大臣により認定されました。これにより、北九州市が、独自にプラスチックのリサイクルの方法を決定できるようになりました。

(3) プラスチックの「地消・地循環」

再商品化計画の認定を受けたことを契機に、市民に分かりやすいリサイクルを実現するため、リサイクル事業者や小売店と協働し、分別したプラスチックを原料にした小学生向けの「教室机の引き出し」を商品化しました。この取組は、市民が分別したプラスチックが市内でリサイクルされ、市民生活に戻る『地消・地循環（市内で発生したごみを市内でリサイクル、商品化、販売し、市民が再び使用する循環の仕組み）』を実現した全国初の事例です。

今後、分別したプラスチックが身近な商品に生まれ変わることを広く発信し、プラスチック回収量の増加につなげるとともに、「地消・地循環」の好事例を増やしていきます。



回収したプラスチックを
フレーク状に加工



フレークを原料に
引き出しを製造

5 ごみ処理の現況

(1) ごみ処理事業の概要

市内で発生したごみの処理については、第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画及び北九州市一般廃棄物処理実施計画に定めています。北九州市では、これらの計画に基づき、安全かつ安定的な適正処理を推進すると同時に、環境保全と資源保護のためのごみの減量化・資源化にも取り組んでいます。

今後とも、資源循環型社会の形成に向け、一層のごみの減量化・資源化を推進するとともに、清潔で快適な生活環境の維持・向上に努めます。

【主な事業内容】

- 家庭ごみ、粗大ごみ、資源化物（かん・びん、ペットボトル等）の収集
- 市内の道路、公園などの公共の場所をボランティアで清掃した際の清掃ごみの収集
- 生活環境の保全とまち美化を目的とした道路、歩道、河川、海浜等の清掃
- 収集したごみ等市内で発生した一般廃棄物の適切な処理及び処分
- 市内中小企業等の一部の産業廃棄物の処理及び処分（ただし、一般廃棄物の処理に支障のない範囲）

(2) ごみ量の推移

平成16年10月の事業系ごみ対策、平成18年7月の家庭系ごみ収集制度の見直しなどのごみの減量化・資源化の取組と市民の皆さまの協力により、ごみ量は平成15年度の53万トンから令和6年度には31万トンと、約22万トン減少しました。

◆ごみ量の推移



※市収集ごみ：家庭ごみや資源化物のように、市の指定する処理施設に市が収集して持ち込むごみ
 ※自己搬入ごみ：市の指定する処理施設に、ごみの排出者が自ら又は収集運搬業者に委託して持ち込むごみ
 ※四捨五入の関係で数値が一致しないことがあります。

(3) リサイクル率の推移

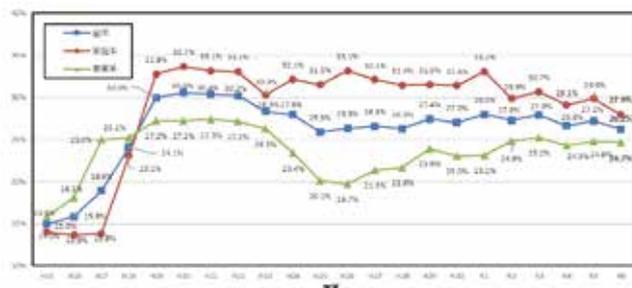
家庭系ごみのリサイクル率については、平成18年の家庭ごみ収集制度の見直しにより資源化が進んだことなどから、平成15年度の14.0%から令和6年度には27.9%に向上しました。

事業系ごみのリサイクル率については、平成16年の事業系ごみ対策の強化により、搬入手数料の改定やリサイク

ル可能な資源化物の受け入れ制限を行ったことなどから、平成 15 年度の 15.9% から令和 6 年度には 24.7% に向上しました。

家庭系、事業系を合わせた一般廃棄物のリサイクル率は、一時期は減少傾向にあったものの、近年は上昇傾向にあり、平成 15 年度の 15.0% から令和 6 年度には 26.2% に向上しました。

◆リサイクル率の推移



(4) ごみの区分とごみ量

ア. 市収集ごみ

市収集ごみとは、家庭ごみや資源化物のように、市の指定する処理施設に市が収集して持ち込むごみです。

(ア)家庭ごみ（有料指定袋、ステーション方式、週 2 回収集）

- 主には、家庭から排出される日常生活に伴って生じる生ごみや紙くずのほか、家庭住居と併設された事業所から出るごみ（住居併設事業所ごみ）も一部含まれます。
- 平成 10 年 7 月、有料指定袋制度を導入しました。
- 平成 18 年 7 月、有料指定袋の料金を変更しました。

※ 1 袋あたりの料金

- ・大（45 ℓ）50 円/枚
- ・中（30 ℓ）33 円/枚
- ・小（20 ℓ）22 円/枚
- ・特小（10 ℓ）11 円/枚

- 平成 26 年 7 月から、家庭ごみをごみステーションに出すことが困難な高齢者等を対象に、自宅の玄関先でごみを収集する「ふれあい収集」を開始しました。要件は以下のとおりです。

ふれあい収集

- ①介護保険の要介護 2 以上の単身世帯
 - ②障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯
 - ③その他、環境局長が認める者
- 同様の福祉サービスを受けることが困難な世帯かつ以下に該当する者
- ・申請者と同居している者が入院等により不在となり一時的に要件に該当する者
 - ・要介護 2 相当以上の状態（歩行困難が目安）で介護保険の申請手続き中の者、及び、障害福祉サービスの受給認定の手続きを申請中の者
 - ・ごみステーションが急傾斜地等にあり、ごみ出しが困難な者
- ※同居者がいる場合は、同居者全員が①又は②に該当する必要があります。
- ※親族や地域の方、又はボランティア等により、ごみ出

しの協力が得られる場合は、対象になりません。

※③に該当する場合は、申込前に環境局業務課にご相談ください。

※市の職員が申込者のお宅へ訪問し、現状等についてお伺いしたうえで、決定します。

◆家庭ごみの収集量

年度	R2	R3	R4	R5	R6
収集量 (t)	177,159	172,717	168,365	160,682	154,626

(イ)粗大ごみ（有料手数料納付券貼付、戸別収集方式、月 1 回収集）

- 対象は、粗大ごみとして定められているもののほか、市の指定袋（45 ℓ）に入らない大きさのものです。
 - 平成 6 年 4 月から、現行の方式（事前申し込み、有料手数料納付券貼付）での回収を開始しました。
 - 平成 10 年 4 月から、町内会単位で「申込・収集」を行う粗大ごみ町内集団回収を開始しました。
 - 平成 15 年 7 月から、粗大ごみを指定の場所に持ち出すことが困難な高齢者等を対象に、有料の持ち出しサービスを開始しました。
 - 平成 18 年 7 月から、家電リサイクル法対象品目の粗大ごみでの収集を廃止しました。（平成 13 年 4 月の家電リサイクル法施行以降、市内の大半の販売店で廃家電の引き取りが実施されるようになったため。）
- 家電リサイクル法対象品目：テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（ドラム式）
- ※対象品目
- ・テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）
 - ・エアコン ・冷蔵庫、冷凍庫
 - ・洗濯機、衣類乾燥機（ドラム式）
- （液晶式、プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機は平成 21 年 4 月から追加）
- 平成 19 年 7 月から、タイヤ、バッテリー、ガスボンベについて、販売店等で回収するルートが確立していることから、粗大ごみでの収集を廃止しました。

◆粗大ごみの収集量

年度	R2	R3	R4	R5	R6
収集量 (t)	4,431	4,377	4,057	4,005	3,811

(ウ)環境保全ごみ

- 主に、幹線道路や河川敷、広場、街路等の公共の場所の清掃ごみ等です。

◆環境保全ごみの収集量

年度	R2	R3	R4	R5	R6
収集量 (t)	4,234	4,529	4,589	4,502	4,739

(エ)資源化物

北九州市が分別収集、リサイクルに取り組む際には、次の 3 つの観点を総合的に勘案し、対象品目を順次拡大しています。

- ・市民にとってわかりやすい仕組みであるか。
- ・リサイクルの技術の確立、再生品の需要が確実にあるのか。
- ・コストを含めた効率性はどうか。

なお、分別収集・リサイクルの実施については、すべて行政が行うのではなく、子供会や町内会などが行う古紙の集団資源回収などの市民回収や、拡大生産者責任の観点から実施されている事業者回収など、市民や事業者の主体的な取組を積極的に活用し、各主体が各々の責任のもとで分担して取り組むことで、環境に対する意識の向上や地域コミュニティの醸成、行政コストの削減などに繋がるものと考えています。

■かん・びん（有料指定袋、ステーション方式、週1回収集）

- 平成5年7月、分別収集を開始しました。
- 平成18年7月、有料指定袋制度を導入しました。
- ※1袋（25ℓ）あたりの料金
 - ・12円/枚

◆かん・びんの収集量

年度	R2	R3	R4	R5	R6
収集量(t)	8,048	7,683	7,402	7,030	6,823

■ペットボトル（有料指定袋、ステーション方式、週1回収集）

- 平成9年11月、分別収集を開始しました。
- 平成18年7月、有料指定袋制度を導入しました。
- ※1袋あたりの料金
 - ・大（45ℓ）20円/枚
 - ・小（25ℓ）12円/枚

◆ペットボトルの収集量

年度	R2	R3	R4	R5	R6
収集量(t)	2,687	2,784	2,788	2,758	2,810

■プラスチック（有料指定袋、ステーション方式、週1回収集）

- 対象は、プラスチック製の容器や包装、製品です。
- 平成18年7月、有料指定袋制度による分別収集を開始しました。
- 令和5年10月、プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収を開始しました。
- ※1袋あたりの料金
 - ・大（45ℓ）20円/枚
 - ・小（25ℓ）12円/枚

◆プラスチックの収集量

年度	R2	R3	R4	R5	R6
収集量(t)	7,587	7,604	7,411	7,528	7,805

※令和4年度まではプラスチック製容器包装のみ

■紙パック・トレイ（拠点回収方式）

- 平成12年7月、商業施設や市民センター等に回収ボックスを設置し、紙パック及び白トレイの分別収集を開始しました。
- 平成14年7月、色付きトレイの分別収集を開始しました。

◆紙パック・トレイの収集量

年度	R2	R3	R4	R5	R6
収集量(t)	214	204	180	170	161

■蛍光管、水銀体温計等（拠点回収方式）

- 平成14年7月、商業施設に回収ボックスを設置し分別収集を開始しました。
- 平成28年11月、水銀体温計等の回収ボックスを区役所に設置し、分別収集を開始しました。

◆蛍光管、水銀体温計等の収集量

年度	R2	R3	R4	R5	R6
収集量(t)	71	68	63	57	51

■小物金属（拠点回収方式）

- 対象は、家庭で不要になった鍋やかんなどの、主に金属でできているものです。
- 平成18年7月、商業施設や区役所、市民センター等に回収ボックスを設置し、分別収集を開始しました。

◆小物金属の収集量

年度	R2	R3	R4	R5	R6
収集量(t)	174	170	152	148	150

■小型電子機器（拠点回収方式）

- 対象は、家庭で不要になった、鉄や銅、貴金属、レアメタルなどが含まれる携帯電話やデジタルカメラなどの小型の電子機器です。
- 平成25年8月、商業施設や区役所等に回収ボックスを設置し、分別収集を開始しました。
- 令和2年6月から、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から回収ボックスを一時閉鎖していましたが、令和3年4月、商業施設に設置していた回収ボックスを市民センターに移設し、回収を再開しました。

◆小型電子機器の収集量

年度	R2	R3	R4	R5	R6
収集量(t)	3	7	9	22	15

■電池類（拠点回収方式）を新設

- 対象は、電化製品から取り出せる充電式電池や乾電池などです。
- 令和3年4月、商業施設等に回収ボックスを設置し、分別収集を開始しました。
- 令和5年7月、区役所、市民センター等に回収ボックスを設置しました。

◆電池類の収集量

年度	R4	R5	R6
収集量(t)	13	13	24

イ. 自己搬入ごみ

○市の指定する処理施設に、ごみの排出者が自ら又は収集運搬業者に委託して持ち込むごみです。

○平成 16 年 10 月から、事業系ごみ対策として、「市による収集を原則廃止」「搬入手数料の改定」「リサイクル可能な古紙及び廃木材の市焼却施設への受入れ制限」「かんびん資源化センターへの自己搬入廃止」を行いました。

◆自己搬入ごみ量

年度	R2	R3	R4	R5	R6
搬入量 (t)	146,924	137,379	137,703	131,519	128,528

ウ. その他、市民や事業者が自主的に回収している資源物

■古紙・古着の集団資源回収

○町内会、老人会、子供会やまちづくり協議会が行う古紙、古着回収への奨励金の交付などの支援を通じて、古紙・古着回収の促進に取り組んでいます。(⇒奨励金制度については 14 ページ参照)

◆古紙・古着の集団資源回収量

年	R2	R3	R4	R5	R6
回収量 (t)	17,365	16,243	15,195	13,813	12,386

■事業者が自主的に回収しているもの

○ボタン電池、取り外し可能な充電式電池、リターナブルびん（一升びん、ビールびん等）、新聞、インカートリッジ、廃食用油等、事業者が拡大生産者責任の観点等から自主的に回収しています。

(5) 中間処理

中間処理とは、さまざまな手段を用いて、廃棄物の容量、質、形状などを変えて処理しやすくしたり、無害化したりすることです。このため、いろいろな施設・機器などが用いられています。

北九州市では、焼却処理施設及び資源化施設がこの中間処理施設にあたり、それぞれ最も効率的な方法を採用しています。

ア. 焼却

北九州市の東部に新門司工場、中部には日明工場、西部に皇后崎工場の 3 つの焼却工場があります。処理能力は合わせて 2,130 トン/日で、市内から排出される可燃性のごみは、すべて焼却処理できる体制になっています。

焼却工場から排出される焼却灰は、それぞれの工場から最終処分場へ搬送し、埋立処分しています。

■処理実績

各工場とも、市内から排出される可燃性の計画収集ごみ、自己搬入ごみ、一部の産業廃棄物などを焼却処理しています。

施設名称	処理能力	令和 6 年度処理実績	実績比率
新門司工場	720t/日	86,449 t	28%
日明工場	600t/日	86,448 t	28%
皇后崎工場	810t/日	136,681 t	44%
計	2,130t/日	309,578 t	100%

■焼却管理

各設備の稼働状況・運転データの推移などは安定しており、各工場とも適正な運転管理がなされています。焼却灰の熱しゃく減量も 2.2%と低く、焼却処理が良好に行われたことを示しています。

■維持管理

焼却炉の経常的な損耗劣化に対しては、各工場とも年 1 回のオーバーホール（補修）を実施しています。

イ. 破碎

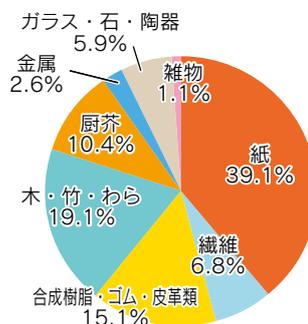
焼却炉では、電化製品、家具などの大型家庭廃品や建築廃材などの粗大ごみをそのまま焼却処理することはできません。そのため、これらを破碎して焼却処理しやすいように前処理します。これを破碎処理といいます。（家電リサイクル法の対象品目は、市で処理しません。）

現在、新門司工場と皇后崎工場には、剪断式の破碎機を設置し、木製家具などの粗大ごみを処理しています。また、家電製品や金属製家具などの粗大ごみは、日明工場不燃粗大仮置場で回収し、民間の処理事業者に破碎処理を委託しています。なお、破碎した粗大ごみからは鉄分を回収し、資源化を行っています。令和 6 年度は 1 年間で合計 895 トンの鉄を回収し、資源化することができました。

令和 6 年度には、新門司工場、日明工場不燃粗大仮置場、皇后崎工場で合わせて 32,744 トンを破碎処理しています。

■令和 6 年度ごみ組成分析

焼却工場に搬入されるごみの組成は、生活様式や経済情勢などの影響を大きく受け、変化します。



※令和 6 年度中に新門司、日明、皇后崎の 3 焼却工場に搬入されたごみの組成の平均値を示したものです。

ウ. 資源化施設

北九州市の中部に日明かんびん資源化センター、西部に本城かんびん資源化センターがあり、市内で回収された、かん・びん・ペットボトルを選別しています。また、これらの施設および新門司工場に併設された紙パック・トレイ保管施設では、拠点回収された、紙パックの保管、発泡スチロール製食品用トレイの選別を行っています。

プラスチック製容器包装、製品プラスチックは民間のプラスチック処理事業者により選別され、リサイクルされています。

なお、かんびん資源化センター及びプラスチック処理事業者では、障害者の方が選別に従事しています。

施設名称	令和6年度 処理実績	資源化対象物
日明かんびん資源化センター	5,296t	●かん(スチール・アルミ) ●びん(白・茶・その他)
本城かんびん資源化センター	3,940t	●ペットボトル ●紙パック ●トレイ
新門司工場紙パック・トレイ 保管施設	43t	●紙パック ●トレイ
プラスチック処理事業者	7,693t	●プラスチック

(6) 最終処分

市西部の若松区響灘に海面埋立地「響灘西地区廃棄物処分場」を建設し、平成10年10月から廃棄物の埋立を開始しました。

市東部で排出される廃棄物は、小倉北区西港町の「日明積出基地」で受け入れ、処分場へ輸送していましたが、施設の役割を終えたことから、令和7年3月31日をもって廃止となります。

処分場で受け入れる廃棄物は、不燃性の一般廃棄物や産業廃棄物及び土砂です。

次期埋立処分場については、響灘東地区に新たな処分場を建設中です。

(7) 処理施設の公害防止対策

ごみ処理による大気汚染や水質汚濁などの環境汚染を防止するため、各種の公害防止施設を設置し、適切な運転管理を行っています。

ア．焼却工場及び最終処分場

焼却工場では、バグフィルターや塩化水素除去装置を設置し、燃烧排ガス中の汚染物質を除去しています。また、適正な燃烧管理を行うことで、汚染物質の排出抑制に努めています。灰冷却污水や洗煙排水などの污水は、凝集沈殿やキレートなどによる処理を行った後、下水道へ放流しています。

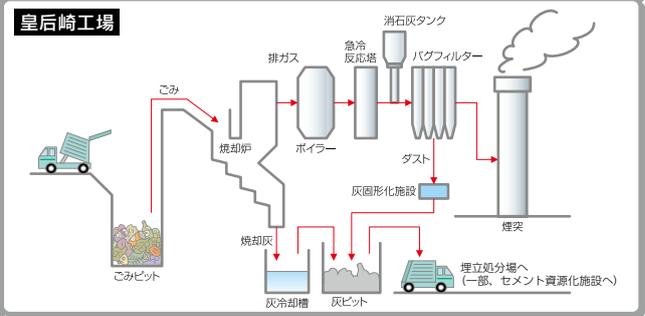
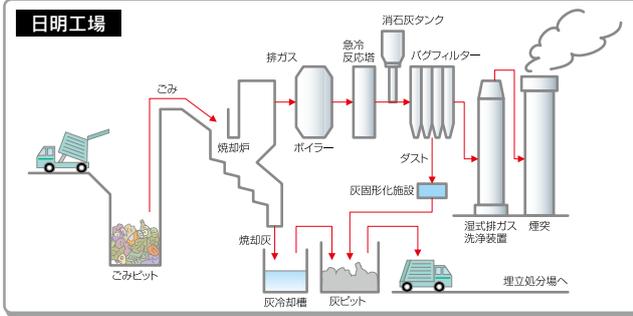
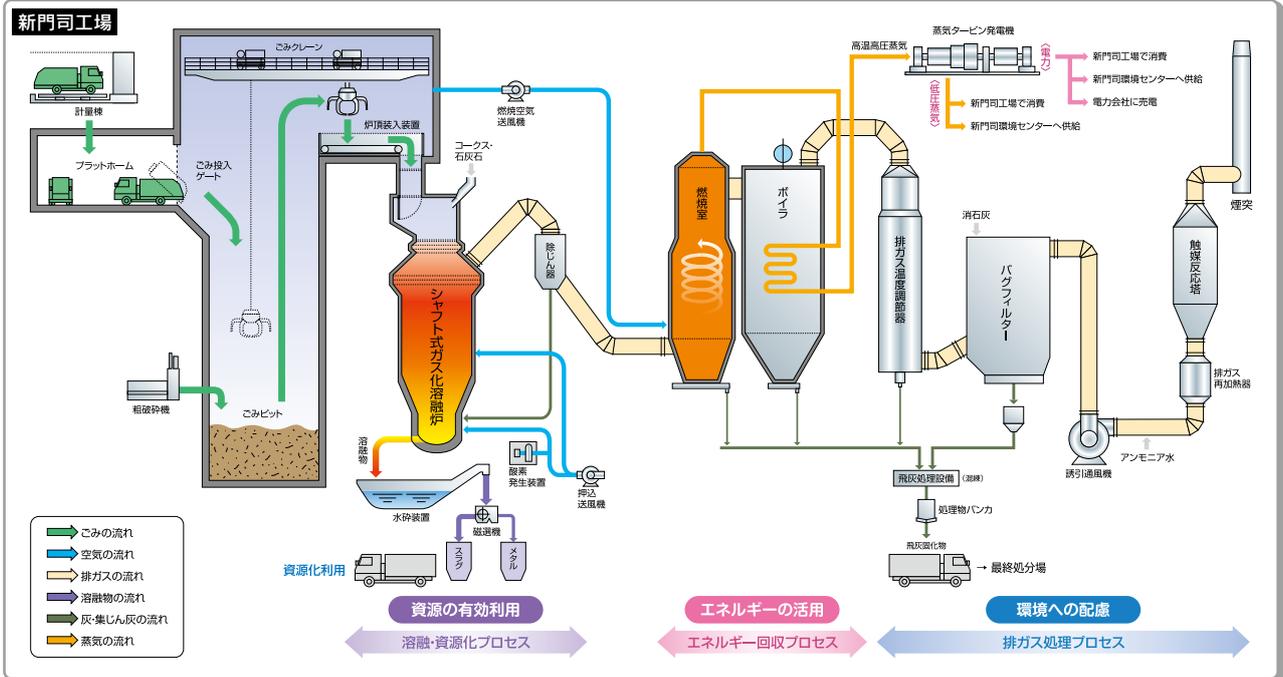
最終処分場では、処分場内の水が外海へ浸出するのを防ぐため、護岸の内側に防水シートを敷設し、土砂による腹付工事を施工しています。また、処分場内の余水については、場内に設置している排水処理施設で処理した後、放流しています。

イ．検査

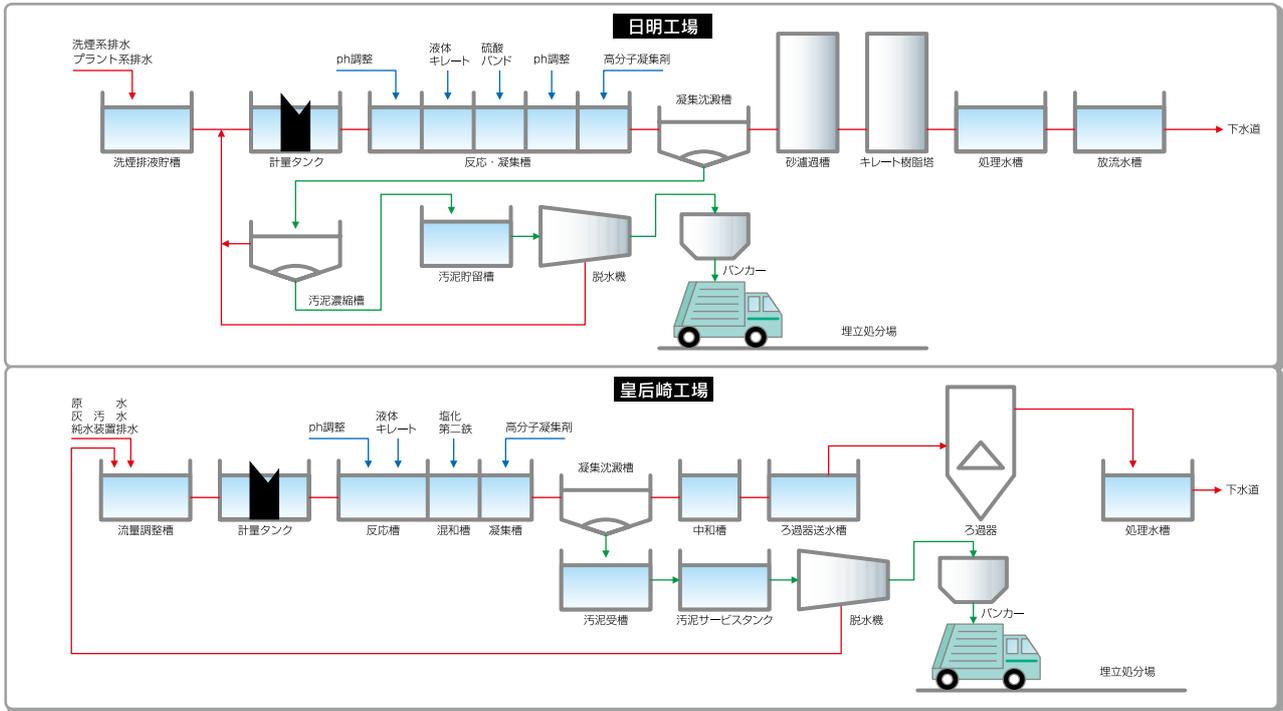
焼却工場の排ガス・排水、最終処分場の排水などは、定期的に検査を実施し、排出基準値の遵守状況を確認しています。また、最終処分場の周辺海域については、処分場からの排水による影響を把握するため、水質の調査を行っています。さらに、処分場へ搬入される産業廃棄物についても、展開検査・抜取検査を行って不適正な廃棄物の搬入を防止しています。

ウ．焼却工場排ガス・排水処理システムのフロー

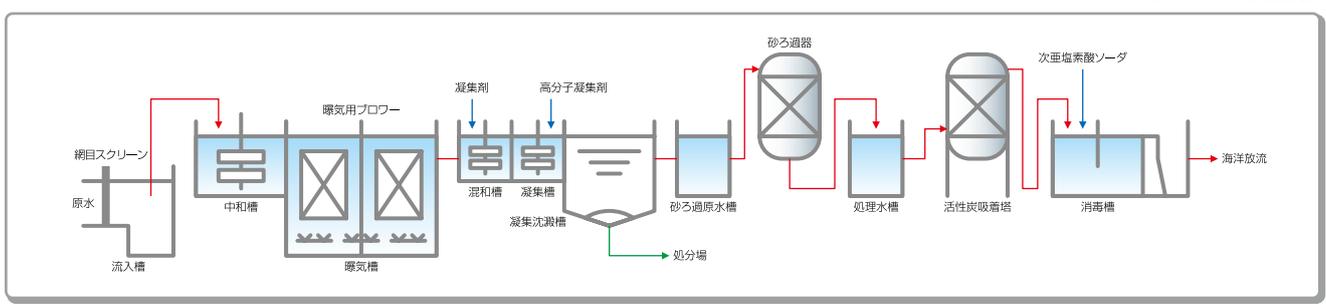
◆ 排ガスフロー



◆ 排水処理フロー



◆ 響灘西地区廃棄物処理場排水処理フロー



(8) 処理施設の省エネルギー対策

新門司工場・日明工場・皇后崎工場では、省エネルギー対策として、まず、業務上必要な電力や燃料など消費節減に努めています。さらに、ごみを焼却する際に発生する熱を蒸気エネルギーとして回収し、自家発電や施設の空調設備等に利用しています。余剰エネルギーについては、他の公共施設に供給しています。なお、余剰電力については他の公共施設へ送電し、さらに余った電力は電気事業者へ売電し収入を得ています。

◆ エネルギー利用状況

施設名称	蒸気利用状況	
	場内利用	他施設供給
新門司工場	空調・給湯	新門司環境センター（空調・給湯用）
日明工場	空調・給湯	
皇后崎工場	空調・給湯	皇后崎環境センター（給湯用）

施設名称	自家発電利用状況		
	年間発電量	他施設供給	売電
新門司工場	6,100 万 kWh	新門司環境センター	余った電力は 電気事業者へ 売電
日明工場	2,465 万 kWh	日明浄化センター	
皇后崎工場	8,663 万 kWh	皇后崎環境センター 皇后崎し尿投入所 皇后崎浄化センター	

◆ 令和 6 年度自家発電効果

	新門司工場	日明工場	皇后崎工場
売電金額	481,000千円	151,000千円	578,000千円
発電による節約金額	476,000千円	159,000千円	378,000千円
計	2,223,000 千円		

(9) し尿処理

ア. 概況

し尿は、おおむね 20 日に 1 回の割合で、計画的に収集します。

市内のし尿収集世帯数は、公共下水道の整備に伴う水洗便所の普及拡大に伴い、年々減少しており、令和 6 年 8 月で約 1,700 世帯となっています。

収集されたし尿は、市内 2 ヶ所のし尿圧送所（投入所）に運ばれ、し渣除去などの一時処理を行い、浄化センターに送られ、処理をおこなった後、水質管理を経て海域に放流します。

また、汚水処理の過程で汚泥が生じますが、この汚泥は、処理施設で減容化した後、最終的には燃料化やセメント原料化を行っています。

イ. 市民トイレ

市内の公園、行楽地、市街地などに市民トイレを設置しています。また、利用状況に応じた週 1～7 回の清掃、故障箇所の迅速な修繕、パトロールを行い、いつでも快適な利用ができるよう維持管理をしています。

ウ. 合併処理浄化槽

北九州市では、水質環境の保全対策として、微生物の働きでし尿と生活雑排水の両方をきれいにして河川などに放流する浄化槽の普及促進を図っており、平成元年 4 月より小型浄化槽の設置に対して補助事業を行っています。また、適正管理の推進のため、保守点検・清掃、法定検査遵守の指導に努めています。

• 補助対象

下水道認可区域外で、当面下水道の整備が見込まれない区域に、50 人槽以下の規模の小型浄化槽を設置する場合

• 補助金額（令和 6 年度）

人 槽	5	6・7	8～50
補助金額	332 千円	414 千円	548 千円

6 ごみ処理経費

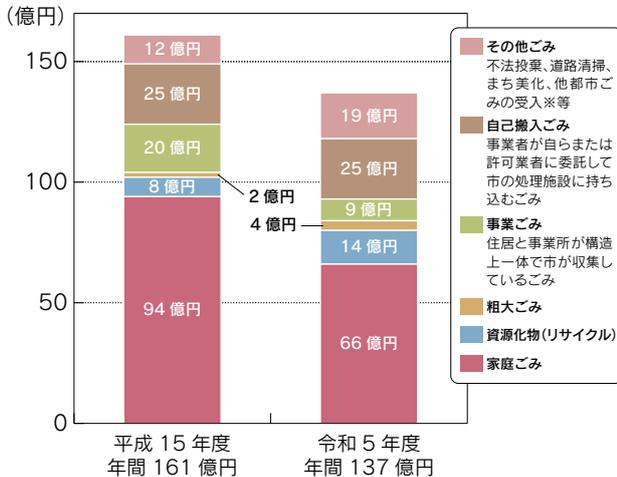
令和5年度のごみ処理・リサイクルには、年間約137億円（うち、リサイクル約14億円）の経費^{※1}がかかっています。

平成15年度^{※2}と比べると、平成18年7月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約24億円の経費を削減しました。^{※3}

- ※1 収集運搬、破碎、選別、焼却、埋立の処理・リサイクルに要した総経費です。
- ※2 古紙回収奨励金制度見直し（H16.7月）や事業系ごみ対策（H16.10月：住居併設事業所以外の事業所から排出されるごみの市収集廃止）など、先行実施したごみ減量・リサイクル促進施策の影響がない平成15年度を比較基準年としています。
- ※3 平成18年度にプラスチック製容器包装の分別収集を開始したこと及び令和5年度より製品プラスチックの一括回収を開始したことに伴い、資源化物のリサイクル経費は約6億円増加しましたが、ごみ減量に伴い、家庭ごみ等の処理経費を約28億円削減しました。

◆ごみの種類別経費

ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費（ごみ処理・リサイクル経費の約49%）がかかっています。



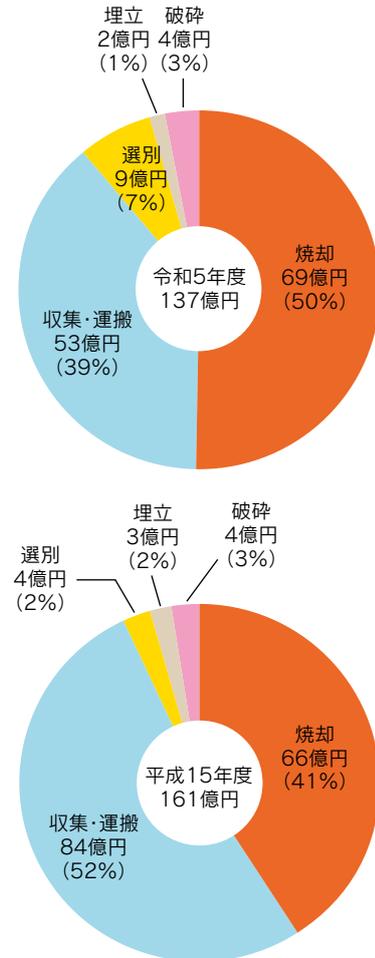
- ※他都市ごみの受入
 - 平成13年度から直方市、平成17年度から行橋市・みやこ町、平成19年度から遠賀・中間1市4町のごみの受入処理を行っています。
 - 他都市ごみの受入により、その他ごみの処理経費が増加していますが、北九州市のごみ処理原価を基本として算定した適正な処理経費を各市町が応分負担として徴収しています。

◆家庭ごみの処理経費

家庭ごみの処理経費	平成15年度	令和5年度	対15年度増減
ごみ処理・リサイクル総経費	161億円	137億円	▲24億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94億円 (約58%)	66億円 (約48%)	▲28億円
1日あたりの処理費用	2,600万円	1,800万円	▲800万円
市民一人あたり年間処理費	9,400円	7,200円	▲2,200円
一世帯あたり年間処理費	22,400円	15,000円	▲7,400円

◆ごみの処理別経費

ごみ処理の経費の内訳は、新門司工場の建替えに伴い、平成19年度から工場建設費（減価償却費）を計上したことから、焼却にかかる経費が約69億円（約50%）と最も多く、次いで収集運搬に約53億円（約39%）の経費がかかっています。収集運搬経費は、ごみ減量に伴う収集体制の見直しや委託化の推進などにより、平成15年度と比較して約31億円の経費を削減しました。



※各項目の値は四捨五入して表示しているため、数値が合わない場合がある。

7 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻・汚泥・廃プラスチック類等の20種類のことをいいます。このうち、爆発性・毒性・感染性などにより、人の健康・生活環境に被害を及ぼすおそれのある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物として定められています。

これらの産業廃棄物は、その排出事業者が自らの責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に定める基準に従い処理しなければならないものとされており、その処理を他人に委託する場合、廃棄物処理法上の許可を有する業者に委託しなければなりません。

近年、最終処分場残余量のひっ迫など、産業廃棄物の処理を取り巻く環境が一段と厳しくなる中、良好な生活環境の維持や循環型社会の構築のため、監視・指導・規制などの強化により、北九州市における産業廃棄物の適正な処理を推進しています。

(1) 北九州市の取組

北九州市では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者への立入検査・不法投棄防止パトロール・不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラ・許可申請時の審査指導など、多面的な取組を積極的に進めています。

ア. 立入検査、報告徴収

廃棄物処理法第19条の規定に基づき、排出事業者や処理業者の事業場に対して、計画的に立入検査を実施し、処理基準の遵守などについて指導を行っています。また、多量排出事業者や産業廃棄物処理業者に毎年一回、処理状況

の報告を求め、必要に応じて適宜指導しています。

◆産業廃棄物処理業者等に対する指導等実績（令和6年度）

立入検査	巡回※	措置命令
160	588	0
改善命令	文書指導	
0	9	

※巡回：廃棄物の保管状況、場内の清掃状況等をパトロールにより監視する立入検査

イ. 不法投棄防止パトロール

不法投棄防止パトロールは、廃棄物の不法投棄を防止するために、林道・海岸・土砂処分場など、不法投棄されやすい場所をパトロールカーで巡回監視し、発見した不法投棄物の撤去指導を行っています。パトロールは平日昼間だけでなく、夜間・早朝や土・日祝日にも行っています。また、このパトロールでは苦情の原因ともなる廃棄物の野焼きについても監視・指導を行っています。

◆不法投棄・野焼き件数（令和6年度）

不法投棄	野焼き
553	50

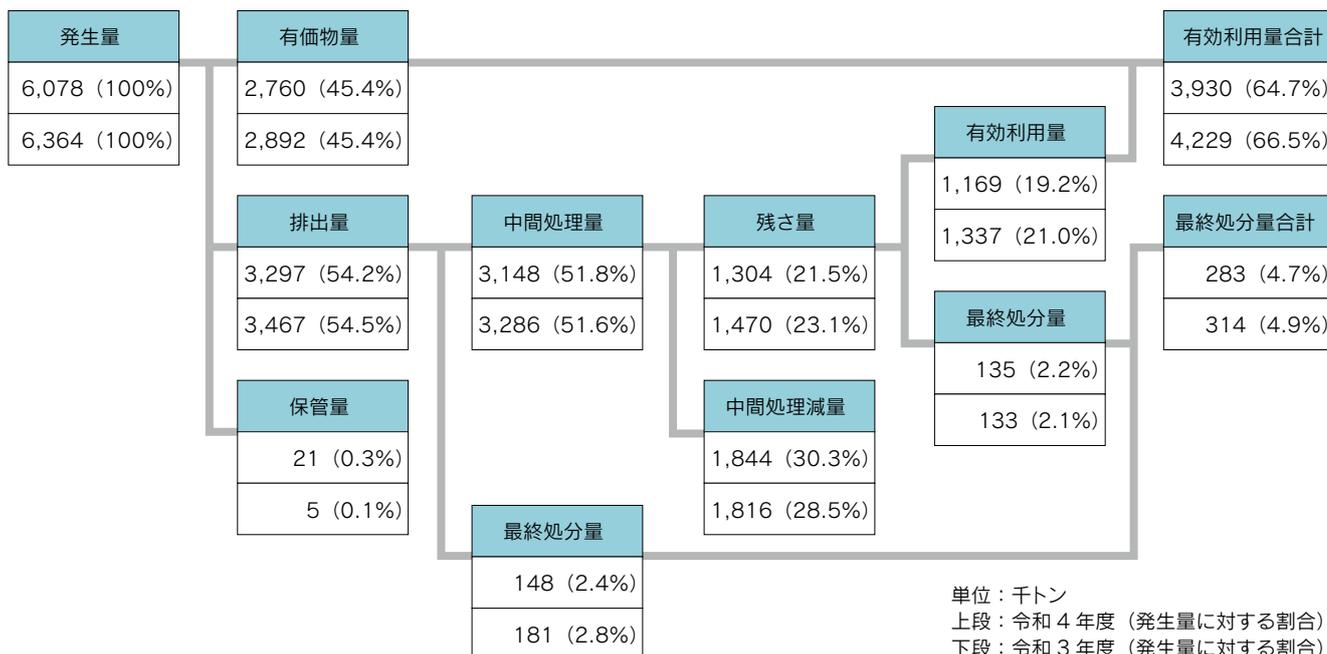
ウ. 不法投棄等通報員

廃棄物の適正処理や環境保全に協力的な市民69人を公募等により任命し、散歩や通勤など、日常生活を送る中で発見した廃棄物の不法投棄について、通報を求めています。

エ. 不法投棄防止監視カメラ

不法投棄されやすい場所のうち44箇所に監視カメラを設置しています。抑止効果を図るとともに、カメラに不法投棄者の画像が撮影された場合は、警察への告発など法に

◆北九州市産業廃棄物の処理フロー



※各項目の値は四捨五入して表示しているため、数値が合わない場合がある。

基づき厳正に対処することとしています。

オ. 許可申請時の審査・指導

産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の設置にかかわる許可申請に際しては、許可の要件や技術上の基準への適合状況を審査し、必要な指導を行っています。

◆産業廃棄物処理業者数（令和7年3月31日現在）

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
業者数	180	155	4	339

◆特別管理産業廃棄物処理業者数（令和7年3月31日現在）

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
業者数	52	25	0	77

カ. 行政処分

産業廃棄物処理業者が、廃棄物処理法に違反する行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、許可の取消や事業停止処分とするなどの厳しい処分を行っています。

◆産業廃棄物処理業者に対する行政処分件数（令和6年度）

処分内容	許可取消	不許可	事業停止
件数	0	0	0

キ. 紛争予防要綱

平成3年5月に策定された「北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係わる紛争の予防及び調整に関する要綱」によって、産業廃棄物処理施設設置事業者と地元住民との生活環境保全上の紛争を未然に防いでいます。

ク. 今後の取組

今後も廃棄物処理法の規定に基づき排出事業者や処理業者に対する立入検査や報告徴収、不法投棄防止パトロール、不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラの活用、環境監視情報システムの活用など様々な取組によって、廃棄物の排出事業者責任の徹底と適正処理を推進し、生活環境の保全に努めていきます。

(2) 自動車リサイクル法

ア. 背景

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）は、使用済自動車に起因するシュレッダーダスト（自動車の解体残渣）やフロンなどによる環境問題を解決するため平成17年1月から施行されました。

イ. これまでの取組

業者からの登録・許可申請時に際して許可の要件や各種基準への適合状況を審査し、また必要に応じて立入検査

を行い、監視・指導を行っています。違法行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、登録・許可の取消などの厳しい処分を行います。

ウ. 今後の取組

今後も、同法に基づき関連業者の登録・許可事務及び立入検査・指導を行い、使用済自動車のリサイクルの適正処理を推進していきます。

◆市内業者の登録・許可状況（令和7年3月31日現在）

業区分	引取業者（登録制）	フロン類回収業者（登録制）	解体業者（許可制）	破碎業者（許可制）
業者数	87	44	23	11

8 北九州市建設リサイクル資材認定制度

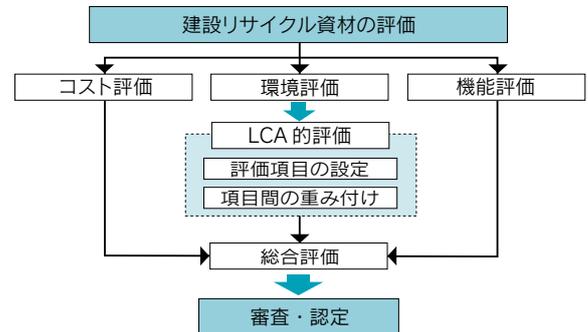
(1) 認定制度の開始

世界の環境首都をめざす北九州市では、平成14年度に政令指定都市で初めての「北九州市建設リサイクル資材認定制度」を開始し、認定にあたっては平成18年度からLCA（ライフサイクルアセスメント）的評価を採用しています。また、平成15年度に「北九州市建設リサイクル行動計画」、平成27年度には、中期的に達成すべき目標を設定した「北九州市建設リサイクル行動計画2016」を策定し、更なる建設リサイクルの推進に取り組んでいます。

(2) 評価手法

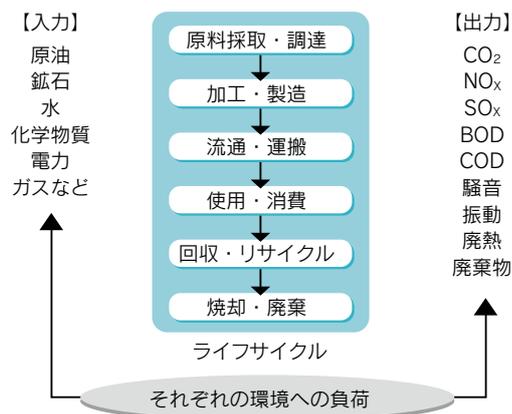
評価制度は、「機能評価」に加え「環境評価」と「コスト評価」基準を明確化しています。

■建設リサイクル資材評価検討フロー



LCAとは、下図に示すように資材のライフサイクル（原料採取からリサイクル、廃棄に至るまで）の環境負荷を、資源消費量及び排出量について、それぞれ算出し環境への影響を評価する手法です。

■ LCAと環境負荷の概念図



環境評価における「LCA 的評価」とは、この LCA の考え方を参考にして、地球温暖化防止への貢献など比較項目を設定、選択することにより点数化する簡易的な評価手法のことです。

(3) 明確な認定基準と指定使用への取組

「LCA 的評価」の基準は、従来資材を 100 点中 60 点とし、環境負荷を軽減させるための資材を認定する観点から、プラス 5 点の 65 点以上としています。

コスト評価の基準は、北九州市におけるグリーン購入の取組や工事コストへの影響を考慮して、従来資材のプラス 20% 以下の価格としています。

また、建設リサイクル資材の利用促進を図るため、北九州市が発注する公共工事での使用について定めた「北九州市建設リサイクル資材使用指針」を策定しています。

平成 19 年度には、コンクリート二次製品の一部を指定使用資材に指定し、1 年間の経過措置期間を経て平成 20 年度から優先使用を実施しています。

(4) 資源循環型社会に向けて

令和 6 年度末時点において、建設リサイクル資材として 53 資材を認定していますが、今後、多くの建設リサイクル資材が認定されることを望んでいます。

資源循環型社会を構築するためには、環境に配慮した資材を認定するだけでなく、その利用促進を図ることが重要です。利用促進が、新しいリサイクル資材の開発を促すという「リサイクル資材循環の輪」を進めるものです。

基本施策 3 循環経済システムを支える基盤を活かした「地消・地循環」の推進

1 北九州エコタウン事業

平成 9 年 7 月に全国に先駆けてエコタウン事業の地域承認を受け、平成 16 年 10 月にはその対象エリアを市全体に拡大して事業を進めています。

〈これまでの取組と成果〉

- 事業数（現在稼動中）
27 事業（各種リサイクル法に対応したものと及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大級の事業集積）
 - 実証研究数 68 研究（終了分を含む）
 - 総投資額 約 911 億円（市 72 億円、国等 147 億円、民間 692 億円）
 - 雇用者数 約 1,030 人
- （令和 7 年 3 月末時点）

■ 総合的な展開（北九州方式 3 点セット）



◆ 総合環境コンビナート（若松区響灘地区）

各種リサイクル工場等を集積したゼロ・エミッション型コンビナートのモデルとして形成を図っているエリアです。



ペットボトルリサイクル事業

「容器包装リサイクル法」に基づいて、市町村が分別収集するペットボトルをリサイクルし、ポリエステル繊維や卵パック等の原料になる再生PETベレット/フレークを生産。

■事業主体 西日本ペットボトルリサイクル㈱



OA機器リサイクル事業

使用済みのOA機器（コピー機、ファクシミリ、プリンター、パソコン）を分解し、新たな機器の部品やプラスチック、アルミ、鉄などを回収してリサイクルする。

■事業主体 ㈱リサイクルテック



自動車リサイクル事業

「自動車リサイクル法」に基づく自動車解体業。自動車メーカーから精緻な解体を委託され、解体後は廃自動車鉄鋼原料として転炉に投入するなど高度なリサイクルを行う。全部再資源化認定（法第31条認定工場）。

■事業主体 西日本オートリサイクル㈱



家電リサイクル事業

「家電リサイクル法」に基づき、廃家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機）を高度に分解・選別し、鉄、アルミ、銅、プラスチックなどを回収してリサイクルする。

■事業主体 西日本家電リサイクル㈱



蛍光管リサイクル事業

家庭や事業所から排出される使用済み蛍光管から、水銀、ガラス、金属、蛍光体を分別回収し、リサイクルする。

■事業主体 ㈱ジェイ・リライツ



建設混合廃棄物リサイクル事業

建築物の解体現場などで発生する混合廃棄物を、手選別、機械選別により「がれき類」「木材」「金属類」などに分別し、リサイクルする。また、廃石膏ボード及び廃プラスチックのリサイクルも行う。

■事業主体 ㈱NRS



非鉄金属総合リサイクル事業

廃家電・廃自動車等から発生するラジエーター・電子基板・被覆銅線等を、独自の選別処理ラインにより各種金属に分別・回収し、高品位な非鉄原料としてリサイクルする。

■事業主体 日本磁力選鉱㈱

小型家電リサイクル事業

貴重な資源の国内循環を図るため、使用済み携帯電話や小型電子機器及び廃基板類を処理・加工することにより、鉄やアルミニウムなどベースメタルはもとより貴金属（金、銀など）、レアメタル（パラジウム）を濃縮回収する。

■事業主体 日本磁力選鉱㈱

二次電池リサイクル事業

小型家電用の二次電池を熱分解処理することにより、レアメタル（コバルトニッケル）を特殊鋼原料として濃縮回収する。

■事業主体 日本磁力選鉱㈱

◆ 響リサイクル団地（若松区響灘地区）

中小・ベンチャー企業のリサイクル事業を支援するエリア

市内の企業・ベンチャー企業が先駆的な技術や斬新なアイデアを駆使してリサイクル事業に取り組むことを支援するエリアで、フロンティアゾーンと自動車リサイクルゾーンに分かれています。

●自動車リサイクルゾーン

自動車リサイクルゾーンは、市街地に点在していた自動車解体業者が集団で移転し、より適正で効率的な自動車リサイクル事業を実施するもので、中古部品販売業や解体スクラップ業などの7社で構成する北九州ELV協同組合が事業主体となり、平成14年5月から操業しています。全部再資源化認定（法第31条認定工場）



●フロンティアゾーン

地元中小・ベンチャー企業が、独自の・先駆的な技術やアイデアを活かした事業を行っています。



食用油リサイクル事業

食品工場等から出る廃食用油を原料として、建築塗料の原料、飼料、軽油代替燃料等を製造。

■事業主体 九州・山口油脂事業協同組合



使用済有機溶剤精製リサイクル事業

液晶・半導体・医薬品などの生産工程から排出される使用済有機溶剤を、蒸留による分離技術を利用して再び高純度の有機溶剤に精製。

■事業主体 九州リファイン㈱



古紙リサイクル事業

家庭や事業所から出る古紙を破碎し、家畜用敷きわら、製紙原料等へリサイクル。

■事業主体 ㈱西日本ペーパーリサイクル



空き缶リサイクル事業

飲料缶を鉄とアルミに分離し、「CAN TO CAN」も可能な高純度、高品位のスチールベレット・アルミベレット・アルミブリケットを生産。

■事業主体 ㈱KARS

使用済み飲料空き容器を回収後、選別・圧縮施設へ投入して各容器別に分別する。

■事業主体 ㈱KARS

◆ その他の地区（若松区響灘地区、門司区、八幡東区、八幡西区）

**パチンコ台リサイクル事業**

パチンコ店から排出されるパチンコ台、パチスロ機を高度に分解選別し、リユース部品、金属、木くずなどを回収。
 ■事業主体 ㈱ユーコーリプロ

**廃木材・廃プラスチックリサイクル事業**

廃木材と廃プラスチックを混合し、耐水性、耐候性の高い建築資材を製造。
 ■事業主体 ㈱エコウッド

**汚泥・金属等リサイクル事業**

独自の「調合」技術で、多種多様な発生品（産業廃棄物）から、安定した品質のセメント原料や金属原料を製造。
 ■事業主体 アミタ・サーキュラー㈱

**風力発電事業**

○1,990kW×1基
 ■事業主体 ㈱北九州風力発電研究所

**OA機器のリユース事業**

リース会社や企業、官公庁で不要となったOA機器（主にパソコン）を買い取り、検査・データ消去・クリーニングなどの作業を施した後、中古パソコン販売店等に販売。
 ■事業主体 ㈱アンカーネットワークサービス

**古紙リサイクル事業**

製鉄用フォーミング抑制剤製造事業
 古紙を原料として、トイレ用ペーパーを製造。その際に発生する製紙汚泥を製鉄用フォーミング抑制剤に加工。
 ■事業主体 九州製紙㈱

**食品廃棄物リサイクル事業**

食品工場・病院・飲食店・自治体などの生ごみを発生現場で1次発酵したもの及び生ごみ自体を収集し、発酵を行い完全堆肥にリサイクル、農家等に販売。
 ■事業主体 ㈱ウエルクルリエイト

**超硬合金リサイクル事業**

亜鉛蒸留法とイオン溶解法を原料や状況に応じて選択し、ドリルやチップをはじめとした超硬工具等の原料となるタングステンカーバイドを回収するなど、幅広い超硬合金リサイクルを行う。
 ■事業主体 ㈱光正

**都市鉱山リサイクル事業**

パソコンやサーバーの内部に組み込まれている廃電子基板から貴金属を分離回収し、過熱水蒸気及び塩化鉄液を活用して貴金属、レアメタル及びベースメタルを抽出して再資源化する。
 ■事業主体 ㈱アステック入江

**携帯電話リサイクル事業**

使用済携帯電話を回収・分別して熱分解処理を行い、プラスチック部分から再生油を製造。残った部分から、金属精錬事業者が金属資源を抽出。また、製造した再生油は熱分解処理の加熱用燃料として使用。
 ■事業主体 JEPLAN㈱

**古着リサイクル事業**

一般家庭の古着や企業コミュニケーションなどの衣料品を受入、自動車用内外装材等の原料にリサイクルする。
 ■事業主体 ㈱エヌ・シー・エス

**太陽光パネルリサイクル事業**

日本初の熱処理によるリサイクル処理を商業化した設備。焼成技術ならびに割れたパネルからの資源回収を可能にした高度選別技術を実装。熱回収まで含めて100%近いリサイクルが可能。
 ■事業主体 ㈱リサイクルテック

**ガラスリサイクル事業**

廃ガラスを独自のノウハウを持って処理設備でガラスカレット化し、さらに独自のブレンド技術によりガラスメーカーの仕様に沿ったガラスカレットを販売。
 ■事業主体 ㈱西日本ガラスリサイクルセンター

◆ 実証研究エリア（若松区響灘地区）

実証研究エリアは、最先端の廃棄物処理技術やリサイクル技術を産・学・官が連携しながら実証的に研究し、国内外の環境問題の解決に貢献する目的で整備したものです。

● 主な研究施設

**福岡大学資源循環・環境制御システム研究所**

資源循環型社会をめざして、廃棄物の処理技術・リサイクル技術及び環境汚染物質の適正な制御技術を産学官で共同研究。

**九州工業大学グリーンマテリアル研究センター及び社会ロボット具現化センター**

低炭素化社会に向けたバイオマスの活用及び特殊環境ロボットの開発ならびに蓄電池の劣化防止に関する実証研究。

**バイオマス燃料製造に関する実証研究施設**

炭化装置で製造した炭化物からバイオマス燃料を製造する実証研究。

**金属ブリケット化技術に関する実証研究施設**

経済合理性のある金属固形化装置（金属ブリケット装置）の開発に関する実証研究。

**飛灰処理薬剤の商品化技術開発実証研究施設**

最終処分場への影響の少ない飛灰用の低コストな重金属不溶性薬剤の開発を行う実証研究。

**グリーンLPガス直接合成技術開発実証研究施設**

CO₂とH₂からグリーンLPガスを合成する技術の実証研究。

◆ 北九州市エコタウンセンター

平成 13 年 6 月に、エコタウン事業を生きた教材として活用する環境学習拠点として実証研究エリア内に開設しました。

● 主な機能

市民をはじめとする環境学習、見学者の対応、環境・リサイクル技術及び製品の展示、市内環境産業の PR、環境関連の研修・講義の実施、研究活動支援

● 令和 6 年度視察者数 エコタウン事業全体 98,125 人



トピックス

天皇、皇后両陛下がエコタウンセンターを訪問

平成 29 年 10 月 30 日に、天皇、皇后両陛下現 上皇、上皇后両陛下がエコタウンセンターを訪問されました。両陛下は、北九州市の環境施策や歴史、リサイクルに関する展示などの説明に熱心に耳を傾けられ、いろいろな質問もされながら、興味深くご覧になり、「ここ（北九州市・エコタウン）から世界中に環境の取組みが広がっていくと良いですね」とお話になりました。



エコタウンセンターご到着時の様子

トピックス

北九州エコタウン見学者200万人達成

平成 9 年に国からエコタウン事業の承認を受けた北九州エコタウン事業は、市内外問わず海外からも多くの視察者が訪れています。

その視察者数が令和 5 年 7 月 11 日に 200 万人を突破したことを記念して、式典を開催しました。



記念式典開催の様子

2 古着の分別・リサイクル事業

(1) 事業の概要

北九州市では、古着の分別・リサイクル事業を、平成 26 年 5 月に開始しました。

現在、市民センター等の公共施設のほか、クリーニング店や大手小売事業者の協力を得て、市内約 70 カ所で回収しています。

回収された古着は、市内企業が再生繊維にリサイクルし、自動車内装材として、北部九州の主要自動車メーカーに供給される他、一部は国内外でリユースされます。



(2) 事業の特徴

これまで焼却されていた古着を、北九州市を中核とした近隣地域圏内で有用資源として利用する地域循環圏を確立することにより、環境負荷を低減するごみ減量・資源化を目指しています。

環境産業と自動車産業が集積する地域の特性を活かし、自動車内装材として高い付加価値と確実な需要先を確保したリサイクルを実現し、地域のグリーン成長を図ります。

民間・行政の連携により、回収からリサイクル製品の利用まで一貫した古着リサイクルシステムを構築したのは全国初であり、事業参加者の一体的な取組を目的に、「北部九州・古着地域循環推進協議会」を設立し、事業を推進しています。

(3) 古着の処理実績と今後の取組

現在、近隣自治体や市外クリーニング店だけでなく事業所の制服リサイクルなど事業参加体制が広がっています。

令和 6 年度は、市内外で約 620 トンの古着が回収され、自動車内装材原料となったほか、一部は衣服等としてリユースされました。

今後も、地域団体による古着の回収促進を図り、事業のシステム確立を目指します。

3 食べものの「残しま宣言」運動の推進

(1) 食品ロスの現状

我が国では、本来食べられるのにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスが472万トン発生していると推計されています（令和4年度推計：農林水産省、環境省）。

このような状況を踏まえ、北九州市では、食品ロス削減に向けて、市民及び飲食店等の事業者の皆様が取り組むことができる「残しま宣言」運動を、平成27年度から実施しています。

(2) 概要

ア. 残しま宣言

市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減への取組内容を「残しま宣言」として、周知を図っています。

■取組内容（残しま宣言）

○ 外食時の取組

- ・ 食べ切ることができる量を注文します！
- ・ 宴会時に食べ切りを声かけします！
- ・ グループ間で料理をシェアします！
- ・ 食事を楽しむ時間をつくります！
（開始後30分、終了前10分など）
- ・ 注文した料理は食べ切ります！

○ 家庭での取組

- ・ 必要以上に買いません！
- ・ 買った食材は使い切ります！
- ・ 作った料理は食べ切ります！
- ・ 生ごみを捨てる時は水を切ります！
- ・ 賞味期限と消費期限の違いを理解します！

イ. 残しま宣言応援店

外食時の食べ切り促進策を実施する市内の飲食店等を「残しま宣言応援店」として市に登録し、周知を図っています。

（令和6年度末313店登録）



このステッカーが目印です

(3) これまでの取組

食品ロス削減に向けた取組やその必要性を知っていたくため、テレビ・ラジオや広報紙等で周知を図ってきました。

令和6年度は、残しま宣言応援店と連携して食べきれない食品を持ち帰る食べきりBOXの配布や、家庭で食べきれない食品をフードバンク等に提供するフードドライブの推進等に取り組ましました。

(4) 今後の取組

食品ロス削減は、循環型社会形成に向けて、重要な課題です。

今後も、市民、事業者の皆様にご協力いただき、食品ロス削減の重要性を知っていただき、食品ロス削減が市民運動として盛り上がるよう、「残しま宣言」運動を推進していきます。

4 小型電子機器等の再資源化促進事業

(1) 背景

レアメタルを含む金属材料は、日本が大きな産業競争力を有する小型電子機器等の製造分野において、必要不可欠であるにも関わらず、その多くは輸入に頼っています。また、材料の安定的な確保、代替材料の開発、さらにはリサイクルの仕組みとその技術開発が極めて重要な課題となっています。

そのため、北九州市では、平成20年9月より携帯電話やデジタルカメラ、ビデオカメラなど、使用済みの小型電子機器を回収し、その中に含まれる貴重な金属を資源として有効活用するための実証実験を行ってまいりましたが、平成25年4月1日に小型家電リサイクル法が施行されたことから、これまでの実証実験の成果を踏まえ北九州市の事業として、小型電子機器等のリサイクルを開始しました。

レアメタル：地球上に元々存在する量が少なかったり、量は多くても経済的、技術的に取り出すのが難しくったりする金属のこと。

(2) 事業の概要

ア. 開始時期

平成25年8月1日

イ. 回収方法・回収場所

■ボックスによる回収

- ・ 行政施設：91ヶ所（各区役所及び一部の市民センター）

ウ. 回収品目

ボックスによる回収	小型家電リサイクル法の対象となる品目として政令で指定された品目のうち、ボックスの投入口に入るもの
	【例】 ●携帯電話、PHS ●デジタルカメラ、ビデオカメラ ●ポータブル音楽プレーヤー ●ポータブルラジオ、ポータブルテレビ ●ゲーム機 ●電子手帳、電子辞書 ●アダプター、ケーブル等の付属品 など



エ. 処理スキーム

回収された小型電子機器は、小型家電リサイクル法に基づき国から認定された認定事業者に引き渡して適切に処理され、金・銀・銅・パラジウムなどの貴重な金属資源として再資源化されます。

(3) 回収実績

令和6年度は、15トン回収しました。

5 家庭系廃食用油回収事業

(1) 回収事業について

北九州市では、バイオマス資源のリサイクルに取り組み、平成12年度から家庭系廃食用油のリサイクル事業を推進しています。

家庭からの廃食用油は、市民センターやスーパー等の協力店に設置した回収ボックスに持ち込むことができ、回収した廃食用油はリサイクルされて、工業原料やバイオディーゼル(BDF)、バイオマス発電等に利用されています。

(2) 事業概要

ア. 回収対象となる家庭系廃食用油

植物性油のみ

(大豆油、菜種油、キャノーラ油、コーン油、米油、べに花油、ごま油、オリーブ油、ひまわり油など)

※エンジンオイルなどの鉱物油、ラードなどの動物性油は対象外

イ. 回収方法

市民センター等 51 箇所、協力店舗 30 箇所に使用済み食用油回収ボックスを設置し回収

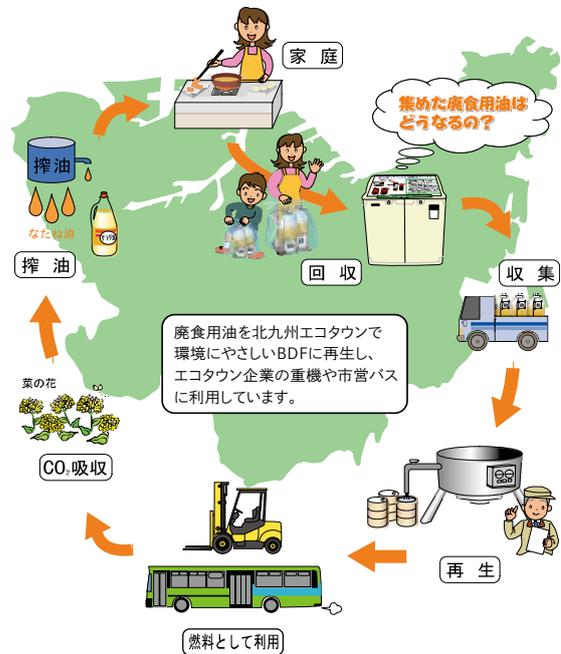


回収ボックス

ウ. BDFの利用

北九州市では、回収した家庭系廃食用油をBDFにリサイクルし、エコタウン企業の重機や市営バスに使用しています。廃食用油のリサイクルと同時に、植物由来の燃料を利用することによる地球温暖化対策や、限りある資源である石油の使用量削減に努めています。

家庭系廃食用油の回収・リサイクルのイメージ



6 エコテクノの開催

環境・エネルギー産業を育成し、産業・地域振興に寄与することを目的に、九州最大規模の環境見本市「エコテクノ」展を開催しています。

北九州市のブースでは、環境未来都市としての北九州市の取組の紹介や、北九州エコプレミアム製品・サービスのPR等を行っています。

■概要

開催日: 令和6年7月3日(水)～7月5日(金)

会場: 西日本総合展示場 新館

■「エコテクノ2024」(令和6年度開催)の様子



エコプレミアム製品・サービスのPR



展示場の様子

(1) 概要

「九州環境技術創造道場」は、優れた環境人財の創出を目的として平成 16 年度から実施しています。(令和元年度から環境技術創造研究所と共催)

この道場で育成する人材は、環境、特に廃棄物分野での実務的な専門知識を有する気概のある技術者であり、受講後は国内、ひいてはアジアの廃棄物問題の総合的な環境ビジネスリーダーとしての活躍を期待するものです。

講師陣には、西日本を中心に有数の大学・民間企業等の技術者を招き、知識偏重教育ではない双方向での討議・交流を行うことで、新たな視点でのビジネス創造や技術開発、環境政策、住民合意に長けた人材育成を目指します。

また、講義のみの知識偏重教育ではなく、講師・受講生の双方向での討議・交流を実現するため、講師陣と寝食をともにする合宿形式を採用しています。

(2) これまでの取組

九州環境技術創造道場は、平成 16 年度から毎年開催され、令和 6 年度までに民間・行政からの受講生 486 人が修了しています。道場修了後も、受講生による新聞（九州環境技術創造道場新聞）の発行など、講師・受講生間で相互交流が継続しています。



基本施策 4 サークュラーエコノミーの社会実装の推進

1 太陽光発電パネルのリサイクル

■太陽光発電パネルのリサイクルについて

地球温暖化防止に向けて、再生可能エネルギーの更なる拡充が求められるなか、太陽光発電システムは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の後押しもあり、導入量が加速度的に増加していますが、その一方で、大量導入されたものの老朽化に伴う将来の大量廃棄への対応が喫緊の課題となっています。

北九州市では、（公財）北九州産業学術推進機構（FAIS）や市内企業が連携し、太陽光発電パネルのリサイクル処理技術の開発を進めています。

この処理技術は、結晶系太陽光発電パネルや CIS 系各種パネル等にも適用可能で、リサイクル率が 99%以上と高いことに加え、ガラスの高度な再活用が可能となる世界的にも先進的な手法です。

このような優位性を活かし、九州・山口地域において処理技術や広域収集体制についてのモデル事業を実施した結果、太陽光パネルリサイクル工場が竣工しました。新工場は独自技術の熱分解処理炉と高度選別リサイクル処理ラインを備え、廃太陽光パネルの資源回収率 99%以上を実現し、新工場としての年間処理能力は 9 万枚を見込んでいます。

今後も引き続き、太陽光発電パネルリサイクルビジネスモデルを構築していきます。

2 北九州市サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業費補助金

(1) 目的

産業廃棄物の再生利用や減量に寄与する効果が大きいと認められる設備の導入やその前段階としての技術的検討及び市場・経済性等の調査研究（FS 調査）に要する経費の一部を補助する事業を実施しています。

(2) 補助対象、補助率、補助額

対象者	市内産業廃棄物処理業者 市内排出事業者 大学等及び公設の研究機関
補助金額	(1) 設備導入事業 補助率 1/2 以内 上限額 1,000 万円 (2) FS 調査事業 補助率 2/3 以内 上限額 200 万円

(3) 実績

令和 6 年度は、設備導入事業 4 件を採択しました。

3 サークュラーエコノミー推進に向けた業界団体との連携

■連携事業の概要

産業廃棄物処理業界全体のサーキュラーエコノミーへの移行に向けて、環境省「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」に取り組みました。地域の産業廃棄物処理を担う公益社団法人福岡県産業資源循環協会北九州支部と連携し、脱炭素経営やサーキュラーエコノミーの取組を紹介するセミナーを開催しました。

4 環境スタートアップ集積促進事業

(1) 目的

本市では脱炭素化の実現に向け、企業・研究機関等におけるイノベーションの支援を行っております。

現在、サーキュラーエコノミー（循環経済）が注目される中、北九州市内企業の環境分野における課題解決をテーマに、市内企業と全国の環境系スタートアップ企業とのマッチングイベント「北九州エコテックキャンプ」を実施しました。

(2) 令和 6 年度の取組

ア. 北九州エコテックキャンプ 2024 Entry Event

開催日：2024 年 10 月 17 日

開催場所：Tokyo Innovation Base

イ. 北九州エコテックキャンプ 2024

開催日：2024 年 11 月 21 日～ 22 日

開催場所：COMPASS 小倉 等



北九州エコテックキャンプ 2024 Entry Eventの様子

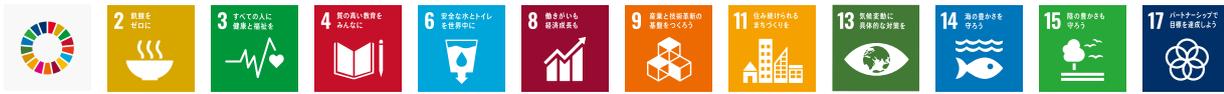


北九州エコテックキャンプ 2024の様子

(3) 今後の取組

今後も継続的にイベントを開催することで、オープンイノベーションを促進し、社会実装等の成果へとつながるように取り組んでいきます。

第3章 生物多様性の増進と環境保全の推進



核となる計画

1 北九州市生物多様性戦略

(1) 第2次北九州市生物多様性戦略の策定

北九州市では、平成17年9月に、政令市初の自然環境保全のための基本計画である「北九州市自然環境保全基本計画」を策定し、様々な取組を推進してきました。

平成20年6月には生物多様性基本法が制定され、都道府県、市町村においても、生物の多様性保全と持続可能な利用に関する基本的な実行計画を策定するよう努めることが規定されました。これを受け、平成22年11月に自然環境保全基本計画を改訂する形で「北九州市生物多様性戦略」を策定しました。

この戦略の期間が平成26年度に終了したことを受けて、生物多様性国家戦略で新たに盛り込まれた、生物多様性の恩恵である“生態系サービス”や“生物多様性の危機”などの新しい視点を盛り込んだ「第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)」を平成28年3月に策定しました。

(2) 戦略の推進

『都市と自然との共生 ～豊かな自然の恵みを活用し自然と共生するまち～』を基本理念として、次の5つの基本目標を掲げています。

- ①自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- ②地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- ③自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- ④人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じていく状態の維持
- ⑤自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

この5つの目標に沿って、60の基本施策に取り組めます。

(3) 戦略改定

戦略期間が2024年度に終了するため、戦略の改定に向け、北九州市環境審議会での議論やパブリックコメントを実施しました。新戦略では、北九州市の自然の魅力として、都市と隣接した豊かな自然を「アーバンネイチャー北九州」

と名付けPRしていくことや、ネイチャーポジティブに向けた取組推進を盛り込む予定です。

(4) 北九州市自然環境保全ネットワークの会(自然ネット)

第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)は、パートナーシップの考えのもと、市民、NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会(通称「自然ネット」)」が、進行管理を行います。自然ネットは、平成18年5月20日に発足し、現在34のNPO・市民団体、148人の北九州市自然環境サポーター、10人の学識経験者、14の事業者の参加を得ています。

令和6年度は、自然講演会の開催等の「学習」、エコツアーの開催や応援等の「実践活動」など多岐にわたる活動に取り組みました。

基本施策 1 自然の適切な保全と回復

1 自然環境の現況

(1) 地形

北九州市は、九州の最北端に位置し、関門海峡をはさんで本州と相対しています。その広さは東西約 33km、南北約 34km、面積は約 492km² で、福岡県の約 10%を占めています。北九州市の大部分は、東部の企救山塊と中央部から南に延びる福智山塊などによって占められています。平野部は分離散在しており、臨海部低地には自然生成地は少なく、埋立地等の人工造成地が大半を占めています。

(2) 気象

北九州市は、瀬戸内海（周防灘）と日本海（響灘）に面して、その気候は瀬戸内海気候と日本海気候の中間的な傾向を示しています。年平均気温 17℃程度、年間降水量 1,800 mm 程度で地域により風向も異なりますが、一般的に冬季は西系の風が強く、春季から秋季にかけては南系の風が多く、夏は晴天も多いが湿度が高く蒸し暑い日が多くなります。

(3) 現況特性

ア．植物と自然度

北九州市の植生は、ヤブツバキクラスの常緑広葉樹林に属し、自然植生はスダジイ群落、タブノキ群落、平尾台周辺のススキやネササ群落などが代表的です。照葉樹、広葉樹の自然林などはサンコウチョウ、オオルリ、キビタキ、シジュウカラなどの野鳥の生息地となっています。

イ．陸水域生態系の概況

北九州市には、一級河川の遠賀川を含む 259 河川が流れています。貯水池は、紫川水系のます淵ダム、道原貯水池等のほか約 500 の農業用ため池があります。公共水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、著しく改善されました。

北九州市は淡水魚類相が大都市圏としては比較的豊富で、鳥類相もかつては大きなダメージを受けていましたが、現在では数多く観察されています。

ウ．沿岸域生態系の概況

北九州市は、周防灘、関門海峡、洞海湾及び響灘に面していますが、海岸線の多くは、埋立地や港湾として整備され、企業の生産活動の場や港湾物流の場として利用されていま

す。沿岸域水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、改善されました。代表的な沿岸域である曾根干潟では、シバナなどの塩沼地性植物やズグロカモメなどの野鳥及びカブトガニなどが生育しています。

2 重要種の確認

北九州市では、市内の自然環境の実態を把握するため、自然環境調査結果のデータベース化を推進しています。

この一環として、北九州市が保有する自然環境調査資料、国が作成しているレッドリスト及び福岡県が作成しているレッドデータブック等を基に、北九州市に生息する重要種に関するデータ更新を図りました。

このデータから令和元年度時点の情報を抽出、整理した結果が次のとおりです。

分類	和名	種数
維管束植物	オキナグサ、モウセンゴケ等	34
哺乳類	カヤネズミ、スナメリ、ニホンザル	3
鳥類	チュウヒ、クロツラヘラサギ等	72
は虫類	シロマダラ、ヒバカリ、ニホンスッポン	3
両生類	トノサマガエル、カスミサンショウウオ等	8
魚類	ニホンウナギ、ミナミメダカ等	14
昆虫類	ベッコウトンボ、アオヤンマ等	33
貝類	サクラガイ、クルマヒラマキガイ等	102
甲殻類・その他	カブトガニ、ハクセンシオマネキ等	36
計		305

3 「曾根干潟保全・利用計画」の策定と実施

北九州市では、平成 11 年 3 月に「曾根干潟保全・利用計画」を策定し、「自然環境と人間活動の共生」を理念として、曾根干潟の環境に配慮しながら干潟を利用することとしました。また、干潟の保全及び状況の把握のため、平成 7 年度から曾根干潟の環境調査を実施しています。

保全に係る取り組みについては、次項「第 2 次生物多様性戦略」に継承しており、今後も、曾根干潟の環境の保全に努めるとともに、利用においては、干潟環境への配慮を求めています。

4 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想

(1) 背景

北九州市では、産業用地である若松区響灘埋立地区において、自然の創成を図り、産業と自然との共生を目指す「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想」を平成17年6月に策定しました。

本構想は、緑が少なく広大な空間(約2,000ヘクタール)が広がる響灘埋立地に、市民・NPO、団体、企業、市が連携して、自然の創成や自然とのふれあいの場の創出などを図ることとしています。

(2) 今までの取組と成果

具体的な取組として、市民や企業の協力を得て、石峰山から響灘安瀬緑地につながる緑の軸線(公園や道路沿線の緑地)を整備する「緑の回廊づくり」と同構想全体の中核的な事業として、拠点となる緑地を整備する「緑の拠点づくり」があります。

ア. 「緑の回廊づくり」

市民、事業者、行政が協力して、どんぐりの種から苗木を育てる「響・どんぐり銀行」を組織して、苗木を提供する仕組みを作りました。

また、「鳥がさえずる緑の回廊植樹会」をこれまでに16回開催しました。企業による植樹等を含めて、植樹本

数は目標の30万本を大きく上回る約43万7千本に到達しています。



植樹会の様子

イ. 「緑の拠点づくり」

平成24年10月6日には「響灘ピオトープ」がオープンし、一般市民を対象に豊かな自然を見て触れて感じてもらうことができるようになりました。

響灘ピオトープは、廃棄物処分場の跡地を再生した国内最大級のピオトープで、約800種の生物が生息しています。生息する生物の中には、ベッコウトンボやチュウヒ等の絶滅危惧種も含まれ、保全に向けた取組が進められています。特に、ベッコウトンボは環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA類に指定されており、市民が参加する頭数調査が実施される等、ピオトープのシンボルとなっています。

このような取組が認められ、令和5年10月に国の自然共生サイトに認定され、令和6年8月には、国連のOECMデータベースに登録されました。

緑の回廊づくり



市民による植樹活動



森づくりの指標：安瀬の森



緑に囲まれた工場立地環境づくり



イメージ図



響灘ピオトープ



5 環境首都 100 万本植樹プロジェクト

「環境首都 100 万本植樹プロジェクト～(愛称) まちの森」は、環境モデル都市の第 1 号の取組として、平成 20 年 10 月 4 日、環境首都シンボルイベントである「エコスタイルタウン」で、記念となる 1 本目が市長から赤ちゃんに手渡され、スタートしました。

本プロジェクトでは、“みんなで植えれば 100 万本!” を合言葉に、市民・企業・NPO・行政など様々な主体が、市内各地に植樹を行っています。

プロジェクトの推進組織として、スタートと同時に、市民、企業、NPO、行政などからなる「みどりネット」(みんなでどこかで りよっかネットワーク) を併せて創設しました。

令和 6 年度は、20,457 本が市内各地に植樹されました。



植樹の様子

6 自然環境保全活動支援事業

平成 18 年度から市民の自主的かつ継続的な活動を推進するため、市民団体等が行う自然環境保全活動やその啓発活動に対して活動費用の一部を助成しています。

令和 6 年度は 9 団体に助成を行いました。

7 自然環境の保全と都市部の緑の創出

(1) 背景

北九州市は、昭和 38 年に五市合併によって誕生し、その 2 年後に策定した市のマスタープランの中で、生活環境の改善を図るための公園緑地の整備に取り組んできました。そのほか、公害の克服と緑のまちへの転換を目指す「グリーン北九州プラン」(昭和 47 年度策定) や公園緑地行政の指針となる「北九州市緑のマスタープラン」(昭和 53 年度策定) に基づいて事業の展開を図ることで、まちなかのみどりの量が増え、市民のみどりに対する意識が高まるなどの成果を得ることができました。平成 23 年度の「緑の基本計画」の改定以降、都市化の進行や地球温暖化による都市環境の変化、甚大化する自然災害の増加、人口減少や少子高齢の進行などにより、みどりの果たす役割が再認識され、その重要性はますます高まっています。

このような社会情勢の変化などに対応するため、令和 4 年 1 月に「緑の基本計画」を改定し、新たな視点によるみどりのまちづくりを進めています。

(2) 北九州市「緑の基本計画」

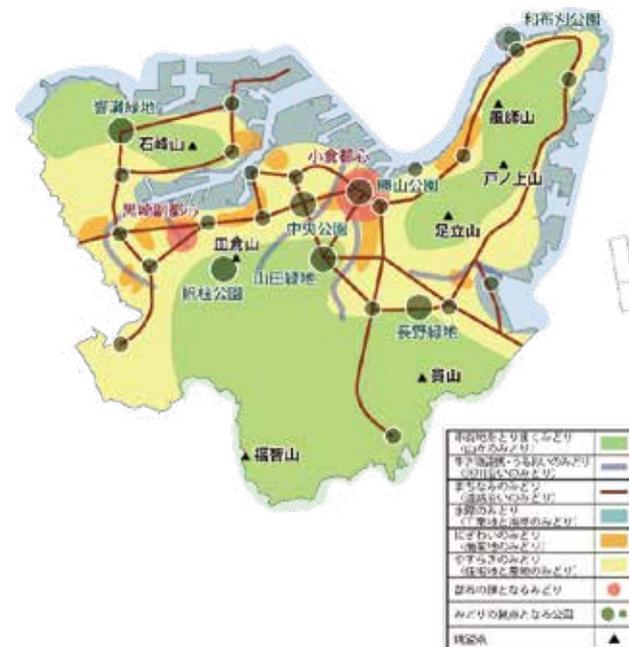
北九州市「緑の基本計画」は、北九州市が「世界の環境首都」として認められ、「うるおいとにぎわいのある、みどりのまちづくり」を進めていくための、みどりに関する基本的な考えを取りまとめたものです。

この計画は、「多様な主体が育む持続可能で、みどりがいきづくまちづくり」をテーマとして、「自然との共生」「魅力の向上とにぎわいの創出」「安全・安心の確保」の 3 つの計画の視点と、それらを支える多様な主体による「協働」を視点の基礎として、令和 12 年度を目標年次に定め、みどりのまちづくりや公園づくりなどの施策を展開します。

◆計画のテーマ



◆みどりの都市像



◆計画の目標値

指 標	目標値 (R12 年度)	現況 (R2 年度)	備 考
項目① みどりの質			
・身近な公園の満足度	現況値以上	48.5%	
・身近な公園への愛着	現況値以上	52.3%	
項目② 市街地のみどりの担保			
・特別緑地保全地区の指定	現況値以上	83.3ha	
・都市公園面積	1,200ha(13.7㎡/人)	1,190ha(12.7㎡/人)	R12推計人口 877,426人
項目③ 市街地の緑化			
・環境首都100万本植樹	100万本	74万本	
項目④ 協働の取組			
・地域に役立つ公園づくり	60校区	39校区	
・市民協働による緑化や管理の箇所数	現況値以上	2,028箇所	

(3) 緑の保全と活用

ア. 風致地区の指定

風致地区指定の目的は、自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲の環境と開発の調和をはかり、快適な生活環境をつくることです。そのために制定された「北九州市風致地区条例」に基づき、指定区域内に建物を建てたり、土地の造成等を行う場合は許可を受ける必要があります。

◆北九州広域都市計画風致地区 (指定 昭和42年12月1日)

風致地区名	面積 (ha)	備 考
和布刈風致地区	70.0	門司区
部崎風致地区	159.0	〃
庄司風致地区	31.0	〃
喜多久風致地区	173.8	〃
風師風致地区	1,130.7	〃
足立・戸ノ上風致地区	1,872.7	門司区、小倉北区、小倉南区
眞風致地区	2,086.7	小倉南区
徳吉風致地区	165.0	〃
皿倉風致地区	4,666.0	小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区
養福寺風致地区	39.6	八幡西区
大池風致地区	181.4	〃
金比羅風致地区	161.3	戸畑区、八幡東区、小倉北区
夜宮風致地区	11.5	戸畑区
北海岸風致地区	629.5	若松区
石峰山風致地区	1,492.5	〃
計 15箇所	12,870.7	

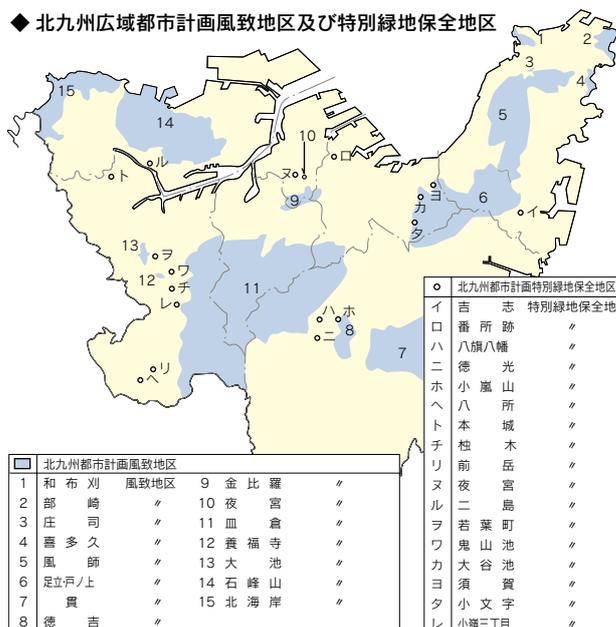
イ. 特別緑地保全地区の指定

緑のネットワークを形成するうえで、都市の中の良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地については、特別緑地保全地区として指定し、現状のままの保全を行っています。

◆北九州広域都市計画特別緑地保全地区 (令和7年3月31日現在)

名 称	面積 (ha)	指定年月日
八幡八幡特別緑地保全地区	1.7	昭和49.8.20
徳光特別緑地保全地区	0.2	昭和49.8.20
八所特別緑地保全地区	0.8	昭和49.8.20
夜宮特別緑地保全地区	1.3	昭和49.8.20
吉志特別緑地保全地区	1.5	昭和50.3.8
番所跡特別緑地保全地区	1.0	昭和50.3.8
本城特別緑地保全地区	41.0	昭和50.3.8
柵木(たふのき)特別緑地保全地区	4.4	昭和50.3.8
前岳特別緑地保全地区	1.6	昭和50.3.8
小嵐山特別緑地保全地区	4.9	昭和52.10.13
二島特別緑地保全地区	5.0	昭和55.6.24
若葉町特別緑地保全地区	0.8	昭和55.6.24
鬼山池特別緑地保全地区	7.5	昭和55.6.24
大谷池特別緑地保全地区	1.6	昭和56.12.15
須賀特別緑地保全地区	2.2	昭和56.12.15
小文字特別緑地保全地区	2.1	昭和62.6.20
小嶺三丁目特別緑地保全地区	5.7	平成13.3.16
計 17箇所	83.3	

◆北九州広域都市計画風致地区及び特別緑地保全地区



ウ. 自然公園

北九州市には、「自然公園法」及び「福岡県立自然公園条例」に基づき、瀬戸内海国立公園、北九州国定公園、玄海国定公園の一部、筑豊県立自然公園の一部があります。その総面積は8,953haで、市域面積の約18%を占めています。

◆北九州市域の自然公園面積 (令和7年3月31日現在)

公園名	地区	面積 (ha)	種別				
			特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
北九州国定公園 (昭和47.10.16区域指定) 平成8.10.28区域変更	国崎・戸上山～足立山地区	781	—	—	—	781	—
	平尾台地区	979	320	140	458	61	—
	福岡・皿倉地区	5,029	—	145	437	4,447	—
	計	6,789	320	285	895	5,289	—
瀬戸内海国立公園 (昭和31.5.1区域指定) 昭和32.10.23区域変更 平成3.7.26区域変更	和布刈地区	46	—	—	43	—	3
玄海国定公園 (昭和31.6.1区域指定) 平成2.2.13区域変更	若松北海岸地区	54	—	—	53	—	1
筑豊県立自然公園 (昭和25.5.13区域指定) 平成8.5.17区域変更	北九州市域内	2,064	—	—	—	—	2,064

(注) 海面を除く

(ア)公園計画に基づく風致景観保護及び適正利用

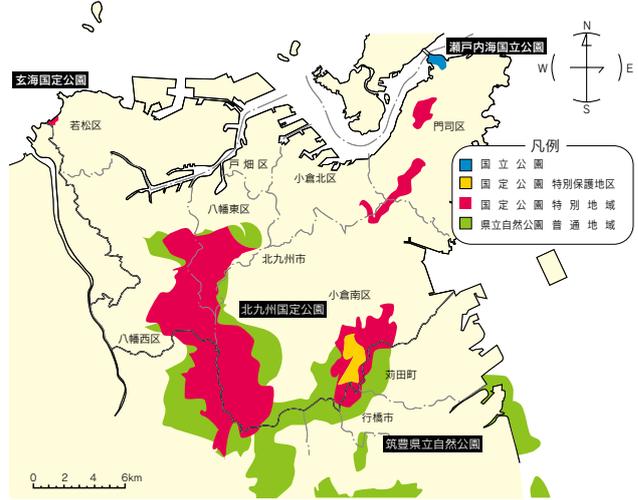
国立・国定公園等の自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的に指定されるものであり、保護計画と利用計画からなる公園計画に基づき、風致景観に支障を及ぼすような一定行為が禁止及び制限されています。

(イ)平尾台地区の施設整備及び公有地化

平成2年8月策定の平尾台地区保護管理計画に基づき、平尾台全域の効果的な利用を図るため、駐車場や公衆トイレ、園地、園路等の整備を行ってきました。整備が進む中、平成12年5月に、平尾台の自然の保護や監視、平尾台の価値や魅力を最大限に活かした自然環境教育の普及等を目的として、県と市により、「平尾台自然観察センター」が整備されました。

また、県と市が協力して行っていた監視員制度も、この平尾台自然観察センターの業務として引き継がれ、平尾台の自然を守るための保護・監視が続けられています。

◆自然公園位置



ソラランド平尾台(平尾台自然の郷)

平尾台の自然を生かした観光や地域振興のための施設「平尾台自然の郷」を平成15年4月に開園しました。「人と自然の共生」をテーマに、陶芸やそば打ちなどの体験教室や、芝生広場、遊具、キャンプ施設など、自然と親しみ、遊び、学べる施設です。また、平尾台の自然環境や文化を守り継承していく拠点施設としても、取り組んでいきます。



DATA

- 住所/北九州市小倉南区平尾台
- TEL/093-452-2715
- 入園料/無料
- 休園日/
火曜日(祝日振替休日の場合翌日)、
年末年始(12月29日～1月4日)
※1月1日開園
- 駐車料金/普通自動車300円
中型・大型自動車1,000円
- キャンプ施設料金/
日帰りオートキャンプ 3,000円/区画
フリーキャンプ 1,950円/区画
宿泊 オートキャンプ 4,500円/区画
フリーキャンプ 3,000円/区画
- 日帰り 4月1日～3月31日
- 宿泊 3月下旬～12月下旬

エ. 保存樹の指定

巨木・古木は、緑あふれる美しい都市景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。

また、このような巨木・古木は次世代にひきつぐ貴重な財産です。

そのため、北九州市では「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、保存すべき樹木を指定し、保護に努め、健全な生育ができるよう樹勢の診断等を行っています。

◆保存樹の数 (令和7年3月31日現在)

樹種名	クスノキ	イチヨウ	クロガネモチ	タブノキ
本数	51	45	8	11
樹種名	スダジイ	エノキ	その他	計
本数	10	5	40	170

(4) 緑のネットワークづくり

都市の緑は、ゆとりや安らぎといった心の豊かさを実感させてくれるとともに、気温の調節や街の美しさの演出等に役立っています。これら緑の多様な効用を用いて都市景観の向上と市街地の活性化をめざした緑のネットワークをつくります。緑のネットワークの具体的な構成は、公園、学校、官公庁施設、道路、河川等の公共用地を中心として行なうものとし、視覚的效果が期待される民有地の緑

についても活用を図ります。

ア. 公共用地の緑化

市街地における緑の拠点となるように公園、街路、河川等の公共公益施設で緑化の充実を図っています。昭和47年度から現在までの累計で約500万本の植樹を行っています。

◆都市緑化事業の実績（令和6年度末）（単位：本）

緑化種別	累 計
公園緑化	1,701,160
街路緑化	2,613,730
公共施設等緑化	1,065,406
計	5,380,296

イ. 民有地の緑化

緑豊かで、美しい街づくりを進めていく中で市街地の大部分を占める民有地の緑化は重要です。北九州市では、「緑地協定」、「保存樹」などの様々な施策を通して地域ぐるみの緑化を進めています。

(ア) 緑地協定

市街地の快適な住環境を確保するため、地域住民相互の合意によって締結された協定を認可し、住民自らの手で行う街の緑化活動を支援しています。

協定では区域、植栽樹木の種類、場所、垣、柵の構造等緑化に関する事項を取り決めており、令和7年3月31日現在、28地区128.0haの協定が成立しています。

(イ) 保存樹

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、S49年度から保存樹の指定を行っており、その保護に努め、健全な生育ができるよう樹勢の診断などを行っています。

また、保存樹の管理に対する助成金を申請があった所有者に対して交付しています。

保存樹 1本 1年につき 5,000円

保存樹林 1集団 1年につき 20,000円

ウ. 花のまちづくり

近年、市民の価値観の多様化、高度化が進み、緑の量の豊かさだけでなく、地域の個性を生かした快適空間づくりへの要請が高まっています。そうした中で、潤いのある美しい都市景観づくりに「花」は、なくてはならない存在となっています。

平成5年度に策定した「北九州市花の総合計画」では、街の個性と美しさを演出する花づくりを効果的に推進するため、花に関する事業を総合的に体系化し、これまで花のまちづくりに取り組んできました。

今後も彩りのある環境首都を目指し、より一層、市民や企業と協働で花のまちづくりを推進します。

◆花のまちづくりの体系（3つのテーマ）と事業内容

（花を知り、花に親しもう） 花の普及活動	・花新聞の発行 ・花情報の発信（インターネットの利用） ・市の花ひまわりの普及
（花をいっぱい咲かせよう） 花づくりの実践	・花咲く街かどづくり事業 ・花と緑の車窓景観整備 ・花の名所づくり
（花の輪を広げよう） 花づくりの活性化	・花と緑のまちづくりコンクールの開催 ・花咲く街かどづくり推進協議会の活性化 ・うえるっちゃ!花壇 ・フラワーコーディネーター制度 ・一人一花運動

(ア) 花咲く街かどづくり事業

「花」を街かどに積極的に取り込むことによって、都市景観の向上と潤いのある街づくりを進めることを目的とする花咲く街かどづくり事業は、次の方式よりなっています。

■市民花壇

花に関する市民ボランティア団体である「花咲く街かどづくり推進協議会」が、植付け及び管理する花壇で、一部助成制度があります。

■公共花壇

市の事業として道路、公園、駅前などに市が設置し、管理する花壇です。

■パートナー花壇

市が植付け場所を提供して企業・個人など協力者が植付け・管理する花壇です。

■スポンサー花壇

企業・団体から寄付をいただき、市が植付け・管理等をする花壇です。

■花壇サポーター

市が設置しているプランターに民間協力者が水やり・花がら摘みなど管理する花壇です。

◆令和6年度 花咲く街かどづくり事業

花壇の種類	団体数	参加人数	箇所数	植付面積 (m ²)
市民花壇	595 団体	11,709 人	608	32,307
公共花壇	—	—	49	835
パートナー花壇	6 団体	—	6	64
スポンサー花壇	19社・団体	—	3	183
花壇サポーター	5 団体	—	5	36 (基)

(イ) 花と緑の車窓景観整備事業

花と緑の車窓景観整備は、まちの印象を形づくる主な鉄道・道路などの車窓からの景観を花と緑で修景するものです。JR 鹿児島本線九州工大前駅前の桜等の実績があります。

工. 市民、企業、行政が一体となった緑化活動の推進「北九州市水と緑の基金」の「北九州市 SDGs 未来基金」への統合

都市緑化の推進と水辺環境の整備を図り、都市環境と景観の向上や市民の緑化に対する関心を深めること等を目的として、昭和61年に「北九州市水と緑の基金」を設置し、基金の運用収益をもとに緑化の補助や啓発といった

事業に取り組み、水と緑と花の街づくりを推進してきました。

これまでに多くの方から寄付をいただき、累計約90件の緑化助成や保存樹診断、公園整備などの事業を実施しました。

本基金は令和3年度をもって「北九州市SDGs未来基金」へ統合され、「SDGs未来基金」の事業として都市の緑化に取り組むこととなりました。

(5) 体系的な公園の整備

ア. 各種公園の整備

令和6年度末の都市公園の整備状況は、総数1,719箇所、総面積1,198.2haで、市民一人当たりの公園面積は13.29㎡です。今後も施設内容の充実と新たな公園整備を行っていきます。また港湾緑地の整備状況は総数44箇所、総面積は73.0haです。令和6年度末の公園・緑地の開設面積は下表のとおりです。

◆都市公園開設面積（令和6年度末）

種 類		開設面積累計 (ha)
都 市 公 園	街 区 公 園	207.5
	近 隣 公 園	120.4
	地 区 公 園	69.7
	総 合 公 園	81.9
	運 動 公 園	64.8
	特 殊 公 園	148.3
	緑 道・緑 地	114.1
	広 域 公 園	387.5
	そ の 他	4.0
	小 計	1,198.2
港 湾 緑 地		73.1
計		1,271.3

(注1) 港湾緑地を算入した公園・緑地面積12,713.233㎡(一人当たり14.10㎡)(県営公園を含む)

(注2) 開設面積累計は四捨五入していることから、計及び小計とその内訳の合計値は一致しない場合がある。

イ. 山田緑地の整備・「30世紀の森づくり」

(ア)背景

山田緑地は、かつて弾薬庫として使用されていたため、現在に至るまで約半世紀にわたり一般の人たちの利用が制限されてきました。この豊かな自然が、市街地近くに残されていたことは、私たちにとって貴重な財産といえます。

(イ)これまでの取組と成果

この森を守り、育て、学びながら、遠い未来の人たちに自然保護の大切さを伝えるため、「30世紀の森づくり」を基本テーマとして、整備計画を策定しました。計画では、この森を私たちとさまざまな生き物たちが共に生きることを考える場として、森の自然に触れ、体験しながら観察することができる利用区域と環境保護を優先する保護・保全区域とに区域分けをしました。利用区域の一部は、平成7年5月に開園しました。

山田緑地では、四季を通じて森の中から鳥のさえずりが聞こえ、渡り鳥たちが羽を休める姿を観察することができます。

(ウ)今後の取組

山田緑地は、散策や自然観察等の利用だけでなく、自然環境教育の場として活用されています。特に、自然環境保全や教育活動において市民参加による活動が大きな役割を担っています。今後もより活発な活動の場とし、山田緑地を核としたネットワークを形成することにより、自然環境保全の輪を広げる必要があります。

ウ. 勝山公園の整備・「21世紀の都心のオアシス空間」

(ア)背景

都心に豊かな緑が存在することで、身近な日常生活においてうるおいと安らぎのある環境が生まれ、日々の暮らしを心地よくし、明るい活気ある都心空間が創出されます。

勝山公園は、小倉都心部のさらなるにぎわいの創出と回遊性を高めるため、「21世紀の都心のオアシス空間」をテーマとして、道路や河川、周辺の市街地と一体となった再整備を行いました。

(イ)これまでの取組

・「市役所南側エリア」

紫川と一体となった面積約9,000㎡の大芝生広場や水上ステージの整備された紫川一帯では、様々なイベントや、大規模なフリーマーケットが開催され、市民の活動の場として有効活用されています。

この大芝生広場は災害時に避難地やヘリポートとしても利用され、都心の防災拠点としての機能をもっています。

・「中央図書館エリア」

イチヨウ並木の主軸園路と、既存の樹木を活かした木陰のある芝生広場は、ヒートアイランド現象の緩和を図っているばかりでなく周囲の図書館や文学館と相まって、木陰で読書や語らいができる、静かで文化の香り高い、市民の憩いの場となっています。

また、足にやさしいゴムチップ舗装の散策路は、膝にもやさしくウォーキング等にも最適で、その途中には高齢者も利用しやすい健康器具を設置しており、健康づくりの場として、多くの市民の皆さんに利用されています。

・「子どもの遊び場エリア」

昔からあるタコのすべり台やゾウやライオンなどの動物遊具に加え、クジラや海賊船、どんぐりタワー遊具など子ども達がワクワクするような遊びの工夫を盛り込んだ場所です。

見通しを確保しながら、既存樹木を活かした木陰のある小山やベビーベッドなど備えた多目的トイレもあり、親子連れでゆっくりと楽しめる場所となっています。

・「市民プール跡地」

先に完成した大芝生広場と一体となつてにぎわいを創出でき、また、木陰で憩いながら快適な時をすごせるように、芝生広場に高木を植栽するとともに、夏にうるおいや清涼感が感じられるよう、ミスト装置を備えています。

平成22年度には、イベントやボランティア活動等の促進や、エコへの取組を学べる場となるよう、太陽光発電など環境に配慮したグリーンエコハウスが完成しました。

(6) 課題と今後の取組

今後、北九州市「緑の基本計画」を推進するにあたり、整備費や維持管理のコスト縮減に努め、より効率よく実施する必要があります。そのためには、コストの抑制を図るとともに、市民参加による実施計画、整備、維持管理を推進する必要があります。市民参加を促す PR 啓発活動に取り組みます。

8 親しみのある河川の整備

(1) 環境に配慮した河川整備

ア. 背景

治水・利水に重点をおいた従来の河川整備に加え、平成 9 年の河川法の改正により、「河川環境の整備と保全」が明確に位置づけられました。国土交通省では、河川の自然の営みを視野に入れ、地域特性にも配慮し、河川が本来有している良好な生物環境、並びに河川風景を保全・創出することを目的とした「多自然川づくり」を展開しています。

イ. これまでの取組と成果

北九州市でも、河川改修にあたっては、できる限り生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全・創出を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくりに取り組んでいます。このほか、洪水時に調節池等として利用される池を、市民が水とふれあえる場や、ピオトープとして整備し、水と緑のゆたかな水辺空間を創造しています。

ウ. 今後の取組

紫川では、下流部の「マイタウン・マイリバー整備事業」に続き、貴船橋から東谷川合流点までの 8.3km を、周辺環境と調和し、ふるさとの薫りあふれる川づくりを目指す「ふるさとの川整備事業」として福岡県と共同で構想を策定しました。(市施工区間は桜橋から東谷川合流点までの 1.5km) この区間では、貴重な生物が数多く生息することが確認されており、生態系の保全、復元に配慮した河川整備を行っています。



徳吉東三丁目（亀年橋下流）

(2) 市民参加型の河川整備

ア. 背景

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を維持していくための方策として、事業の計画段階から市民の意見を取り入れる、市民参加の川づくりに取り組んでいます。

イ. これまでの成果と取組

紫川では、平成 2 年に「マイタウン・マイリバー整備事業」の認定を受け、河川や道路、公園、建築といった分野の垣根を越え、川を中心としたまちづくりを進めてきました。

板櫃川では、河川愛護活動が盛んであったため、平成元年度にラブリバーの認定を受け、市民の要望を整備計画に盛り込み、市民参加の川づくりを進めてきました。平成 8 年度には、八幡東区高見地区が「水辺の楽校（がっこう）」に登録され、住民、小学校などの協議を重ね、平成 11 年、整備計画を策定し、平成 19 年 7 月に完成しました。この「水辺の楽校」をフィールドとして、地域が一体となった清掃活動や、環境学習の実施など、特色のある活動が行われています。

また、撥川は、平成 7 年度に「河川再生事業」に採択され、河川を都市空間の貴重な財産として再生するため、市民自ら計画づくりに参加する取組を行いました。具体的には、沿川住民で構成された「地域部会」、一般公募した「わかもの部会」、行政を横断的に組織した「行政部会」の 3 部会を設け、平成 9 年 3 月「撥川ルネッサンス計画・基本構想」をまとめました。平成 18 年には、九州厚生年金病院跡地（文化・交流拠点地区）の上流から京良城池まで（延長 2.1km）が完成し、平成 24 年度は、文化・交流拠点地区の河川改修が完了しました。

ウ. 今後の取組

紫川では、様々な団体が連携し、河川愛護活動の一層の充実を図れるよう、平成 15 年 8 月に「紫川流域会議」が発足しました。これら団体のネットワークを生かして、紫川の賑わいを創出し、自然を活かした川づくりに取り組んでいます。

板櫃川でも平成 14 年 8 月に、行政区を越えた「板櫃川・槻田川流域会議」が発足しました。板櫃川を軸とした市民団体や行政とのネットワークを構築し、川づくりを通じた地域づくりを進めているところです。また、「水辺の楽校」が、板櫃川流域の環境学習などの活動拠点となるように、地域と一体となって取り組んでいます。

(3) ほたるのふるさとづくり

ア. 背景

都市化に伴う河川の水質汚濁などにより、市内のホタルは一時期すっかり減少しましたが、公共下水道の普及や多自然の河川整備等による水辺環境の回復と、地域やホタル愛護団体等の熱心な活動により、今では市内の約 60 河川でホタルが見られるまでになっています。

イ. これまでの取組

北九州市では、人もホタルもすみ良い快適環境の実現と、ホタルをとおして地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、平成 4 年度から「ほたるのふるさとづくり」を展開し、小学校や地域、ホタル愛護団体等を対象に、ホタルを通じた環境学習を目的とした「ほたる出前講演」、ホタルの保護育成活動についての現地指導を行う「ホ

タルアドバイザーの派遣」、ホタル愛護団体の活動支援を目的とした「ホタル育成助成金の交付」などさまざまな事業を順次開始しました。

平成7年には、ホタル愛護団体の関係者が中心となり「北九州ほたるの会」が結成され、ホタル愛護団体相互の情報交換が行われるようになりました。

平成14年4月には、ホタル愛護団体等の市民活動の中心となり、ホタルをはじめとする水生生物や水辺環境に関する学習や情報交換の場として、「北九州市ほたる館」がオープンしました。北九州市ほたる館は、1年中昼間でも光るホタルを観察できる、全国でも珍しい施設です。また、自分でホタルを育てる「マイポタル制度」や、水辺環境全般について学ぶ「ほたると水辺の環境学習会」を開講するなど、ホタル保護活動を支援しています。さらに、平成25年10月には、市西部地区の拠点施設として「香月・黒川ほたる館」がオープンし、ホタル愛護団体の方々をはじめ、多くの市民の方にご利用いただいています。

また、毎年ホタルの飛翔時期に市民と行政が協力して、ホタルの飛翔調査を行っています。近年では、市内の約60の河川でホタルが生息していることが確認され、飛翔調査の結果は、「ほたるマップ」にまとめ、ホームページなどにも掲載しています。

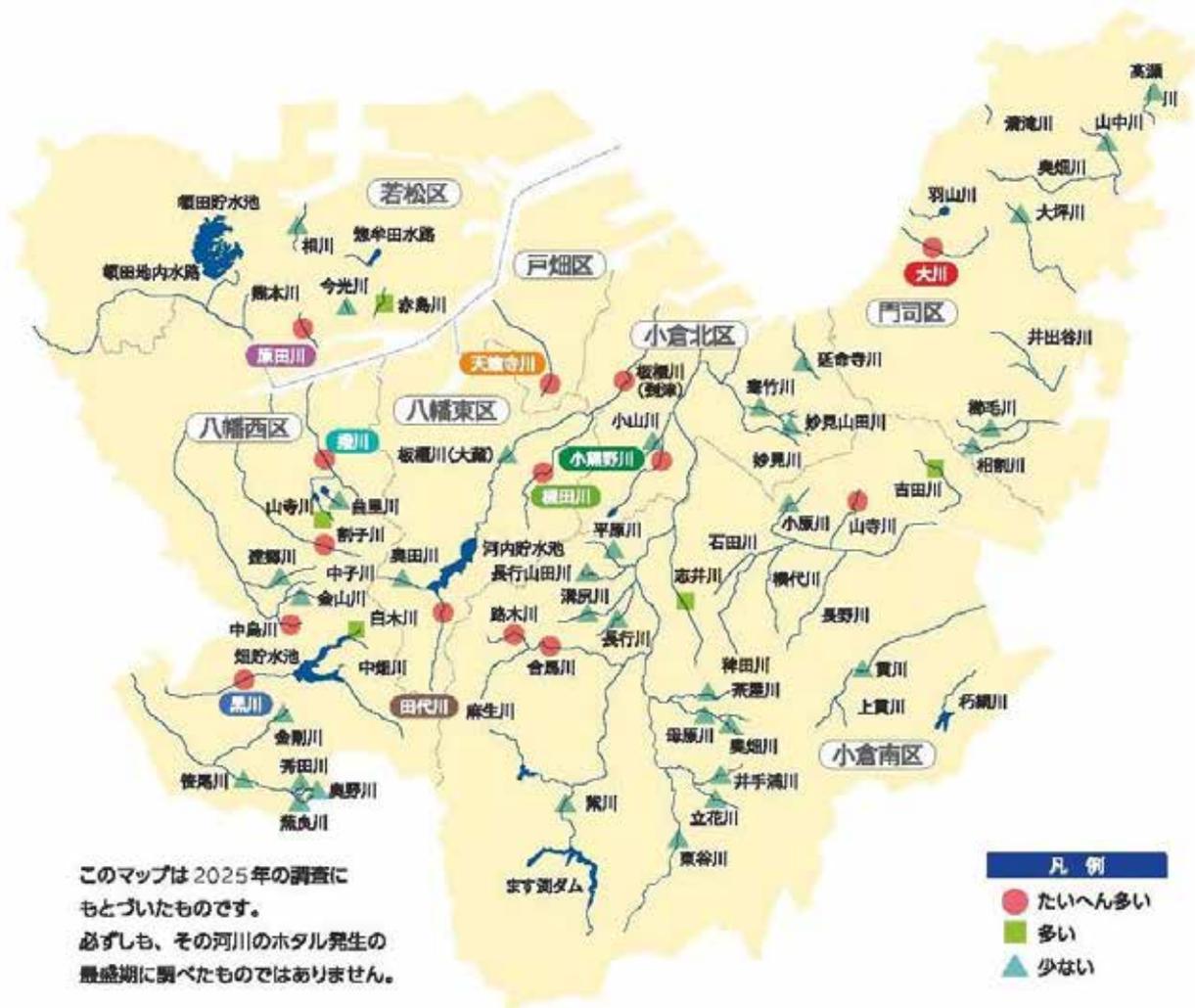
このように、「ほたるのふるさとづくり」はホタルを通じて、水辺環境の改善につなげるだけでなく、環境学習や世代を越えた地域の結びつきを深めるものとして大きな成果を上げています。

ウ. 今後の取組

北九州市は、ホタルを通じた河川生態系の保護保全活動をホタル愛護団体や地域の皆様と協力しながら進めています。

今後も「北九州市ほたる館」及び「香月・黒川ほたる館」を中心として、水辺における生物多様性を維持、改善するとともに、人間の生活と自然環境の共存を目指します。

◆北九州ほたるマップ



(1) 港湾緑地の整備

ア. 背景

港湾の環境整備については、港湾及び周辺地域の快適な環境を維持し、一般市民及び港湾地域就業者の利用に供するため、港湾環境整備施設として、臨港地区内に緑地を整備しています。

イ. これまでの取組

(ア) 港湾環境整備施設計画の策定

策定時期：令和5年12月の港湾計画改訂

目標年次：2030年代後半

計画面積：182ha（令和6.3.31現在）

概要：成熟社会に向けて、豊かな水辺や緑の空間を暮らしの中に生かすとともに、人間的な触れ合いや心ゆたかで魅力ある文化をはぐくむ環境づくりが求められています。それらを踏まえて、港湾の良好な環境を形成するため、緑地を整備するものです。

【緑地の機能・目的】

(イ) 成果

港湾緑地の整備状況（令和7年3月31日現在）は、下表のとおりです。

◆ 港湾緑地

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始 年月日
門司	新門司1号緑地	4,000	H 3. 7.20
	今津公園緑地	10,200	H 3. 7.20
	新門司東緑地	56,900	H24.1.12
	津村島緑地	58,100	H28.9.20
	太刀浦中央緑地	6,000	S56. 8.21
	太刀浦1号緑地	5,000	S56. 8.21
	太刀浦2号緑地	1,000	S56. 8.21
	太刀浦6号緑地	1,800	S56. 8.21
	太刀浦7号緑地	7,400	S61.11. 4
	太刀浦8号緑地	8,300	H 1.11.14
	太刀浦運動公園緑地	16,200	H 2.12.27
	太刀浦東公園緑地	4,400	H 5. 3.22
	旧門司遊歩道緑地	6,600	H17. 6.10
	西海岸1号緑地	3,300	H 3. 2.15
	西海岸2号緑地	7,100	H 3.10.18
	西海岸3号緑地	5,800	H 9.11.17
	西海岸親水緑地	2,400	H 6. 8. 1
	西海岸イベント広場	5,000	H15. 7.18
北九州市旧門司税関緑地	1,900	H 7. 3.22	
西海岸休憩所緑地	1,100	H17. 3.10	
旧大連航路上屋緑地	5,300	H25.7.19	
小倉	砂津緑地	9,500	H29.3.24
	日明東1～5号緑地	3,700	H 9. 8. 6
	浅野臨海部防災1号緑地	4,700	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災2号緑地	3,200	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災3号緑地	3,700	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災4号緑地	2,000	H20. 9. 1
	延命寺護岸遊歩道緑地	3,400	H23. 3.31
洞海	八幡東田緑地	33,500	H 9.12. 9
	久岐の浜マリノコア緑地	2,400	H 9. 8. 6
	若松ふ頭1号緑地	5,100	H 9. 8. 6
	若松ふ頭2号緑地	1,600	H 9. 8. 6
	若松南海岸緑地	2,700	H 9. 8. 6
	響灘1号緑地	59,800	H 7. 1.13
	響灘2号緑地	144,500	H 9. 8. 6
	響灘3号緑地	66,000	H14. 3.28
	響灘4号緑地	61,200	H21.11. 1
	響灘5号緑地	77,000	R 1. 7.31
	響灘エコタウン緑地	7,600	H13. 6.28
	安瀬公園緑地	5,800	H10. 4.20
	戸畑親水緑地	3,400	H12. 7.11
	新川緑地	150	H19. 1. 1
	松ヶ島緑地	500	H18. 4. 1
響灘遊歩道緑地	11,900	H31. 2. 1	



響灘2号緑地

ウ. 今後の取組

港湾環境整備施設計画に位置づけた緑地については、社会の動向や市民の要請を考慮しながら、順次整備を行っていきます。

(2) 海岸緑地の整備

ア. 背景

今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な計画である「海岸保全基本計画」を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸づくりを目指しています。

イ. これまでの取組

(ア) 豊前豊後沿岸海岸保全基本計画の策定

策定時期：平成 15 年 3 月（平成 28 年 3 月変更）

対象範囲：福岡県 3 市 3 町（北九州市・苅田町・行橋市・椎田町・豊前市・吉富町）

大分県 6 市 8 町 1 村〔策定当時〕

総延長：約 640km

概要：「ひとと自然の調和を図り、安全で美しく、いきいきした海岸へ」を基本理念に、防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進しています。親水空間の創出など、様々な海岸に関するニーズを踏まえ、海浜公園などの緑地を整備するものです。

(イ) 成果

海岸緑地の整備状況（令和 7 年 3 月 31 日）は、下表のとおりです。

◆海岸緑地

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始年月日	備考
門司	新門司海浜緑地	10,100	H16. 4. 1	緑地部分のみ供用
	大里海岸緑地	11,400	H19. 1.30	



大里海岸緑地

ウ. 今後の取組

計画に基づく個別事業の実施にあたっては、災害等からの安全性確保、周辺環境や利用への配慮の観点から、適切かつ効率的な整備手法を採用するとともに、様々なニーズに対応するため、関係機関、地域住民や海岸利用者などと一体となって事業を推進していきます。

(1) 森林

ア. 背景

北九州市における森林面積は、19,322ha で市域の約 4 割を占めています。この森林は、林業生産活動の場のみならず、水源のかん養や土砂流出の防備、また、市民の森林レクリエーションの場として利用されるなどの公益的な役割を果たしています。

◆森林の面積

単位：ha

市域面積	森林面積			森林比率
	国有林	民有林	計	
49,169	3,360	15,962	19,322	39.3%

資料：「遠賀川地域森林計画（令和 4.4.1）」
森林面積は、森林法第 2 条で定義された森林の面積である。

イ. これまでの取組と成果

北九州市の森林を健全に育成するため、森林の保育や、林道などの整備を行っています。施策としては「市営林の育成」や「林道などの生産基盤の整備」、「荒廃森林の間伐等」、「私有林の森林管理経費に対する助成」などがあります。

ウ. 課題と今後の取組

現在、北九州市の森林は、大半が 50 年生以上に達しており、木材生産・森林資源循環につながるような事業が求められるとともに、森林が持つ多様な公益的機能を発揮するためには適切な施策を実施することが不可欠です。

今後は林道・作業道等生産基盤の整備はもとより効率的な森林施策の実施に向けて、施業地の集約化・機械化などに取り組むとともに、継続的な森林施業を支える林業事業者の育成を図ります。

(2) 農地

ア. 背景

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的機能を持っています。

イ. これまでの取組と成果

都市計画等の土地利用との調整を図りながら農業上の利用を確保すべき土地として 1,447ha の農用地区域を指定し、農地の確保に努めています。

ウ. 課題と今後の取組

遊休農地の増加等により農地の多面的機能等が失われつつある地域もあるため、意欲ある農家への農地集積や市民が農業とふれあう場としての活用などを進めます。

(1) 放置竹林の現状

市内の竹林面積は約 1,900 ヘクタールと全国有数の規模を有し、市内の森林面積の 1 割を占めています。

そのうち、ブランド農産物である「合馬たけのこ」の生産などに利用され、適正に管理されている竹林は 8% 程度で、残りの竹林は放置された状態にある「放置竹林」と推定されます。

◆竹林面積の推移

(単位：ha)

H14	H19	H24	H29	R4
1,386	1,498	1,586	1,905	1,887

資料：福岡県遠賀川地域森林計画(令和4年4月)

(2) 北九州市の取組

森林の荒廃をもたらす放置竹林の拡大を防止するため、放置竹林を伐採し広葉樹への転換を行います。

また、市民による竹林整備のすそ野拡大を進めるため、市民等による竹林整備や竹の搬出に対する助成、竹粉碎機の無料貸出、竹プラットフォームの運用等を行います。

12 特定外来生物対策

(1) アライグマ**ア. 背景**

アライグマは、獰猛な種であり、令和 5 年度の福岡県の報告で 2,500 万円以上の農業被害をもたらしているほか、家屋への被害や感染症を媒介する等の人体への被害、サンショウウオ等の希少種を含む生態系への被害が懸念されています。

令和 5 年 4 月、改正外来生物法が施行され、定着した特定外来生物の防除を都道府県が担うことになりました(市町村は努力義務)。これを受け、福岡県は令和 5 年 6 月に動植物の専門家からなる特定外来生物防除対策検討委員会を立ち上げ、特定外来生物の種ごとの防除の緊急度を検討し、優先的に防除する種はアライグマであるとの委員会意見を受け、令和 6 年 3 月に「福岡県アライグマ防除実施計画」を策定しました。

北九州市は、この計画に参加し、福岡県と連携しアライグマ防除に取り組んでいます。

**イ. 対策と実績**

福岡県アライグマ防除実施計画では、県が開催する講習会を受講した方や狩猟免許を所持している方が市へ申請を行い、防除従事者として登録し活動しています。北九州市では令和 6 年度末時点で 73 名が登録されており、172 頭を捕獲しています。

(2) ヒアリ類**ア. 背景**

ヒアリ類は、改正外来生物法において新設された、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な影響を与えるおそれがあるものについて指定される「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、より徹底した水際対応が求められています。

北九州市においては、平成 29 年 9 月 15 日に九州で初めてヒアリが確認され、令和 5 年 7 月 11 日にも確認されています。

ヒアリは国内未定着の特定外来生物であり、環境省が主体となり、定期的な侵入状況調査を実施しています。北九州市は、環境省の調査への協力やコンテナターミナル(以下、CT)及びその周辺部の独自調査を実施しています。

イ. 対策と実績

ヒアリ類が分布する国又は地域との定期コンテナ航路を有する北九州港において、ヒアリ類の定着防止のため、各 CT において水際対策の徹底を図っています。

具体的には、各 CT において、ベイト(誘引餌)を活用した目視調査、粘着トラップ設置による捕獲調査を行っています。ヒアリ類の可能性のあるアリ発見時には、専門家に同定を依頼した上で防除を実施しています。

(ア) 港湾におけるヒアリ確認調査(環境省九州環境事務所調査)への協力

調査実施期間：ヒアリの主な活動期間(春～秋)
月 1 回程度

調査場所：【コンテナ保管場所の周辺】
太刀浦第 1CT、太刀浦第 2CT、
ひびき CT

(イ) 特定外来生物「ヒアリ」の防除作業(北九州港港湾施設等管理運営業務委託)

調査実施期間：夏季を中心に年 6 回(月 1 回)

調査場所：【CT 内の土砂、雑草の周辺、
ソーラスフェンス周辺】
太刀浦第 1CT、太刀浦第 2CT

(ウ) 特定外来生物調査駆除業務委託

調査実施期間：2～3 月

調査場所：ひびき CT

ウ. 今後の取組

これまで、国内におけるヒアリの定着は確認されていません。今後も関係省庁や事業者との連携強化による更なる水際対策の徹底を図り、ヒアリ類の定着防止に取り組み

ます。

13 鳥獣被害対策

(1) 背景

近年、私たちの生活と野生鳥獣との距離が近くなり、野生鳥獣による威嚇や家屋侵入など様々なトラブルが生じています。

様々な原因があるとされていますが、これまで野生鳥獣が棲む「奥山」と人の生活圏との間にあって、緩衝地帯の役割を果たしていた「里山」や「農地」等が農林業の衰退や生活様式の変化で管理できなくなったことが、野生鳥獣の増加と侵入を許しているといわれます。

(2) これまでの取組

北九州市では、イノシシなどの野生鳥獣による生活環境や農作物の被害に対応するため、捕獲や追払いの他、市民相談や現地対応、市民啓発等を実施しています。

◆イノシシの捕獲頭数

(頭)

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1,554	1,341	1,612	1,119	2,097



街中に出没したイノシシ

(3) 今後の取組

野生鳥獣を「捕獲」するだけでは被害は減らないため、捕獲と同時に人の生活圏に野生鳥獣を「近づかせない」、「侵入させない」環境づくりをすることが大切です。餌付けをしない、隠れ家となる草むらをなくす等、市民の協力を得ながら、人と野生鳥獣がうまく棲み分け、共存できる社会を目指します。

基本施策 2 自然を活用した多様な課題の解決

1 森林環境の保全

(1) 北九州市の森林と林業の現状

本市の森林面積は、市域(49,169ha)の約4割(19,322ha)を占め、木材の生産や特用林産物の生産などの経済的機能と共に、土砂災害防止、水源涵養などのさまざまな公益的機能を有し、環境の保全に貢献しています。

一方、本市の林業は、木材価格の長期低迷等から森林所有者の経営意欲が減退し、長期間生産活動が停滞しています。

◆森林面積

(単位：ha、%)

区域面積	国有林	民有林	計	森林比率
49,169	3,360	15,962	19,322	39.3%

資料：福岡県遠賀川地域森林計画(令和4年4月)
森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

(2) 北九州市の取組

森林が持つ温室効果ガスの吸収等の多面的機能を維持するため、森林所有者による木材生産の経営につなげる森林経営管理制度の推進、民有林の造林・保育の支援、市営林の整備推進に取り組めます。

また、林業担い手育成のための助成を行います。

2 中山間地域・生産環境の保全

(1) 背景・目的

農地や森林などは、洪水の防止や水源の涵養、景観の保全等の機能を有しており、農林水産業のみならず市民の生活を守り、潤いと安らぎをもたらしています。

近年、豪雨や台風による災害が激甚化しており、防災の観点から農林水産業の多面的機能がますます重要になっています。こうした機能を十分に発揮するためには、農林水産業が営まれることにより農地や森林などが適切に管理されていることが必要です。

北九州市では、農業・農村の有する国土保全等の多面的機能の維持及び発揮のため、国の日本型直接支払制度を活用し、地域活動や営農活動に対する支援を行っています。

(2) これまでの取組

国の日本型直接支払制度のうち、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払交付金」に取り組んでいます。市内では、中山間地域等直接支払制度に取り組む地区が7地区、多面的機能支払交付金に取り組む地区が10地区あります。



水路清掃の様子

(3) 課題と今後の取組

近年、高齢化や担い手不足などの影響により、これらの制度に取り組む地区が減少傾向にあります。地域によっては、活動の担い手確保が困難となり、制度の活用に至らない、または活動規模が縮小するなどの課題が生じています。

今後は、担い手の育成・確保、活動の効率化を図り、持続的な取り組みを目指します。

3 水産環境の保全

(1) 目的

魚介類の産卵、育成場となる藻場や増殖場の整備を行い、悪化した漁場環境の回復に取り組むことで、水産生物の生息環境を保全します。

(2) 取組み内容

ア. 藻場・増殖場造成事業

自然石等を活用して、藻場や増殖場を造成することで海藻や海洋生物の資源拡大に努めています。

イ. 環境・生態系保全活動支援事業

藻場等の再生や保全に向けて、食害生物(ウニ等)の駆除活動等を行う団体に対して支援を実施しています。



ウニの食害により海藻が消失した藻場



豊かな藻場

(3) 期待される効果

- 環境や生態系の保全、生物多様性の向上
- 漁獲量の向上（漁業者の所得向上）
- 市民への安定的な水産物の供給
- CO₂ や窒素、リンの吸収・固定
- 環境先進都市としてのイメージアップ など

4 漁業振興の推進

(1) 目的

水産資源の再生産力を強化することにより、市民に新鮮で安全・安心な水産物を将来にわたり安定的に提供するとともに、漁業経営の安定化を図ります。

(2) 取組内容

漁業者が実施するアワビ、アカウニ、ヒラメ、クエなどの計画的な放流について、支援を実施しています。

また、豊前海区で実施されるガザミの稚ガニ育成放流や関門海峡におけるマダコのリソース保護として実施される産卵用たこつばの投入についても支援しています。



ヒラメ放流の様子

(3) 期待される効果

- 資源の再生産と漁業者の所得向上
- 持続可能な地域漁業の構築
- 市民への安定的で安全な水産物の供給

5 有機農業の推進

(1) 経緯

令和3年5月に農林水産省により策定された「みどりの食料システム戦略」において、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量を50%低減、有機農業の取組面積の割合を25%に拡大等の目標が示されています。

北九州市においても、令和2年度からの5か年の計画である北九州市農林水産業振興計画のなかで、有機農業に関する講習会を開催して取組に向けた啓発を図るとともに、総合農事センターにおいて有機農業に係る課題を把握するための試験栽培等を行うこととしています。

(2) これまでの取組

北九州市では、令和6年度に市内の有機農家を集め情報交換会を実施しました。そのなかで、各農業者の栽培に関する情報や販路についての意見を交換しました。

また、総合農事センターにおいては、市内の放置竹林の竹資材を利用した栽培や下水汚泥肥料の検証など、有機農業に係る試験栽培を実施しています。



情報交換会の様子

(3) 今後の取組

引き続き、試験栽培等の取組を継続するとともに、これまでの結果をもとに、有機農業の推進に向けた各種支援を検討していきます。

(1) 背景

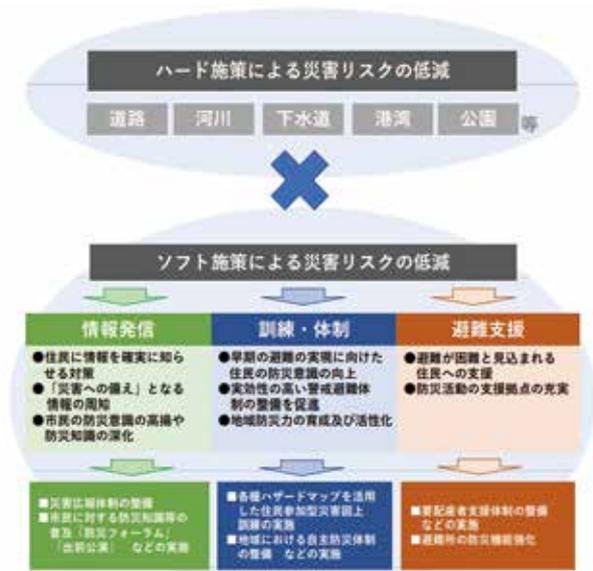
近年、豪雨など自然災害の激甚化・頻発化により、自然環境が有する多様な機能を社会資本整備や土地利用に活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める「グリーンインフラ」の取組が注目されています。森林は都市の水害や土砂災害の防止・減災の機能を、市街地の公園や道路の植栽帯は保水機能や延焼防止機能を有しています。

北九州市が抱える様々な課題を解決するため、グリーンインフラを総合的・戦略的に活用することが重要であり、みどりが有する防災・減災に資する機能を活用し、災害に強いまちづくりを推進しています。

(2) 具体的な取り組み

グリーンインフラの拠点となる公園においては防災・減災機能といった存在効果に加え、地域の交流の場としての利用効果が期待されます。

北九州市立地適正化計画では防災・減災に関する指針に基づき、ハード施策とソフト施策を重層的に組み合わせた防災・減災対策を推進しています。



出典 北九州市立地適正化計画

まちなかの防災・減災の観点から、公園は存在効果に着目したハード施策と利用効果を生かしたソフト施策を展開できる重要な場所となります。

こうした考えのもとに地域防災活動の支援拠点となる避難地として地域拠点公園の整備及び防災機能の強化を進めています。

基本施策 3 自然を大切にする価値観の形成

1 自然とのふれあいの推進

(1) 背景

北九州市環境基本条例には、「豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること」が定められています。この北九州市環境基本条例及び第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)に基づき、市民が市域に生息する希少な野生生物や、豊かな自然環境とふれあう機会を創出するため、エコツアーを開催しています。

(2) これまでの取組と成果

エコツアーは、平成14年度から市民団体等との協働で実施しており、市内各地での自然とのふれあいの機会を設けています。

■カプトガニ産卵観察エコツアー

令和6年7月21日(日) 曽根干潟



過去の開催風景

■ガシャモク観察会

令和6年8月3日(土)



過去の開催風景

■響灘ピオトープエコツアー

令和7年3月30日(日)

(3) 今後の取組

市民が北九州市の自然の豊かさを再発見できるような講座を実施していきます。

2 地産地消の推進

(1) 目的

市内産農林水産物の消費拡大や生産者と消費者との顔の見える信頼関係づくりを目的として、「地産地消」を積極的に推進しています。

(2) 地産地消と環境との関わり

地産地消を進めることは、環境面でもよい影響があるといわれています。

市内産農林水産物の消費が増え、市内で健全な農林水産業が営まれることが、農地、山林や海を健全な状態で守っていくことにもつながります。

また、外国など遠方からの食料輸送には、CO₂の大量発生など環境への負荷がかかります。輸送する食料の重量と輸送距離をかけたものをフードマイレージといいますが、地産地消を進めることはフードマイレージの低減にもつながります。

(3) 主な取組

ア. 市内産農林水産物の消費宣伝

北九州市農林水産まつり等のイベント実施や「地元いちばん」ホームページなどを通じて、市内産農林水産物の消費宣伝を行っています。

イ. 学校給食への食材供給

北九州市学校給食協会、教育委員会、農業協同組合、青果卸売会社等と連携して、市内産の野菜等を学校給食で積極的に使用するよう取り組んでいます。

ウ. 「海の幸」「山の幸」を愛する地産地消サポーター

「地元いちばん」を合い言葉に生産者、消費者、飲食・販売店、加工製造業者による情報交換や交流を行うことで地産地消を進める取組を行っています。



北九州市農林水産まつり

(1) ポータルサイトの作成

令和4年12月「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、2030年までのミッションとして、生物多様性の損失を止めて反転させ回復軌道に乗せる、いわゆる「ネイチャーポジティブ」が掲げられ、国の「生物多様性国家戦略2023-2030」においても、同様に2030年ネイチャーポジティブの実現が目標とされています。

ネイチャーポジティブの実現には、生物多様性や人と自然とのつながりを大切にする価値観を形成することが必要です。そのためには、自然の魅力を発信することなどを通じて、その魅力を知り、関心を持つ方々を増やしていくことが重要です。

このため、北九州市が有する都市と近接した豊かで面白い自然「アーバンネイチャー」の魅力を市内外に広く情報発信することで、ネイチャーポジティブの実現に向けた市民の価値観の形成や、都市ブランドの向上を図ることを目的としたポータルサイトを構築します。

(2) アーバンネイチャー北九州フォトコンテスト

北九州市の魅力である都市に近接する豊かな自然や生き物について情報発信を行うことを目的に、令和6年11月から令和7年1月にかけて、「北九州市アーバンネイチャーフォトコンテスト」を開催しました。

応募作品は、北九州市生物多様性戦略2025-2030で使用するほか、優秀作品については作品展を開催します。



アーバンネイチャー北九州フォトコンテスト



ポータルサイト



4 農業体験を通じた食農教育の推進

(1) 目的

未来を担う子供たちが食を育む農業について学ぶことを目的に、小学校教育の中で、「農」と「食」について学習の支援を行う「わくわく農業体験事業」を実施しています。

(2) これまでの取組

「わくわく農業体験事業」は、①市内小学校5年生を対象とした小学校内でのバケツ稲や学校水田などの食農教育のサポート、②総合農事センター内での体験学習等を受け入れるものです。

令和6年度は、①バケツ稲や学校水田のサポートを8校で実施し、②総合農事センター内での体験学習を7回実施しています。

また、これら事業以外にも学校給食における市内産使用品目の収穫体験を年間2回実施しています。



「わくわく農業体験事業」バケツ稲の様子

(3) 今後の取組

これからも今事業を継続して実施し、未来を担う子供たちに、食料生産の現場や、食を取り巻く環境、文化、社会とのつながりを農業の体験学習を通して学ぶ機会を提供していきます。

5 道路サポーター制度による道路清掃、花植え活動

(1) 背景・目的

北九州市道路サポーター制度は、地域の方々の道路清掃・美化などのボランティア活動を支援することで、道路への愛着・環境美化への意識高揚とすそ野を拡大し、市民と行政の協働による美しいまちづくりを推進することを目的として平成 17 年度に開始しました。

(2) 効果

道路サポーターがごみ拾いを継続的に行うことで、ポイ捨ての抑制や自然環境に流出するごみの減少等の環境保全につながります。また、地域コミュニティの活性化や活動者の健康増進といった副次的効果もあります。

(3) これまでの取組

道路サポーターの数は当初 12 団体 (513 人) でしたが、年々増加しており、現在は自治会・企業・学校などの 273 団体 (約 9,500 人) が市内約 194km の道路で活動しています。

北九州市はサポーターの活動を支援するため、清掃用具や花苗等の支給、サインボード・散水栓の設置などを行っています。

平成 25 年度に、道路サポーター制度の運営に関してサポーターの意見を取り入れる新たな仕組み「道路サポーターの会」を立ち上げ、支給する用具の充実や団体間の連携強化・交流促進を図っています。

また、道路サポーターの登録促進に向けて、市政だよりや自治会の回覧板による制度 PR、登録申請のオンライン化に取り組みました。

(4) 今後の取組

活動者の高齢化等による団体数の減少に対応するため、既存の道路サポーターと意見交換を行いながら、さらなる制度の充実・見直しに取り組みます。



道路サポーターの活動の様子

基本施策 4 都市環境の保全

1 北九州市公害防止条例

(1) 背景

条例の制定は、公害防止に関する市民の要望に応え、法を補完し、きめ細かな公害行政を推進するものであり、公害防止に対する市の積極的な姿勢を示すものです。

北九州市においては、昭和 45 年 4 月に北九州市公害防止条例を制定しました。

これにより、法律の規制対象外となっている公害発生施設に対しても、公害防止上必要な措置がとられることとなりました。

(2) 公害防止協定

北九州市では、地域の実情に合った公害防止に取り組むため、新たに工場が進出する際に公害審査を行い、公害の発生するおそれのある工場については、公害防止条例に基づいて工場と公害防止協定を締結しています。協定は、大気、水質、騒音、振動、悪臭及び工場緑化等に関する総合的な環境保全対策や、排出濃度等の具体的な数値を取り決めており、実効性の高いものです。

協定締結の第 1 号は昭和 42 年 9 月の戸畑共同火力株式会社（現・九州共同発電株式会社）です。これまでの締結件数は 218 件（うち失効 135 件）になり、現在の締結件数は 83 件です。

◆公害防止協定締結状況

年 度	締結件数	解除等失効件数
昭和 42～昭和 46	74	1
昭和 47～昭和 51	86	58
昭和 52～昭和 56	6	3
昭和 57～昭和 61	7	4
昭和 62～平成 3	6	9
平成 4～平成 8	8	6
平成 9～平成 13	7	13
平成 14～平成 18	2	2
平成 19～平成 23	10	22
平成 24～平成 28	11	7
平成 29～令和 3	1	6
令和 4	0	0
令和 5	0	2
令和 6	0	2
計	218	135

2 公害防止計画

(1) 背景

公害防止計画は、環境基本法第 17 条の規定に基づき、関係都道府県知事が策定するものです。

その目的は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、実施

すべき公害の防止に関する施策を定めるものです。国及び地方公共団体は、計画の達成に必要な措置を講じることとされています。

(2) これまでの取組

北九州市では、昭和 47 年度に昭和 56 年度を目標年次にした「北九州地域公害防止計画」が福岡県知事により策定されました。また、昭和 52 年度には、汚染物質についての目標変更などに伴い、計画の全面的な見直しが行われました。その後、未だ解決を要する問題が残されていたため、引き続き総合的な公害防止施策を講じる必要があるとして、昭和 57 年度・62 年度・平成 4 年度・9 年度・14 年度・19 年度・23 年度に、それぞれ 5 年間の延長計画が策定されました（平成 19 年度は 4 年間、平成 23 年度は 10 年間の延長計画）。

計画に基づく様々な取組により、各地での環境質は大きく改善されました。立法当初の目的が達成されたとして、令和 2 年度末に「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）」は失効しました。一方で、引き続き公害対策の必要がある一部の地域については、公害財特法の失効後 5 年間（令和 3～7 年度）の財政措置が行われています。

3 大気環境の保全

(1) 大気環境の現況

ア．概況

大気汚染に関しては、環境基本法第 16 条等の規定に基づき、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 11 項目について環境基準が定められています。

北九州市では、大気汚染の状況を把握するため、これらの物質を一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局で常時監視を行っています。

環境基準が設定されている 11 項目のうち、令和 6 年度は、ほとんどの項目が環境基準に適合していましたが、光化学オキシダントが全測定局で、環境基準に不適合でした。

近年、光化学オキシダントや微小粒子状物質については、西日本の広い地域で濃度が上昇することがあります。濃度の上昇は、都市汚染の影響の少ない九州西端の離島でも観測されていることや、国立環境研究所のシミュレーション結果などから、大陸からの越境大気汚染の影響があったものと考えられます。広域的な汚染は一自治体では十分な対応ができないため、従来から行っている工場・事業場のばい

煙等の規制監視に加え、国への要望並びに国立環境研究所と連携した調査などを実施しました。

イ. 監視体制の整備

北九州市における大気汚染の常時監視体制は、市全域に配置された測定局と公害監視センターを結ぶテレメーターシステムを採用しています。

平成 30 年 2 月に北九州市環境審議会より受けた答申に基づき、令和元年度に大気汚染常時観測局の適正配置を実施しました。現在、「一般環境大気測定局」13 局、「自動車排出ガス測定局」を 4 局、「気象観測所」を 1 局の 18 局体制で監視しています。

この他、大気汚染の常時監視を補完するためのデポジットゲージ法による降下ばいじん量の調査、優先取組物質の調査等も実施しています。

ウ. 測定結果

令和 6 年度の測定結果は次のとおりです。

なお、環境基準の適合状況は光化学オキシダントを除き、長期的評価によるものです。

(ア)二酸化いおう

一般環境大気測定局（8 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。各測定局における年平均値の全市平均値は 0.001ppm で、過去 10 年間は横ばい状態です。

(イ)二酸化窒素

全ての一般環境大気測定局（13 局）及び自動車排出ガス測定局（4 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。一般環境大気測定局における年平均値の全市平均値は 0.009ppm、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は 0.014ppm で、各々過去 10 年間は緩やかな減少傾向です。

(ウ)一酸化炭素

一般環境大気測定局の北九州局及び自動車排出ガス測定局（2 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。北九州局における年平均値は 0.3ppm、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は 0.3ppm で、各々過去 10 年間は横ばい状態です。

(エ)浮遊粒子状物質

一般環境大気測定局(10 局)及び自動車排出ガス測定局(4 局)で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。一般環境大気測定局における年平均値の全市平均値は 0.015mg/m³、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は 0.017mg/m³で、各々過去 10 年間は緩やかな減少傾向です。

(オ)光化学オキシダント

全ての一般環境大気測定局（13 局）及び自動車排出ガス測定所（1 局）で測定を行いました。

光化学オキシダントについては年度を通じた長期的な評価ではなく、1 時間値での評価を行います。評価時間帯（5 時～ 20 時）での環境基準適合状況は、全測定局とも不適合でした。また、評価時間帯に各測定局において環境基準に適合した時間数の割合は、98.6%～ 99.4%の範囲でした。

各測定局における評価時間帯の年平均値の全市平均値は 0.034ppm で、近年は横ばい状態です。

(カ)微小粒子状物質（PM2.5）

一般環境大気測定局（10 局）と自動車排出ガス測定局（2 局）で測定を行いました。各測定局の年平均値は、8.1μg/m³～ 11.5 μg/m³で、環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。

また、北九州局で微小粒子状物質の成分分析を、季節ごとに 1 回、計 4 回行いました。

(キ)ダイオキシン類

詳細は「基本施策 5 2. 化学物質対策」を参照。

(ク)ベンゼン等 4 物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、一般環境大気測定局の北九州、企救丘及び若松局並びに自動車排出ガス測定局の西本町局の 4 箇所、毎月 1 回の測定を行いました。

全ての測定局で環境基準に適合していました。

(ケ)降下ばいじん

市内 3 箇所、デポジットゲージ法による測定を行い、全市平均値は 3.1t/km²/月で、箇所別には 2.2～ 3.9t/km²/月の範囲でした。全市平均値の経年変化は昭和 40 年代（20.2t/km²/月、昭和 43 年度全市平均）と比較すると、近年は大幅に低い値で安定した状態が続いています。

(コ)アスベスト

一般環境大気測定局の北九州、企救丘で測定を行いました。年平均値の全市平均値は 0.06 本/ℓ（総繊維数）と低い値でした。

(ク)優先取組物質

a. 調査目的

環境大気中から低濃度ではあるが一部の大气汚染物質が検出されていることが報告されており、その長期暴露による健康被害が懸念されています。このため、物質の有害性や大気環境濃度から見て健康リスクが高いと考えられる優先取組物質（平成 8 年 10 月 中央環境審議会答申 22 物質、平成 22 年 10 月同会答申により 23 物質に見直し）について、大気汚染の状況を把握するため、環境大気中の濃度調査を平成 9 年 10 月から

実施しています。

b. 調査内容

環境省から示された「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」に基づき、分析法が示されている優先取組物質 17 物質（ベンゼン等 4 物質及びダイオキシン類を除く）について、一般環境大気測定局の北九州、企救丘及び若松局並びに自動車排出ガス測定局の西本町自排局の 4 箇所、毎月 1 回測定を行いました。

指針値が示されているアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン及びマンガン及びその化合物の全ての物質において指針値を満たしていました。

工. 緊急時等の措置

北九州市では、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置として、光化学オキシダントに関する注意報等の発令基準、周知方法、ばい煙排出量の削減要請等を規定した「北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱」（昭和 59 年 7 月 1 日施行）を策定しています。令和 6 年度は、注意報等の発令はありませんでした。

微小粒子状物質については、平成 25 年 3 月より、国の暫定指針に基づき、濃度が 1 日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えることが予想されるとき、福岡県が「注意喚起」を行うこととなりました。令和 6 年度の注意喚起はありませんでした。

(2) 発生源対策

ア. 概況

大気汚染防止法（以下「法」という。）では、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制等を定めています。また、北九州市公害防止条例（以下「条例」という。）では、法の対象より小規模のばい煙に係る施設の規制等について定めています。

法及び条例に基づき、工場・事業場に対して、大気汚染物質排出の規制・指導を実施しています。

(ア) 硫黄酸化物規制

法及び条例による規制には、施設ごとに排出口の高さに応じて排出量を規制する K 値規制と、工場・事業場全体の排出量を規制する総量規制、使用する燃料の硫黄含有率を規制する燃料規制があります。

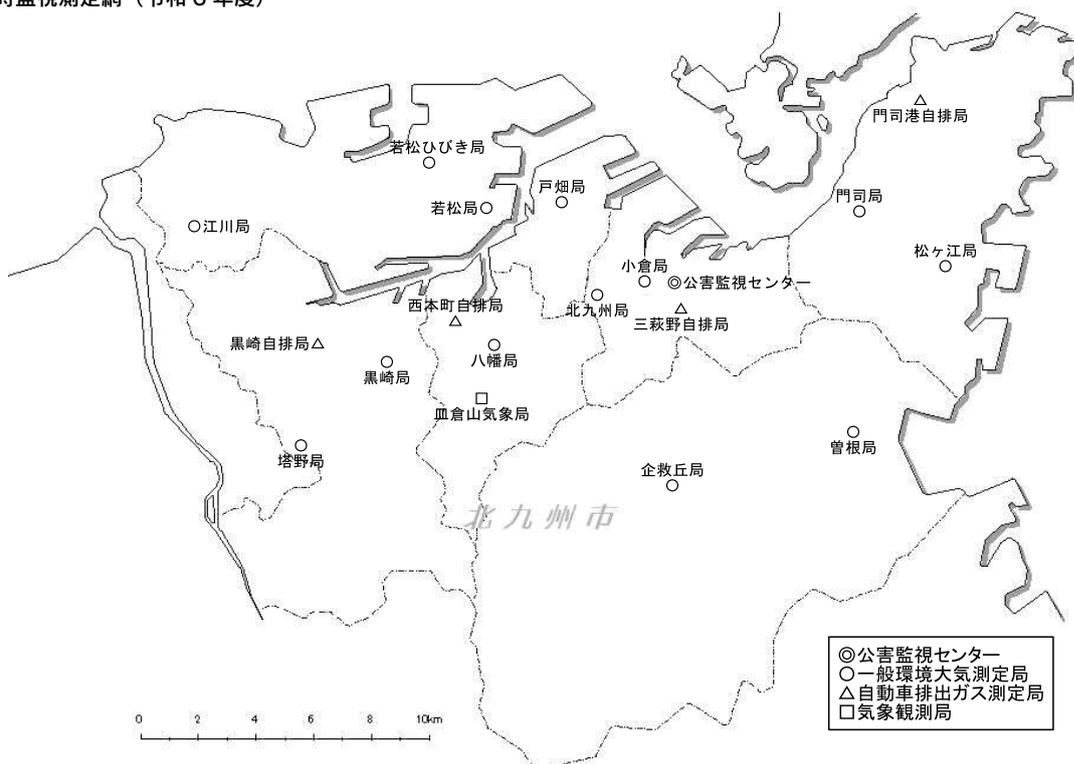
K 値は、地域ごとに定められており、北九州市は全国で 2 番目に厳しいレベルとなっています。

総量規制は、昭和 49 年 11 月に、北九州市及び苅田町の区域が硫黄酸化物にかかる総量規制地域に指定され、昭和 51 年 12 月、総量規制基準及び燃料使用基準が告示されました。1 時間当たりの原料及び燃料使用量が重油換算値で 1kL 以上の工場・事業場については、工場・事業場ごとに排出する硫黄酸化物の量を規制する総量規制基準が定められ、50L 以上 1kL 未満の工場・事業場については、使用する燃料に含まれる硫黄分を 0.6% 以下とする燃料使用基準が定められています。

(イ) 窒素酸化物規制

法では、窒素酸化物の排出に係る施設の種類ごとに排出基準を定めており、これと同時に濃度を薄めて排出する

◆常時監視測定網（令和 6 年度）



ことを防ぐため、排ガス中の残存酸素濃度による補正を行っています。

また、北九州市では、昭和59年12月に、法に基づく全国一律の規制基準のみでは将来にわたって環境基準を維持することは困難であるとの考えから「北九州市における窒素酸化物対策の基本方針」を策定し、昭和60年3月には、これを具体化した「北九州市窒素酸化物対策指導要綱」を制定しました。

(ウ)ばいじん規制

法及び条例では、ばいじん排出に係る施設の種類ごとに排出基準を定めており、窒素酸化物と同様に、排ガス中の残存酸素濃度による補正を行っています。

(エ)その他の有害物質規制

法は、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、カドミウムとその化合物、塩素と塩化水素、フッ素、フッ化水素、フッ化珪素及び鉛とその化合物について排出基準を定めています。

(オ)揮発性有機化合物（VOC）規制

揮発性有機化合物（VOC）は、光化学オキシダントや浮遊

粒子状物質等の生成原因物質の一つです。工場などからのVOC排出を抑制するため、平成18年4月に法で排出基準が定められました。VOC排出量削減については、法規制と事業者の自主的取組による排出・飛散抑制を組み合わせること（ベストミックス）により、図られています。

なお、環境省によれば、全国のVOC排出量は平成12年度から令和5年度までに約6割が削減されています。

(カ)水銀規制

水銀による地球規模での環境汚染の防止に向けた「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月に採択され、水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成27年6月に法が改正（平成30年4月施行）されました。

法では、工事・事業場に設置される施設で水俣条約の規定に基づき大気中への水銀等の排出を規制する必要があるものを「水銀排出施設」と定め、施設の設置の届出、排出基準の遵守、水銀濃度の測定などを義務づけています。

(キ)一般粉じん規制

法は、物の破碎、選別等の機械的処理や鉱物及び土石の堆積に伴い発生又は飛散する粉じんを「一般粉じん」として、一般粉じん発生施設の種類ごとに「構造並びに使用及び管理基準」を定めています。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（二酸化いおう等6物質）

区分	項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		適合局 / 測定局数	適合率 (%)								
一般環境 大気 測定局	二酸化いおう	8 / 8	100	8 / 8	100	8 / 8	100	8 / 8	100	8 / 8	100
	二酸化窒素	13 / 13	100	13 / 13	100	13 / 13	100	13 / 13	100	13 / 13	100
	一酸化炭素	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100
	浮遊粒子状物質	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100
	光化学オキシダント	0 / 13	0	0 / 13	0	0 / 13	0	0 / 13	0	0 / 13	0
	微小粒子状物質	10 / 10	60	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100
自動車 排出ガス 測定局	二酸化窒素	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
	一酸化炭素	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100
	浮遊粒子状物質	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
	光化学オキシダント	0 / 1	—	0 / 1	0	0 / 1	0	0 / 1	0	0 / 1	0
	微小粒子状物質	2 / 2	0	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100

(注) * 適合状況は長期的評価によるものである。(光化学オキシダントは短期的評価によるものである)。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（ベンゼン等4物質）

項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	適合局 / 測定局数	適合率 (%)								
ベンゼン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
トリクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
テトラクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
ジクロロメタン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100

(注) 測定局は一般環境大気測定局3局(北九州局、企救丘局、若松局)及び自動車排出ガス測定局1局(西本町自排局)の計4局。

(ク)特定粉じん規制

法律では、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある粉じんを「特定粉じん」として定めており、現在、石綿（アスベスト）がその規制対象物質となっています。

建築物の吹付けアスベスト除去などの特定粉じん排出等作業については、作業場を隔離するなど飛散防止のための「作業基準」が定められています。平成25年6月に法が改正（平成26年6月施行）され、解体等工事を行う場合、その受注者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示することが義務づけられました。

令和2年6月に法が改正（令和3年4月以降順次施行）され、石綿含有成形板等に対する規制の拡大、作業記録の作成・保存の義務付け、罰則の強化等の見直しが行われるとともに、令和4年4月からは、一定規模以上の解体等工事に関して、石綿使用の有無に関する事前調査結果を市に報告することが義務化されました。

令和5年10月に、「北九州市公害防止条例」が一部改正され、特定粉じん排出等作業において、作業の届出を行った発注者又は自主施工者は、作業及び廃棄物処理の完了から60日以内に、「完了報告」を市に報告することが義務化*されました。

※令和6年2月1日からの工事が対象となります。

(ケ)指定物質抑制基準

法は、有害大気汚染物質の中から「排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質」（指定物質）として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを指定し、指定物質の排出施設ごとに抑制基準を定めています。

(コ)北九州市アスベスト対策連絡会議

北九州市では、市内の関係課で組織する「北九州市アスベスト対策連絡会議」を平成元年9月1日に設置し、相互に連携を図りながら、アスベスト対策に取り組んでいます。

イ. 取組状況

■ 立入検査

工場・事業場への立入検査は、大気汚染防止法第26条、ダイオキシン類対策特別措置法第34条、北九州市公害防止条例第21条、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条の規定に基づき実施しています。

立入検査においては、ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等について、施設の管理状況及び自主測定の結果を確認するとともに、公害防止管理者等の職務遂行状況を検査し、発生源自主監視体制の強化を指導しています。また、大規模なばい煙発生施設については、煙道排ガス等の測定を実施し、排出基準の適合状況等を検査しています。この他、夜間等の時間外パトロールを必要に応じ実施しています。

◆ 令和6年度立入検査の実施状況

種 別		工場・事業場数	施設数	
届出内容等検査	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	117	811
		一般粉じん発生施設	42	500
		特定粉じん排出等作業（養生確認）	68	
		揮発性有機化合物排出施設	10	35
		水銀排出施設	23	40
	北九州市公害防止条例（ばい煙）		10	52
	ダイオキシン類対策特別措置法（大気）		23	39
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		126		
煙道排ガス等測定	大気汚染防止法	窒素酸化物	1	1
		硫黄酸化物	0	0
		ばいじん	2	2
		有害物質（塩化水素）	0	0
		水銀	0	0
		特定粉じん	0	
	揮発性有機化合物	0	0	
ダイオキシン類対策特別措置法（大気）		3	4	
時間外立入	ばい煙発生施設		0	0
苦情その他立入検査	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	6	10
		一般粉じん発生施設	3	110
		特定粉じん排出等作業	0	
		揮発性有機化合物排出施設	0	0
		水銀排出施設	1	1
	北九州市公害防止条例（ばい煙）		0	0
	ダイオキシン類対策特別措置法（大気）		0	0
その他		0		
行政指導件数		1		

(1) 水環境の現況

北九州市の公共用水域における水質の状況は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排出基準の設定や瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づく工場・事業場に対する規制、さらには公共下水道の整備等の施策の実施により、改善されています。

公共用水域の水質及び底質等の調査結果は、次のとおりです。

ア. 河川

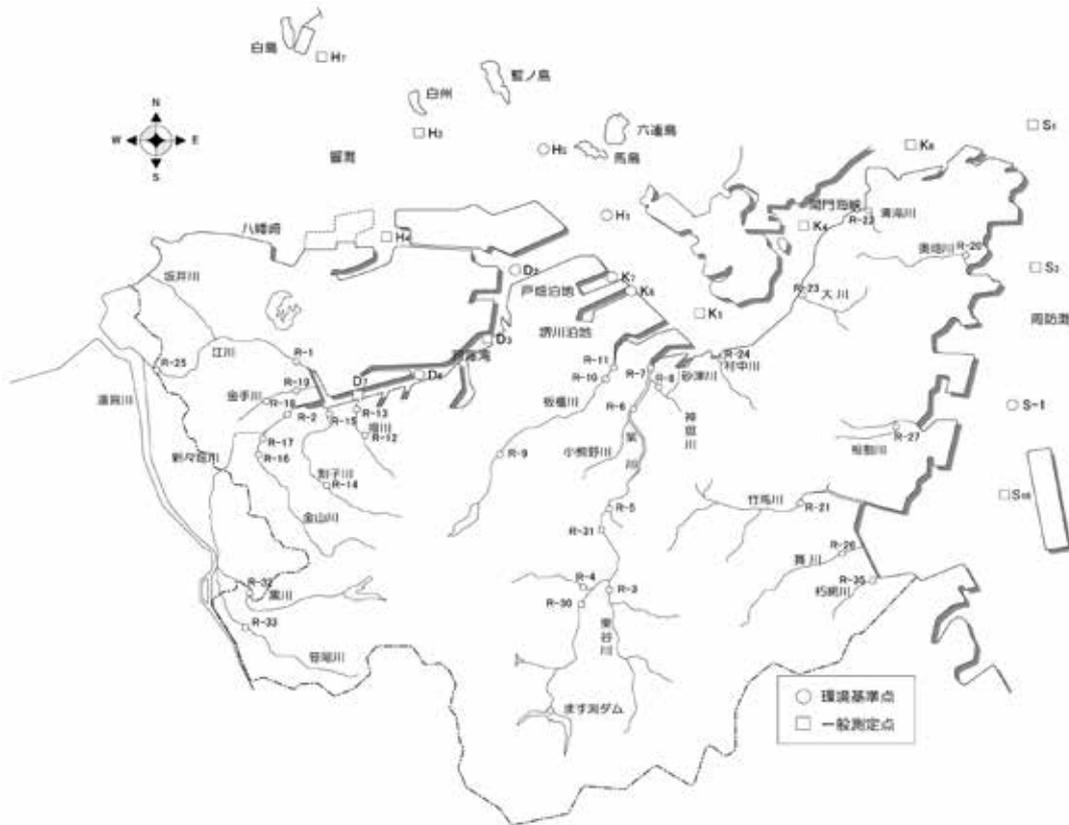
(ア)環境基準の類型指定

市内には、1級河川 8、2級河川 19、準用河川 24 及び普通河川 207 の河川があります。現在、水質汚濁に係る環境基準の類型指定が行われ環境基準が設定されている河川は 16 河川です。

(イ)監視測定

令和 6 年度における河川の監視測定は、16 河川の環境基準点 (27 地点) 及び 4 河川の一般測定点 (5 地点) の 32 地点で実施しました。一般測定点は、環境基準点を補完する目的で設けています。

◆令和 6 年度 河川・海域及び湖沼水質測定地点



河川環境基準点	
江川	R-1 栄橋
新々堀川	R-2 本陣橋
紫川	R-3 加用橋
紫川	R-4 御園橋
紫川	R-5 志井川下流点
紫川	R-6 紫川取水堰
紫川	R-7 勝山橋
神嶽川	R-8 巨過橋
板櫃川	R-9 指場取水堰
板櫃川	R-10 境橋
板櫃川	R-11 新港橋
撥川	R-12 旧厚生年金病院横の橋
撥川	R-13 JR引込線横の橋
割子川	R-14 的場橋
割子川	R-15 JR鉄橋下
金山川	R-16 則松井堰
金山川	R-17 新々堀川合流前
金手川	R-18 矢戸井堰
金手川	R-19 洞北橋
奥畑川	R-20 宮前橋
竹馬川	R-21 新開橋
清滝川	R-22 暗渠入口
大川	R-23 大里橋
村中川	R-24 村中川橋
江川	R-25 江川橋
貫川	R-26 神田橋
相割川	R-27 恒見橋

河川一般測定点	
紫川	R-30 ハヶ瀬橋
紫川	R-31 桜橋
黒川	R-32 うめざき橋
笹尾川	R-33 堀川合流前
朽網川	R-35 新貝橋

海域測定地点		
水域名	地点名	類型
洞海湾	D ₂	B
	D ₃	C
	D ₆	
	D ₇	
響灘	H ₁	A
	H ₃	
	H ₄	
	H ₅	
	H ₇	
関門海峡	K ₁	A
	K ₄	
	K ₆	
戸畑泊地	K ₇	C
堺川泊地	K ₈	C
周防灘	S ₁	A
	S ₃	
	S-1	
	S ₁₆	

(ウ)水質の現況

令和6年度の河川の調査結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

カドミウム、全シアン等の27項目について環境基準点及び一般測定点の22地点で年1回調査した結果、ほう素を除く26項目については、全地点で環境基準に適合していました。

ほう素は8地点で、環境基準不適合でしたが、これらの地点は、感潮域で海水中に含まれるほう素の影響を受けています。

b. 生活環境項目

河川の代表的な水質指標であるBODの測定結果は、次表のとおり全環境基準点において、環境基準に適合していました。

c. 要監視項目

今後の環境基準への移行を踏まえた要監視項目について、環境基準点のうち4地点及び一般測定点のうち1地点で、クロロホルム等27項目を年1回測定した結果、全ての項目で指針値以下でした。

(エ)河川浄化対策連絡会議

下水道の普及等に伴い河川の浄化が進むにつれて、河川の環境への市民の関心が高まり、市民から汚水・油等による河川の汚染や、魚類のへい死等の苦情・通報が寄せられるようになりました。北九州市では昭和60年に関係部局・各区役所と福岡県北九州市土整備事務所で組織する「北九州市河川浄化対策連絡会議」を設置し、相互に連携しつつ苦情・通報に対し迅速に対応しています。

◆令和6年度 河川のBOD調査結果

(単位：mg/l)

区分	河川名	測定地点名		環境基準		BOD 75%値	適否
				類型	基準値		
環境基準点	江川	R-1	栄橋	D	8	1.4	○
		R-25	江川橋	C	5	0.8	○
	新々堀川	R-2	本陣橋	C	5	1.8	○
		R-3	加用橋	A	2	<0.5	○
	紫川	R-4	御園橋	A	2	<0.5	○
		R-5	志井川下流点	A	2	<0.5	○
		R-6	紫川取水堰	A	2	0.5	○
		R-7	勝山橋	B	3	0.7	○
	神嶽川	R-8	旦過橋 ^{※1}	B	3	0.7	○
	板櫃川	R-9	指場取水堰	A	2	<0.5	○
		R-10	境橋	A	2	0.5	○
	撥川	R-11	新港橋	B	3	0.7	○
		R-12	旧厚生年金病院横の橋	B	3	<0.5	○
	割子川	R-13	JR引込線横の橋	C	5	0.6	○
		R-14	的場橋	B	3	0.6	○
	金山川	R-15	JR鉄橋下	D	8	1.0	○
		R-16	則松井堰	C	5	1.6	○
	金手川	R-17	新々堀川合流前	C	5	1.0	○
		R-18	矢戸井堰	B	3	0.6	○
	奥畑川	R-19	洞北橋	D	8	1.0	○
		R-20	宮前橋	A	2	0.5	○
	竹馬川	R-21	新開橋	D	8	2.3	○
	清滝川	R-22	暗渠入口	A	2	<0.5	○
	大川	R-23	大里橋	B	3	0.8	○
	村中川	R-24	村中川橋	B	3	0.7	○
	貫川	R-26	神田橋 ^{※2}	B	3	0.5	○
	相割川	R-27	恒見橋 ^{※3}	B	3	<0.5	○
一般測定点	紫川	R-30	八ヶ瀬橋	A	2	0.5	○
		R-31	桜橋	A	2	<0.5	○
	黒川	R-32	うめざき橋	—	—	0.6	—
	笹尾川	R-33	堀川合流前	—	—	2.1	—
朽網川	R-35	新貝橋	—	—	0.6	—	

※1代替として天満橋で採水

※2代替として令和6年5月及び6月は轡(くつわ)橋で採水

※3令和6年4月,5月,6月,9月,10月及び12月並びに令和7年1月及び2月は相割橋で採水

イ. 湖沼**(ア)環境基準の類型指定**

北九州市内の湖沼(ます淵ダム)について、平成15年3月31日に水質汚濁に係る環境基準の類型指定及び環境基準の設定が行われました。

(イ)監視測定

令和6年度における湖沼の監視測定は、1環境基準点(ダムサイト)で実施しました。

(ウ)水質の現況

令和6年度の水質測定結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

カドミウム等27項目について、年1回測定した結果、環境基準(健康項目)に適合していました。

b. 生活環境項目

(a) COD

代表的な水質指標であるCODの調査結果は、下表のとおり、環境基準（生活環境項目）に適合していました。

◆令和6年度 湖沼のCOD調査結果 (単位: mg/l)

水域	類型	達成期間	環境基準	75%値	適否
ます淵ダム(全域)	A	直ちに達成	3以下	2.0	○

(b) 全燐

全燐は、下表のとおり環境基準に適合していました。

◆令和6年度 湖沼の全燐調査結果 (単位: mg/l)

水域	類型	達成期間	環境基準	平均値	適否
ます淵ダム(全域)	II	直ちに達成	0.01以下	0.008	○

c. 要監視項目

クロロホルム等27項目について、年1回測定した結果、指針値以下でした。

ウ. 海域

(ア) 環境基準の類型指定

北九州市周辺の海域は、洞海湾及びその近接水域には4環境基準点、響灘水域には2環境基準点、周防灘水域には1環境基準点があり、それぞれ環境基準が設定されています。

(イ) 監視測定

令和6年度における海域の監視測定は、環境基準点(7地点)及び一般測定点(11地点)の18地点で実施しました。

(ウ) 水質の現況

令和6年度の海域の調査結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

25項目について、環境基準点(7地点)で年1回測定した結果、全地点で環境基準に適合していました。

b. 生活環境項目

海域の代表的な水質指標であるCODの測定結果は、下表のとおり環境基準点(7地点)及び一般測定点(11地点)の全地点で環境基準に適合していました。

◆令和6年度 海域のCOD調査結果 (単位: mg/l)

区分	水域名	測定地点	環境基準		COD 75%値	適否
			類型	基準値		
環境基準点	洞海湾	D2	B	3	1.8	○
		D6	C	8	2.6	○
	響灘	H1	A	2	1.3	○
		H5	A	2	1.3	○
	戸畑泊地	K7	C	8	1.4	○
	堺川泊地	K8	C	8	1.7	○
周防灘	S-1	A	2	1.7	○	
一般測定点	洞海湾	D3	C	8	1.9	○
		D7	C	8	2.4	○
	響灘	H3	A	2	1.3	○
		H4	A	2	1.3	○
		H7	A	2	1.1	○
	関門海峡	K1	A	2	1.6	○
		K4	A	2	1.5	○
		K6	A	2	1.5	○
	周防灘	S1	A	2	1.6	○
		S3	A	2	1.7	○
		S16	A	2	1.7	○

c. 全窒素及び全燐

全窒素及び全燐の環境基準の適合状況の判定は、水域の年間平均値で判定します。洞海湾水域、響灘及び周防灘水域は、下表のとおり環境基準に適合していました。

◆令和6年度 海域の全窒素及び全燐の調査結果 (単位: mg/l)

指定水域名	類型	達成期間	環境基準点	全窒素及び全燐基準値	平均値	適否
洞海湾	IV	イ*	D2 D6 K7 K8	全窒素 1 以下	0.58	○
				全燐 0.09 以下	0.033	○
響灘及び周防灘(二)	II	イ*	S-1	全窒素 0.3 以下	0.15	○
				全燐 0.03 以下	0.018	○
響灘及び周防灘(ホ)	II	イ*	H1 H5	全窒素 0.3 以下	0.17	○
				全燐 0.03 以下	0.018	○

※「イ」は、直ちに達成

d. 要監視項目

クロロホルム等27項目について、環境基準点の3地点で年1回測定し、ウランを除く全ての項目で指針値以下でした。ウランは全調査地点で検出され、全ての地点で指針値を超過していましたが、海水中に存在する天然ウランの濃度と同程度でした。

エ．海水浴場

市民の健全なレクリエーションの場である海水浴場について、昭和49年から海水浴シーズン前とシーズン中に水質調査を実施しています。本調査は、環境省の要請により全国の主要海水浴場を対象に行われています。北九州市における令和6年度調査結果は、環境省が定めた判定基準では、岩屋、脇田両海水浴場ともシーズン前、シーズン中ともに「水質AA」でした。

◆令和6年度 海水浴場水質調査結果

水浴場	期間	pH	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/l)	判定
岩屋	シーズン前	8.1~8.2	不検出	1.2	水質AA
	シーズン中	8.1~8.2	不検出	1.5	水質AA
脇田	シーズン前	8.1~8.2	不検出	1.3	水質AA
	シーズン中	8.1~8.2	不検出	1.5	水質AA

(注) 数値は12検体(3地点×2回/日×2日)の平均である。

■海水浴場調査



オ．地下水

平成9年3月に、地下水の水質の汚濁に係る環境基準が設定されました。令和6年度は、地域の地下水質の概況を把握するための概況調査、汚染井戸を継続的に監視するための継続監視調査を行いました。井戸所有者には結果を通知し、環境基準を超過した井戸については、飲用しないように指導しました。

(ア)概況調査

令和6年度は、市内の全体的な地下水質の概況を調査するため、10区画の井戸(各区画1井戸)を対象に、環境基準項目について調査し、そのうち、2井戸でPFOS及びPFOAの調査を実施しました。

その結果、環境基準項目ではほう素が1井戸で基準値不適合でした。要監視項目では全ての井戸で指針値以下でした。

(イ)汚染井戸周辺地区調査

本調査では、概況調査において、環境基準項目であるほう素が基準値不適合であった井戸の周辺の2井戸を対象に、不適合項目の調査を実施しました。

その結果、いずれの井戸においてもほう素は基準値に適合していました。

(ウ)継続監視調査

令和6年度は、令和5年度に調査を実施し、汚染が確認された16井戸について調査しました。

四塩化炭素が1井戸で、テトラクロロエチレンが3井戸で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が3井戸で、ひ素が5井戸で、ふっ素が1井戸で環境基準不適合でした。

主な検出物であるテトラクロロエチレンは、かつてドライクリーニングなどで多く使用されていました。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、過剰な施肥や、家畜ふん尿の不適切な処理などが原因と推定されます。

また、過去にPFOS及びPFOAの指針値を超過した1井戸については、令和6年度の調査で指針値に適合していました。

◆令和6年度 地下水水質調査結果

項目名	概況調査			汚染井戸周辺地区調査			継続監視調査		
	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数
カドミウム	10	0	0						
全シアン	10	0	0						
鉛	10	3	0						
六価クロム	10	0	0						
ひ素	10	4	0				6	6	5
総水銀	10	0	0						
PCB	10	0	0						
ジクロロメタン	10	0	0						
四塩化炭素	10	0	0				5	1	1
1,2-ジクロロエタン	10	0	0						
1,1-ジクロロエチレン	10	0	0				5	0	0
1,2-ジクロロエチレン	10	0	0				5	2	0
1,1,1-トリクロロエタン	10	0	0						
1,1,2-トリクロロエタン	10	0	0						
トリクロロエチレン	10	0	0				5	2	0
テトラクロロエチレン	10	0	0				5	3	3
1,3-ジクロロプロペン	10	0	0						
チウラム	10	0	0						
シマジン	10	0	0						
チオベンカルブ	10	0	0						
ベンゼン	10	0	0						
セレン	10	0	0						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	8	0				3	3	3
ふっ素	10	10	0				1	1	1
ほう素	10	2	1	2	0	0			
クロロエチレン	10	0	0				5	0	0
1,4-ジオキサン	10	0	0						
※ PFOS及びPFOA	2	1	0				1	1	0
井戸数	10	10	1	2	0	0	16	15	13

(注) 超過井戸数：環境基準に定める値を超過した井戸数

※要監視項目

カ．海域底質調査

(ア)調査目的

北九州市周辺海域の底質については、昭和47年度からその状況を把握するために適宜調査してきましたが、平成3年度から毎年実施し、底質中の水銀等健康項目の状況の推移を監視しています。平成5年度からトリブチルスズ化合物(TBT)とトリフェニルスズ化合物(TPT)の調査も行っています。

(イ)調査地点

洞海湾及びその近接水域の4環境基準点及び周防灘の1環境基準点の計5環境基準点で実施しました。

(ウ)調査対象物質

総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、シアン化合物、PCB、TBT、TPT、乾燥減量、強熱減量、全窒素、全燐、COD

(工)調査結果

成分試験及び溶出試験は、例年と同程度の濃度でした。

キ．海域の有機スズ化合物調査結果

北九州市では、平成4年度から有機スズ化合物（TBT及びTPT）の水質調査を実施していましたが、直近10年間（平成25年度～令和4年度）の測定結果がすべて検出下限値未満であったこと、また、船舶安全法により平成20年以降日本籍船舶及び日本に入港するすべての外国船舶は、有機スズ化合物を含有する船底防汚塗料の使用が禁止されたことから、今後も検出される可能性が著しく低いと判断し、令和4年度をもって当該調査を終了しました。

ク．水質汚濁防止対策**(ア)法・条例による規制**

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定事業場からの排水について規制を行っています。また、法を補完するものとして、条例を制定し、法対象外の工場・事業場についても規制を行っています。

規制強化の措置として、水質汚濁防止法により、全国一律の排水基準では環境基準を達成することが困難な水域においては、都道府県知事が条例で、より厳しい上乗せ規制を設定できるものとされています。北九州市では、洞海湾、響灘、関門海峡及び周防灘を含めた瀬戸内海水域、遠賀川水域及び筑前海水域について上乗せ排水基準が設定されています。

令和7年3月31日現在の特定事業場数及び特定施設数は、水質汚濁防止法対象の事業場163、特定施設509、瀬戸内海環境保全特別措置法対象の特定事業場44、特定施設960です。

また、北九州市公害防止条例対象の指定事業場数は3、指定施設数は4です。

(イ)水質総量規制

水質総量規制は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であり、排出基準のみによっては環境基準の確保が困難である水域の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源からの汚濁負荷量について総合的・計画的に削減を進めることを目的とした制度です。令和4年1月に環境大臣が策定した第9次総量削減基本方針を受けて、令和4年10月に福岡県は、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定しました。

北九州市では汚濁負荷量削減を図るため、総量規制基準適用工場への監視・指導を行っています。

(ウ)地下水汚濁防止対策

北九州市では、水質汚濁防止法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、有害物質を使用している工場・事業場に対し、地下水汚濁防止について指導・

監視を行っています。法では、汚染された地下水による人の健康に係る被害を防止するため、地下水の水質浄化に係る措置命令等が定められています。平成24年6月1日に施行された改正水質汚濁防止法により、有害物質による地下水汚染の未然防止のための規定が設けられました。

(エ)事故時の措置

公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法により事故時の措置及び事故の状態や措置の概要に関する市への届出が義務づけられています。事故時の措置の対象は、当初有害物質及び油でしたが、平成23年4月の水質汚濁防止法の改正により、生活環境項目及び指定物質が追加されました。令和5年2月に、指定物質にPFOS等の4物質が追加され60物質になりました。また、福岡県の定める条例により水質汚濁防止法の特定事業場以外の工場・事業場についても事故時の措置等が定められています。

(オ)立入検査

工場及び事業場に対しては、水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準の遵守状況に関する排水検査及び汚水処理施設の維持管理状況等に関する確認検査を実施しています。

令和6年度の立入検査事業場数は、延べ112事業場です。



立入検査の様子

(2) 水循環の保全**ア．下水道の整備**

下水道は、都市の快適な居住環境の整備と公共用水域の水質保全に欠かすことのできない生活基盤施設です。北九州市では、第1次下水道整備五箇年計画の初年度に当たる昭和38年度末での下水道普及率は、わずか1%弱でしたが、平成17年度末には下水道普及率は99.8%に達し、汚水整備については概成しました。

現在、処理施設として5浄化センターが稼働し、1日当たり約41万m³の汚水を処理しており、令和6年度末の下水道普及率は99.9%です。

◆人口普及率[各区分別]（令和6年度末）

行政区名	行政区内人口	処理人口	普及率
門司区	90,421人	90,208人	99.8%
小倉北区	176,424人	176,148人	99.8%
小倉南区	202,917人	202,693人	99.9%
若松区	78,622人	78,341人	99.6%
八幡東区	61,715人	61,664人	99.9%
八幡西区	243,831人	243,594人	99.9%
戸畑区	54,251人	54,251人	100.0%
全市域	908,181人	906,899人	99.9%

※人口は住民基本台帳人口の数値

■合流式下水道の改善

初期に下水道整備に着手した地区は、汚水と雨水を同じ管で排除する合流式下水道で整備されています。

合流式下水道は、雨天時に汚水の一部が未処理で川や海に放流されているため、放流先の汚濁負荷を軽減し、水環境を保全する改善事業に取り組み、令和5年度で完了しました。

■公共下水道施設の維持管理

下水道施設を安全に利用し続けるために、計画的に点検・調査を実施し、劣化や破損が確認された場合は速やかに修繕・改築を行っています。

■水洗化促進の制度

下水道法では、水洗化促進のため処理区域の告示後、生活排水等は遅滞なく公共下水道につなぐこととし、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造することを義務づけています。

北九州市においては、個人の排水設備及び水洗化改造工事に対し、助成金及び貸付金制度を設けているほか、私道公共下水道等の制度を設け、水洗化の促進に努めています。

●水洗化普及相談員制度

未水洗家屋の家庭を訪問し、水洗化の指導と勧奨を行う

●水洗化あっせん委員制度

水洗化に関するトラブルが生じた場合、仲介を引き受ける

●私道公共下水道設置制度

私道にも公共下水道を設置する基準をつくり、水洗化を促進する

●排水設備指定工事店制度

排水設備の新設等の工事は、市が指定した工事施行業者でなければ施工できない

●排水設備責任技術者

排水設備指定工事店には、資格を持った責任技術者を必ず置く

イ. 水質管理

(ア)水質の状況

下水道の普及とともに、それまでの未処理のまま川や海へ流されていた家庭等の汚水が、浄化センターで処理されて放流されることになり、公共用水域の水質は向上してきました。

このように、浄化センターの役割は水質保全の上で非常に大きいものがあります。

令和6年度の各浄化センターの放流水は、法に基づく排水基準に適合していました。

(イ)工場排水の監視・指導状況

浄化センターへの有害物質等の流入を防止するため、特定事業場を中心に法令に基づく監視・指導を行っています。令和6年度開始時点で、届出のあった特定事業場689、その他の事業場60を対象として、立入検査を204件、水質検査を511件実施しました。

また、排出基準の違反があった事業場に対しては、改善するように行政指導しました(10件)。

(1) 背景

土壌汚染は、地下水汚染とともに、新たな問題として、その対策が重要な課題となっています。市街地等においては、工場・事業場等跡地の再開発の際に土壌汚染が判明する事例が増加し、社会的関心が高まっています。

土壌については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、平成3年に「土壌の汚染に係る環境基準(以下、土壌環境基準という)」が設定されています。

また、それまで農用地以外の市街地等については土壌汚染対策に関する法制度がなかったことから、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的として、平成14年5月29日に「土壌汚染対策法」が公布され、平成15年2月15日より施行されました。

その後、改正法が平成22年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日にそれぞれ施行されました。

(2) 土壌環境基準

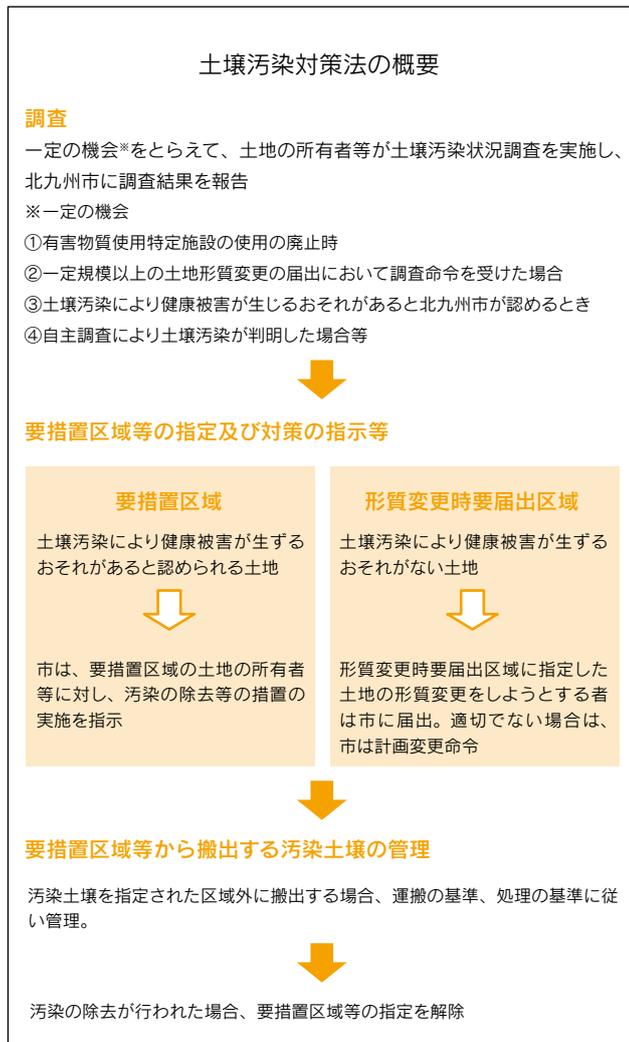
平成3年8月、公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条(現行、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条)の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として土壌環境基準が告示(平成3年環境庁告示第46号)されました。この告示の中で、土壌環境基準の項目として、カドミウム、シアン等10項目の有害物質が定められました。

さらに、平成5年3月の水質環境基準の一部改正に合わせ、平成6年2月には新たにトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等15項目の追加、及びヒ素及び鉛についての土壌環境基準が強化され、また、平成13年3月には、ふっ素及びほう素が、平成29年4月1日には、クロロエチレンについて土壌環境基準が追加されました。

また、平成11年12月、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)が告示されました(平成11年環境庁告示第68号)。

北九州市では、平成11年度から土壌中のダイオキシン類の調査を行っています。

(3) 土壌汚染対策の状況

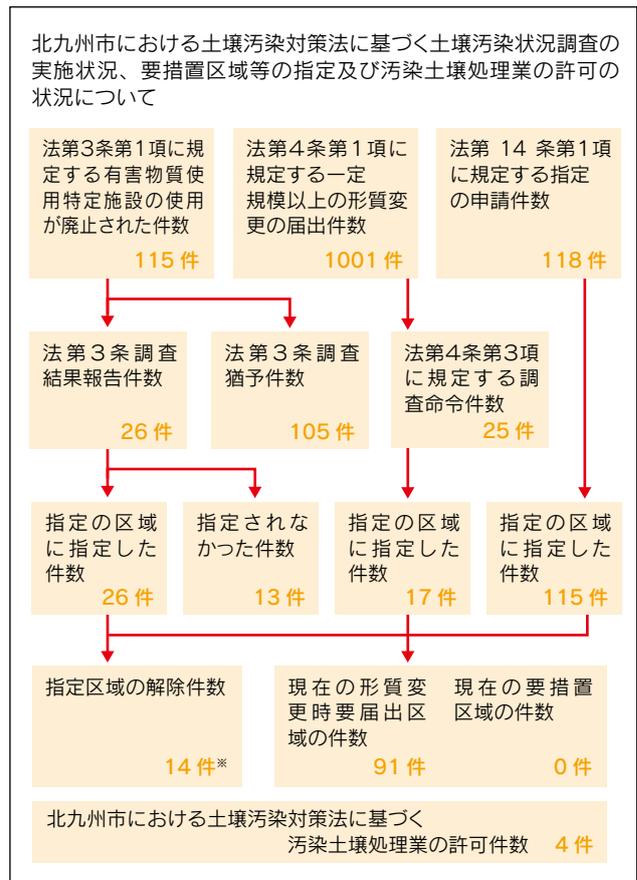


ア．土壌汚染対策法

土壌汚染対策法は、土壌の汚染状況を把握するため、一定の機会をとらえて土地所有者が調査を行い、土壌汚染による人への健康被害のおそれがある場合は措置を講ずることを定めています。

イ．土壌汚染対策法の施行状況

北九州市における土壌汚染対策法の施行状況は次のとおりです（法施行後～令和7年3月31日）。



※一部解除件数を除く

6 騒音・振動対策

(1) 概況

騒音・振動に関する公害問題は、近年の住宅過密化や、生活様式の多様化に伴い、対象が工場・事業場、建設作業及び自動車等からの騒音・振動だけでなく、深夜営業騒音及び法的規制のない低周波音や生活近隣騒音などに広がっています。

(2) 工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場の事業活動に伴い、著しい騒音・振動を発生する施設については、騒音規制法、振動規制法及び北九州市公害防止条例により、施設の設置前に届出が義務付けられています。公害未然防止対策として、届出の審査や適宜法令対象工場への立入検査も行っています。

(3) 建設作業の騒音・振動

くい打作業やブレーカーを用いたはつり作業等騒音・振動の著しい建設作業は、騒音規制法、振動規制法により、特定建設作業実施届出が義務付けられています。当該届出書の提出や随時の作業現場への立入検査の際、届出者等に対して、低騒音・低振動工法の採用や周辺住民に対する十分な説明を行うよう指導しています。

◆令和6年度 主要道路自動車騒音環境基準適合状況(面的評価の結果)

		昼間適合	夜間適合	昼夜ともに適合	昼夜ともに不適合	対象戸数 (総数)
近接空間	対象戸数	59,628	59,279	58,776	3,435	63,566
	%	93.8%	93.3%	92.5%	5.4%	
非近接空間	対象戸数	60,630	60,484	60,331	742	61,525
	%	98.6%	98.3%	98.1%	1.2%	
評価範囲全体	対象戸数	120,258	119,763	119,107	4,177	125,091
	%	96.1%	95.7%	95.2%	3.3%	

(注) 環境基準：昼間(6~22時) 70dB以下、夜間(22~6時) 65dB以下

近接空間：道路端から0~20m(2車線以下は0~15m) 非近接空間：道路端から20~50m(2車線以下は15~50m)

(4) 自動車の騒音

市内主要道路沿線における自動車騒音の実態把握のため、昭和62年度から騒音測定を行っています。平成12年度からは、環境基準の達成状況について道路に面する地域における住居等の戸数やその割合を把握する、いわゆる『面的評価』を行っています。

令和2年度から令和6年度までの5年計画で市内主要道路231区間(総延長約500km)の評価を行いました。

令和6年度は、44区間(総延長約100km)について環境基準の適合状況を評価しました(騒音測定を実施した区間は13区間)。

その結果、評価対象となる全住居戸数125,091戸のうち、昼間においては120,258戸(96.1%)、夜間においては119,763戸(95.7%)、昼夜ともににおいては119,107戸(95.2%)が環境基準に適合していました。

評価結果については、道路管理者及び関係行政機関に通知し、道路構造の改善など騒音の減少対策について要請しています。

(5) 新幹線鉄道の騒音・振動

市内の山陽新幹線の沿線地域はトンネル部分を除いて「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行われています。

調査の結果、騒音については、測定を実施した5地区19地点のうち12地点で環境基準に適合し、7地点で不適合でした。振動については指針値「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を超える地点はありませんでした。

北九州市では、西日本旅客鉄道株式会社に測定結果を通知し、環境基準を超える地域について一層の騒音低減対策を要請しています。なお、西日本旅客鉄道株式会社では発生源騒音対策として、地上設備においては、レールの削正、吸音板の設置などを行っており、また車両においては、先頭形状の改良、低騒音パンタグラフの採用など低騒音化に取り組んでいると聞いています。

◆令和6年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地区番号	地区名	場所	軌道構造	測定日	騒音(デシベル)						振動(デシベル)		列車速度(km/h)		
					地域類型	基準値	測定値					指針値		測定値	
							12.5m	25m	50m	100m	200m			12.5m	25m
①	富野	小倉北区上富野一丁目	高架	R6.12.9	I	70	△71	69	66	-	-	70	41	38	107
②	日明	小倉北区平松町	高架	R7.1.22	II	75	67	65	62	-	-	70	49	48	129
③	小嶺	八幡西区小嶺三丁目	盛土	R7.2.14	I	70	△72	△71	69	69	-	70	59	51	254
④	茶屋の原	八幡西区茶屋の原四丁目	盛土	R7.1.30	I	70	70	70	70	67	-	70	53	52	243
⑤	楠橋	八幡西区大字楠橋	盛土	R6.12.20	I	70	△75	△75	△73	△71	68	70	64	62	247

△ 騒音の環境基準または振動の指針値に不適合

(6) 航空機の騒音

若松区及び八幡西区の全域は、航空自衛隊芦屋基地の「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行われています。八幡西区の一部は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条で規定する住宅防音工事助成対象区域（以下「第一種区域」という。）に指定されています。

市内12カ所の測定地点のうち、令和6年度は6カ所の騒音測定を行い、環境基準の適合状況を把握しました。その結果6地点全てで環境基準に適合していました。なお、残りの6地点は前年度に測定を行っており、全て適合していました。

北九州市では、調査結果を九州防衛局に通知して一層の配慮を求めるとともに、環境基準に適合している地点においても、周辺住民からの苦情が依然として寄せられていることから、防衛省への第一種区域など補助対象区域の拡大、環境省への評価方法等の再検討を要望しています。

(7) 近隣騒音等

近年、低周波音による苦情、またエアコン室外機の稼働音や自動車のアイドリングの音などのいわゆる近隣騒音等による苦情が増加しています。

これらは法の規制が及ばないため、苦情解決については、関係者の協力が必要です。市は当事者双方の話し合いや、調停などの助言を行うとともに、市民への啓発活動に努めています。

また、深夜営業騒音については福岡県の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」及び「騒音防止条例」等に基づき、所轄の警察署で対応を行っています。

◆令和6年度 芦屋基地航空機騒音測定結果

行政区	地点番号	測定地点		防衛施設 周辺の 区域指定	環境基準		測定値 [Lden]	ピークレ ベル平均 [dB]	一日平均 騒音識別 回数	評価期間
					地域 類型	基準値 [Lden]				
八幡西区	1	八幡西区浅川日の峯二丁目	浅川児童館	-	I	57	52	78	28.0	通年
	2	八幡西区三ツ頭二丁目	交通局向田営業所	-	II	62	51	76	37.6	R6.9.26 ~ R6.12.4
	(3)	八幡西区大字浅川	日峰配水池	第一種	II	62	49	76	23.9	R5.12.1 ~ R6.1.21
	4	八幡西区浅川台三丁目	水洗公園	第一種	II	62	57	83	46.2	R6.6.15 ~ R6.8.23
	(5)	八幡西区日吉台一丁目	折尾西市民センター	-	I	57	37	74	3.0	R5.6.15 ~ R5.8.27
	(6)	八幡西区自由ヶ丘	九州共立大学	-	I	57	52	78	22.2	R5.6.15 ~ R5.8.27
	7	八幡西区日吉台一丁目	民間住宅	-	I	57	41	75	5.9	R7.2.5 ~ R7.4.15
	(8)	八幡西区浅川学園台二丁目	浅川中学校	-	II	62	44	75	11.2	R5.9.4 ~ R5.11.13
若松区	(9)	若松区高須西二丁目	民間住宅	-	I	57	51	76	34.3	R5.12.1 ~ R6.2.8
	10	若松区高須東四丁目	高須小学校	-	I	57	46	75	15.3	R6.9.27 ~ R6.12.5
	(11)	若松区青葉台西三丁目	青葉小学校	-	I	57	50	75	30.7	R5.9.4 ~ R5.11.13
	12	若松区東二島五丁目	二島小学校	-	I	57	41	84	0.7	R6.6.15 ~ R6.8.23

※（ ）は前年度に測定を行った地点

(1) 悪臭の要因

悪臭は、一般に臭気を有する多種類の物質によって構成されていることが多く、工場・事業場から発生する特有な臭いは、人の嗅覚に直接作用し、時には不快な臭いとなつて、周辺住民の生活環境を損なうものとなっています。

北九州市では、住宅地が郊外部へ拡大していることや住工混在地域が多いこと、さらに身近な環境に対する市民の関心が高まっていることなどから、多種多様な悪臭公害が顕在化してきています。

(2) 悪臭の現況

平成 27 年から令和 6 年度までの過去 10 年間の悪臭に係る苦情件数は、以下のとおりです。令和 6 年度の苦情件数は、令和 5 年度と比べて 2 件増加しています。

また、令和 6 年度の悪臭の原因が店舗や家庭など、工場に起因しない、いわゆる都市・生活型に分類される苦情は、悪臭苦情全体の 40% を占める 23 件でした。

◆悪臭に係る苦情件数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
苦情件数	60	61	59	91	87	82	48	62	55	57
行政指導件数	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0

(3) 悪臭防止対策

昭和 46 年 6 月の悪臭防止法制定、翌月 5 月の法施行により、悪臭に係る規制が開始されました。北九州市では、これを受け昭和 47 年度に規制地域及び規制基準設定のための調査を開始し、昭和 48 年 8 月、市内全域を規制地域に指定するとともに、アンモニア等 5 物質について、法で定められた規制基準の範囲のうち、最も厳しい数値を規制基準として設定しました。

また、昭和 51 年 9 月及び平成元年 9 月に悪臭防止法施行令が改正され、二硫化メチル等 7 物質が、さらに平成 5 年 6 月にトルエン、キシレン等 10 物質が新たに特定悪臭物質に追加指定されましたが、これら特定悪臭物質についても、改正施行令施行後、基準設定調査を行い、アンモニア 5 物質と同様、最も厳しい規制基準を設定しました。

さらに、平成 6 年 4 月に悪臭防止法施行規則が改正され、排出水中に含まれるメチルメルカプタン、硫化水素等硫黄系 4 物質に係る規制基準の設定方法が定められましたが、これらの特定悪臭物質についても、平成 8 年 4 月に規制基準を設定しました。規制対象の特定悪臭物質の規制基準は以下のとおりです。

◆特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質	規 制 基 準			気体排出口 規制の有無
	敷地境界 規制基準 (ppm)	排出水中		
		排出水量	規制基準 (mg/ℓ)	
メチルメルカプタン	0.002	0.001m ³ /秒以下	0.03	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.007	
		0.1m ³ /秒を超える	0.002	
硫化水素	0.02	0.001m ³ /秒以下	0.1	有
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.02	
		0.1m ³ /秒を超える	0.005	
硫化メチル	0.01	0.001m ³ /秒以下	0.3	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.07	
		0.1m ³ /秒を超える	0.01	
二硫化メチル	0.009	0.001m ³ /秒以下	0.6	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.1	
		0.1m ³ /秒を超える	0.03	
トリメチルアミン	0.005	—	—	有
アンモニア	1.0	—	—	有
ホルマル酸	0.001	—	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—	—
ホルマル吉草酸	0.0009	—	—	—
プロピオン酸	0.03	—	—	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—	—
プロピオンアルデヒド	0.05	—	—	有
ホルマルチルアルデヒド	0.009	—	—	有
イソブチルアルデヒド	0.02	—	—	有
ホルバルレルアルデヒド	0.009	—	—	有
イソバルレルアルデヒド	0.003	—	—	有
イソブタノール	0.9	—	—	有
酢酸エチル	3.0	—	—	有
メチルイソブチルケトン	1.0	—	—	有
トルエン	10.0	—	—	有
キシレン	1.0	—	—	有
スチレン	0.4	—	—	—

北九州市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。令和 6 年度の悪臭測定の実施状況は、以下のとおりです。

悪臭測定の結果、令和 6 年度は全ての施設で規制基準に適合していました。

◆令和 6 年度 悪臭測定実施状況

発生源業種	工場・事業場数
飼料・肥料工場	2
水産食料品製造工場	1
廃棄物処理事業場	1
計	4

8 工場・事業場における環境保全対策への取組の推進

(1) 背景

北九州市では、市民の生活環境を保全するため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の環境法令に基づき、市内の工場・事業場に対して立入検査を行い、法令遵守の状況を確認しています。公害防止・環境保全への取り組みの一環として、平成27年度から新たに「環境保全セミナー」を開催することとしました。本セミナーは、工場・事業場に対して、法の内容や指導事例などの理解の徹底を図り、法令遵守意識を高め、不祥事の防止につなげることを目的としています。

(2) 開催概要

環境法令遵守意識の高揚や不祥事の発生防止を目的とし、最近の法改正内容の紹介や工場・事業場への立入検査の実施状況、指導事例の紹介等を行いました。

令和6年度のセミナーの実施方法は、市内の大気分野及び水質分野の大規模排出事業者を対象とした動画配信としました。

◆環境保全セミナー開催状況

	集 合
動画配信期間	令和7年1月6日～
視聴状況調査期間	令和7年1月6日～令和7年2月28日
視聴事業所数	28
視聴人数	33

(3) 今後の取組

社会情勢や環境問題の推移等に応じて、引き続き取組を実施していきます。

9 公害に関する苦情・要望

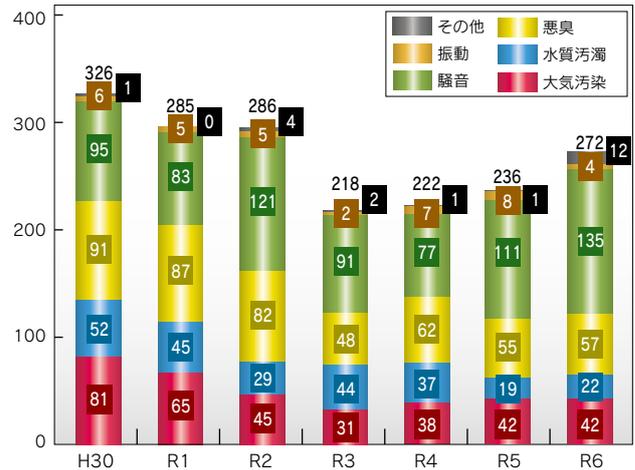
公害に関する苦情・要望は、公害の発生状況を知るうえで重要な指標のひとつです。公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関へ持ち込まれています。

北九州市では、市民からの苦情・要望に対して、迅速・確かな処理を行い、その解決を図るよう努めています。

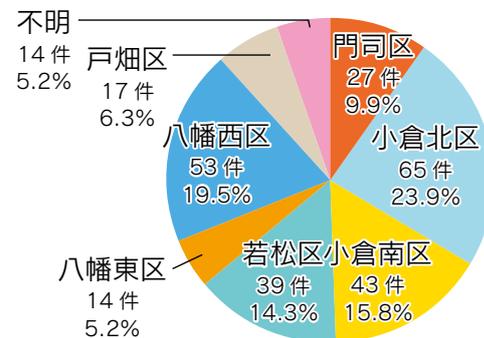
(1) 苦情・要望の推移

令和6年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は272件（令和5年度236件）ありました。苦情件数は、前年に比べると36件増加しています。

◆種類別(苦情・要望)の経年変化)



◆行政区別の苦情・要望状況(令和6年度)

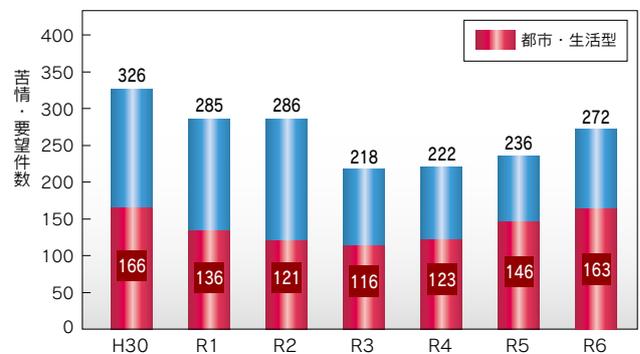


(2) 最近における苦情・要望の特徴

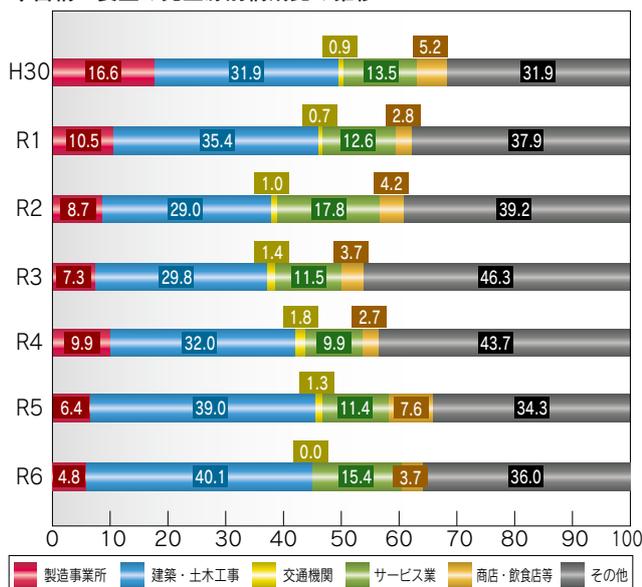
産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事などの苦情が多く寄せられるようになってきました。これは、「都市・生活型の苦情」とされています。

令和6年度の都市・生活型苦情・要望件数は、163件で、全体の60%を占めています。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化



◆苦情・要望の発生源別構成比の推移



(3) 苦情・要望への対応

市民からの苦情・要望の申し立てがあった場合、当事者への事情聴取や現地調査を行っています。その結果、法律・条例の違反があれば、発生源に対して施設や作業方法の改善などを指導しています。

また、関係部局との連携を図りつつ、苦情の解決にあたっています。

10 環境影響評価制度

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、必要に応じて事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

(1) 背景、経緯、目的

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」が閣議了解されて以来、「公有水面埋立法」等の個別法、各省庁による行政指導及び地方公共団体の条例・要綱などにより環境影響評価が実施されてきました。

昭和59年8月には、「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、国が関与する大規模な事業に係る統一ルールとして、「環境影響評価実施要領」（以下、「閣議決定要綱」という。）が定められました。

その後、国においては平成5年に「環境基本法」が制定され、同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられました。同法の制定を受けて、国では関係省庁が一体となって、環境影響評価制度を巡る課題を横断的、総合的に分析し、その結果、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法は、従来の行政指導により行われてきた閣議決定要綱に基づく制度では不十分とされた環境影響評価を大幅に見直し、事業者、住民、地方公共団体等広範な主体の役割や手続きを明確にするため、法律による制度が必要であるとの観点から制定されました。

一方、地方自治体においても、環境影響評価法の制定を受けて、環境影響評価条例等の制定が積極的に行われました。

その結果、法と条例の一体的な運用を通じ環境の保全に配慮した事業の実施が確保されるようになりました。法の施行から10年以上が経過し、法の運用から明らかになった課題（戦略的環境アセスメントの導入等）や社会情勢の変化（生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、情報技術の進展等）に対応する必要が生じてきたことから、平成23年4月に法改正が行われました。この改正では、事業の計画段階から環境配慮の検討を行う手続（計画段階環境配慮書手続き）や、より多くの関係者との情報交流を促進するための制度等が拡充されました（平成25年4月完全施行）。

(2) 北九州市の取組

北九州市の環境影響評価制度としては、昭和62年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、各種の事業・計画の実施に当たり、環境影響評価が行われていたが、さらに万全を期す観点から条例の制定が必要であると判断し、平成10年3月に「北九州市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行しました。条例では、学識経験者等専門家による審査、事後調査計画書の作成などの法にはない規定を盛り込みました。

その後、平成23年4月の法改正による制度拡充に伴い、平成25年3月及び6月に条例を一部改正し計画段階環境配慮書の手続きを導入しました。その他にも、公聴会の開催などを新たに盛り込むとともに、風力発電事業や太陽電池発電事業を対象事業として追加するなど、事業者、市民、行政が一体となって最大限の環境保全対策を図ることができる制度となっています。

北九州市では、法及び条例施行後、令和6年度末までに、配慮書18件、方法書33件及び準備書29件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。環境影響評価が実施された事業は、下表のとおりです。

◆近年の環境影響評価の実施状況

評価書作成年度	事業名	事業者
平成30	ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画	西部ガス株式会社
令和元	（仮称）新・日明工場建設事業	北九州市
	（仮称）新門司バイオマス発電所建設事業	新門司バイオマス発電所1合同会社
令和3	北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）	ひびきウインドエナジー株式会社
	黒崎バイオマス発電施設設備事業	黒崎バイオエナジー合同会社
令和5	北九州空港滑走路延長事業	国土交通省大阪航空局
		国土交通省九州地方整備局

(3) 今後の取組

近年、脱炭素社会の実現に向けて、風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進んでおり、事業に対し、環境への適正な配慮を求めていく必要があります。今後も環境影響評価制度を適切に運用し、環境影響の低減を図るため、地域の環境情報や環境保全対策に係る最新の科学的知見等について情報収集に努めていきます。また、事業者が行う環境影響評価に対しては、事業の特性を的確に把握し、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から適正な市長意見を述べることなどを通じて、環境影響の未然防止に努めていきます。

11 北九州市環境配慮指針

(1) 背景

北九州市では、様々な開発事業において環境配慮を推進することを「北九州市環境基本条例」や「北九州市環境基本計画」に規定しています。大規模な事業の実施に当たっては、「環境影響評価法」や「北九州市環境影響評価条例」に基づく環境保全対策等が義務付けられています。

一方、小規模な事業など環境影響評価条例等の適用を受けない事業についても、環境配慮を行う仕組み（制度）が必要です。

(2) 北九州市の取組

開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行うにあたり、その手引となるよう「北九州市環境配慮指針～開発事業における環境保全への配慮の手引き～」を、平成18年9月に策定しました。

現在、市が実施する開発事業については、この指針を活用した環境配慮チェック制度を導入しています。

基本施策 5 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

1 PRTR 制度

ア.PRTR 制度とは

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物としての移動量を、事業者自らが把握及びデータ報告を行い、国がその結果を集計・公表するものです。

イ.PRTR 法制定の背景

平成 4 年、国連環境開発会議（地球サミット）で、PRTR の位置付けや背景となる考え方等が示され、PRTR の重要性が認められることとなりました。その後、平成 8 年に経済協力開発機構（OECD）の理事会により、加盟国が PRTR 制度を導入するように勧告が行われたことを受けて、諸外国では、多数の国々で実施や導入の検討が行われています。

日本では平成 11 年 7 月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（いわゆる PRTR 法）」が公布され、その中では 354 の化学物質が対象物質として指定されました。その後、平成 13 年 4 月からは事業者による排出量・移動量の把握が開始され、その把握内容について翌年度に最初の報告が行われました。PRTR 法施行令の改正（令和 3 年 10 月公布）により、令和 5 年 4 月 1 日から対象となる化学物質は 515 物質となりました。

ウ.PRTR の届出

平成 14 年度から法律に基づく PRTR に関する北九州市への届出が行われており、令和 6 年度の届出（前年度の排出量・移動量を報告）は 239 件でした。それを集計した結果、環境への排出量が 978 トンで全国排出量の 0.7%、事業所外への移動量が 10,034 トンで全国移動量の 3.8%でした。

このうち、市内で最も排出量・移動量の多かった業種は、鉄鋼業でした。

◆排出量・移動量の上位 5 物質とその量 (t/年)

第一種指定化学物質	総合計（排出量 移動量）
マンガン及びその化合物	5,300（8 5,291）
クロム及び三価クロム化合物	2,901（0 2,901）
トルエン	539（351 188）
フェノール	318（8 310）
炭化けい素	279（0 279）

◆排出量・移動量の上位 5 業種とその量 (t/年)

業種	総合計（排出量 移動量）
鉄鋼業	8,536（75 8,460）
化学工業	1,273（85 1,188）
金属製品製造業	304（165 139）
窯業・土石製品製造業	221（203 19）
出版・印刷・同関連産業	151（132 19）

2 化学物質対策

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとして、その環境汚染を防止するために平成 12 年 1 月 15 日からダイオキシン類対策特別措置法が施行されました。この法律では、施策の指標とすべき耐容一日摂取量（人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない 1 日当たりの摂取量）を 4 ピコグラム（TEQ/kg/日）以下と定め、大気、水質及び土壌に係る環境基準、規制対象となる特定施設からの排出ガス及び排水に係る排出基準、廃棄物焼却炉のばいじん・焼却灰等の処理基準などが規定されています。また、国が削減計画を策定すること、自治体が環境汚染状況についての調査測定を実施し結果の公表をすること、特定施設の設置者が排出ガス・排水を測定し自治体に報告することが義務づけられています。

令和 6 年度は、大気、公共用水域（河川・海域・湖沼）及び地下水、底質（河川・海域・湖沼）及び土壌についての環境基準適合状況を調査しました。

発生源対策としては、特定施設の設置者に対し、排出ガス、排水、ばいじん及び焼却灰の測定結果の報告を求め、その結果を公表しました。また、特定施設の設置事業場への立入検査を行い、排出ガスなどについて検査（行政検査）を実施しました。

ア.環境基準

◆ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
大気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	年間平均値 1pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値です。
2) 土壌については、汚染の進行防止等の観点から、基準が達成されている場合であっても、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施すること。

環境省告示第 68 号 (H11.12.27) 環境省告示第 89 号 (R4.11.25) 改正

イ. 一般環境の状況

(ア) 大気

大気については、一般環境大気測定局 4 箇所において年 4 回又は 2 回測定を行いました。各観測地点の測定結果（年平均値）は、いずれも環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）に適合していました。

◆令和 6 年度 一般環境大気中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/m³

測定地点	5月	8月	11月	2月	平均値
門司区（松ヶ江）	-	0.0058	-	0.0086	0.0072
小倉南区（企救丘）	-	0.0056	-	0.010	0.0078
若松区（若松）	0.0080	0.0085	0.012	0.015	0.011
八幡西区（黒崎）	-	0.0082	-	0.0089	0.0086
() は、一般環境大気測定局名				全市平均	0.0087

(イ) 公共用水域の水質

水質については、海域の環境基準点 5 地点、各河川の最下流の環境基準点 15 地点及び湖沼の環境基準点 1 地点、計 21 地点において測定を行いました。各観測地点の測定結果は、海域、河川及び湖沼とも全地点で環境基準（1pg-TEQ/ℓ以下）に適合していました。

(ウ) 地下水

地下水については、市内 1 地点において年 1 回測定を行いました。観測地点の測定結果は、環境基準（1pg-TEQ/ℓ以下）に適合していました。

(エ) 底質

底質については、海域の環境基準点 3 地点、河川の環境基準点 1 地点及び湖沼の環境基準点 1 地点の計 5 地点において年 1 回測定を行いました。各観測地点の調査結果は、海域、河川及び湖沼とも全地点で環境基準（150pg-TEQ/g以下）に適合していました。

◆令和 6 年度 海域・河川及び湖沼のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/ℓ

水域区分	調査地点		測定値
	海域・河川・湖沼名	地点名	
海 域	洞海湾	D2	0.14
		D6	0.11
	響灘	H1	0.054
		H5	0.039
	周防灘	S-1	0.039
河 川	江川	R-1 栄橋	0.11
	新々堀川	R-2 本陣橋	0.38
	紫川	R-7 勝山橋	0.11
	板櫃川	R-11 新港橋	0.20
	撥川	R-13 JR 引込線横の橋	0.059
	割子川	R-15 JR 鉄橋下	0.080
	金手川	R-19 洞北橋	0.094
	奥畑川	R-20 宮前橋	0.076
	竹馬川	R-21 新開橋	0.35
	清滝川	R-22 暗渠入口	0.24
	大川	R-23 大里橋	0.064
	村中川	R-24 村中川橋	0.057
	江川	R-25 江川橋	0.17
	貫川	R-26 神田橋	0.27
相割川	R-27 恒見橋	0.50	
湖 沼	ます淵ダム	ダムサイト	0.039

◆令和 6 年度 地下水のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/ℓ

調査地点	測定値
小倉北区 井堀	0.12

◆令和 6 年度 底質のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g・dry

水域区分	調査地点		測定値
	海域・河川・湖沼	地点名	
海 域	洞海湾	D2	19
		D6	24
	周防灘	S-1	7.0
河 川	江川	栄橋	6.6
湖 沼	ます淵ダム	ダムサイト	6.7

(オ) 土壌

土壌については、市内 5 地点において年 1 回測定を行いました。各観測地点の調査結果は、環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）に全て適合していました。

◆令和 6 年度 土壌のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g.dry

調査地点	測定値
門司区 吉志五丁目	0.0030
若松区 西小石町	0.20
若松区 蟻住	0.20
八幡東区 中尾三丁目	0.0037
八幡西区 西鳴水二丁目	0.019

ウ. 発生源の状況及び指導

(ア) ダイオキシン類対策特別措置法対象事業場の概要

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（大気基準適用施設、水質基準対象施設）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）対象事業場の状況は次の表のとおりです。

◆ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

（令和7年3月31日現在）

	施設名	設置状況	
		事業場数	施設数
大気基準適用施設	鉄鋼用焼結炉	1	1
	製鋼用電気炉	4	4
	アルミ溶解炉	2	2
	廃棄物焼却炉	4t/時以上	21
2t/時以上～4t/時未満		3	
2t/時未満		13	
水質基準対象施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	2	3
	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	13	67
	廃 PCB 又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	1	6
	下水道終末処理施設	3	4
	他の事業場から排出される汚水等の処理施設	0	1
瀬戸法対象事業場	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	1	15

※複数の特定施設を有する事業場は、大気・水質毎にその事業場の代表となる特定施設の欄のみに事業場数を計上しています。

(イ) 発生源の状況及び指導

a. 一般廃棄物の焼却工場等

市の一般廃棄物焼却工場 3 工場の排出ガス、ばいじん、焼却灰及び排水処理汚泥を対象に測定を実施しました。

(a) 排出ガス

全施設とも排出基準（新門司工場は 0.1ng-TEQ/m³N 以下、日明・皇后崎工場は 1ng-TEQ/m³N 以下）に適合していました。

◆令和6年度 焼却工場の排出ガス中のダイオキシン類濃度

単位：ng-TEQ/m³N

焼却工場名	施設名	測定値
新門司工場	1号炉	0.0019
	2号炉	0.00013
	3号炉	0.0036
日明工場	1号炉	0.15
	2号炉	0.19
	3号炉	0.18
皇后崎工場	1号炉	0.00014
	2号炉	0.00067
	3号炉	0.00022

(b) 焼却灰、ばいじん及び排水処理汚泥

焼却灰、ばいじん及び排水処理汚泥については、3 工場とも判定基準（3ng-TEQ/g 以下）に適合していました。

◆令和6年度 焼却工場の焼却灰、ばいじんに含まれるダイオキシン類濃度

単位：ng-TEQ/g

焼却工場名	焼却灰	ばいじん	排水処理汚泥
新門司工場	0(熔融スラグ) 0(熔融メタル)	0.28	排水処理汚泥なし
日明工場	0.043	1.2	0.15
皇后崎工場	0.00079	0.15	0.0016

b. 立入検査

(a) 立入検査

工場・事業場への立入検査は、ダイオキシン類対策特別措置法第 34 条の規定に基づき実施しました。

◆令和6年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査の実施状況

	工場・事業場数	施設数
大気基準適用施設	23	39
水質基準対象施設 (瀬戸法対象事業場を含む。)	4	18

(b) 排出ガスの監視測定

3 事業場の 4 施設の排出ガスを測定した結果、全ての施設で排出基準に適合していました。

◆令和6年度 排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位：ng-TEQ/m³N

施設名	報告数		測定値	排出基準値		
	事業所数	施設数				
廃棄物焼却炉	4t/時以上	既設	1	1	0.0013	1
		新設	1	1	0.0029	0.1
	2t/時以上～4t/時未満	新設	1	1	0.042	1
		新設	1	1	0.13	5

(c) 事業場排水の監視測定

1 事業場の 1 排水口について測定した結果は、排出基準（10pg-TEQ/ℓ 以下）に適合していました。

◆令和6年度 事業場排水中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位：pg-TEQ/ℓ

事業場数	排水口数	測定値
1	1	0.24

(d) 管理型最終処分場の放流水

市内 4 ケ所の管理型最終処分場の放流水については、いずれも維持管理基準（10pg-TEQ/ℓ 以下）に適合していました。

◆令和6年度 廃棄物処分場の放流水中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/ℓ

処分場数	測定値
4	0.00012～3.3

c. 事業者自主測定の結果

(a) 大気基準適用施設に係る排出ガス

ダイオキシン類対策特別措置法の対象 26 事業場（44 施設）のうち、休止中施設等を除く 23 事業場（37 施設）から報告があり、1 施設で基準を超過していたため、原因調査と改善対策の実施を指導しました。

(b)水質基準対象施設に係る排水

4 事業場 (5 排水口) から報告があり、全ての排水口で排水基準 (10pg-TEQ/ℓ 以下) に適合していました。

(c)廃棄物焼却炉に係るばいじん等

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等については、判定基準 (3ng-TEQ/g 以下) を超えるものは特別管理廃棄物としてセメント固化処理等の安定化処理をして最終処分することが義務付けられています。

令和 6 年度は、ばいじん (16 事業場 23 施設) 及び焼却灰 (12 事業場 23 施設) について自主測定の結果があり、全て判定基準に適合していました。

◆令和 6 年度 大気基準適用施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果
単位: ng-TEQ/m³N

施設名	報告数 事業場数 施設数	測定値	排出基準値	排出基準値 不適合施設数
製鋼用電気炉	既設 2 2	0.012 ~ 0.33	5	0
	新設 2 2	0.0012 ~ 0.0015	0.5	0
アルミ焙焼炉・溶解炉	既設 1 1	0.011	5	0
	新設 1 1	0.075	1	0
廃棄物焼却炉	4t/時以上 既設 4 10	0.00014 ~ 0.19	1	0
	新設 2 4	0.00013 ~ 0.0036	0.1	0
	2t/時以上 ~4t/時未満 既設 1 1	0.027	5	0
	新設 2 2	0.0080 ~ 0.0088	1	0
2t/時未満	既設 5 5	0.0023 ~ 0.16	10	0
	新設 7 8	0.0000017 ~ 8.1	5	1

◆令和 6 年度 水質基準対象施設に係る排水水中のダイオキシン類濃度
単位: pg-TEQ/ℓ

施設名	廃棄物焼却炉の廃ガス 洗浄施設、湿式集じん施設		下水道終末処理施設
	報告数	事業場数	1
	排水口数	1	4
最小～最大		1.1	0.00011 ~ 0.0041
基準値		10	10
基準不適合排水口数		0	0

◆令和 6 年度 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度
単位: ng-TEQ/g

施設名	報告数		最小 ～最大	特別管理廃棄物の 判定基準値 (平成 14.12.1～)
	項目	事業場数 施設数		
廃棄物 焼却炉	ばいじん	16 23	0 ~ 1.2	3
	焼却灰	12 23	0 ~ 0.58	

◆令和 6 年度 公共用水域における内分泌かく乱物質監視・測定結果

測定項目	河川		湖沼		海域		検出下限 (μg/ℓ)	予測無影響 濃度 ^{*1} (μg/ℓ)
	検出数 / 検体数	検出濃度範囲 (μg/ℓ)	検出数 / 検体数	検出濃度範囲 (μg/ℓ)	検出数 / 検体数	検出濃度 (μg/ℓ)		
4-t オクチルフェノール	0 / 5	ND	0 / 1	ND	0 / 7	ND	0.005	0.992
ビスフェノールA	4 / 5	ND ~ 0.02	0 / 1	ND	2 / 7	ND ~ 0.03	0.01	47 ¹⁾ , 24.7 ²⁾

ライフサイクル試験^{*2}の 1) パーシャルライフサイクル試験による。 2) フルライフサイクル試験による。

^{*1} 予測無影響濃度とは、魚類へ害を及ぼさない最大の濃度 (最大無作用濃度) に、10 倍の安全率を乗じて設定された濃度であり、各物質の予測無影響濃度は、以下の環境省の資料から引用した。

・平成 13, 14, 16 年度第 1 回内分泌かく乱化学物質問題検討会資料

^{*2} ライフサイクル試験とは、卵から成熟するまで試験物質を含む水の中で魚を育て、ピテロジェニン産生や生殖能力の変化などを観察する試験方法で、パーシャルライフサイクル試験 (受精卵から孵化後 60 日まで曝露させる) とフルライフサイクル試験 (受精卵から孵化後 100 日まで曝露させるとともに次世代への影響を調べる) がある。

(2) 内分泌かく乱化学物質 (環境ホルモン)

環境省の調査により魚類等への影響が確認された 4-t オクチルフェノール及びビスフェノール A の 2 物質について、公共用水域 (海域・河川及び湖沼) における存在実態を把握するため、平成 17 年度より環境調査を実施しています。

ア. 調査方法

(ア) 調査時期

河川: 令和 6 年 12 月 3 日

湖沼: 令和 6 年 12 月 4 日

海域: 令和 6 年 12 月 2 日及び 12 月 9 日

(イ) 調査地点

北九州市内の公共用水域における環境基準点 (河川 5 地点、湖沼 1 地点及び海域 7 地点)

イ. 調査結果

ビスフェノール A が河川 4 地点及び海域 2 地点で検出されましたが、いずれも予測無影響濃度 (※ 1) を下回っており、公共用水域における魚類等への影響はないものと考えられます。

ア. 背景

ポリ塩化ビフェニル（以下 PCB）は、安定性や絶縁性に優れ、かつて変圧器やコンデンサーの絶縁油などに使用されてきましたが、人体や環境に与える悪影響が判明し、昭和 47 年に製造が中止されました。その後も、適正に処理する施設がなく、30 年にわたる保管の間に紛失や漏出などが生じたケースもあり、PCB による環境汚染は、地球規模の問題となっています。

我が国でも「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定、広域拠点施設の整備に向けた「環境事業団法」の改正などが平成 13 年に行われ、PCB の適正処理にかかる制度が整えられました。

なお、環境事業団は平成 16 年 4 月 1 日に解散し、PCB 廃棄物処理事業に係る業務等は、「日本環境安全事業株式会社法」により設立された日本環境安全事業株式会社へ継承されました。（平成 26 年 12 月 24 日に中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組）

イ. これまでの取組

北九州市は、平成 12 年 12 月、国から西日本 17 県を対象エリアとする PCB 処理施設の立地要請を受け、立地の可否についての検討に着手しました。

まず、専門家による「北九州市 PCB 処理安全性検討委員会」を設置し、安全性確保や情報公開などについて約半年にわたる検討を行うとともに 100 回を超える市民説明会を開催しました。

こうした取組を経て、安全性検討委員会の提言や寄せられた市民の意見、市議会での議論を踏まえ、PCB 処理施設立地にあたっての条件をとりまとめました。平成 13 年 10 月 11 日、この条件を国に提示したところ、国から「安全性確保には万全を期して、事業を実施する」など北九州市の条件を遵守する旨の回答があり、我が国初の広域的な PCB 処理施設の北九州市への立地が決定しました。

北九州市は、本事業において事業主体である日本環境安全事業株式会社（現・中間貯蔵・環境安全事業株式会社）を監視・指導する立場であり、着工に先立ち環境基本条例に基づく環境保全協定を締結しました。

さらに、市民の安心感・信頼感のもと安全かつ適正に事業が行われるように、専門家・市民による「北九州市 PCB 処理監視委員会（現・北九州市 PCB 処理監視会議）」を平成 14 年 2 月に設置し、施設の計画、建設、操業の各段階を通して監視を行うこととしています（令和 7 年 3 月 31 日現在 53 回開催）。監視会議は、法的な権限は無いものの、施設への立入や書類の閲覧等を行い、必要に応じ市に意見を述べることであります。また、安全性検討委員会と同様に情報公開を進めており、その内容はホームページや PCB 処理だよりなどを通じて広く市民に周知しています。

処理施設は第 1 期と第 2 期に分けて整備され、平成 16 年 12 月から第 1 期施設において変圧器及びコンデン

サー等の処理が開始されました。また、平成 21 年 7 月には第 2 期施設の操業が開始され、広域処理に向けて処理能力が増強されるとともに、新たに PCB 汚染物等の処理が可能となりました。

平成 24 年 1 月にはプラズマ溶融分解設備 2 号機の操業が開始されました。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の概要

事業主体	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
施設立地場所	北九州市若松区響町 1-62-24	
	第 1 期施設 H16.12 操業開始 H21.6 処理能力増強 H31.3 操業終了	第 2 期施設 H21.7 操業開始 H24.1 処理能力増強 R6.3 操業終了
①処理品目 ②処理方式 ③処理能力	①【変圧器】 【コンデンサー】 ② 脱塩素化分解法 ③ 1.0t/日 (PCB分解量)	①【コンデンサー】 ② 脱塩素化分解法 ③ 0.5t/日 (PCB分解量) ①【安定器及び汚染物等】 ・安定器 ・感圧複写紙 ・ウエス 等 ② プラズマ溶融分解法 ③ 10.4t/日 (安定器及び汚染物等量)

ウ.PCB 処理の拡大と処理期限の延長

平成 25 年 10 月、国から北九州市に対して、全国的な処理の遅れを背景に、北九州 PCB 廃棄物処理事業の処理の拡大と処理期限の延長に関する検討要請がありました。要請を受けた北九州市は、市民や議会の意見を幅広く聴いて慎重に対応すべく、70 回以上、延べ 1,800 名を超える市民に説明を行い意見を伺うとともに、本会議や委員会での議論を通じて議会の意見を聴きました。

北九州市は、市民・議会の意見や想いを真摯に受け止め、①処理の安全性の確保、②期間内での確実な処理、③地域の理解、④取組の確実性の担保の 4 つの柱からなる全 27 項目の受入条件を取りまとめ、平成 26 年 4 月 23 日、市長から環境大臣に直接提示しました。環境大臣からは、処理の不安や地元の負担感がある中で、市民や議会の想いを集約したものとして重く受け止め、国の責任と覚悟の下、この条件を承諾し、万全を尽くして対応するとの回答がありました。北九州市は、こうした国の決意を受けて、要請を受け入れることとしました。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の当初計画と見直し内容

	当初計画	見直し内容
処理対象物	中国・四国・九州・沖縄地域（岡山以西 17 県）に保管されている全ての高濃度 PCB 廃棄物	左記に加え、大阪・豊田・東京事業所で円滑な処理が困難な近畿・東海・南関東地域（14 都府県）の変圧器（98 台）、コンデンサー（6,925 台）、安定器及び汚染物等（約 4,000 トン）
処理期限	平成 26 年度末まで	変圧器、コンデンサーは平成 30 年度末（計画どおり処理完了）、安定器及び汚染物等は令和 3 年度末まで

エ. 処理期間の継続

北九州市では順調に処理を進めていましたが、令和4年3月末に処理を完了する計画の「安定器及び汚染物等」について、掘り起こし調査の進展により処理対象量が全国的に増加して、期限内での処理の完了は困難な状況となったことから、令和3年9月、国から北九州市に対し、2年間の処理継続に関する検討要請がありました。

要請を受けた北九州市は、国に対し、「二度目の要請を安易に受け入れることはできない。今回の要請について、市民によく理解いただくことが先決であり、まずは国において、地元説明に全力を尽くしていただきたい。」旨を申し入れました。

その後、国において、38回の市民説明会を行い、延べ900名を超える市民に説明を行いました。

北九州市は、この要請に関する市民や議会から寄せられた様々な意見を真摯に受け止め、「処理の安全性の確保」、「期間内での確実な処理」、「地域の理解」等の全30項目の条件として改めて取りまとめ、令和4年4月、国へ提示しました。

国からは、条件を全て承諾し、責任を持って確実に対応するとの回答があったため、要請の受け入れを決定しました。

オ. 操業終了について

変圧器、コンデンサーの処理を行っていた第1期施設は、計画通り平成31年3月に操業を終了し、施設の解体撤去作業を進めています。

安定器及び汚染物等の処理を行っていた第2期施設も令和6年3月に操業を終了し、施設の解体撤去作業を進めています。

カ. 令和6年度 PCB 廃棄物処理施設及びその周辺の環境モニタリングについて

北九州市は、PCB 廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため、平成17年度から排出源及び周辺環境の監視・測定を実施しています。

測定結果は、全調査、全項目について、協定値に適合していました。

(ア) PCB 廃棄物処理施設

a. 排出ガス

- PCB、ダイオキシン類、ベンゼン：いずれの排出口も協定値を下回っていました。

	PCB (mg/m ³ N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	ベンゼン (mg/m ³ N)
測定結果	0.000001未満～ 0.0000017	0.0000025～ 0.000020	0.84未満
試料採取日	令和6年5月30日～令和6年12月3日		
協定値※1	0.005	0.08	45
測定回数※2 及び測定地点	2回/年 排出口5カ所	2回/年 排出口5カ所	2回/年 排出口5カ所

※1 協定値：「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書（平成15年4月23日締結）」に基づく値

※2 換気系排気は1～2回/年

b. 公共下水道排水

- PCB：排除基準に適合していました。

	PCB (mg/ℓ)
測定結果	0.0005未満※
試料採取日	令和6年7月17日, 令和6年9月19日, 令和7年1月15日
排水基準値	0.003
測定回数(回/年)及び測定地点	3回/年 下水道入口
備考	※上下水道局下水道部水質管理課測定

c. 雨水排水

- PCB：排水基準に適合していました。
- ダイオキシン類：排水基準に適合していました。

	PCB (mg/ℓ)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)
測定結果	0.0005未満	0.095
試料採取日	令和6年6月27日	同左
排水基準値	0.003	10
測定地点	事業所内雨水ます	

(イ) 周辺環境

a. 大気

- PCB：評価基準値※を下回っていました。
- ダイオキシン類：環境基準に適合していました。
- ベンゼン：環境基準に適合していました。

	PCB (mg/m ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	ベンゼン (mg/m ³)
年平均値	0.000095	0.011	0.00081
環境基準値等	0.0005※	0.6	0.003
測定回数及び 測定地点	4回/年 若松局	4回/年 若松局	12回/年 若松局
備考	※評価基準値「PCBを焼却処分する場合における排出ガス中のPCB暫定排出許容限界について（昭和47.12.22環境庁大気保全局長通知）」で示される環境中のPCB濃度		

b. 水質（周辺海域）

- PCB：いずれの地点も環境基準に適合していました。
- ダイオキシン類：いずれの地点も環境基準に適合していました。

地点名	測定回数	PCB (mg/ℓ)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)
洞海湾 (D2)	2回/年	0.0005未満	0.091
響灘 (H1)	2回/年	0.0005未満	0.040
雨水洞海湾 出口	1回/年	0.0005未満	0.040
環境基準値		検出されないこと	1

※年2回測定項目は平均値を記載

c. 底質

- PCB：溶出試験の結果は、不検出でした。なお、環境基準は設定されていません。成分試験の結果は、PCBを含む底質の暫定除去基準以下でした。
- ダイオキシン類：環境基準に適合していました。

検体名	採取日	PCB		採取日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g·dry)
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg·dry)		
洞海湾 (D2)	R6.8.6	0.0005未満	0.01 未満	R6.10.9	19
環境基準等			10※1		150※2

備考 ※1：PCBを含む底質の暫定除去基準 (10mg/kg·dry)
※2：底質の環境基準値 (150pg-TEQ/g·dry)

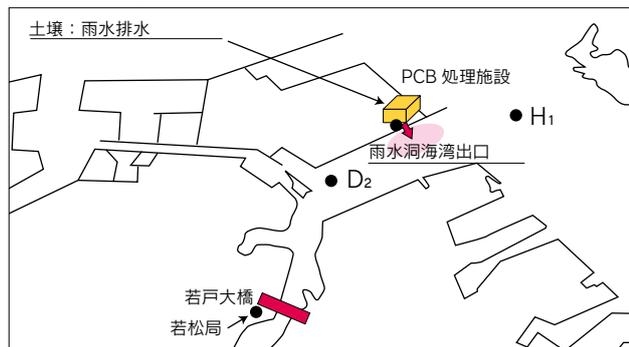
d. 土壌

- PCB：環境基準に適合していました。
- ダイオキシン類：環境基準に適合していました。

地点名	試料採取日	PCB (溶出試験) (mg/L)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g·dry)
雨水敷地出口付近	R6.6.11	0.0005 未満	0.076
環境基準値		検出されないこと	1000

今後とも、北九州市は、PCB 処理施設及びその周辺環境調査を実施し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して PCB が適切に処理されるように監視・指導を行います。

◆令和 6 年度 PCB 廃棄物処理施設及びその周辺環境モニタリング調査地点図



(1) 事業の目的

市民の安全・安心を守り、地域の快適な環境づくりを進めていくために必要な科学的データの提供などを目的に、調査研究、試験検査、研修指導、情報の収集・提供を行っています。

(2) 事業の内容

ア. 環境部門

工場や自動車等から排出されるベンゼンなどの有害大気汚染物質の環境調査や硫化水素、アンモニアなどの悪臭物質の検査、PM2.5 の環境調査、工場・事業場の排水の水質調査、その他市民からの苦情や事故時の原因調査などを行っています。

また、市内公共用水域の平常時水質の化学物質調査や河川マイクロプラスチック実態調査などの調査研究に取り組んでいます。

このほか、環境省の委託を受け、法律で未規制の有害化学物質の汚染状況の実態把握などにも取り組んでいます。



有害大気汚染物質の分析

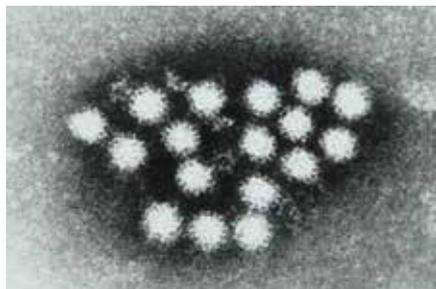
イ. 衛生化学部門

市内で流通している食品などについて、食品添加物、残留農薬、アレルギー物質などの検査や貝毒のような自然毒、家庭用品中の有害化学物質などの検査も行っています。さらに、調査研究にも取り組んでおり、健康食品中の医薬品成分の多数一斉分析法を開発するなどの成果が出ています。

ウ. 微生物部門

食中毒発生時の原因究明や感染症の流行状況を把握するための検査、市内に流通する食品の基準等に係る検査を行っています。

中でも、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌、感染性胃腸炎などの原因となる細菌やウイルスについては、遺伝子検査等の高度で正確な検査を行っています。また、検査方法の改善にも取り組んでおり、検査にかかる日数を従来より短縮するなどの研究成果が出ています。



ノロウイルス
(感染性胃腸炎の原因となるウイルスの一種：電子顕微鏡写真)

(3) 国際貢献

日々の試験検査や調査研究により蓄積した環境保全や保健衛生に関する分析技術を生かし、(独)国際協力機構(JICA)や(公財)北九州国際技術協力協会(KITA)に協力して、開発途上国などから研修員を受け入れています。

令和6年度は食品安全行政コースにおいて、保健環境研究所の役割などについて講義するとともに、施設の見学も行いました。

◆保健環境研究所の検査件数

	調査研究	依頼検査	合計
令和3年度	4,544	20,780	25,324
令和4年度	3,326	4,397	7,723
令和5年度	857	3,523	4,380
令和6年度	471	2,922	3,393

(4) 令和6年度調査研究テーマ一覧

	No.	調査研究テーマ	共同研究機関	期間
環境	1	化学物質環境実態調査(エコ調査)	環境省受託	令和6年度
	2	災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発	国立環境研究所、II型研究参加機関(全国の地方環境研究所)	令和4~6年度
	3	GC/MSによる全自動同定定量システム(AIQS-GC)を用いた市内公共用水域の平常時の水質データの蓄積	北九州市立大学	令和5~7年度
	4	河川プラスチックごみの排出実態把握と排出抑制対策に資する研究及び市内河川マイクロプラスチック実態調査	国立環境研究所、II型研究参加機関(全国の地方環境研究所)	令和3~6年度
	5	LC/MS/MSを用いたPFAS分析体制の確立に向けての取組		令和5~6年度
	6	大気事故・苦情に係る検査依頼への対応力向上の取組		令和6~7年度
衛生化学	7	家庭用品中の新メタノール試験法への対応		令和4~6年度
	8	明太子製品における着色料(酸性タール色素)の分析法の検討		令和6年度
	9	令和6年度九州ブロック模擬訓練(アトロピン、スコポラミン)		令和6年度
	10	油症患者の血中PCB測定の前処理の検討		令和6年度
	11	保存料甘味料の透析法における透析補助液の検討		令和6年度
	12	サッカリン及びその塩類の確認試験の確立		令和6~7年度
微生物	13	公衆浴場浴槽水におけるレジオネラ菌属の検出状況		令和6年度
	14	薬剤耐性菌におけるNGS解析の試み		令和5~6年度
	15	給食施設での一般的な衛生管理によるウエルシュ菌への効果の検証と市内流通食品のウエルシュ菌汚染実態調査		令和4~7年度
	16	<i>Campylobacter jejuni</i> におけるPenner PCR法による血清型別法の検討		令和5~6、8年度
	17	インフルエンザウイルスの遺伝子解析法の導入		令和5~6年度
	18	エンテロウイルス及びノロウイルスにおけるcDNA合成(RT反応)に関する試薬のバージョンアップについて		令和6年度
	19	北九州市におけるムンプスウイルス流行状況調査	国立感染症研究所	平成25~令和7年度
	20	市内におけるネコの重症熱性血小板減少症候群(SFTS)ウイルス保有状況調査		令和5~8年度
	21	北九州市におけるインフルエンザウイルスの系統解析		令和6~7年度
	22	ふきとり検体からのノロウイルス検出法の改良及びふきとり検査による弁当等製造施設のノロウイルス食中毒予防対策支援		令和6~7年度
	23	北九州市における急性呼吸器疾患の検体中におけるRSウイルスを含む呼吸器系ウイルス検出に関する研究	国立感染症研究所	令和6~7年度
	24	次世代シーケンサー(NGS)を活用したエンテロウイルスの全ゲノム解析の検討		令和6~7年度
	25	感染症予防対策の効果の検証および効果的啓発資料の作成		令和6~7年度

(1) 背景

北九州市では、大気汚染による健康被害の影響を重視し、昭和35年から各種の疫学調査に取り組んできましたが、大気汚染の著しい地域に非定型のぜん息様疾患の発生率の高いことが確かめられました。

また、市民からの健康被害の救済を望む声が高まったことから、昭和46年11月、国に対して「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請を行い、昭和48年2月1日に洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部48km²が地域指定となり、医療費等の給付が開始されました。

法による制度とは別に、転出または転勤により救済法の対象とはならない市民を救済するため、北九州市は昭和48年10月15日「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定し、市独自の救済制度を開始しました。

その後、昭和49年8月1日には、学童の疫学調査結果等により、昭和48年9月議会において、全会一致をもって指定地域拡大に関する決議がなされたことを受け、法の指定地域に隣接する5.9km²を救済措置要綱による指定地域として市独自に設定しました。

昭和49年9月1日、医療費の全額負担及び損害に対

する補償給付等幅広い公害健康被害の補償を目的とした「公害健康被害補償法」が施行され、救済法による指定地域が、そのまま補償法の指定地域に引き継がれました。

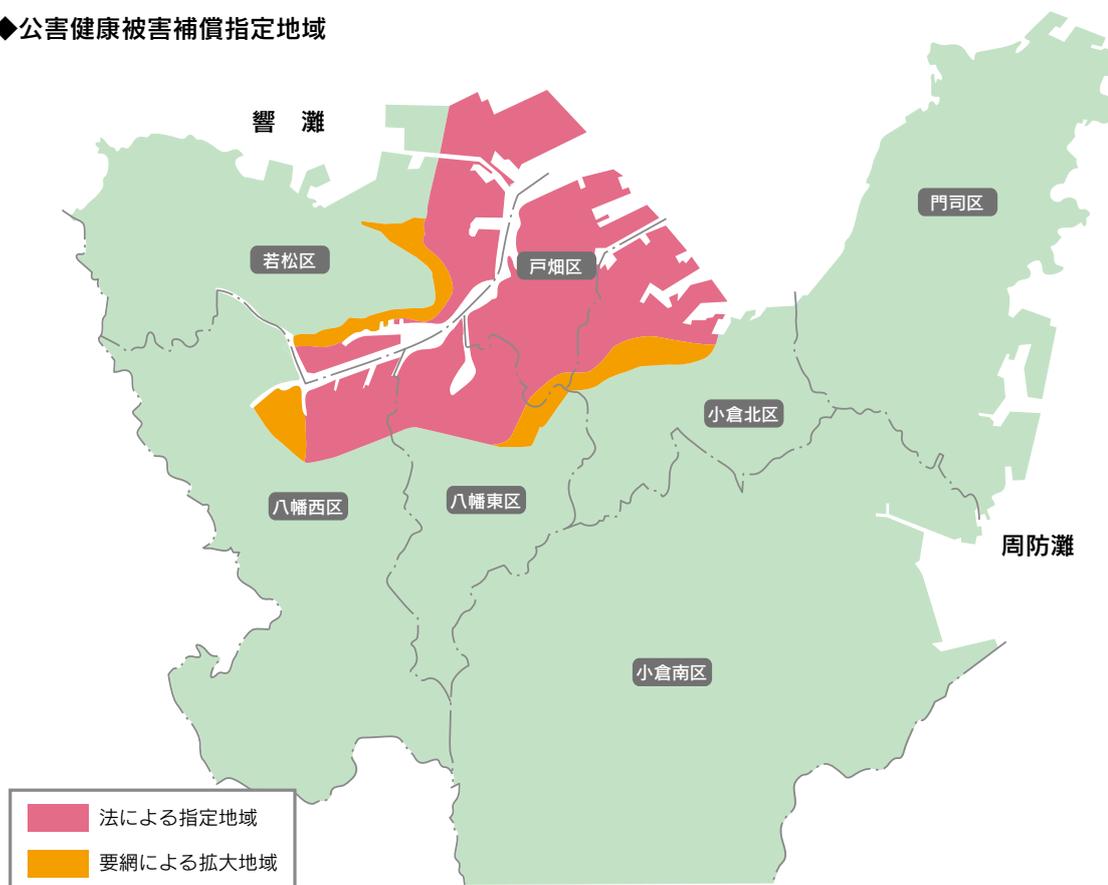
「公害健康被害補償法」の施行に併せて、市の救済措置要綱も「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱」に全面改正し、補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業を行うこととしました。

補償法及び補償要綱においては、補償給付として、独自の診療報酬体系で医療費を全額負担する「療養の給付及び療養費」ほか6種類の補償給付を定めているほか、被認定者の健康の回復、保持及び増進を目的とした公害保健福祉事業の実施を定めており、被害者救済の立場に立った損害賠償制度として、健康被害者の保護を図っています。

その後、大気汚染の著しい改善を踏まえ、昭和62年9月、補償法は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正され、昭和63年3月1日に第一種指定地域の指定解除が行われました。

併せて、北九州市においても、補償要綱に基づく指定地域を解除しましたが、法と同様に、被認定者への補償給付と保健福祉事業を実施しています。また、改正によって新たに地域住民を対象として健康被害予防事業が実施されることとなりました。

◆公害健康被害補償指定地域



(2) これまでの取組など

ア. 被認定者の構成及び異動状況

(ア) 年齢別疾病別被認定者数 (法)

(令和7年3月末現在)

年齢別 (歳)	総数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	6	2	8	1.19%	0	0	0	6	2	8	0	0	0	0	0	0
40~59	238	180	418	62.39%	0	0	0	238	180	418	0	0	0	0	0	0
60~64	21	22	43	6.42%	0	0	0	21	22	43	0	0	0	0	0	0
65~	74	127	201	30.00%	0	5	5	74	122	196	0	0	0	0	0	0
計	339	331	670	100.00%	0	5	5	339	326	665	0	0	0	0	0	0

(イ) 年齢別疾病別被認定者数 (要綱)

(令和7年3月末現在)

年齢別 (歳)	総数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	2	0	2	3.77%	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
40~59	24	15	39	73.59%	0	0	0	24	15	39	0	0	0	0	0	0
60~64	1	0	1	1.89%	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
65~	4	7	11	20.75%	0	0	0	4	7	11	0	0	0	0	0	0
計	31	22	53	100.00%	0	0	0	31	22	53	0	0	0	0	0	0

(ウ) 被認定者異動状況 (法)

項目	年 度																	
	S60~62	S63~H2	H3~5	H6~8	H9~11	H12~14	H15~17	H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
被認定者数	3,171	3,289	3,296	3,296	3,296	3,298	3,298	3,298	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299
失効者数	546	118	7	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	667	849	1,013	1,120	1,183	1,286	1,312	1,322	1,333	1,345	1,360	1,363	1,365	1,366	1,366	1,369	1,373	1,373
	155	182	164	107	63	103	26	10	11	12	15	3	2	1	0	3	4	0
	20	26	31	33	33	34	38	38	38	43	44	44	44	45	45	45	45	45
死亡	376	482	574	656	749	822	889	951	1,016	1,063	1,113	1,126	1,141	1,163	1,172	1,185	1,194	1,211
	97	106	92	82	93	73	67	62	65	47	50	13	15	22	9	13	9	17
計	1,063	1,357	1,618	1,809	1,965	2,142	2,239	2,311	2,387	2,451	2,517	2,533	2,550	2,574	2,583	2,599	2,612	2,629
増減数	287	△176	△254	△191	△156	△175	△97	△72	△75	△64	△66	△16	△17	△24	△9	△16	△13	△17
被認定者数実数	2,108	1,932	1,678	1,487	1,331	1,156	1,059	987	912	848	782	766	749	725	716	700	687	670

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在) ※上段は累計

(エ) 被認定者異動状況 (要綱)

項目	年 度																	
	S60~62	S63~H2	H3~5	H6~8	H9~11	H12~14	H15~17	H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
被認定者数	433	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456
失効者数	79	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	111	136	166	182	197	207	214	218	222	225	227	229	230	231	232	232	232	232
	24	25	30	16	15	10	7	4	4	3	2	2	1	1	1	0	0	0
	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
死亡	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	37	43	49	57	59	65	67	71	75	78	78	78	78	78	78	80	84
計	224	260	296	318	341	353	366	372	380	387	392	394	395	396	397	397	399	403
増減数	8	△13	△36	△22	△23	△12	△13	△6	△8	△7	△5	△2	△1	△1	△1	0	△2	△4
被認定者数実数	209	196	160	138	115	103	90	84	76	69	64	62	61	60	59	59	57	53

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在) ※上段は累計

イ. 公害保健福祉事業

被認定者を対象として、健康の回復、保持及び増進を図り、福祉の向上を目的とした以下の保健福祉事業を実施しています。

家庭療養指導事業

保健師等が保健指導、日常生活指導、食事指導などを実施。

令和6年度	訪問件数 延べ155件
-------	----------------

(3) 健康被害予防事業

健康被害予防事業は、昭和62年9月の「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正を受けて新たに実施されることとなったものです。

昭和49年の補償法制度発足以降、地域指定の指標となった硫黄酸化物汚染は著しく改善され、すべての指定地域で環境基準を達成したのに対し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質は、ほぼ横ばいで推移しました。

このような大気汚染の態様の著しい変化を踏まえて、昭和58年11月、国は中央公害対策審議会へ諮問を行い、昭和61年10月、「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申を受けました。

この答申の内容は、現在では、大気汚染が指定地域のぜん息等の主たる原因であるとは言えないとした上で、現行指定地域を解除することが相当であり、むしろ大気汚染防止対策を一層推進するほか、今後は地域住民を対象に健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を推進することが相当であるとするものであり、これを受けて補償法の改正が行われ、新たに健康被害予防事業が実施されることになりました。

本事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなっています。

なお、本事業については、独立行政法人環境再生保全機構が、調査研究、知識の普及及び研修事業を行うほか、地方公共団体等が行う同事業に対して助成を行っています。

■環境保健事業

環境再生保全機構の助成を受けて、専門職員や市民を対象に、講演会等により健康の確保、回復を図るものです。

(ア)健康相談事業

ぜん息などの呼吸器疾患の予防について、医師等による講演会を実施。

	開催月	参加者数	場 所
令和6年度	8月	20名	北九州市総合保健福祉センター
	1月	15名	

(4) 北九州市公害健康被害認定審査会等

昭和49年9月に施行された公害健康被害補償法に基づいて、北九州市における公害に係る健康被害の認定について審査するため、北九州市公害健康被害認定審査会を法施行日に合わせて設置しました。

同審査会は学識経験者8名（医学6名、法律学2名）により構成されており、令和6年度は12回開催されました。

また、公害医療に係る診療報酬の内容を審査するため、医師3名、薬剤師1名で構成する北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会を設置しています。令和6年度は12回開催されました。



第4章 環境国際ビジネス拠点化の推進



1 これまでの海外からの高い評価

北九州市の環境分野の取組は海外から高く評価されています。

経済協力開発機構（OECD）から、昭和60年の「環境状況報告書」で、北九州市を「灰色の街から緑の街へ（Gray to Green）」と評価されたほか、平成23年には、アジア地域で初の「環境」と「経済」が両立する「グリーン成長モデル都市」に選定され、また、平成30年には、同じくアジア地域で初の「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」に選定されました。これらは、OECDにより、「北九州レポート」として取りまとめられ、世界に向けて発信されています。（「OECD グリーンシティ・プログラム北九州レポート」（平成25年）、「OECD SDGs北九州レポート」（令和3年））



OECD グリーンシティ・プログラム 北九州レポート（H25）

また、全世界の国が加盟する国連からも、平成2年の日本の自治体では初となる「グローバル500賞」、平成4年の国連環境開発会議（地球サミット；リオ）での「国連地方自治体表彰」、平成14年のヨハネスブルグサミットでの「持続可能な開発表彰」、の計3回表彰されています。

さらに、東アジアの日本、中国、韓国の3カ国による「日中韓三カ国環境大臣会合」について、東京以外の日本の都市で唯一2回の開催実績（平成25年、令和元年）があります。また、平成28年にG7会合が我が国で開催された際には、「G7北九州エネルギー大臣会合」が開催され、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」が採択されました。



G7北九州エネルギー大臣会合（H28）

2 諸外国の都市別環境協力実績

(1) 大連市（中国）

友好都市である大連市とは、昭和56年に大連市で「公害管理講座」を開催して以降、人材技術交流を長年に亘って行っています。このような地域レベルの環境協力を経て、北九州市はODA（政府開発援助）を活用した大連市の環境国際協力保全計画（マスタープラン）の策定を提案し、平成8年に「大連市環境モデル地区整備計画」の開発調査が採択されました。この開発調査は、自治体レベルの環境協力がODA案件に発展した初めてのケースとして注目されました。北九州市からも行政・企業の専門家をのべ67人派遣し、調査終了後には5件の円借款供与が決定しました。

北九州市が平成2年に公害克服の実績を評価され受賞した国連環境計画の「グローバル500賞」を、平成13年に大連市も受賞し、国際的にもその環境改善が評価されました。

(2) スラバヤ市（インドネシア）

北九州市とインドネシア・スラバヤ市は、平成9年のアジア環境協力都市ネットワーク構築時から連携を図っており、平成14年には、国際協力銀行の支援のもと廃棄物に関する調査を実施しました。同調査から廃棄物全体の5割を占める有機ごみにスポットをあて、平成16年から市民参加型の「生ごみのコンポスト化協力事業」を実施しました。当事業によってスラバヤ市の廃棄物量が32%削減されるなど、市民の環境意識が向上されました。以来両市は着実に友好関係を築き、平成23年3月に「戦略的環境パートナーシップ共同声明」の署名、平成24年11月に「環境姉妹都市提携に関する覚書」を締結しました。なお、スラバヤ市での市内企業の活動事例を描いた漫画を作成し、アジアカーボンニュートラルセンターHPで公開しています。

（「漫画でわかる！私たちの未来～北九州市の環境国際協力・ビジネス～」<https://asiangreencamp.net/general/comic/index.html>）



私たちの未来

(3) 上海市 (中国)

北九州市と環境ミュージアムが取り組んでいる体験型環境教育手法などによる環境教育プログラムと、上海市環境保護局や上海科技館などの取組を共有化することで、お互いの環境教育事業が活性化することを目的とし、平成23年度に、両市の環境教育担当者が共同企画した環境教育プログラムを上海市の児童を対象に展開しました。

(4) ハイフォン市 (ベトナム)

北九州市とベトナム・ハイフォン市は、平成21年の友好・協力協定締結後、水道分野の技術協力や市民文化交流など様々な分野での交流・協力を重ね、平成26年4月に姉妹都市協定を締結しました。環境分野では廃棄物管理の改善や脱炭素化にむけた取組を支援しています。

(5) 天津市静海区 (中国)

平成26年から国の日中大気汚染・省エネ対策共同事業を活用し、中国6都市と「専門家の派遣」や「共同研究」などのPM2.5をはじめとする大気汚染対策に係る都市間連携事業を平成30年まで実施してきました。

また、令和元年6月には循環経済分野での協力を深化させる目的で、北九州市と静海区人民政府との間で枠組み協定を締結しました。

(6) ダバオ市 (フィリピン)

北九州市とダバオ市は、平成26年に市内企業がダバオ市において、フィリピン国内初となる廃棄物焼却発電施設導入に向け、JICA民間技術普及促進事業の採択を受けたことを契機に連携を図っています。平成28年度には北九州市がJICA草の根事業としてダバオ市における廃棄物管理向上支援事業の採択を受けており、同事業を推進するとともに、さらなる両市の強固な友好関係を築くことを目的として、平成28年11月に「戦略的パートナーシップにかかる共同声明」の署名、さらに平成29年11月には低炭素社会づくり、資源循環の仕組みづくり、両市職員の人材育成などについても協力関係の構築を目指して「環境姉妹都市に提携に関する覚書」を締結しました。

令和2年3月には、JICA草の根事業の第2期として、ダバオ市における一般廃棄物処理システム構築事業の採

択を受け、令和4年4月より3年間にわたり、取り組みを進めました。



JICA 草の根事業 現地活動の様子

3 アジアの人材育成拠点形成

北九州市は、公害克服の過程で培った技術を、昭和50年半ばから研修員の受入れや専門家派遣によって、開発途上国の環境改善に役立ててきました。昭和55年には公益財団法人北九州国際技術協力協会（KITA）が発足し、本格的に環境分野の研修が始まりました。

また、専門家派遣では独立行政法人国際協力機構（JICA）などの国際機関の要請を受け、市職員をアジアや中南米などに派遣し、現地で技術指導を行っています。

これまでの実績は、研修員受入が169カ国・地域から11,107人（遠隔研修参加者数を含む）、専門家派遣が30カ国・地域へ246人にのぼっています（令和7年3月現在）。

4 アジアカーボンニュートラルセンター

アジアカーボンニュートラルセンターは、経済発展著しいアジア諸国などに対して、従来の政府レベルの協力事業に加え、高い技術力を持つ市内企業による環境ビジネス参入支援を積極的に進めています。

これまで、協力事業やビジネス可能性調査等を通じて入手した海外の環境ビジネス情報を広く提供してきたほか、ビジネスミッション派遣や環境技術展示会への出展等を通じて、市内企業の環境国際ビジネスを積極的に支援しています。

(1) アジアカーボンニュートラルセンターの概要

ア. 背景

環境モデル都市に選定された北九州市は、「北九州市環境モデル都市行動計画」において、2050年度までに、アジア地域でCO₂排出量を北九州市の2005年度比で、150%削減するという目標をあげました。そのため、アジア地域の低炭素化を通じて、地域経済の活性化を図るための中核施設として、平成22年6月に、「アジア低炭素化センター」を開設しました。令和5年1月には脱炭素社会の実現に向けたカーボンニュートラルの取組を一層推進するため、「アジアカーボンニュートラルセンター（以下、センター）」に名称を変更しました。



アジアカーボンニュートラルセンターが位置する国際村交流センター



アジアカーボンニュートラルセンターの体制

イ. 取組

北九州市に蓄積してきた地元企業の環境技術を、アジア諸都市とのネットワークを活用しながら、企業の海外ビジネス展開を支援しています。主に国等からの調査受託事業などを活用して、地元企業とともに各種の事業実現可能性調査を行っています。

その他これまでの取組として、新興国及び途上国の各都市において、環境配慮型都市（グリーンシティ）づくりを推進するため、北九州市の行政ノウハウや環境技術を体系的に整理した「北九州モデル」を作成しました。また、事業実施により得られるCO₂排出削減量を適正に評価、見

える化する「北九州市低炭素新メカニズム（K-MRV）」を構築しました。

ウ. 今後の展開

センターを中心に、ビジネスの主体である企業の支援強化やビジネスに繋がる国際協力事業等を推進することにより、環境国際ビジネスの拠点化を目指します。

(2) アジアにおける環境ビジネス実績

ア. ベトナム

(ア) 「ハイフォン市グリーン成長推進計画」策定支援

北九州市とベトナム・ハイフォン市は、平成21年に友好・協力協定を締結後、水道分野での技術協力や市民文化交流など様々な分野での交流・協力事業を重ね、平成26年4月に姉妹都市協定を締結しました。環境分野では、平成26年度に北九州市の計画づくりや低炭素化に繋がる事業ノウハウを体系的に整理した「北九州モデル」を活用して、環境マスタープラン「ハイフォン市グリーン成長推進計画」の策定を支援しました。

(イ) 有機系産業排水の水質改善事業

令和4年度にJICAの支援のもと、株式会社ジェー・フィルズとともに、ハイフォン市内の海産物卸売市場敷地内に高濃度有機系産業排水を対象とした高性能排水処理システムを設置し、市場から排出される水質改善の実証を行いました。実証の結果、システムの有効性が確認出来たことを踏まえ、引き続きベトナム全土での普及を目指した活動を行っています。

イ. パラオ

(ア) 包括的資源循環システム構築事業

アミタホールディングス株式会社は、平成25年度にパラオでの予備調査を開始し、以来、パラオでの廃棄物埋立処分量削減、農業や観光業の振興にかかる課題を包括的に解決する資源循環システムの構築を目指しています。

(イ) コロール州における脱炭素化促進およびコ・ベネフィット創出事業

令和2年度から環境省の支援を受け、アミタホールディングス株式会社や株式会社EVモーターズ・ジャパン等とともに、現地の未活用な木質バイオマスの活用や電気自動車の導入による脱炭素化の実現に取り組み、コロール州のゼロ・カーボンシティ化を支援しています。

ウ. フィリピン

廃棄物発電事業

平成29年に締結された「環境姉妹都市にかかる覚書」に基づき、ダバオ市が導入を計画している廃棄物焼却発電施設の安定した運営に向けての取組を進めています。平成29年度からの3年間は、JICA草の根技術協力事業によりごみ排出源での分別を含む「廃棄物管理向上プログラム」に取り組みました。令和4年度からの3年間は、JICA草

の根技術協力事業第2期として、さらなる周辺環境整備のため、一般ごみの収集・運搬や有価物の回収をテーマとした「一般廃棄物処理システムの構築プロジェクト」を推進しました。

エ. インドネシア

(ア) 廃棄物処理・リサイクル事業

株式会社西原商事は、スラバヤ市に2箇所の工場を建設し、現地工場で元ウェイトピッカーを雇用して家庭系廃棄物の分別リサイクルと生ごみの堆肥化を行いました。

現地工場稼働後は、従来その地域で埋め立てられていた廃棄物の70%に及ぶ減量に成功しました。



分別工場の様子



コンポストセンターの様子

(イ) 泥炭・森林火災抑止に関する泡消火剤の導入

シャボン玉石けん株式会社は森林・泥炭地保全への貢献を目指し、環境負荷が少ない石けん系泡消火剤の現地への導入可能性について調査を行っています。平成29年度は、調査結果を基に、現地での同消火剤の技術実証を行うため、JICAの支援メニューに申請を行い、採択を受けました。現地での同消火剤の性能を確認し、普及・ビジネスへの進展に向けた活動を行いました。



泥炭地での消火実験の様子

(ウ) セメント産業の脱炭素化に向けた実現可能性調査

令和5年度から環境省の支援を受け、アマタホールディングス株式会社、株式会社ダイセキ、株式会社ビートルエンジニアリングとともに、バンテン州(チレゴン市)と西ジャワ州の2つの州にまたがり、都市間連携と民間連携を通して、セメント産業のサプライチェーン全体を視野に入れた脱炭素化を目指す活動を行っています。

オ. マレーシア

(ア) 野菜ごみのコンポスト事業

株式会社ウエルクリエイトは、マレーシアで有数の高原野菜の産地であるキャメロンハイランドにおける野菜ごみのコンポスト事業のための可能性調査及び実証事業を、現地政府機関であるマレーシア固形廃棄物管理公社(SWCorp)とともに、食品系廃棄物から堆肥を製造し、その堆肥を用いて減農薬野菜を生産、出荷するリサイクル

ループの構築を目指しています。

(イ) 循環資源製造所事業

アマタグループはマレーシアの現地大手複合企業と合弁会社を設立し、平成29年5月からマレーシアセランゴール州で、廃棄物からセメント代替原燃料を製造する100%リサイクルサービスを展開しています。

令和2年12月に第3期建屋が完成し、セメント代替原燃料の取引拡大に向けて取り組んでいます。



循環資源製造所の様子

カ. タイ

(ア) エコ・インダストリアルタウン事業

環境配慮型工業団地開発「エコ・インダストリアルタウン事業」を推進しているタイ工業省工場局、タイ工業団地公社、工業団地を運営しているIRPC社との間で平成26年度に協力覚書を締結し、廃棄物リサイクルや廃熱回収等の各種協力事業をラヨーン県等で実施しました。

(イ) ラヨーン県サメット島海洋プラスチックごみ対策

タイのリゾート地であるサメット島において、海洋プラスチックごみを含む島内のごみを島内でリサイクルするシステムの構築を現地地方自治体と共に行っています。

(ウ) ウボンラチャタニ県廃棄物管理支援事業

メコン川上流域のウボンラチャタニ県において、北九州市からの専門家派遣による技術指導や訪日研修、ワークショップの開催により、現地での廃棄物管理能力の向上を図りながら、効率的なプラスチックごみ対策を行っています。



メコン川上流域における洪水による樹上ごみの清掃
(タイ・ウボンラチャタニ県)

キ. カンボジア

プノンペン都での廃棄物管理改善事業

平成27年度の姉妹都市提携を機に、平成28年度に「プノンペン都気候変動戦略行動計画」を同都と共同で策定しました。

平成31年1月から令和5年4月までの4年間、JICA草の根技術協力事業で廃棄物管理体制の整備に向けた支

援として、最終処分場の適正管理とゴミの分別収集の改善に取り組みました。

ク. インド

現地企業と新たなビジネス推進

令和 5 年 9 月、インドでエコタウン（リサイクル団地）整備を目指すインド環境関連企業「ラムキーグループ」は日本企業との技術提携等を目的に北九州市に日本法人を設立しました。また北九州市とラムキーグループはインド等での環境国際ビジネス推進のために連携協定を締結しました。

北九州市および市内企業の知見・技術と、世界各地で事業を展開するラムキーグループのネットワークを活用して、インド等の新興市場での環境国際ビジネスを推進していきます。



連携協定締結式

(3) 北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金

北九州市は平成 23 年度より、市内中小企業等を対象に、海外で販路開拓につながる実証試験や FS（事業可能性調査）に要する費用の一部助成を行っています。

市内中小企業が所有する技術・製品の、海外でのニーズに合わせた現地での実証試験や、海外展開のビジネスモデル構築のための FS を支援することで、価格競争力・資金力・ブランド競争力を補い、海外での販路拡大を支援するものです。令和 6 年度は、FS 枠 3 件を採択しました。

5 アジア・グリーン共創ハブ推進事業

(1) 背景・目的

国際技術協力や政策交流を通じて培ってきたアジア地域とのネットワークを活かし、企業による環境・上下水道分野のインフラ輸出やスタートアップの海外展開の支援、国内外の様々なステークホルダーとビジネス面での接点を増やす取組を行い、国内関連企業の本市への集積や、海外からの投資を呼び込むことで、環境国際ビジネスの拠点となる「アジア・グリーン共創ハブ」を推進します。



(2) 令和 6 年度の主な取組

ア. 低炭素都市国際フォーラムの実施

令和 6 年 10 月に「第 4 回低炭素都市国際フォーラム」を北九州市で開催しました。（詳細は、特集第 7 節参照）

イ. 海外プロジェクトの組成

インドネシア、インド等における循環産業プロジェクトを組成するため、市内企業と連携して、現地への渡航調査や海外企業等の訪日視察を実施しました。



現地活動



視察対応

ウ. 市内企業の海外展開支援

「SDGs 推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資する環境関連技術・製品の海外展開を目指す市内中小企業等を対象に、ビジネスモデル構築のための事業可能性調査の支援を実施しました。

エ. その他

(ア) 海外からの視察受入



エコタウン視察の様子



(イ) 国際会議への参加



海洋プラスチック条約準備会
サイドイベント登壇の様子

(1) 公益財団法人 北九州国際技術協力協会 (KITA)

KITAは、北九州市がこれまでに培った技術や経験を途上国に移転することを目的に、昭和55年に設立されました。以来、北九州市の環境国際協力の実践機関として、国際研修、専門家派遣、コンサルティング、調査研究、国際親善交流など、多彩な活動を実施しています。

■令和6年度の主な環境関連事業**ア. 国際研修事業**

KITAでは、JICA研修23コース（環境管理・水資源・行政研修7コース、生産技術・地場産業活性化研修10コース、省・新エネルギー研修6コース）を実施し、研修員193人が参加しました。



研修中の様子

イ. 技術協力事業

環境省環境調査研修所が実施する全国の自治体職員等を対象にした研修2コースのほか、日中韓三カ国の自治体職員等を対象にした合同研修を受託・実施しました。

また、ベトナム国バリアンタウ省環境配慮型及びIT活用型モデル工業団地管理経営能力強化プロジェクトやマレーシア国マラッカ市循環型社会形成に向けた市民の3R活動に波及する学校教育モデル構築支援事業などにおいて、現地への専門家派遣及び訪日研修を実施しました。

(2) 公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)**北九州アーバンセンター**

IGES(本部 神奈川県葉山町)はアジア太平洋地域の持続可能な開発の実現に向け、実践的かつ革新的な政策手法の開発や環境対策の戦略づくりを行っています。

北九州アーバンセンターは、平成11年にIGES北九州事務所として開設され、主に国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)及び北九州市との協力プログラム「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」等の活動を行ってきました。

現在では、都市の脱炭素化や都市の持続可能性の実現に向けた自治体の取組や、都市におけるSDGsの取組を促進するための研究を進めています。また、市内企業が保有する環境技術の海外展開支援や、JICA九州・KITAとの連携により国際研修を実施するなど、アジアカーボンニュートラルセンターの一翼を担っています。

■令和6年度の主な事業内容**ア. 市内企業の海外展開支援**

北九州市、市内企業・関係機関と共に、環境省事業を活用し、インドネシア西ジャワ州におけるセメント産業のサプライチェーン全体のCO₂排出削減を目指し、現地調査を実施しました。

また、インドネシアの中央カリマンタン州において、シャボン玉石けん(株)とJICA事業を通して、「環境配慮型石けん系泡消火剤を用いた森林・泥炭地火災の消火技術普及・実証事業」に取り組んでいます。

イ. 持続可能な都市づくりのための取組の推進

北九州市では、市内企業がサステナビリティ経営に取り組むことによって、社会的インパクトを創出するとともに本業で利益を生むといった自律的好循環を形成するための「北九州市サステナブル経営認証制度」が創設されました。IGESは本制度の制度設計や制度運用を行うとともに、市内企業の認証取得に向けた伴走支援等を行いました。

また、「北九州循環経済ビジョン推進協議会」へ参画し、北九州で循環経済ビジョンの具現化に向けた協議会の運営支援を行うとともに、同協議会の下に設置された個別検討会において、事業化を図る検討を進めました。また、北九州市立大学、九州工業大学とともに、プラスチック資源循環に関する共同研究を実施しました。

さらに、北九州市の『北九州GX推進コンソーシアム』にボードメンバーとして参画し、市内企業の経営層向けビジネススクールを事務局として主催するなど、北九州市の脱炭素化と産業競争力強化の同時実現を目指すグリーントランスフォーメーション(GX)の推進に貢献しました。

ウ. 国際ネットワークを活かした環境分野での取組や情報発信

アジアカーボンニュートラルセンターと連携して、北九州市の環境姉妹都市であるフィリピン・ダバオ市において、廃棄物収集運搬の改善や資源ごみ回収施設の設置などを推進する事業への参画や、インドネシア・スラバヤ市の廃棄物処理実態調査に取り組みました。

また、北九州市にて開催された国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の「第4回低炭素都市国際フォーラム」を共催し、北九州における脱炭素推進の取り組みを広く国内外へ紹介しました。

エ. 地域におけるSDGsの取組の推進

北九州市のSDGsの地域化の先進事例を整理し、英字ウェブサイト「北九州SDGs研修プラットフォーム」を通して広く国内外へ発信しています。

令和6年度も地域の現場からSDGsを学ぶ「第6回SDGs研修プログラム」を実施し、北九州市と水俣市等において視察を行いました。大学生を中心とした参加者が、地域のSDGsの好事例を、実際に仕事に従事している人々から学ぶプログラムで、IGESは持続可能な社会へ貢献する人材育成にも取り組んでいます。

また、国連パリ協定の目標である気温上昇を1.5℃以内に抑えるためのライフスタイルについて、大学生・高校生を対象にワークショップを開催したほか、地元の高校や大学からの依頼で講義、ワークショップを行うなど、若者へのSDGs 推進に向けた意識啓発を図りました。

(3) 国際機関との関係等

ア. 独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

JICA は、政府開発援助 (ODA) の無償資金協力や技術協力を実施する機関です。平成元年、九州地区の総合窓口として北九州市に JICA 九州が開所し、開発途上国からの研修員の受入れ、日本人海外ボランティアや技術専門家の募集、国際協力に関する情報提供などを行っています。

北九州市は、研修コースへの講師派遣や施設への見学受入などを積極的に行うとともに、地域の特徴を活かした新たな研修の開設、JICA の制度を利用した環境国際協力事業の実施など、多様な連携を実施しています。

平成 25 年 2 月には、従来からの協力関係のさらなる推進に加え、官民連携など新たな分野での協力を発展させることを目的として、「北九州市と独立行政法人国際協力機構との連携協定」を締結しました。

イ. 国際協力銀行 (JBIC)

平成 21 年 12 月 21 日に、国際協力銀行 (JBIC) と北九州市は気候変動対策と水インフラ整備に関する相互協力の覚書を締結しました。JBIC と自治体との覚書の締結は、東京都について二番目であり、JBIC の海外ネットワークや情報を活かしながら、北九州市の環境技術の技術輸出を図っていきます。

ウ. イクレイ (ICLEI)

持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会イクレイは、持続可能な開発を公約した自治体及び自治体連合組織で構成された国際的な連合組織です。平成 2 年にニューヨークで開催された「持続可能な未来のための自治体世界会議」で設立されました。

現在イクレイは、2,500 を超える自治体ネットワークを有する団体となっています。北九州市は、イクレイ設立当初から加盟し、理事を務めるなど積極的に活動しています。

エ. 世界銀行

平成 29 年 3 月、世界銀行 (東京ラーニングセンター (TDLC)) と北九州市は「都市パートナーシッププログラム (CPP)」にかかる覚書を締結しました。

開発途上国が直面する開発課題に対し、都市と途上国都市との連携を支援・促進し、解決策を提供することを目的としており、「グリーン成長」と「廃棄物管理」をテーマに、令和元年度には、世界銀行が開発途上国の政府関係者など 14 カ国約 70 名を日本に招いて、「廃棄物管理実務者研修」を北九州市で実施するなど、多くの事業を連携して実施しています。

令和 3 年度には、「廃棄物に関する対話型研修」をはじめ、

世界銀行が主催・共催した 3 つのオンラインイベントに参加し、北九州市の脱炭素化社会の実現に向けた取組や廃棄物管理に関する取組について紹介しました。

令和 5 年度には、世界銀行の「インドネシア廃棄物管理・サービス向上プロジェクト」の技術協力事業として、世界銀行とインドネシア政府代表団が北九州エコタウン等の環境関連施設の視察を含めた研修を実施しました。

令和 6 年度には、世界銀行の「都市の洪水管理」に関する対話型研修に参加し、廃棄物と都市洪水リスクの相互関係についての事例研究や北九州市の取組について紹介しました。

オ. 環境省環境調査研修所 北九州研修事業事務局

平成 28 年 3 月にまち・ひと・しごと創生本部が取りまとめた「政府関係機関移転基本方針」により、北九州市へ環境省の環境調査研修所の一部機能移転が決定し、平成 28 年 10 月、北九州市立国際村交流センター内に「環境調査研修所北九州研修事業事務局」が開所しました。

令和 6 年度は、全国の自治体職員を対象に北九州市で毎年開催する、廃棄物・リサイクル専攻別研修及び国際環境協力基本研修の 2 コースに加え、日中韓三カ国合同環境研修を開催しました。

※令和 6 年度も、令和 5 年度に引き続き、対面研修となりました。

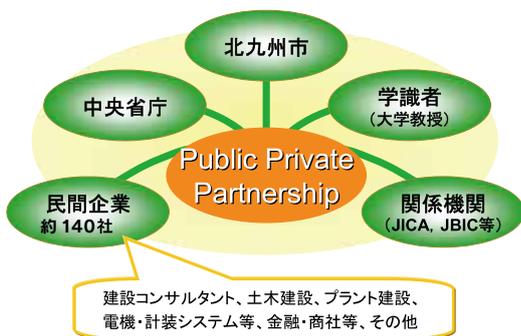
海外水ビジネスは、アジア諸国をはじめとした人口増加や都市化の進展に伴い、今後も市場の拡大が見込まれています。

北九州市では、国際技術協力で培われた相手国との信頼関係を活用し、海外水ビジネスの展開を図っています。

(1) 「北九州市海外水ビジネス推進協議会」の設立

平成 22 年 8 月、全国の自治体に先駆け「北九州市海外水ビジネス推進協議会」を設立し、官民が一体となって、海外水ビジネスを推進する体制を整えました。

協議会では、長年にわたる国際技術協力で培った強力的ネットワークを持つ、カンボジア、ベトナム等で活動を行っています。



(2) 取組の成果

これまでの活動の結果、相手国政府等と今後の技術協力やビジネスに向けた覚書の締結や、ビジネス案件を受注しています。

【主な覚書締結】

平成 22 年 11 月 ベトナム・ハイフォン市下水道排水公社と下水道分野における技術協力・交流に関する覚書を締結。

平成 23 年 10 月 ベトナム・ハイフォン市と上下水道整備に係る覚書を締結。

平成 23 年 12 月 カンボジア鉱工業エネルギー省と主要 9 都市の水道基本計画策定に係る技術的コンサルティング業務について、北九州市が実施する旨の覚書を締結。

平成 25 年 5 月 ベトナム・ハイフォン市水道公社とベトナム国における上向流式生物接触ろ過設備 (U-BCF) 普及に向けた相互協力協定を締結。

平成 26 年 10 月 姉妹都市協定に基づきベトナム・ハイフォン市下水道排水公社と下水道分野における技術協力・交流に関する覚書を締結。

平成 28 年 1 月 カンボジア王国水道の持続的発展をはかるための活動に関する覚書を締結。

平成 29 年 2 月 カンボジア国プノンペン都と下水道分野の技術協力に関する覚書を締結。

令和 3 年 1 月 カンボジア水道協会と北九州市海外水ビジネス推進協議会がカンボジア王国の民営水道事業の発展にかかる連携協定を締結。

令和 6 年 1 月 ベトナム・フートオ水道公社及びハイフォン市水道公社と経営改善に向けた人材育成に関する技術協力協定を締結。

令和 6 年 5 月 ハイフォン水道公社と北九州市上下水道局のベトナム国における U-BCF 普及の強化に向けたアンズオン浄水場 U-BCF の安定運転の改善を通じた包括的技術協力に関する覚書を締結

【主な水ビジネス案件の受注】

《カンボジア》

平成 23 年 3 月 シェムリアップ市浄水場建設基本設計補完業務

平成 24 年 1 月 カンポット市、ケップ市の水道事業計画及び管路計画に係る基礎調査業務

平成 24 年 5 月 バッタバン市、コンポンチャム市の水道拡張整備の準備調査業務

平成 24 年 6 月 セン・モノロム市上水道整備事業受注

平成 25 年 2 月 シェムリアップ市の下水道整備計画等策定業務

平成 25 年 7 月 プノンペン市における JCM 案件形成可能性支援事業

平成 25 年 8 月 コンポンチャム市、バッタンバン市の上水道拡張計画

平成 25 年 10 月 カンボジア対象本邦下水道研修開催支援業務

平成 26 年 5 月 カンポット及びシハヌークビルにおける地方上水道拡張整備計画準備調査

平成 26 年 5 月 プノンペン水道公社における浄水場設備の高効率化によるエネルギー削減

平成 26 年 8 月 プノンペン都下水・排水改善プロジェクト

平成 26 年 10 月 コンポンチャム、バッタンバン上水道拡張工事

平成 27 年 6 月 インフラシステム海外展開促進調査等事業〔カンボジア工業団地〕

平成 27 年 9 月 カンポット市水道施設拡張事業・詳細設計業務

平成 27 年 12 月 シェムリアップ市水道拡張事業・詳細設計業務

平成 28 年 3 月 セン・モノロム市上水道整備事業

平成 28 年 4 月 カンポット市水道整備事業建設工事

平成 29 年 5 月 プルサット及びスバイリエンの上水道拡張整備計画準備調査

平成 29 年 10 月 プノンペン都上水道セクター情報収集・確認調査

平成 30 年 4 月 プノンペン下水処理場整備計画準備調査

平成 30 年 12 月 シェムリアップ上水道拡張事業 (配水管網工事)

平成 31 年 3 月 コンポントム上水道拡張事業・施工

令和元年 11 月 プノンペン都下水処理場整備プロジェクト・コンサルタント業務

令和 2 年	3 月	プノンペン上水道開発に係る情報収集・確認調査
令和 2 年	4 月	プルサット上水道拡張計画及びコンサルティング業務
令和 2 年	11 月	プンプレック上水道改修・拡張計画準備調査
令和 3 年	4 月	プノンペン都下水道処理場整備プロジェクト（下水道処理場建設工事）
令和 3 年	8 月	プルサット上水道拡張事業
令和 4 年	3 月	タクマウ上水道拡張事業
令和 5 年	12 月	スパイリエン上水道拡張事業
令和 6 年	11 月	首都圏水道施設デジタル管理システム開発プロジェクト

《ベトナム》

平成 23 年	11 月	ハイフォン市の配水ブロック整備に係る初期調査業務
平成 24 年	2 月	ハイフォン市の下水道人材育成業務
平成 25 年	5 月	ハイフォン市における U-BCF 整備事業
平成 25 年	12 月	地方上下水道セクター情報収集・確認調査
平成 26 年	6 月	ホーチミン市水道分野海外水ビジネス官民連携型案件発掘形成事業
平成 26 年	7 月	ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画準備調査
平成 27 年	3 月	ハイフォン市水道公社マッピングシステム再構築業務
平成 28 年	2 月	ベトナム地方 6 都市 U-BCF 実証実験事業
平成 28 年	7 月	ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画・詳細設計業務
平成 29 年	2 月	ハイフォン市下水道施設情報管理システム整備事業
平成 30 年	8 月	ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画

《インドネシア》

平成 24 年	11 月	スラバヤ市の下水道整備計画等策定業務
平成 25 年	6 月	スラバヤ市における低炭素都市計画策定のための技術協力（JCM 案件）
平成 26 年	2 月	ジャカルタ特別州下水道整備事業に係る補完調査
平成 26 年	9 月	インドネシア対象本邦下水道研修開催支援業務
平成 28 年	4 月	ジャカルタ特別州下水道整備に係る本邦研修実施業務

(3) 水ビジネスの国際戦略拠点づくり

平成 24 年 4 月、北九州市は国土交通省から、国際展開に先進的に取り組む地方公共団体として認定され、水・環境ソリューションハブ(WESHub)の構成メンバーに登録されました。

現在、海外での競争力・優位性の確保、国際ビジネスの基盤強化を図るため、市内企業の技術・製品を展示するコーナーなどを備えた「ビジターセンター」を活用し、水ビジネスに向けた取組を進めています。



「水ビジネスの国際戦略拠点」のイメージ



第5章 市民の力でまちの環境力を高める



基本施策 1 環境活動と地域活性化の好循環

1 環境活動を行う市民・市民団体への支援・助成

市民や市民団体の自主的な環境活動を推進するとともに、その活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、ごみの減量化・資源化及び自然環境保全等の環境活動を行う市民や市民団体への支援・助成を行っています。

今後も、市民や市民団体が環境活動に参加しやすく、取り組みやすい仕組みづくりを行っていくとともに、活動の継続と拡大を支援していきます。

(1) 集団資源回収団体奨励金制度

市に集団資源回収団体として登録した町内会、老人会、子ども会、まちづくり協議会などの地域の市民団体に対し、古紙・古着の回収量に応じて、奨励金を交付しています。

◆ 古紙・古着の集団資源回収

奨励金 (古紙)	保管庫やごみステーションを利用した拠点回収	7円/kg
	戸別(軒先)回収	5円/kg
奨励金 (古着)	「古着地域循環推進まちづくり協議会」による拠点回収※1	2円/kg
	上記以外の拠点回収・戸別回収※2	1円/kg
登録団体数(令和6年度)	1,665団体	
回収量(令和6年度)	11,983t(古紙)、403t(古着)	

※1 集団資源回収団体のうち「古着地域循環推進まちづくり協議会」として登録したまちづくり協議会が、市民センター等を拠点に行う古着回収。回収された古着は市内のリサイクル事業者へ搬入され、自動車の内装材の材料に再生されます。

※2 平成29年1月から、「古着地域循環推進まちづくり協議会」以外の集団資源回収団体が行う古着回収についても奨励金の交付を開始しています。

(2) まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金制度

活動地域内の古紙回収の調整(未実施地域の解消、回収促進のPR)を継続して行うまちづくり協議会に対し、奨励金を交付しています。

奨励金	2円/kg(活動地域全体の回収量)
-----	-------------------

(3) 資源回収用保管庫貸与制度

資源回収活動を行っている町内会、PTA、子ども会などの地域の市民団体等に対し、保管庫の貸与(無料)を行っています。

(4) 地域特性型(メニュー選択方式)市民環境活動推進事業

地域環境活動の拡大を図るため、環境活動を自主的に行う地域団体に対する支援等を行っています。

ア. 剪定枝のリサイクル

地域団体が自主的に回収する家庭から排出される剪定枝について、民間リサイクル施設でチップ化し、家畜の敷き藁代替材等へリサイクルする活動に対し支援を行っています。

イ. 廃食用油のリサイクル

地域団体が自主的に拠点回収する家庭から排出される廃食用油について、バイオマス燃料へリサイクルする活動に対し支援を行っています。

(5) 循環型社会を形成するための環づくり支援事業

ア. 生ごみコンポスト化容器活用講座

平成21年度から、生ごみコンポスト化容器をうまく活用できなかった方や、新たに使用してみたい方を対象に、生ごみコンポスト化の知識を学ぶとともに、実際の作業を通じてコンポスト化容器活用のコツや問題発生時の対処法等を習得する「生ごみコンポスト化容器活用講座」を開催しています。



イ. 地域生ごみリサイクル講座

地域団体等が自主的に開催する生ごみコンポスト化容器活用講座を対象に、生ごみコンポストアドバイザー養成講座で養成した講師を派遣し、地域における生ごみの減量化・資源化を推進しています。



令和6年度受講者数	延べ447名
令和6年度実施地域数	12地域

2 環境活動に関する各種表彰

環境問題を解決していくためには、市民一人ひとりが環境との関わりについて理解し、具体的な行動を起こしていくことが必要です。そのため、地域の環境活動に積極的かつ継続的に取り組んでいる市民・NPO、事業者等のやる気を支え、効果的なインセンティブを付与するために、各種の表彰を行っています。

◆ 表彰の内容

地球温暖化防止	<p>○北九州市環境にやさしい事業所（市長感謝状） エコアクション21認証登録事業者の中で、特に優秀な環境に配慮した取組を実施している事業者を表彰 令和6年度：3事業所</p>
	<p>○産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定 市内の製造業をはじめとする排出事業者と産業廃棄物処理業者の中から優れた取組と実績を持つ企業を優良企業として認定。 令和6年度：排出事業者2件、処理事業者4件</p>
まち美化	<p>○環境衛生優良地区（市長表彰） 5年以上にわたり、まち美化清掃、ねずみや衛生害虫の防除等の生活環境の改善を積極的に推進している地区を表彰。 令和6年度：5地区</p>
	<p>○環境衛生地区組織育成成功労者（市長感謝状） 5年以上にわたり、環境衛生向上のため実践活動を献身的に指導している個人を表彰。 令和6年度：11名</p>
	<p>○北九州市まち美化協力功労者（市長感謝状） 5年以上にわたり、地域におけるまち美化意識の高揚や清掃活動など、環境事業に積極的に協力し、美しいまちづくりに顕著な成果を上げている個人・団体を表彰。 令和6年度：個人2名、4団体</p>
	<p>○北九州市まち美化貢献者（環境局長感謝状） 道路、歩道、河川等の清掃や地域の公園、ごみステーションの美観保持など、清潔で美しいまちづくりの推進に貢献した個人・団体を表彰。 令和5年度：個人4名、3団体</p>

3 まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO、企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。様々な取組により、「自分たちのまちは自分たちの手できれいにする」という市民の美化意識は高まっています。

今後も、誰もがまち美化活動へ気軽に参加し、環境美化について関心を抱くよう、PR・啓発活動を充実させ、市民全体のモラル・マナーの向上を目指します。

(1) “クリーン北九州” まち美化キャンペーン

5月30日を「ごみゼロの日」として、この日の前後に清掃活動を行う運動は、昭和50年代に全国的に広まりました。

北九州市では、昭和58年に「ごみゼロの日キャンペーン」を開始し、平成3年からは5月30日～6月30日を「“クリーン北九州” まち美化キャンペーン」として、市民・企業・行政が一体となってまち美化活動や啓発活動を行っています。



活動の様子

ア. まち美化清掃

各区に会場を設け、市民、企業、行政が協力・連携し、大規模なまち美化清掃を実施しました。

また、期間中、市内各地で地域団体やボランティア団体、企業等による清掃活動が行われました。

◆まち美化清掃 (参加人数・収集量の推移)

年度	参加人数 (人)	収集量 (t)
令和3年	7,073	52.5
令和4年	18,973	91.9
令和5年	24,685	122.6
令和6年	17,327	104.7

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

イ. ポイ捨て防止の呼びかけ

主要駅前での街頭啓発のほか、学校、企業、地域団体等の協力を得て、空き缶や煙草の吸い殻等のポイ捨て防止の啓発チラシを市内全域に配布しました。

(2) 「市民いっせいまち美化の日」

平成6年10月1日に「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」(まち美化条例)が施行されたことから、平成7年から毎年、10月1日～7日までの「清潔なまちづくり週間」と定め、さらに、平成8年からは期間中の日曜日(10月の第一日曜日)を「市民いっ

◆市民いっせいまち美化の日 (参加人数・収集量の推移)

年度	参加人数 (人)	収集量 (t)
令和2年	42,010	303.9
令和3年	56,982	302.9
令和4年	57,647	323.4
令和5年	65,346	343.6
令和6年	56,966	322.9

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模を縮小して実施

せいまち美化の日」とし、市民が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃しています。こうした市民参加型の行事を継続実施していくことで、まち美化意識の高揚と定着を図っています。



清掃の様子

(3) “クリーン北九州” 百万市民運動推進協議会

まち美化活動が市民一人ひとりの生活習慣として定着し、北九州のイメージアップを図ることを目的として、平成元年に発足しました。

地域・学校・企業・ボランティアを代表する35団体が構成され、「5分間清掃」「ポイ捨て防止」「ごみの持ち帰り」の3つを運動目標に普及啓発活動を実施しています。

(4) まち美化推進員

平成6年10月に施行された「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」(まち美化条例)に基づき、「まち美化推進員」を選任しています。

まち美化推進員は、市と市民のパイプ役を果たし、地域のまち美化活動を牽引する役割を担います。(令和7年4月1日現在127名)

(5) まち美化促進区域

多くの市民の集まる駅前や観光地など、市のイメージアップ等の観点から特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定しています。(11ヶ所)

区	まち美化促進区域
門司区	・門司港レトロ地区 ・大里柳校区駅前周辺地区
小倉北区	・小倉駅前地区 ・勝山公園
小倉南区	・朽網であい坂地区
若松区	・若松南海岸エルナード地区
八幡東区	・国際通り ・帆柱自然公園
八幡西区	・黒崎地区 ・沖田地区
戸畑区	・戸畑駅前地区

(6) まち美化ボランティア袋

道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布し、活動の支援を行っています。

また、ボランティア清掃においても希望される場合は「資源化物用ボランティア袋」を使って、「かん・びん」「ペットボトル」「プラスチック」の資源化物分別ができます。



まち美化ボランティア袋

(7) 「生活環境クリーン」サポート

地域団体やボランティア団体による自主的なまち美化活動に対し、清掃用具貸出などの支援を行っています。

まち美化を通じて地域と行政の新たなネットワークを形成し、地域におけるまち美化活動の拡大を図り、清潔で美しいまちづくりを進めます。

(8) 北九州市環境衛生大会

環境・保健衛生活動に携わっている地域の関係者が集まり、お互いの連携を深め、今後の更なる事業推進・発展を期して開催される大会で、「北九州市環境衛生総連合会」と共に実施しています。長年にわたり環境衛生活動に貢献された方の表彰式も行われています。

トピックス

ごみステーションの改善推進

北九州市のごみ収集は「ポリ袋ステーション方式」で行われ、ステーションは地域で管理されてきました。しかし、ライフスタイルや社会状況の変化、ごみ種の多様化などにより、ステーションを取り巻く状況が変化しており、一部のステーションではごみの散乱やルール、マナーを守らないごみ出しが地域の悩みとなっています。

市では平成 25 年度に全てのステーションの実態を調査し、地域の皆さんとともに改善を進めてきました。

また、平成 26 年 8 月には今後のステーションのあり方について北九州市環境審議会に諮問し、平成 27 年 4 月に答申を受けました。

今後も、答申を踏まえ、環境未来都市にふさわしいステーションとなるよう、地域の皆さんとともにステーションの改善に取り組めます。

●北九州市環境審議会の答申

[今後のあり方]

- ・現行の「ポリ袋ステーション方式」を継続
- ・社会状況の変化や地域の実情に応じ、ステーションの利便性や美観等をさらに工夫
- ・市と地域が車の両輪となってステーションを維持、管理
- ・全市統一的ルールは最低限とし、地域が築き上げた地域ルールを尊重

[ステーションの改善に向けた対策への提言]

- ・ステーションの配置（少子高齢化に伴う配置の改善の検討 など）
- ・地域への支援（地域が行っているステーション管理の創意工夫の紹介 など）
- ・指導及び PR（違反者の背景や属性等に応じた指導、地域とのつながりが薄い人への啓発の工夫 など）
- ・事業系ごみ対策（ルール違反者への指導の徹底 など）



対策前の様子



対策後の様子

4 市民との協働による景観づくり

(1) 市民との協働による景観づくり

昭和 60 年に北九州市都市景観条例が施行されて以来、景観施策を取り巻く状況は大きく変化しています。

北九州市では、景観法制定を受け平成 20 年に策定した「景観づくりマスタープラン」、景観計画区域等を定める法定計画の「景観計画」に基づき、景観意識の向上や担い手育成等の景観づくりを推進してきました。

令和 2 年 4 月には、平成 31 年 4 月に改定したマスタープランに則し、現状の課題に的確に対応していくため、景観計画の変更を行っています。（同年 10 月施行）

(2) 今後の取組

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、北九州の歴史や文化、経済活動など、まちの姿そのものを表しています。したがって、



門司港レトロの景観

景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取組であり、良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいくことが必要です。

そこで、市民・事業者・行政が協働で取り組む景観づくりの基本姿勢を、次の 4 つの視点で提示し、行政としてこれらの取組を支え、景観施策を展開していきます。

基本姿勢

知る	市民一人ひとりが、景観は北九州の財産となることを知る
守り・創る	地域に根差した景観を守り・創る
担う	地域が自発的に取り組む仕組みをつくり、多様な主体で景観づくりを担う
高める	景観に関わる多様な主体が、意識、知識、技術を高める

景観づくりの基本姿勢

(1) 歴史的建造物を活かした魅力あるまちづくり

北九州市は、門司港レトロ地区や木屋瀬の宿場町など、歴史を感じられる街並みや、西日本工業倶楽部（旧松本家住宅）や旧古河鉱業若松ビルなど、歴史的建造物が数多く残っています。

これら北九州市の歴史的な街並みや建造物は、私たちのふるさと意識を育み、まちの風格を高めるための大きな役割を果たし、魅力ある街づくりの基盤となります。

そこで、文化財の保存や観光拠点の整備などの取組と連携し、歴史的な街並みや建造物を将来にわたり適切に保全するとともに、これらを活かした魅力的なまちづくりを進めます。

(2) これまでの取組

長崎街道の宿場町の面影を残し、北九州市では数少ない歴史的な街並みを持つ八幡西区木屋瀬地区においては、地域内における一定要件を満たした建造物等に対して、その修理・修景の一部を助成し、歴史的な街並みの保全を進めています。



八幡西区木屋瀬地区の街並み

(3) 今後の取組

文化財の保存や観光拠点の整備などとともに、歴史的な街並みや建造物を含め、地域にある景観資源を保全・活用する景観法に基づく制度などにより、地区の特性に応じた個性的で魅力ある景観の形成を図ります。

2 北九州市環境みらい学習システム「ドコエコ！」の推進

(1) 目的

北九州市の恵まれた自然や充実した環境関連施設等を結びつけ、多世代の市民が意欲や能力に応じて、エコツアーなどまち全体で楽しく環境学習が行える仕組みづくり「ドコエコ！」を行い、「環境未来都市」推進の原動力となる「市民環境力」の向上を目指します。

(2) これまでの取組

ア. 環境学習の支援と情報発信

環境体験学習施設案内「ドコエコ! ホームページ」(<http://www.eco-learning.jp/>)・SNS等を活用した楽しく分かりやすい情報発信を行っています。



ドコエコ! ホームページ

イ. 環境学習コンシェルジュ

平成26年12月から、環境学習の総合窓口として、環境ミュージアムに「環境学習コンシェルジュ」を配置し、学びのテーマに応じた環境学習施設の紹介や、エコツアー、社会見学などの提案やアドバイスを行っています。

ウ. エコツアー（環境学習ツアー）の実施・支援

一般市民を対象に、北九州市の環境学習施設をめぐる「ドコエコ! エコツアー」を実施しています。（令和6年度参加者数19名）



ドコエコ! ツアー

(3) 今後の取組

今後も引き続き、環境学習プログラムの情報集約と環境学習施設間のネットワークの強化を図るとともに、積極的な情報発信を進めます。

3 北九州市環境首都検定の実施

(1) 目的

北九州市では、市民環境力の強化を図るため、平成20年度に「北九州市環境首都検定」を創設しました。

北九州市独自の環境分野の検定を実施することによって、環境学習の機会を増やし、環境意識のレベルアップや環境に関心を持つ市民の裾野を広げるとともに、北九州市の環境首都への取組における認知度を高め、エコライフの取組を身近に感じることができるきっかけをつくります。

令和3年度からは、全区分、自宅で気軽に受検ができるWeb受検を実施しています。

(2) 検定の概要（令和6年度）

【受検資格】なし

【受検料】無料

【出題形式】入門編：問題数25問（3択形式）
標準編：問題数25問（3択形式）
達人編：問題数40問（3択形式）

【合否判定】70点以上合格

【主な出題範囲】

- ・「北九州市環境首都検定」公式テキスト
- ・入門編・標準編公式テキスト など

(3) 実施結果（令和6年度）

【実施日時】令和6年12月8日（日）10:00～12:00

【受検方法】Web受検

【特別受検会場】環境ミュージアム

【実施結果】

受検区分	入門編	標準編	達人編	計
受検者数	2,920名	711名	63名	3,694名
平均点	63.6点	78.4点	64.2点	—
合格率	34.3%	75.4%	44.4%	42.4%
合格者数	1,002名	536名	28名	1,566名

【特徴】

- ① 家族、学校、企業、地域団体など様々なグループで受検（86団体、537名）
- ② 幅広い年齢層で受検（5歳～81歳）
- ③ 遠方受検者34人（県外14人、市外20人）

(4) 今後の取組

令和7年度は、18回目の開催となり、子どもから大人までの市民に対して、検定をきっかけに、環境への意識の向上、ライフスタイルの変革につなげていくことを目指します。

また、企業のCSR活動に役立てていただくなど様々な場での活用の拡大を図っていきます。

4 環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進

(1) 北九州市環境ミュージアム

平成 13 年に開催された北九州博覧祭のパビリオンを利用して作られた、環境学習・環境情報・環境活動の総合拠点です。

北九州市の公害克服の歴史をはじめ、身近なエコライフ、市民・企業による環境保全活動、地球環境問題など、環境に関する様々な展示について、ガイドが分かりやすく解説します。

施設には、3kW の小型風力発電、6kW の太陽光発電（北九州エコハウス含む）、雨水利用システムなど、様々な環境配慮設備を備え、施設自体が学習教材となっています。

また、週末を中心に、楽しくエコが学べるよう、工作などの講座やイベントを数多く行っており、「見て・触れて・楽しみながら」学べる施設です。

館内の情報ライブラリでは、書籍や DVD、パネル、実験機器などを揃え、貸出等を行っています。

- 令和 6 年度利用者数 84,457 人
- 環境ミュージアム HP アドレス：<https://eco-museum.com/>



環境ミュージアム外観



プロローグ



第5ゾーン「SDGs未来都市北九州市」

(2) 北九州エコハウス

21 世紀環境共生型モデル住宅として、平成 22 年 4 月に環境ミュージアムに併設した「北九州エコハウス」では、太陽光発電や屋上緑化のほか、風通しをよくする工夫や部屋の中への日光のさし方など住まいの工夫が学べます。

また、燃料電池自動車からの給電設備を備え、水素利用の実証実験を行うなど、環境に優しい住まいとして情報発信等を行っています。



北九州エコハウス外観

(3) 体験学習プログラム「地球の道」

地球誕生から現代までの 46 億年の壮大なドラマを、460m のフィールドに置き換えて自分の足で歩いて体験する「地球の道」（平成 24 年 10 月設立）。

脚本家・倉本聰氏が塾長を務める富良野自然塾のプログラムを、ガイドがご案内します。

地球を知ることで地球のすばらしさを感じる、地球環境をテーマにした屋外体験学習プログラムです。

※現在、工事中のためプログラムを休止中です。



「地球の道」の体験の様子

(4) 環境学習サポーター

環境ミュージアムを拠点として、館内外の市内全域で、環境学習・活動の活性化に向けてサポートを行う市民ボランティアです。様々なエコ工作や環境実験のアクティビティなどをはじめ、ミュージアムガイドと連携した多様な体験型学習を通じて楽しみながら市民の環境意識の醸成を図るお手伝いをしています。

また、これらのプログラムを市民センターなどでも“出張環境ミュージアム”として行い、地域の環境活動を推進しています。

他にも、ごみ処理工場や浄化センター等のガイドを市民目線で行うなど、環境に関する知識や学習の指導者としての技術習得に努めながら、市全域で幅広く活動しています。



環境学習サポーターによる体験学習

●令和 6 年度の実績

- ・環境学習サポーター登録数 52 人
- ・活動日数（のべ）309 日
- ・活動人数（のべ）1,473 人

(5) ネーミングライツの導入

環境ミュージアムは、令和 5 年 4 月よりネーミングライツ（命名権）を導入し、愛称が「タカミヤ環境ミュージアム」になりました。

5 北九州子どもエコクラブ活動の推進

「子どもエコクラブ」とは、子どもたちが自主的に環境に関する学習や活動を行うクラブです。令和 6 年度は、69 クラブ、4,134 人の幼児から高校生までが活動し、子どもたちの主体的な環境活動が促進されました。

また、エコクラブだよりの発行や壁新聞づくり等で環境への意識向上の PR を行いました。

6 北九州エコメカアイデア・コンクールの実施

次世代を担う小・中学生の環境教育、人材育成という観点を踏まえ、令和6年度から「北九州エコメカアイデア・コンクール」を北九州商工会議所と共同で実施しました。

気候変動への対応、生物多様性の保全、海洋汚染など、世界中で課題となっている様々な環境問題を改善・解決するためのロボットや機械等のアイデアについて、子どもならではの自由な発想で描写・説明した作品を募集し表彰することで、①環境問題への危機意識の醸成、②環境人材の育成を図ります。

(1) 募集対象

北九州市内の小学4・5・6年生及び中学生（特別支援学校を含む）

(2) 募集作品

様々な環境問題を改善・解決するためのロボットや機械等（＝エコメカ）のアイデアを、イラストや図を交えた提案書として応募。

(3) 応募状況

- 募集期間 令和6年7月上旬～9月13日（金）
- 応募作品 小学校 33校から 243作品
中学校 10校から 42作品
合計 43校から 285作品もの応募がありました。

(4) 審査結果

- 金賞 小・中学生の部 各1作品
- 銀賞 小・中学生の部 各6作品
- 銅賞 小・中学生の部 各14作品
- 最多応募校賞 小・中学校の部 各1校

(5) 授賞式

- 日時：令和7年2月2日（日）13時30分
- 式場：タカミヤ環境ミュージアム



(6) 受賞作品の展示

- 期間：令和7年2月2日（日）～2月24日（月）
- 会場：タカミヤ環境ミュージアム



(7) 今後の取組

今後も、エコメカアイデア・コンクールの作品募集を通じて、子どもやその家族の環境問題やものづくりへの関心を高めることを目指します。

幼児から中学生までの発達段階に応じた環境教育副読本を平成12年度から平成18年度にかけて作成しました。本文に北九州市の事例を用いることで、自然の重要性を子どもたちに気づかせ、身近なところからエコライフに取り組んでみたいと思えるような教材にしています。教育現場では、総合的な学習の時間などで積極的に活用されています。

- 1 幼児用「コスモスほしからきたベルル」A4判汎用型
- 2 幼児用「コスモスほしからきたベルル」大型絵本
- 3 幼児用「コスモスほしからきたベルル」点字体と音声CDセット
- 4 小学校低学年用「地きゅうはみんなのおともだち」
- 5 小学校中学年用「もっと知りたいみんなの地球」
- 6 小学校高学年用「みんなで守ろうきれいな地球」
- 7 小学校教師用指導書
- 8 中学生用「未来につなごうゆたかな地球」
- 9 小学校高学年用別冊公害克服編「青い空を見上げて」



また、自ら環境に対する正しい知識を身につけるとともに、感受性を育てていくことを目的とした環境教育ワークブック「みどりのノート」を平成21年度に作成し、平成22年度から令和5年度まで市内の全小学校に毎年配布しています。



小学校低学年用

小学校高学年用



小学校教師用指導書

(1) 目的

世界の環境首都を目指す北九州市では、「SDGs 未来都市」への選定を受け、児童生徒の環境保全のための主体的、実践的な態度、能力を育成するため、環境関連施設での体験的な学習を実施するとともに、環境教育に関する研究を推進しています。

(2) 取組の内容

小学校4年生の総合的な学習の時間の中で、北九州市の自然に直接触れたり、環境ミュージアム、エコタウン等の環境教育関連施設を活用したりする「SDGs 環境アクティブ・ラーニング」を実施しています。

北九州市では、国内外から高い評価を得ている「環境」を素材とした修学旅行の学習メニューを準備しています。この環境学習は、北九州市で体験できるSDGs修学旅行（※施設見学等を通してSDGsを包括的に学習できる北九州市独自の修学旅行のこと）の一つとしても重要なものです。

(1) 環境学習施設

環境学習ができる施設として、公害克服を学ぶ「環境ミュージアム」、資源循環を学ぶ「北九州エコタウン」、地球温暖化防止を目指す「次世代エネルギーパーク」、自然共生を学ぶ「響灘ビオトープ」があり、環境・SDGsの学習と併せて見学することができます。

(2) 工場見学

北九州市にはたくさんのものでづくり企業があります。これらのものでづくり企業の工場見学では、生産過程を見学するだけでなく、環境配慮への考え方も学ぶことができます。



TOTO（株）



シャボン玉石けん（株）

(3) 今後の取組

ひとりでも多くの方に環境学習を経験してもらうことで、北九州市の取組が広く情報発信され、次世代を担う子どもたちの環境意識等の醸成が図られることが期待できます。

北九州市に修学旅行で訪れた方々が楽しみながら学べるよう、内容の充実や受け入れ体制の強化を行っていきたいと考えています。

基本施策 3 環境国際協力・環境ビジネス等を通じたアジア地域への貢献

基本施策 4 環境に配慮した行動の推進

1 北九州エコライフステージ

(1) 目的

北九州エコライフステージは、「世界の環境首都」を目指し、市民団体や事業者などで構成する実行委員会を中心に、エコライフの浸透を目指し様々な環境活動に取り組むものです。

(2) 事業内容

平成 14 年度に開始してから、開催 23 年目を迎えた令和 6 年度の主な事業内容は以下のとおりです。

ア．シンボル事業「エコライフステージ 2024」

開催日：令和 6 年 11 月 16 日（土）・17 日（日）

会場：北九州市役所周辺

テーマ：エコライフステージ、新しいステージへ

内容

（ア）リアルイベント

- ・出展内容に併せて、「未来を担う若者ゾーン」や「環境にやさしい企業ゾーン」、「市民環境力ゾーン」など、8 つのゾーンを設置。
- ・市民環境力感謝状贈呈式の実施。
- ・環境に配慮した 3 つの約束（①ごみを出しません②環境に優しいグリーン電力を使います③食品ロスゼロに取り組みます）を実施。

ステージイベントの実施や、EV 自動車の展示、ごみ収集車へのごみの積み込み体験や北九州市の絶滅危惧種を探すアドベンチャーラリー等来場者参加型イベントも実施しました。

イ．地域の環境活動支援事業（通年事業）

会場：市内一円

内容

市民団体、企業、学校等の様々な環境活動を行っている団体を紹介することで、市民団体・企業間の相互交流による環境活動の拡大、ネットワークの広がりが生まれました。

(3) 成果

エコライフステージ 2024 では約 2 万 7 千人の方にご参加頂きました。

(4) 今後の取組

今後も持続可能な社会を目指して、民間企業、NPO 等の協力を得ながら、市民環境力の持続的発展のため、イベントを活用し、市内外の幅広い世代への普及啓発に取り組みます。

2 あらゆる主体による環境政策への参加の推進

市民、事業者、NPO などの団体、学校、行政などあらゆる主体が、環境に貢献する誇りと自信を持って、それぞれの分野を超えて自ら政策目標の達成に参画して取り組み、まちの環境力を高めていきます。

(1) 北九州エコライフステージ実行委員会

本会は市民・NPO・事業者・行政等で組織され、環境首都づくりを進めるための情報交流・情報発信及びエコライフの浸透を目的としています。

令和 6 年度は、年間を通して環境情報の受信や地域の環境活動の広報的支援等を行い、市民環境力の向上を図りました。

(2) 北九州市自然環境保全ネットワークの会（自然ネット）

自然ネットは、北九州市の自然環境分野の保全・育成・創成・利用及び整備に貢献することを目的として、市民、NPO、事業者などの活動主体が集まった組織です。会員同士の情報交換や研修を通じて、連携の強化と裾野の拡大を図っています。

また、講演会や緑化運動、絶滅危惧種保全活動など、様々な活動の開催や支援を行っています。

3 ていたんポイント事業

子どもから高齢者まで幅広い市民が、気軽に楽しく環境活動に参加することを促すため、環境活動に参加した市民に対してポイントを付与する「ていたんポイント事業」を平成 27 年 12 月からスタートさせました。

環境活動に参加するたびに「ていたんポイント」が貯まり、ていたんグッズやエコグッズと交換できます。

これにより、市民環境力の一層の向上を図るとともに、温室効果ガス排出削減、まちのにぎわいづくりや地域コミュニティ活動の活性化につなげていきます。



◆ 対象事業（一例）

対 象	実施期間	付与ポイント
環境学習施設への来館 ・環境ミュージアム ・エコタウンセンター ・響灘ピオトープ ・白島展示館 ・水環境館 ・北九州市ほたる館 ・香月・黒川ほたる館	通 年	来館で1ポイント
環境首都検定	12 月	検定受検 10 ポイント

4 デコ活

「デコ活」とは 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための、新しい国民運動です。

二酸化炭素(CO₂)を減らす脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と、活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

デコ活では、脱炭素に寄与する様々なアクションを提案しています。

北九州市は、この取組に賛同し、企業や市民と連携して推進しています。

5 Kitaq Zero Carbon プロジェクト

市民や企業のみならずとともに気候変動対策に取り組み、ゼロカーボンシティの実現を目指す「KitaQ Zero Carbon (キタクューゼロカーボン)」プロジェクトを進めています。ポータルサイトを活用した脱炭素関連情報の発信や、脱炭素に寄与する具体的なアクションを提供しています。

6 「ていたん&ブラックていたん」を活用した広報戦略

「脱炭素社会」の実現に向けては、産・学・官・民が一体となって取り組むことが重要です。そのためにはまず、脱炭素社会の実現に向けた意識の醸成を図るための戦略的な広報活動が不可欠です。

北九州市はこれまで、マスメディアを活用した広報や、情報発信、環境関連イベントによる PR 活動、PR 看板設置など、様々な媒体・機会を活用して情報発信を行ってきました。

■ 環境マスコットキャラクターの活用について

北九州市の環境に関する取組や低炭素社会づくりについて、市民に興味を持っていただき、理解の促進を図っていくため、平成 23 年度に環境マスコットキャラクター「ていたん」を、平成 26 年度に「ていたん」の友達として「ブラックていたん」を発表しました。

子どもたちと触れ合うイベントに着ぐるみを登場させたり、チラシや冊子等にイラストを使用するなどして、目に触れる機会を増やしています。

なお、ブラックていたんは当初「エコ」が苦手でしたが、平成 27 年 12 月に行われた環境首都検定に合格したことから、エコが得意なキャラクターへと成長しました。鼻と口も当初の「エコ」から「エコ」となり、仲良しの「ていたん」とともに、SDGs 未来都市 北九州市の PR に日々努めています。また、令和 4 年 11 月に、環境ミュージアムにて「ていたん&ブラックていたん」を「カーボンニュートラル広報大使」に任命しました。

引き続き、「カーボンニュートラル」の実現に向けて、環境イベントはもちろん、幅広く市のイベント等に参加していきます。



PR 活動の様子



保育所訪問の様子

7 環境情報の収集・整備・提供

地域の環境特性や環境変化の把握などを行うため、生活環境、自然環境、快適環境などの環境情報の体系的な整備とネットワーク化を進め、信頼性のある環境情報が提供できるよう収集・整備を進めています。また、環境情報の提供にあたっては、専門的な環境情報をわかりやすく説明するとともに、インターネット等を活用したタイムリーな提供に努めています。

(1) 環境に関する年次報告書の作成と公表

毎年、北九州市の環境の状況、環境の保全に関する施策等をまとめた報告書「北九州市の環境」（本編・概要版）を作成しています。本編、資料編、概要版の全文をホームページで公表しているほか、市立図書館や各区生涯学習センター等でも閲覧できます。

(2) ホームページによる情報提供

環境に関する取組については、市ホームページに掲載しています。地球温暖化対策、ごみ・リサイクル、自然環境、環境保全、環境国際協力などの主要な取組をはじめ、北九州市の環境施策をわかりやすく説明しています。

※北九州市のホームページ

(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>) で「環境局」を検索し、各課の取組をご覧ください。

■環境測定データの速やかな情報発信

市内で実施している大気、水質などの環境測定データについては、「北九州市の環境モニタリング結果」として、平成 18 年度から、市ホームページで速報値をお知らせしています。

(3) 北九州市 LINE 公式アカウントによる情報配信

北九州市LINE公式アカウントで、ごみの分別検索機能や資源の拠点回収ボックスの設置場所を検索できる施設検索機能の提供をしています。

ごみの分別方法については、キーワードを入力すると自動応答で検索できます。

また市内にある古紙や小物金属などの拠点回収ボックスの設置場所については、位置情報をもとに検索できます。

【ごみの分別検索機能】 【資源回収ボックスの場所検索】



北九州市 LINE 公式アカウント

(4) 「分別大事典」の配布

「資源」と「ごみ」の分け方・出し方を知ってもらうため、一目でごみの分類や出し方が分かる目次兼分別一覧表や、

出し方に迷うものが簡単に調べられる 50 音順の分別早見表等を掲載した冊子を、区役所等で配布しています。

(英語・中国語・韓国語・ベトナム語表記のものも作成しています。)



分別大事典

(5) 北九州市公式 X(旧 Twitter)「北九州市・環境【ていたん】」による情報発信

北九州市の環境情報について、環境マスコットキャラクター「ていたん」の X(旧 Twitter) で発信をしています。

アカウント



@ teitan_kita9
X(旧 Twitter)

8 モラル・マナーアップの推進

(1) モラル・マナーアップ関連条例の施行

北九州市では、「ごみのポイ捨て」や「飼い犬のふんの放置」などの迷惑行為の防止に向けて、条例等による規制や啓発活動を実施し、また、市民団体によるまち美化活動やふん害防止活動なども地域で行われてきました。

しかしながら、一部の心ない人による迷惑行為が依然として無くならないため、平成 17 年に実施した市民意識調査では、「路上喫煙」や「落書き」を含めた迷惑行為に対して、罰則の適用による厳しい規制を望む声が寄せられました。

このため、迷惑行為防止のための基本的な事項を新たに定めるとともに、「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の 4 つの迷惑行為に罰則を適用するモラル・マナーアップ関連条例を平成 20 年 4 月 1 日に施行しました。

(2) これまでの取組

「小倉都心地区」及び「黒崎副都心地区」を「迷惑行為防止重点地区」に指定し、「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の 4 つの迷惑行為に対し罰則(過料 1,000 円)を適用しています。

また、「門司港レトロ地区」、「若松南海岸地区」、「下曽根駅南側大通り地区」、「八幡駅前地区」、「戸畑駅前浅生地区」を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、地域団体による迷惑行為の防止に向けた自主的な活動を支援してい

ます。

「推進地区」以外の地区においては、迷惑行為防止のための啓発活動を行う地域団体に啓発物品を提供しています。

迷惑行為の防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくためモラル・マナーアップ関連条例に基づき、令和7年4月に「北九州市迷惑行為防止基本計画(第4次計画)」を策定しました。

(3) 今後の取組

「迷惑行為防止重点地区」における過料の適用による迷惑行為防止の取組を着実に進めるとともに、「迷惑行為防止活動推進地区」等において地域団体が行う迷惑行為の防止活動を支援します。

さらに、「北九州市迷惑行為防止基本計画(第4次計画)」に基づいて、全市的に市民のモラル・マナーアップを図るため、周知、啓発やマナーアップ教育の充実に取り組みます。



9 ごみの減量化・資源化に関する啓発

循環型社会の形成を図るには、ごみの減量化・資源化を一層推進していく必要があります。そこで、市民一人ひとりの減量・リサイクル意識の向上を目的とした各種の啓発事業を行っています。

(1) 環境ミュージアム

館内の「リユースコーナー」では、古着を資源として再利用するための「古着回収ボックス」を設置しています。

また、リユース食器の貸出をはじめ、エコライフに関する情報の提供、毎日の生活に役立つ環境講座などの実施、エコ商品の販売なども行っています。

エコライフ講座



開館時間/9時～17時
休館日/月曜日(休日の場合は翌日)、年末年始
場所/環境ミュージアム

(2) ごみ処理施設見学

一般市民や小・中学生にごみ処理について正しく理解してもらうため、新門司工場、皇后崎工場、日明かんびん資源化センターの見学会を実施しています。

●令和6年度施設見学者数：7,697人



(3) 大都市減量化・資源化共同キャンペーン

平成4年度から、政令指定都市と東京23区の清掃事業担当部門が連携して、ごみの減量化・資源化に対する市民や事業者の意識啓発を図ることを目的とした共同キャンペーンを実施しています。

令和6年度は、オリジナルポスターとペットボトルごみを原料とした保冷パック製作しました。ポスターは公共施設等に掲出し、リサイクル素材を最大限活用した保冷パックは、環境関連の催し等で配布しました。

北九州市は平成 29 年 12 月に第 1 回「ジャパン SDGs アワード」で「パートナーシップ賞」(特別賞)を受賞、平成 30 年 4 月に OECD から「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定、また同年 6 月に国内最初となる「SDGs 未来都市」に他の 28 都市とともに選定されました。また、「SDGs 未来都市」のうち、優れた取組を提案した自治体のみが選定される「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されるなど、北九州市の SDGs の取組は国内外から高い評価を受けています。

(1) 市役所内の推進体制

SDGs を推進するには、市役所内の体制作りが必要であるため、市長を本部長とする「北九州市『SDGs 未来都市』庁内推進本部」を設置(平成 30 年 2 月～)し、全庁的な SDGs の推進体制を構築しました。

これにより、産官学民連携による SDGs の取組の加速化を図ります。

(2) 産官学民が連携した推進体制

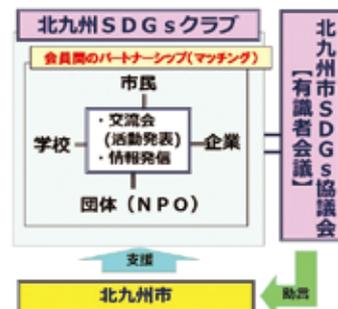
産官学民が連携する体制づくりとして、北九州市では、両輪となる 2 つの組織を創設しています。

まず一つ目が、有識者や経済界、市民代表からなる委員で構成される、「北九州市 SDGs 協議会」です。協議会では、SDGs に取り組む方向性や普及活動等について様々な意見をいただいています。

もう一つが、多様なステークホルダーの交流・マッチングを促進する「北九州 SDGs クラブ」です。クラブには、2,345(令和 7 年 3 月末時点)の企業や団体、市民など、様々なステークホルダーが参画し、SDGs の達成に資する活動の発表や会員同士の情報交換を行っています。企業、団体だけでなく、市民が個人として参加できる SDGs のプラットフォームは全国的にも珍しい取組です。

北九州 SDGs クラブでは、クラブ会員が地域課題の解決のため、プロジェクトを提案し、その趣旨に賛同する他のクラブ会員と連携して取組を進める「SDGs クラブプロジェクトチーム」や、金融機関と連携し、クラブの会員企業が経営戦略として SDGs を活用することを支援する「SDGs 経営サポート」など、SDGs 達成に向けた様々な取組を行っています。また、令和 4 年度には、「北九州 SDGs クラブ」を中核として、企業や団体、市民などの主体的な SDGs の取組を促進するため、多様なステークホルダー間の連携支援、ニーズ・シーズ等の情報の集約と発信、企業等からの相談対応など、SDGs 推進のための総合的な機能をもつプラットフォームとして、「北九州 SDGs ステーション」を設置しました。

今後も、北九州市の SDGs の取組の更なる活性化を図っていきたく考えています。



SDGs 達成に向けた推進体制

(3) 市内事業者の取組の推進

ESG 投資や脱炭素等の潮流が急速に高まる中、企業が経営を行っていく上で、SDGs の取組は不可欠な要素となりつつあります。そのような中で、北九州市においては令和 3 年度に、SDGs の達成に寄与する企業等の取組内容を「見える化」するための「北九州 SDGs 登録制度」を創設し、現在(令和 7 年 3 月末時点)で 529 の市内事業者がこの制度に登録しています。さらに、市内企業がサプライチェーンや消費者等から「選ばれる企業」となるための変革を促す「北九州市サステナブル経営認証制度」を令和 6 年度に創設し、初年度は 4 社が認証されました。こうした取組により、地域のサステナブルな取組の誘発・加速を図っています。

11 国連による SDGs に関する国際会議「ハイレベル政治フォーラム」への参加

平成 30 年 7 月、国連本部(米国・ニューヨーク州)にて毎年度開催する、2030 アジェンダ及び SDGs に関する国際的なフォローアップを行う会合である「ハイレベル政治フォーラム」が開催され、北九州市長が参加しました。

日本政府及び国連機関からの要請を受け、日本の自治体の代表として参加したものです。

国連公式イベントである「地方・地域政府フォーラム」において、市長がアジア地域で唯一発表し、北九州市及び日本の SDGs の取組を世界に発信しました。

また、日本政府主催会議「持続可能な都市の実現に向けたアジア太平洋地域のイニシアティブ」でも市長が日本の自治体を代表し、発表しました。



会議の様子

12 OECD「SDGs 推進に向けた地域的アプローチ」プロジェクト

(1) 経緯

平成 30 年 4 月、北九州市は OECD（経済協力開発機構）から「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」としてアジア地域で初めて選定され、同機構が実施する「SDGs 推進に向けた地域的アプローチ」プロジェクトに参加しました。

(2) プロジェクトの概要

本プロジェクトは、SDGs に積極的に取り組む 10 ～ 12 程度のモデル都市を世界から選定し、2 年程度をかけて、調査・分析・評価を行います。

都市・地域レベルの取組を進めるため、「都市・地域レベルの国際比較が可能となる指標づくり」「調査・分析を通じた各都市・地域への評価・政策提言」「優良事例の抽出」「モデル都市間の知識共有」「ハイレベルの政策対話」などを実施しました。

(3) 北九州市への現地調査

平成 30 年 7 月に、OECD 調査団が来北し、第 1 回目の現地調査を行いました。

本調査では、SDGs に関わるステークホルダー（行政、学識者、企業、NPO など）への個別インタビュー、SDGs に関わる施設の現地視察、関係者による合同会合（ワークショップ）を実施しました。



施設の現地視察をする OECD 調査団

また、令和元年 10 月には、第 2 回目の現地調査が行われました。

本調査では、主に OECD の政策提言等に関して、大学生、高校生、NPO、市民団体、学識者、企業、関係機関、行政など幅広いステークホルダーが参加するワークショップを行いました。グループ発表では、大学生、高校生、NPO、市民団体、企業などが北九州市の SDGs の方向性などについて積極的に発言を行いました。



OECD 調査団とのワークショップ

(4) OECD SDGs 北九州レポートの発表

OECD はプロジェクトの結果を報告書としてまとめ、「OECD SDGs 北九州レポート」として令和 3 年 6 月に OECD の会合（第 4 回ラウンドテーブル会議（オンライン））で発表しました。

本レポートには、公害克服からグリーン成長を遂げるまでの歴史的背景、SDGs を活用した相乗効果を生み出す優良事例、OECD からの政策提言などが記載されています。



OECD SDGs 北九州レポート



OECD SDGs
北九州レポート掲載 HP

環境分野の主な連携協定

北九州市は、地域の環境課題を効果的に解決し、持続可能な社会の実現や地域の活性化を図るため、企業や大学と連携協定を締結しています。

SDGsに関する企業との連携協定

北九州市は、平成30年2月に、損害保険ジャパン株式会社（旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）と「環境・SDGsに関する連携協定」を締結しています。

この連携協定はSDGsに関する地方自治体と企業との連携協定として全国初のケースでした。

企業のトップランナーとして環境・SDGsに関する取組を推進している同社と、SDGsの普及啓発や気候変動に伴う適応策の推進などにおいて連携しています。

脱炭素社会の実現等に向けた企業・大学との連携協定

北九州市は、令和2年10月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までの脱炭素社会の実現を目指して、「再エネ100%北九州モデル」に基づく、公共施設や市内企業への再生可能エネルギーの導入推進や、電動車の普及促進などの取組を進めています。

今後の取組の更なる推進を図ることを目的に、市内企業や大学と脱炭素等に関する連携体制を構築し、それぞれの企業・大学と連携協定を締結しました。

○各企業・大学との連携内容について

ア．日鉄エンジニアリング(株)

『国際技術協力等に関する包括連携協定』(平成27年3月)両者の強みを活かし、アジア地域の環境ビジネスに関する海外プロジェクトを効果的に推進することを目的としています。

- ①環境・エネルギー分野における環境技術や現地情報などに関する積極的な情報交換
- ②プロジェクトの推進にあたっての 案件形成からマネジメントに至るまでの相互協力
- ③環境・エネルギー分野における新規 ビジネスモデルの形成や総合パッケージ輸出のあり方などの調査・研究
- ④その他、双方が別途合意する事項

イ．(株)アマミ、(株)エコレット、三光ハウス(株)、前田環境(株)

『災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定』

(平成29年3月)

災害発生時における仮設トイレの供給、運搬、設置及び撤去に関することについて、迅速かつ効率的に供給し、災害時におけるトイレ不足を解消し、被災者の生活の安定に貢献することを目的として締結しています。

- ①事業者は、北九州市からの要請に応じて、仮設トイレの供給を迅速に行うとともに、設置、撤去、メンテナンスなどの作業を行う。

ウ．(一社)北九州市環境保全協会

『災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定』

(平成29年3月)

災害発生時における仮設トイレのし尿収集・運搬に関することについて、迅速かつ効率的に処理を行うための体制を整えることを目的として協定を締結しています。

- ①北九州市域で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、北九州市環境保全協会が応急協力業務を実施
- ②し尿の収集・運搬などの協力
- ③その他、災害対応に必要な業務

エ．ヤマト運輸(株)

『環境活動に係る連携協定』(平成29年7月)

相互の連携を強化し、市民サービスの向上を図ることを目的として、次の事項について連携し協力します。

- ①省エネの推進（再配達防止など）
- ②再エネ等の導入・利用拡大
- ③廃棄物の減量化・資源化
- ④不法投棄抑制
- ⑤市民への普及啓発、環境教育
- ⑥双方が実施する取組のPR・広報
- ⑦その他、双方が別途合意する事項

オ．損害保険ジャパン(株)

『環境・SDGsに関する連携協定』(平成30年2月)

SDGsの実現を目指す取組の一環として、相互の連携を強化し、環境首都・SDGsの実現を通じた市民サービスの向上並びに日本及びアジア地域への貢献を図ります。

- ①再エネ等の導入拡大
- ②気候変動に伴う適応策の推進
- ③環境国際協力の推進
- ④環境教育や環境リスクに係るコミュニケーション
- ⑤SDGsの普及啓発や実践
- ⑥その他、双方が別途合意する事項

カ．イオン九州(株)、エフコープ生活協同組合、(株)サンリブ、(株)西鉄ストア、(株)ハローデイ、(株)マルキョウ、(株)ゆめ

マート北九州、北九州市環境衛生総連合会(7社、1団体)

『北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定』(平成30年3月)

循環型社会の形成や地球温暖化の防止等の推進を図るため、小売業事業者（スーパー等）、市民団体、行政で『食品ロス及びレジ袋の削減』に向けた協定を締結し、三者間の連携による統一的な取組を実施しています。

- ①食品ロス削減：取組状況を報告・共有し、食品ロス削減の取組を検討・実施していく（期限切れ食品の削減に向けた取組みなど）
- ②レジ袋：レジ袋の無料配布を中止する（有料化）

キ．九州電力(株)、九州電力 送配電(株)、日産自動車(株)、日産自動車九州(株)、福岡 日産自動車(株)、北九州日産モーター(株)、日産プリンス福岡販売(株) (7社)

『電気自動車を活用した SDGs 連携協定』(令和 2 年 6 月)
地球温暖化により、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災能力を高める取組が必要とされています。また、電気自動車 (EV) の活用及び普及を促進し、低炭素社会を実現することで、北九州市が目指す SDGs 達成への取組みの一環として締結されました。

- ①電気自動車 (EV) の活用及び普及促進による市民の環境意識の向上
- ②災害時における電気自動車 (EV) 活用による市民の安全確保
- ③その他、持続可能なまちづくりに関する事項

ク．(公社) 福岡県産業資源循環協会北九州支部

『環境対策に関する連携協定』(令和 2 年 11 月)

市民サービスの向上を図ることを目的として下記の事項を連携します。

- ①不法投棄抑制に関する事項
- ②環境保全に関する事項
- ③電子マニフェストの普及促進に関する事項
- ④産業廃棄物処理業の雇用創出、人材育成に関する事項
- ⑤実施する取組みの PR、広報に関する事項
- ⑥前各号に掲げるもののほか、双方が別途合意する事項

ケ．(株)井筒屋

『ゼロカーボンシティの実現を目指す連携協定』

(令和 4 年 4 月)

電動車の活用及び普及促進や、再生可能エネルギーの導入拡大を進めることで、まちの魅力向上及び 2050 年の CO₂ 排出実質ゼロを目指す『ゼロカーボンシティ』の実現に向けて取り組みます。

- ①電動車のカーシェアリング実証事業の実施
- ②再生可能エネルギーの導入拡大によるゼロカーボンドライブの普及や CO₂ 排出量の削減

コ．トヨタ自動車九州(株)

『カーボンニュートラル推進に関する連携協定』

(令和 4 年 4 月)

電動車バッテリーのカスケード利用、リサイクル推進、水素の活用などを通じた、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化を図ります。

- ①電動車バッテリーの 3R (リデュース、リユース、リサイクル) の取組推進
- ②水素の利活用に向けた情報共有・連携体制の構築

サ．九州電力(株)

『地球温暖化対策の推進に関する連携協定 ～ゼロカーボンシティの実現に向けたエネルギーの脱炭素化を目指して～』(令和 4 年 4 月)

地球温暖化対策の推進に関する取組の一環として、相互の

連携を強化し、北九州市の地球温暖化対策の推進に取り組みます。

- ①蓄電池の活用などを通じた再生可能エネルギーの活用及び導入拡大
- ②脱炭素化に向けたエネルギーの転換
- ③北九州都市圏域における脱炭素の取組の推進

シ．(大) 九州工業大学

『再エネ 100% 電力普及に関する連携協定』(令和 4 年 4 月)

次世代型発電・蓄電技術の確立を通じた、再生エネ 100% 電力の普及や、電力分野における CO₂ 排出実質ゼロを目指した取組を行います。

- ①次世代型太陽電池の社会実装を目指した実証事業の実施
- ②竹の資源化を通じた脱炭素技術の開発
- ③大規模蓄電池の制御手法の確立と社会実装を目指した実証事業の実施

ス．(株)ジモティー

『粗大ごみのリユース促進に向けた連携協定』

(令和 4 年 7 月)

リユース活動の促進に向けた連携と協力に取り組みます。

- ①事業者は、情報サイト『ジモティー』を通じて、市内の利用者間で家具や家電などの取引を仲介
- ②北九州市は、公式 HP や公式 LINE、粗大ごみ受付専用ホームページ等による『ジモティー』の広報啓発
- ③その他双方で合意した事項

セ．西部ガス(株)

『カーボンニュートラル実現に向けた連携協定』

(令和 4 年 9 月)

北九州市のカーボンニュートラル実現に向けた連携を通じて、地域課題の解決を図る取組を推進します。

- ①熱需要の低・脱炭素化に向けた取組
- ②エネルギー使用の最適化
- ③食品ロス・廃棄物削減
- ④環境エネルギー教育を通じた啓発活動
- ⑤その他カーボンニュートラル実現に関する事項

ソ．(株)デンソー九州

『地元企業の脱炭素化支援に関する連携協定』

(令和 4 年 10 月)

地元企業の脱炭素化支援に向けた取り組みを加速させるため、生産プロセス改善支援や電動車の普及促進、再生エネ 100%電力の普及促進等に取り組みます。

- ①中小企業向け製造ラインの効率化への支援
- ②充放電器、充電器に関する実証を通じた EV、PHEV 及び V2X の普及促進
- ③再生エネ 100%電力の普及促進や再生可能エネルギーの有効活用の推進

タ. (株) Yanekara (ヤネカラ)**『地球温暖化対策の推進に関する連携協定』****(令和4年10月)**

地球温暖化対策の推進に関する取組の一環として、相互の連携を強化し、北九州市の地球温暖化対策の推進に取り組みます。

- ①太陽光パネルから効率良く電動車に充電できる充放電器の社会実装に関する事
- ②充放電器を制御するエネルギーマネジメントシステムの社会実装に関する事

チ. ダイキン工業(株)**『地球温暖化対策の推進に関する連携協定』****(令和4年10月)**

地球温暖化対策の推進に関する取組の一環として、相互の連携を強化し、北九州市の地球温暖化対策の推進に取り組みます。

- ①第三者所有方式による高効率空調設備の普及支援
- ②IoTを活用した設備管理による長寿命化とライフサイクルコストの最適化
- ③空調設備、LED等を地域単位でエネルギーマネジメントを行なうことによる再生可能エネルギー最適利用の実現
- ④冷媒を再生する手順と更新後の機器に再生冷媒を利用する際の手順の確立

ツ.P9 (ピーナイン) 合同会社^{※1}、ラムキー・インフラストラクチャー社、リ・サステナビリティ社^{※2}

※1 ラムキーグループ日本法人 ※2 ラムキーグループ環境部門

『環境国際ビジネス関連プロジェクト推進に関する包括的な連携協定』(令和5年10月)

北九州市における環境国際ビジネスについては、これまで東南アジアを主な対象として事業を行っていますが、将来に向けて更に事業を成長させるため対象国を拡大して取り組みます。

- ①インドの環境人材育成
- ②市内企業とインド企業との連携
- ③インドを対象とした環境プロジェクト形成
- ④市内企業や大学等との環境分野での共同研究

テ. (株) 浜田、(株) 新菱**『太陽光発電の北九州トライアングルモデル 連携協定』****(令和6年11月)**

カーボンニュートラル及びサーキュラーエコノミーを目的とした連携協定であり、太陽光発電の導入拡大と大量廃棄の課題を同時に解決します。

- ①リユースパネルを率先導入する
- ②リユースパネルで発電事業(PPA)を実施
- ③リサイクル率99%以上という高度な太陽光パネルリサイクルを実施

環境行政の体制

1 環境行政組織

令和7年4月現在

— 総務政策部 —

● 総務課

● 庶務係

- (1) 局、部、課の庶務
- (2) 局の予算及び決算
- (3) 局内事務の連絡調整
- (4) 環境保全基金
- (5) 局内他課の所管に属しないこと

● 職員係

- (1) 労務
- (2) 安全及び衛生管理
- (3) 公傷
- (4) 局事業に係る事故の処理
- (5) 福利厚生

● 政策係

- (1) 環境政策
- (2) 北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）
- (3) 環境基本計画
- (4) 北九州市環境審議会
- (5) 市役所のエコオフィス推進

● 環境学習課

● 環境学習係

- (1) 課の庶務
- (2) 環境学習及び環境教育
- (3) 環境学習施設間の連携

● 環境人材育成係

- (1) 環境政策の広報戦略
- (2) 市民活動の調整
- (3) 環境人材育成

● ネイチャーポジティブ推進課

● 自然共生係

- (1) 課の庶務
- (2) 北九州市生物多様性戦略（他局の所管に属するものを除く）

— グリーン成長推進部 —

● グリーン成長推進課

● グリーン成長政策係

- (1) 部、課の庶務
- (2) 地球温暖化対策に関する計画及び施策の統括
- (3) 地球温暖化対策に関する普及啓発
- (4) その他グリーン成長の推進（他課の所管に属するものを除く）

● 水素戦略係

- (1) 水素社会づくり
- (2) 電動車の普及（他課の所管に属するものを除く）

● 再生可能エネルギー導入推進課

● 企画調整係

- (1) 課の庶務
- (2) 再生可能エネルギーの導入及び普及
- (3) 総合的な新エネルギー及び省エネルギー政策
- (4) 風力発電の立地促進

● サークュラーエコノミー推進課

● 企業支援係

- (1) 課の庶務
- (2) 脱炭素化イノベーションの推進

- (3) 環境産業の育成及び振興並びにサーキュラーエコノミーの推進
- (4) 環境産業及びサーキュラーエコノミーに関する調査及び企画
- (5) 北九州市エコタウンセンターの管理及び運営

— 環境国際部 —

● 環境国際戦略課

● 企画調整係

● 事業化支援係

● 国際連携推進係

- (1) 課の庶務（企画調整係に限る）
- (2) アジアカーボンニュートラルセンターの調整及び運営（企画調整係に限る）
- (3) 環境国際ビジネスの事業化に向けた支援（事業化支援係に限る）
- (4) 国際機関及び政府機関との連携（国際連携推進係に限る）
- (5) 環境国際協力の推進
- (6) 環境国際ビジネスの推進
- (7) アジア・グリーン共創ハブの推進

— 環境監視部 —

● 環境監視課

● 企画調整係

- (1) 部、課の庶務
- (2) 環境影響評価法（平成11年法律第81号）及び北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）
- (3) 公害防止協定及び環境保全協定の締結
- (4) 北九州地域公害防止計画
- (5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に係る届出の受理
- (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

● 大気係

- (1) 公害監視センターの管理
- (2) 大気環境の監視
- (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に係る届出（大気に関するものに限る）の受理及び審査
- (4) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に係る届出（大気に関するものに限る）の受理及び審査
- (5) 北九州市公害防止条例（昭和45年北九州市条例第19号）に係る届出（大気に関するものに限る）の受理及び審査
- (6) 公害発生源の監視指導（大気及び悪臭に関するものに限る）
- (7) 公害に関する苦情及び要望の処理（大気及び悪臭に関するものに限る）
- (8) 気候変動適応法（平成30年法律第

50号）に基づく熱中症対策の推進（他局の所管に属するものを除く）

● 石綿騒音係

- (1) 石綿、騒音及び振動に係る環境の監視
- (2) 大気汚染防止法に係る届出及び報告（石綿に関するものに限る）の受理及び審査
- (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に係る届出の受理及び審査
- (4) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出（騒音及び振動に関するものに限る）の受理及び審査
- (5) 北九州市公害防止条例に係る届出（騒音に関するものに限る）及び報告（石綿に関するものに限る）の受理及び審査
- (6) 公害発生源の監視指導（石綿、騒音及び振動に関するものに限る）
- (7) 公害に関する苦情及び要望の処理（石綿、騒音及び振動に関するものに限る）

● 水質土壌係

- (1) 公共用水域、地下水及び土壌の環境の監視
- (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及びダイオキシン類対策特別措置法に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
- (3) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に係る許可並びに届出の受理及び審査
- (4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に係る許可並びに届出の受理及び審査
- (5) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
- (6) 北九州市公害防止条例に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
- (7) 公害発生源の監視指導（水質、土壌に関するものに限る）
- (8) 公害に関する苦情及び要望の処理（水質に関するものに限る）

● 産業廃棄物対策課

● 指導係

- (1) 課の庶務
- (2) 不法投棄防止対策
- (3) 産業廃棄物処理の監視指導
- (4) あき地等に繁茂する雑草の調査並びに除草の指導及び勧告
- (5) 雑草等の除去の委託

● 産業廃棄物対策係

- (1) 産業廃棄物処理業の許可
- (2) 産業廃棄物処理施設に係る許可
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る届出の受理及び許可

- (4)行政処分（産業廃棄物及び使用済自動車の再資源化等に関するものに限る）
- (5)産業廃棄物の適正処理の推進

— 循環社会推進部 —

■ 循環社会推進課

- 計画係
 - (1)部、課の庶務
 - (2)一般廃棄物の処理に関する基本計画及び実施計画
 - (3)廃棄物の処理施設及び最終処分場の建設計画
 - (4)産業廃棄物の処理に関する計画
 - (5)事業系一般廃棄物の資源化計画及び減量化計画
 - (6)事業系一般廃棄物の減量化施策の推進
- 資源化推進係
 - (1)一般廃棄物の資源化及び減量化
 - (2)3R活動の普及及び啓発
 - (3)食品ロスに関する啓発及び減量化施策の推進
- 事業系ごみ対策係
 - (1)事業系一般廃棄物の減量及びリサイクル施策の推進
 - (2)事業系一般廃棄物の排出指導
 - (3)事業系一般廃棄物の適正排出及び処理の周知及び啓発

■ 業務課

- 業務第一係
 - (1)課の庶務
 - (2)し尿の処理の業務計画及び実施指導
 - (3)し尿処理の委託並びに委託業者の指導及び監督
 - (4)指定袋及び粗大ごみ納付券
 - (5)一般廃棄物処理手数料の調定及び収納の総括
 - (6)公衆便所の維持管理
 - (7)北九州市環境整備協会
 - (8)浄化槽の設置等の届出書の受理及び調整並びに浄化槽の設置補助事業
 - (9)浄化槽清掃業の許可並びに業者の指導及び監督
 - (10)浄化槽保守点検業者の登録並びに業者の指導及び監督

- (11)一般廃棄物処理業の許可並びに業者の指導及び監督

● 業務第二係

- (1)一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ）の処理の業務計画及び実施指導
- (2)一般廃棄物の処理等の委託並びに委託業者の指導及び監督
- (3)一般廃棄物の処理業務の改善

● まち美化推進係

- (1)道路及び河川の清掃
- (2)生活環境の清潔保持
- (3)北九州市環境衛生総連合会

■ 施設課

● 施設第一係

- (1)課の庶務
- (2)環境センターその他の施設（他係の所管に属するものを除く）の建設及び管理の総括
- (3)公衆便所の建設（局の所管に係るものに限る）
- (4)廃棄物最終処分場の建設及び管理の総括
- (5)廃棄物の調査（局の所管に係るものに限る）

● 施設第二係

- (1)一般廃棄物の中間処理に係る施設の建設及び管理の総括
- (2)一般廃棄物の中間処理の業務計画及び実施指導
- (3)一般廃棄物処理施設（浄化槽を除く）の設置に係る許可及び施設管理の技術指導

■ 新門司工場

■ 日明工場

■ 皇后崎工場

- (1)工場の庶務
- (2)工場の維持管理
- (3)一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の徴収
- (4)1件30万円以下の自動車の修繕の契約及び検収
- (5)廃棄物の計量及び処理
- (6)焼却炉及びこれに付属する設備の

- 維持管理
- (7)廃棄物の焼却処理
- (8)その他工場の運営

— 環境センター —
 <新門司環境センター・日明環境センター・皇后崎環境センター>

■ 副所長

● 庶務係

- (1)所の庶務
- (2)一般廃棄物処理手数料の徴収
- (3)安全及び衛生管理
- (4)施設の維持管理
- (5)車両の維持管理

● 地域環境第一係

● 地域環境第二係

● 地域環境第三係（皇后崎環境センターに限る）

- (1)一般廃棄物処理委託業者、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督（他係の所管に属するものを除く）
- (2)ごみ容器、便所等の改善の指導
- (3)一般廃棄物排出に係る市民指導
- (4)海岸漂着物の監視
- (5)その他廃棄物の処理

● まち美化係

- (1)生活環境の清潔保持
- (2)廃棄物の不法投棄の取締り
- (3)環境事業協力団体との連絡調整
- (4)一般廃棄物の資源化及び減量化
- (5)環境教育等の啓発
- (6)一般廃棄物処理委託業者の指導及び監督（家庭ごみの収集に関するものを除く）
- (7)雑草等の除去

● 事業系ごみ対策係

- (1)事業系廃棄物の排出指導
- (2)事業系廃棄物の減量及びリサイクル施策の推進
- (3)廃棄物収集運搬業者及び産廃許可業者の指導及び監督

● 特別収集係

- (1)高齢等によるごみ出し困難世帯に対する一般廃棄物の戸別収集等
- (2)小・中学校の牛乳パック等回収

付 属 機 関

■ 北九州市環境審議会

環境基本法第44条に基づき、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、北九州市環境基本条例第29条に定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■ 北九州市環境影響評価審査会

北九州市環境影響評価条例第30条に定めるところにより、この条例の施行に関して、必要な技術的事項を調査審議する、環境の保全に関し学識経験のある者で構成される、市長の諮問機関。

■ 北九州市公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、被認定者の認定更新及び障害等級に関する審査や、被認定者の死亡に伴う補償給付の支給に関する審査を実施する機関。

■ 北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、診療報酬に関する審査を実施する機関。



響灘バイオトップ



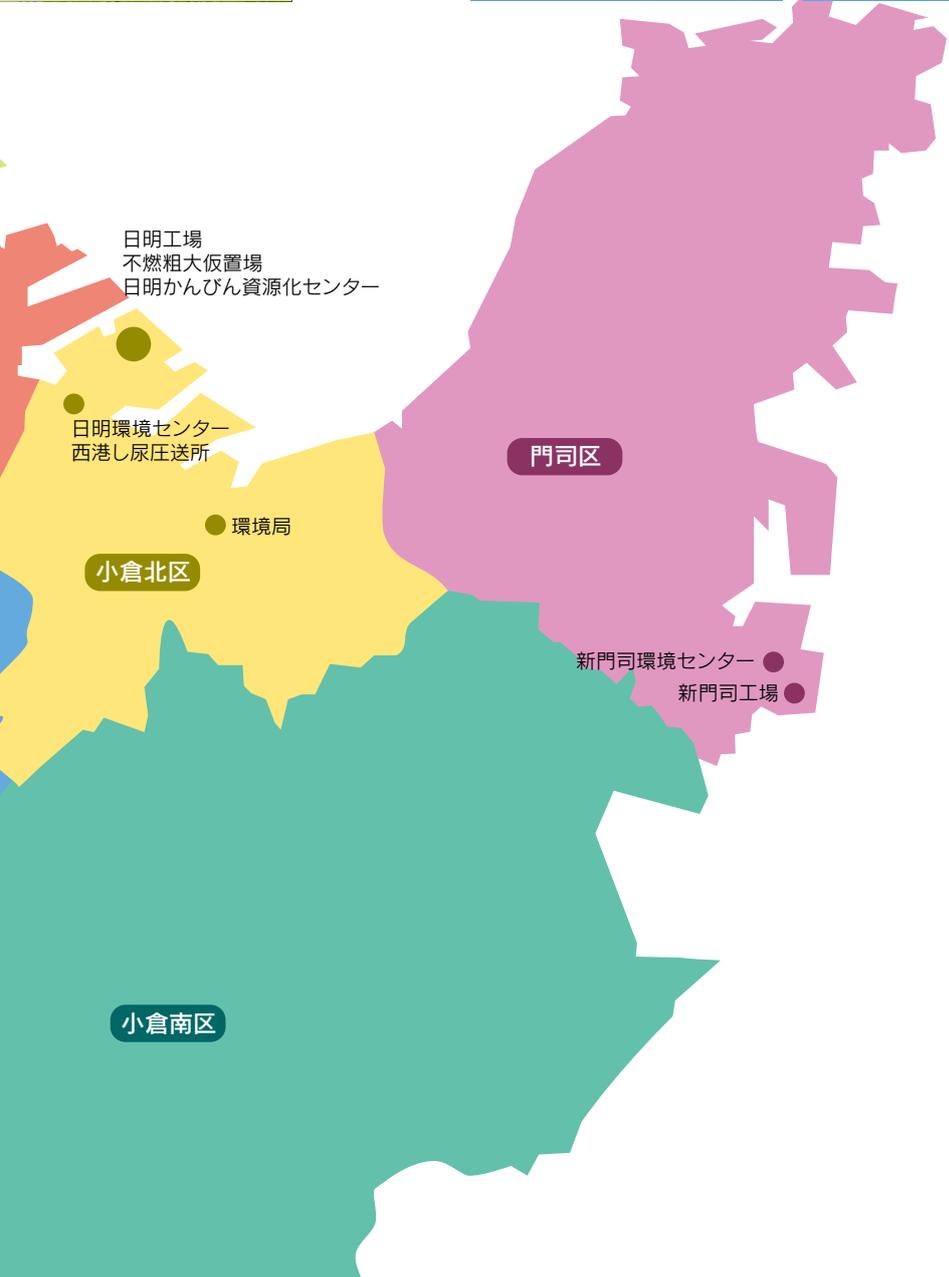
環境ミュージアム



アジアカーボンニュートラルセンター



保健環境研究所



日明工場



日明かんびん資源化センター



日明環境センター



皇后崎工場



新門司環境センター

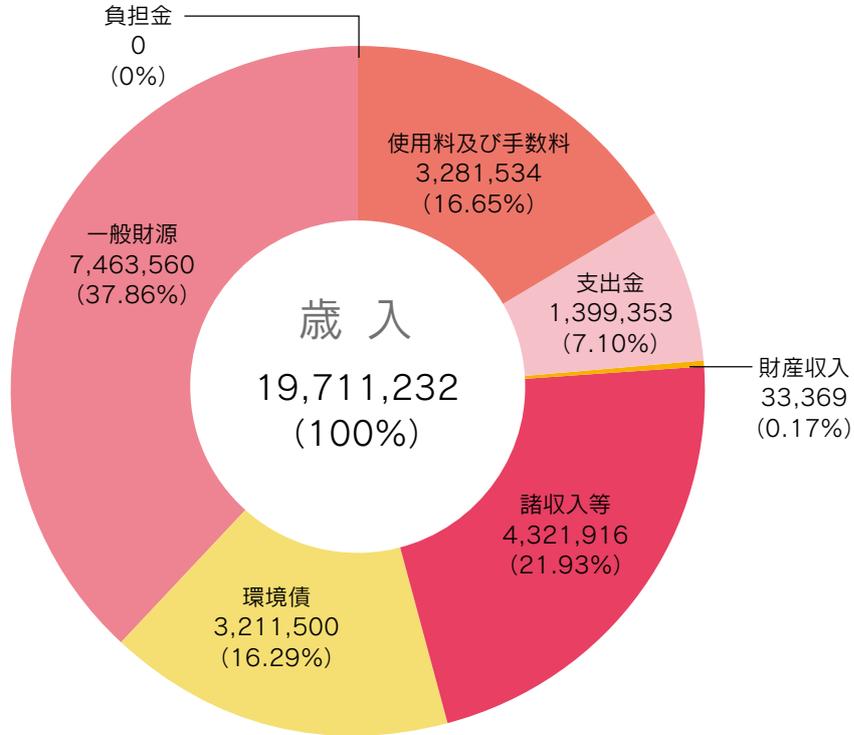


新門司工場

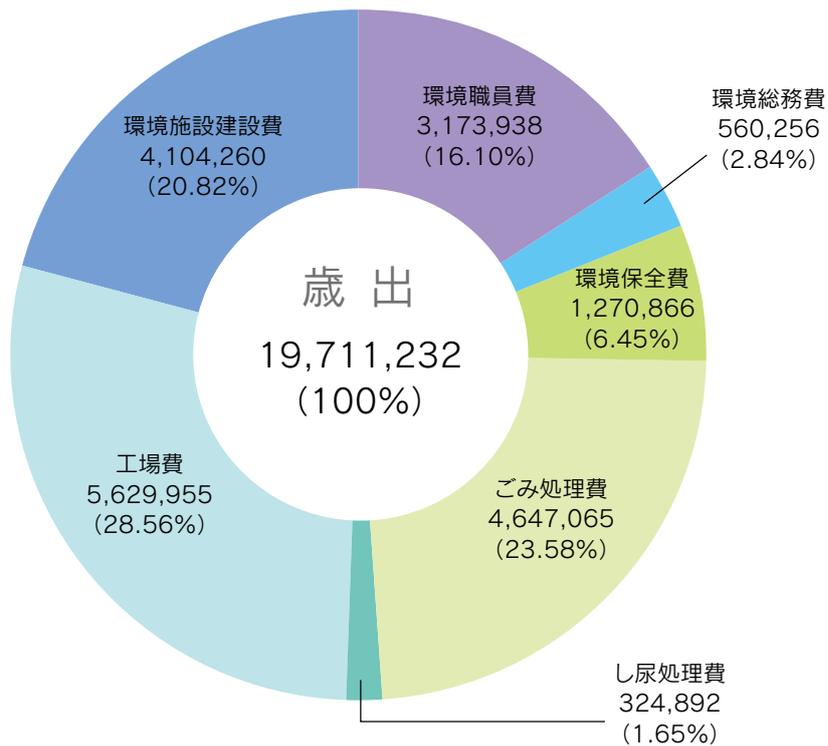
令和7年度当初予算額 (単位:千円)

一般会計

歳入



歳出



■直近5年間の予算の推移

◆歳入

(単位：千円)

年度	負担金	使用料及び 手数料	支出金	財産収入	諸収入等	市債	一般財源	合計
R3	1,800	3,631,722	286,098	32,011	4,919,744	2,315,400	5,228,480	16,415,255
R4	1,800	3,754,394	1,611,273	31,421	4,887,295	2,405,200	5,518,047	18,209,430
R5	1,800	3,510,310	3,330,826	31,893	5,086,235	6,474,100	6,138,128	24,573,292
R6	0	3,410,770	8,394,631	32,765	3,961,283	16,779,600	7,023,870	39,602,919
R7	0	3,281,534	1,399,353	33,369	4,321,916	3,211,500	7,463,560	19,711,232

年度	負担金	使用料及び 手数料	支出金	財産収入	諸収入等	市債	一般財源	合計
R3	0.01%	22.12%	1.74%	0.20%	29.97%	14.11%	31.85%	100%
R4	0.01%	20.62%	8.85%	0.17%	26.84%	13.21%	30.30%	100%
R5	0.01%	14.29%	13.55%	0.13%	20.70%	26.35%	24.98%	100%
R6	0.00%	8.61%	21.20%	0.08%	10.00%	42.37%	17.74%	100%
R7	0.00%	16.65%	7.10%	0.17%	21.93%	16.29%	37.86%	100%

◆歳出

(単位：千円)

年度	職員費	環境総務費	環境保全費	ごみ処理費	し尿処理費	工場費	環境施設 建設費	合計
R3	3,368,921	621,359	1,188,446	3,912,320	334,039	4,653,535	2,336,635	16,415,255
R4	3,273,283	611,688	2,215,818	4,045,653	334,008	4,898,553	2,830,427	18,209,430
R5	3,168,611	530,998	1,631,203	4,359,703	310,910	5,419,679	9,152,188	24,573,292
R6	3,142,542	558,168	1,182,457	4,539,124	312,586	5,348,918	24,519,124	39,602,919
R7	3,173,938	560,256	1,270,866	4,647,065	324,892	5,629,955	4,104,260	19,711,232

年度	職員費	環境総務費	環境保全費	ごみ処理費	し尿処理費	工場費	環境施設 建設費	合計
R3	20.52%	3.79%	7.24%	23.83%	2.03%	28.35%	14.23%	100%
R4	17.98%	3.36%	12.17%	22.22%	1.83%	26.90%	15.54%	100%
R5	12.89%	2.16%	6.64%	17.74%	1.27%	22.06%	37.24%	100%
R6	7.94%	1.41%	2.99%	11.46%	0.79%	13.51%	61.90%	100%
R7	16.10%	2.84%	6.45%	23.58%	1.65%	28.56%	20.82%	100%

※ [] 内は本文の関連ページ

1. 市民、団体等を対象としたもの

(1) 古紙・古着のリサイクル [114 ページ]

- ・ 集団資源回収団体奨励金制度
古紙・古着回収を行う地域の市民団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付。
- ・ まちづくり協議会地域調整奨励金制度
地域内での古紙回収促進のPRなどを継続して行うまちづくり協議会に対し、奨励金を交付。
- ・ 資源回収用保管庫貸与制度
資源回収を行う地域の市民団体等に対し、保管庫を貸与。
【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 093-582-2187】

(2) 剪定枝のリサイクル [114 ページ]

町内会などの地域団体（概ね 100 世帯以上）が各家庭から集めた、剪定した枝・木の葉を市が回収。
【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 093-582-2187】

(3) 廃食用油のリサイクル [114 ページ]

家庭から出た廃食用油の回収を行う町内会やまちづくり協議会に、回収ボックスを貸与し、市が廃食用油を回収。
【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 093-582-2187】

(4) 小型浄化槽の設置 [41 ページ]

住宅に小型浄化槽を設置しようとする者に対し、補助金を交付。
【担当：環境局業務課 ☎ 093-582-2180】

(5) 自然環境保全活動支援事業 [57 ページ]

自然環境に関する保全活動や普及啓発活動に取り組む市民団体等に対し、活動費用の一部を助成（1 団体あたり 10 万円以下）。
【担当：環境局ネイチャーポジティブ推進課 ☎ 093-582-2239】

2 事業者を対象としたもの

(1) サステナブル環境ビジネス展開事業助成金 [108 ページ]

環境関連技術・製品の海外展開を目指す市内中小企業等を対象に、自社が所有する技術・製品について、現地ニーズに適合させるための実証試験、または事業可能性調査（FS）に要する費用の一部を助成。
【担当：環境国際戦略課 ☎ 093-662-4020】

(2) 環境未来ビジネス創出助成事業 [21 ページ]

新規性・独自性に優れ実現性の高い環境技術の実証研究やフィージビリティスタディ（FS）等に、研究費用の一部を助成。
【担当：環境局サーキュラーエコノミー推進課 ☎ 093-582-2630】

(3) 中小企業の3E-Action（創エネ・省エネ・蓄エネ）応援事業 [21 ページ]

脱炭素電力化に取り組み、かつ自家消費型太陽光発電設備や、省エネ機器等を設置する市内の中小企業等に対し、補助対象経費の 1/3（上限 500 万円）を助成。なお、EV + 充放電器は 1 組 60 万円から 80 万円。
【担当：環境局再生可能エネルギー導入推進課 ☎ 093-582-2238】

(4) 北九州市サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業費補助金 [53 ページ]

産業廃棄物の再生利用や減量に寄与する効果が大きいと認められる設備の導入や研究調査等の費用の一部補助。
【担当：産業廃棄物対策課 ☎ 093-582-2177】

※このほかにも、国や県等による支援制度もあります。

用語解説 (50音、数値順)

赤潮

海中の、ある種のプランクトンが一時的に増え、海水を変色させる現象をいいます。赤潮発生メカニズムはいまだ完全には究明されていませんが、海水中の窒素、燐等の塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられています。

悪臭

不快な臭いです。悪臭防止法では、アンモニア等 22 物質が規制の対象となっています。規制物質以外の悪臭による苦情も多いです。

アスベスト

「石綿」とも言われる繊維状の天然鉱物の総称で、その用途の約 9 割は建材です。アスベスト暴露による健康被害が問題になり、工場周辺（敷地境界）には、10 本/ℓ以下という基準が設けられていますが、大気環境基準はありません。

いおう酸化物 (SOx)

重油などの燃料に含まれているいおう分が、燃焼して発生するガス。代表的なものは、二酸化いおう (SO₂: 亜硫酸ガス) と三酸化いおう (SO₃: 無水硫酸) があります。無色で刺激性が強く、呼吸器系統に悪影響を与えます。

一酸化炭素 (CO)

不完全燃焼によって生じるガスで、自動車の排ガス等にも含まれています。無色無臭、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給機能を阻害し、中枢神経のマヒや酸欠症状を起こします。

エコアクション 21 (EA21)

環境省が策定したガイドラインに基づく、主に中小企業を対象にした環境経営認証・登録制度です。二酸化炭素・廃棄物などの削減に取り組み、その活動レポートを作成、公表することで、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組みです。

エコドライブ

無駄なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキをやめることなど、車を運転する上で容易に実施できる環境対策のこと。二酸化炭素 (CO₂) や排ガスの削減に有効であり、燃料節約による経費節約が可能となる。

エコプレミアム

「エコ」と「プレミアム」を組み合わせた造語で環境負荷が低いことを新しい付加価値として捉えた商品や技術、産業活動を指しています。

煙道排ガス測定

大気汚染物質の排出基準適合状況を把握するため、煙突等で、SOx、NOx、ばいじん、有害物質等を測定します。事業者には測定が義務づけられていて、市も定期的に、立入測定を行っています。

おでかけ交通

一定の人口が集積する公共交通空白地域において、地域住民がおでかけ時の交通手段を確保するため、地域住民と交通事業者と行政の三者が協働して、マイクロバスやジャンボタクシーを運行するものです。

地域の方々の買物や通院などの際に利用されており、平成 12 年度に枝光地区で開始しました。

温室効果ガス

地球温暖化を引き起こす温室効果を有するガスの総称で、地球温暖化対策の推進に関する法律で二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) の 7 種類が温室効果ガスとして定義されています。

環境影響評価 (環境アセスメント)

事業の実施等が環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策等について事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して市民などから意見を聴き、環境の保全に配慮した事業計画を作り上げていく制度。

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項及びダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、『人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件』を、行政上の目標として具体的に設定した基準。

環境ホルモン

正式名称を内分泌かく乱化学物質といい、国は「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」と定義しています。

揮発性有機化合物 (VOC)

大気中に排出され、又は飛散（揮散）した時に気体である有機化合物の総称で、通常、VOC (Volatile Organic Compounds) と略します。代表的な物質としてトルエン、キシレンなどがあり、塗料、接着剤、インキなどの溶剤として使用され、ガソリンなどの液体燃料にも含まれています。浮遊粒子状物質 (SPM) や光化学オキシダント (Ox) の生成の原因の一つです。

京都議定書

1997年(平成9年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意されました。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)

熱中症特別警戒アラートが発表された際に、暑さをしのぐための場所として、一般開放される施設です。クーリングシェルターは、気候変動適応法に基づき、冷房設備のある施設などを市が指定しています。

K値規制

いおう酸化物排出量の規制方法のひとつで、施設ごとに煙突の高さに応じたいおう酸化物許容排出量を求める際に使用する定数をK値といいます。大気汚染防止法ではK値は地域ごとに定められ、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さく定められています。

健康項目

水質環境基準に係る項目のうち、人の健康の保護に関するもので、平成25年度末現在カドミウム等27項目が定められています。

光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こし、発生する酸化性物質の総称。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすく、高濃度が続くと目やのど等の粘膜に刺激を与えます。

降下ばいじん

重力による自然沈降あるいは雨により沈降するばいじん又は粉じん、その他の不純物。

重金属

通常、比重4以上の金属をいい、約60元素が存在します。公害に関してよく問題となる重金属としては、水銀、セレン、鉛、カドミウム、クロム、マンガン、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、ビスマス、鉄等があります。

3R(スリーアール)

リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の頭文字をとった言葉で、循環型社会を構築するためのキーワード。

- リデュース(発生抑制): 必要のないものを買わないこと、使い捨てのもの等ごみになりそうなものを使用しないこと等を通じて、ごみの発生を抑制すること。
- リユース(再使用): いらなくなったものを洗浄したり修理したりして、もう一度使うこと。例えば中古品を購入する等して再び使用すること。
- リサイクル(再生利用): いらなくなったものから利用できるものを取り出し、資源として利用すること。

生活環境項目

水質環境基準に係る項目のうち、生活環境の保全に関するもので、pH、BOD、COD、DO、SS、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌数、全窒素、全燐、亜鉛等の項目が定められています。

ゼロ・エミッション構想

市民生活や産業活動から出る廃棄物を他の産業分野の原材料として利用することにより、廃棄物をできる限りゼロにすることを目指す構想。

総量規制

地域全体の排出総量を削減し、環境基準を達成するための規制手法で、その地域にある工場等の排出源毎に排出量を割り当て規制するものです。

北九州市には、大気汚染防止法(いおう酸化物)と水質汚濁防止法(COD、窒素含有量、りん含有量)に基づく総量規制があります。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3種の化学物質群の総称で、主として物質の燃焼のうち、燃焼ガスの不適切な温度管理により発生する有害物質です。

建築環境総合性能評価システム(CASBEE)

省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステムです。

窒素酸化物

物質の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)の形で大気中に存在します。

光化学オキシダント(Ox)の原因物質の一つです。発生源は、工場、ビル、自動車など多種多様です。

長期的評価

大気汚染に係る環境基準の適否の評価方法。二酸化いおう、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については年間にわたる日平均値の2%除外値で、二酸化窒素については年間にわたる日平均値の98%値で、微小粒子状物質については年平均値及び年間にわたる日平均値の98%値で評価を行います。

デシベル (dB)

音の強さを表す単位で、耳に感じる最小限の音圧 (20 μ Pa) を基準値として、それとの比を対数で表したものです。

デポジットゲージ

直径 30cm の大型捕集漏斗と 30 ℓ の貯水槽からできていて降下ばいじん捕集器。捕集期間は 1 カ月です。

生ごみのコンポスト化

生ごみ等の有機物を微生物等の力を使って分解し、植物に利用できる生成物 (堆肥) にすることです。

熱しやく減量

ごみを焼却した結果として残る焼却残さ中の未燃物量を重量 (%) で表したもので、焼却残さの質が分かります。熱しやく減量の少ないものほど、良好な燃焼が行われていることを表します。

熱中症特別警戒アラート (熱中症特別警戒情報)

気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に環境大臣が発表する情報です。

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機資源で化石資源を除いたもの」。代表的なものに、トウモロコシやイモ、木くず、もみがら、生ごみなどがあります。

パリ協定

2015年 (平成 27年) 11 - 12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において採択された新たな国際枠組みです。京都議定書に代わる 2020 年以降の温室効果ガス排出削減のため、歴史上はじめてすべての国が参加したもので、平均気温上昇を産業革命前から 2℃より十分低く保ち、1.5℃以下に抑える努力を追及することを目的としています。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のなかで、粒径 2.5 μ m 以下のものです。浮遊粒子状物質 (SPM) より粒径が小さく、健康に一定の影響を及ぼすとの知見があることから、中央環境審議会による答申を踏まえ、平成 21 年 9 月に環境基準が定められました。

ヒートアイランド現象

地表面の人工化 (建物、舗装等) やエネルギー消費に伴う人工排熱の増加により、都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のことをいいます。

富栄養化

人口や産業の集中に伴い陸域から河川等を通じ窒素、燐等の栄養塩類が多く流入すること。富栄養化に伴い藻類等の生物生産が盛んになりますが、閉鎖性水域では、過剰な流入により異常繁茂につながります。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質 (固体のほか液体も含む) であって、その粒径が 10 μ m 以下のものです。

有害大気汚染物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、いおう酸化物、窒素酸化物等のばい煙及びアスベスト等の特定粉じんを除く物質です。

要監視項目

水質汚濁に係る環境基準項目ではありませんが、将来、環境基準項目への移行を前提として、クロロホルム等 27 項目が選定されています。

75%値

水質汚濁に係る環境基準の適否の評価方法。調査期間内の日間平均値の全データをその値の小さなものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータをもって 75%値とします。BOD、COD では、この値で環境基準の適否を判定します。

90%値

水質汚濁に係る環境基準の適否の評価方法。調査期間内の日間平均値の全データをその値の小さなものから順に並べ、 $0.90 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータをもって 90%値とします。大腸菌数は、この値で環境基準の適否を判定します。

(アルファベット順)

BOD (Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量)

水質汚濁の度合いを表す指標のひとつ。水中の有機物(汚濁物質)が好気性微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量で、mg/l で表します。汚濁の度合いがすすむほど数値が高くなります。

COD (Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量)

水質汚濁の度合いを表す指標のひとつ。水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するとき消費される酸素量で、mg/l で表します。汚濁の度合いがすすむほど数値が高くなります。

DO (Dissolved Oxygen 溶存酸素量)

水中に溶解している酸素量。20℃、1気圧の純水中の飽和溶存酸素量は約9mg/lです。魚の生息には最低5mg/l程度が必要です。

m³_N (ノルマル立方メートル)

気体について、摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算したときに用いる容量の単位。

ND (Not Detected)

測定方法の検出限界を下回ること。

PFOS (ピーフォス)、PFOA (ピーフォア)

両物質は、有機フッ素化合物の一種で、難分解性で体内への蓄積性があります。令和2年5月に水質環境基準等の要監視項目に指定されました。

pH (水素イオン濃度指数)

酸、アルカリを示す指標。7.0が中性。これより小さい数値は酸性、大きい数値はアルカリ性を示します。

ppb (Parts Per Billion)

容積比や重量比を表す単位で、1ppbは10億分の1を表します。

ppm (Parts Per Million)

容積比や重量比を表す単位で、1ppmは100万分の1を表します。

ppmC (Parts Per Million Carbon)

炭素原子数を基準とした百万分率。例えば、プロパン(C₃H₈)の場合1ppmが3ppmCとなります。昭和51年8月の中央公害対策審議会の答申により、光化学オキシダント濃度が1時間値0.06ppm(環境基準)以下となる非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間平均値は、0.20~0.31ppmC以下との指針値が示されています。

SS (Suspended Solids 浮遊物質)

水中に懸濁し、水を汚濁させている物質。

SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)

地球規模の課題に対応するため、2015年の「国連持続可能な開発サミット」で、193の全ての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に盛り込まれた2030年の世界目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、経済、気候変動などの17分野に亘る多彩な目標と169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、最も重要なキーワード、新たなものさしとなる。

ご意見・ご感想をお聞かせください

「令和7年度版北九州市の環境」をお読みいただきありがとうございました。

作成にあたっては、できるだけわかりやすい表現をこころがけておりますが、まだまだ不十分な点もあると思います。皆様からお寄せいただいた貴重なご意見を今後の「北九州市の環境」の作成に反映させてまいりたいと考えておりますので、ご意見やご感想、お気づきの点などをお寄せいただきますようお願いいたします。

下記の事項を参考としていただき、ファクシミリ、郵送、電子メール等でお寄せください。

【あて先】

北九州市環境局総務課(政策係)

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1

電話.093-582-2173/FAX.093-582-2196

E-mail:kan-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

「令和7年度版北九州市の環境」へのご意見・ご感想

◆本書をお読みになって、どのようにお感じになりましたか？

本編について	わかりやすい	・	普通	・	わかりにくい
資料編について	わかりやすい	・	普通	・	わかりにくい
ご意見					

◆今後「充実させた方がよい」または「新たに加えた方がよい」内容がありましたか？

--

◆その他、ご意見・ご感想などございましたらお聞かせください。

--

◆ご協力ありがとうございました。さしつかえなければ、下記にもご記入ください。

性別	男・女	年齢	10歳未満・10代・20代・30代・40代・50代・60代以上			
所属等	<input type="checkbox"/> 北九州市民 <input type="checkbox"/> 市外にお住まい <input type="checkbox"/> 行政関係 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 環境NPO <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他 ()					

本編及び本編に掲載していない「ごみ処理関係データ」や「環境保全関係データ」などの資料は市ホームページ(「<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>」で「北九州市の環境」を検索)で公開しています。

